令和３年２月定例会

長崎県議会会議録

長崎県議会

令和３年２月定例会

令和３年２月定例会日程表（結果）

月　日	曜	内　　容　　等	備　　考
２．２４	水	**本会議**（議案上程） （開会、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、各特別委員長報告、意見書上程、質疑・討論、採決、発議第198号乃至発議第200号一括上程、質疑・討論、採決、常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長選任、特別委員会設置の件、特別委員会委員及び正副委員長選任、有明海自動車航送船組合議会議員選挙、長崎県病院企業団議会議員選挙、議案一括上程（第2号議案乃至第93号議案）、知事議案説明、委員会付託〔第26号議案、第64号議案及び第75号議案乃至第77号議案並びに第92号議案〕、散会） 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）・概要説明	質問通告締切
２５	木	常任委員会（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）・概要説明 予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済〕	
２６	金	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 **本会議**（開議、予算決算委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、散会） 予算決算委員会（概要説明）	質問通告内容事前調整期限
２７	土		
２８	日		
３．　１	月	（議案調査）	請願受付締切
２	火	**本会議**（開議、一般質問、散会）	予算総括質疑通告締切
３	水	**本会議**（開議、一般質問、散会） 議会運営委員会	陳情受付締切
４	木	**本会議**（開議、一般質問、第94号議案上程、知事議案説明、議案委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
５	金	（議案調査）	
６	土		
７	日		
８	月	予算決算委員会（総括質疑）	
９	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済〕	

１０	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、環境生活建設、農水経済〕 常任委員会〔文教厚生〕	
１１	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済〕	
１２	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務、環境生活建設〕 常任委員会〔文教厚生〕	
１３	土		
１４	日		
１５	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔環境生活建設〕	
１６	火	観光・ＩＲ・新幹線対策特別委員会 離島・半島地域振興特別委員会	
１７	水	予算決算委員会（分科会長報告・採決） 議会運営委員会	
１８	木	新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会	
１９	金	**本会議**（議案採決） （開議、第95号議案上程、知事議案説明、第95号議案、質疑・討論、採決、第73号議案、第74号議案及び第93号議案、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、発議第201号上程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）	

（会期　２４日間）

目　　次

第１日目（２月２４日）本会議（議案上程）

一、議事日程 …… 1
一、出席議員 …… 2
一、欠席議員 …… 2
一、説明のため出席した者 …… 2
一、開　　会 …… 3
一、新任の幹部職員紹介 …… 3
一、会期の決定 …… 3
一、会議録署名議員指名 …… 3
一、議長報告 …… 3
一、各特別委員会委員長の報告（付議事件の調査に関する経過報告） …… 3
一、離島・半島地域振興特別委員長報告 …… 3
一、観光振興・交通対策特別委員長報告 …… 5
一、人口減少・雇用対策特別委員長報告 …… 6
一、各特別委員会から、知事あて、意見書提出方の動議・提出 …… 8
一、上記・離島・半島地域振興特別委員会より、「離島・半島地域の振興対策について」・動議提出 …… 8
一、上記・動議・可決 …… 8
一、上記・観光振興・交通対策特別委員会より、「観光振興及び交通対策について」・動議提出 …… 8
一、上記について、質疑・討論 …… 8
一、堀江ひとみ議員、上記について、反対討論 …… 8
一、前田哲也議員、上記について、賛成討論 …… 9
一、上記・動議・可決 …… 10
一、上記・人口減少・雇用対策特別委員会より、「人口減少・雇用対策について」・動議提出 …… 10
一、上記・動議・可決 …… 10
一、議会運営委員会より、発議第198号「長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案」、発議第199号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案」、発議第200号「長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部改正する条例案」・一括提出 …… 10
一、上記、発議第198号、発議第199号及び発議第200号・原案可決 …… 11
一、常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の選任・決定 …… 11
一、「離島・半島地域振興特別委員会」、「観光・ＩＲ・新幹線対策特別委員会」、「新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会」、設置・決定 …… 11
一、特別委員会の付議事件等一覧表・決定 …… 11
一、各特別委員会委員並びに正副委員長の選任・決定 …… 11
一、有明海自動車航送船組合議会議員選挙（指名推選） …… 11
一、上記、当選・徳永達也議員、深堀ひろし議員、宅島寿一議員、中村一三議員 …… 12

一、長崎県病院企業団議会議員選挙 …… 12
一、上記、当選・中島浩介議員、近藤智昭議員 …… 13
一、議案一括上程（第２号議案乃至第 93 号議案） …… 13
一、上記・知事議案説明 …… 13
一、上記・上程議案のうち、第26号議案、第64号議案及び第75号議案乃至第77号議案、
並びに第92号議案・予算決算委員会に付託 …… 27
一、散　　会 …… 27

予算決算委員会
議会運営委員会
常任委員会（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）・概要説明）

第２日目（２月２５日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）〔総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済〕

第３日目（２月２６日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）
議会運営委員会
本会議

一、議事日程 …… 29
一、出席議員 …… 30
一、欠席議員 …… 30
一、説明のため出席した者 …… 30
一、開　　議 …… 31

△委員長報告

一、予算決算委員長報告 …… 31
一、第26号議案、第64号議案及び第75号議案乃至第77号議案、並びに第92号議案・原案
可決 …… 32
一、散　　会 …… 32

予算決算委員会（概要説明）

第４日目（２月２７日）
第５日目（２月２８日）
第６日目（３月　１日）（議案調査）
第７日目（３月　２日）本会議

一、議事日程 …… 33
一、出席議員 …… 34
一、欠席議員 …… 34
一、説明のため出席した者 …… 34
一、開　　議 …… 35

△県政一般に対する質問

一、坂本智徳議員質問 …… 35
・令和3年度当初予算案について …… 35
（令和3年度当初予算編成に当たっての基本方針について、どのような考えで取り組んだのか） …… 36
（財政の現状認識と今後の財政運営について） …… 36
・新型コロナウイルス感染症対策について …… 36
（医療従事者の接種は、どのような体制で、いつから実施しようとしているのか） …… 36
・九州新幹線西九州ルートの整備促進について …… 36
（全線フル規格実現に向けた現状と今後の取組について） …… 37
・特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について …… 37
（現時点における事業者選定の進捗状況と今後の見通しについて） …… 37
（ＩＲ事業者からの納付金の活用方法を県民の皆さんへお知らせしてはどうか） …… 37
・石木ダムの整備について …… 37
（令和2年度内に、ダム本体工事の一部に着手したいと発言されているが、今後、どのように工事を進めていくのか、考えをお聞きしたい） …… 37
・陶磁器産業の振興について …… 37
（波佐見焼の振興について、県では具体的にどのように取り組んできたのか） …… 38
・文化・芸術の振興について（「雨森芳洲」と「玄徳潤」について） …… 38
（今後の日韓交流を促進するため、「玄徳潤」と「雨森芳洲」の二人に光を当てるべきではないか） …… 38
・離島地域の振興について（国境離島の振興について） …… 38
（有人国境離島法に基づく施策のこれまでの成果と課題、令和3年度の県の主な取組について） …… 38
・水産業振興について …… 38
（新型コロナウイルス感染症に関連し、魚価低迷や漁協に対して、どのような対応を行っていく考えなのか） …… 39
（昨年8月に他県沖合底びき網漁船が、アカムツを大量漁獲し、船上に揚げきれず流出させた事故について、県の見解を） …… 39
・林業振興について …… 39
（林業の担い手確保について、どのように取り組んでいくのか） …… 39
・建設業について …… 39
（県では、コロナ禍において建設業の担い手確保にどのように取り組んでいるのか） …… 40
・離島航路・航空路対策について …… 40
（新型コロナウイルス感染症の影響が長引いている現状を受け、離島の航路・航空路維持のために、今回、どのような支援を行おうとしているのか） …… 40
・対馬における特別支援教育の充実について …… 40
知事答弁 …… 40
企画部長答弁 …… 43
産業労働部長答弁 …… 43
文化観光国際部政策監答弁 …… 44

地域振興部政策監答弁 …… 44
水産部長答弁 …… 44
農林部長答弁 …… 45
土木部長答弁 …… 45
地域振興部長答弁 …… 45
坂本智徳議員質問 …… 46
・対馬における特別支援教育の充実について …… 46
（対馬市における特別支援学校の小・中学部の分教室の設置要望に対する県教育委員会の考えについて） …… 46
教育委員会教育長答弁 …… 46
坂本智徳議員質問 …… 46
・高齢者をはじめとする住民接種については、市町において接種体制の検討が進められていると思うが、多くの離島を抱える本県においては、どのような課題があるのか …… 47
福祉保健部長答弁 …… 47
坂本智徳議員質問 …… 47
・労働者が職を失うということは、地域にとっても大きな問題と考えるが、現在、県内においては新型コロナウイルスの影響による解雇者はどれだけ発生しているのか。また、県は雇用対策として、どのような取組を進めているのか …… 47
産業労働部長答弁 …… 47
坂本智徳議員質問 …… 48
・陶芸技術にかかる県指定の無形文化財保持者の指定状況はどうなっているのか …… 48
教育委員会教育長答弁 …… 48
坂本智徳議員発言 …… 48
・水産業の振興について …… 48
一、休　　憩…… 49
一、再　　開…… 49
一、中島廣義議員質問…… 49
・令和3年度当初予算案について …… 49
（令和3年度当初予算について、どのような思いや決意を持って編成したのか） …… 49
・人口減少対策について（県外大学生のＵターン就職について） …… 49
（県外大学へ進学した本県出身学生の令和元年度におけるＵターン就職者数の実績について） …… 50
（本県出身学生のＵターン就職者数を増加させる対策について） …… 50
・少子化対策について …… 50
（これまでの結婚支援の取組に加えて、来年度どのように取り組んでいくのか） …… 50
・地場企業の維持について（事業承継、雇用調整助成金） …… 50
（事業承継にかかるこれまでの県の取組と今後の取組について） …… 50
・雇用調整助成金が県内でどれだけ活用されているのか。また、特例措置が縮小された場合、県はどのように対応するのか …… 51
・移住対策について …… 51

（移住実績について、ＵＩターン別の移住先、移住前住所、年齢、移住後の職業、さらに定住率がどうなっているのか） …… 51
（移住実績の結果を受け、新年度はどのような取組を進めていこうとしているのか） …… 51
・新型コロナウイルス感染症対策について …… 51
（今回のワクチン接種について、今後どのようなスケジュールで行われようとしているのか） …… 51
・九州新幹線西九州ルートの整備促進について …… 51
（開業からフル規格までの開業効果について） …… 52
・石木ダムの整備推進について …… 52
（反対住民との話し合いを実現させるため、具体的にどのように取り組んでいくのか） … 52
・県庁舎跡地活用の検討状況について …… 52
（県庁舎跡地活用の検討状況と今後のスケジュールについて） …… 52
・農林業振興対策について（産地振興対策） …… 53
（林業に関する各種施策目標の進捗状況について） …… 53
（本県農林業について、所得を確保し、若者に選ばれる魅力ある産業とするために、県としてどのように取り組むのか） …… 53
・集落維持対策 …… 53
（県として、集落の維持･活性化に向けて、どのように取り組むのか） …… 53
・道路整備について …… 53
（東彼杵道路の進捗状況について） …… 53
・波佐見焼の振興について …… 53
（産地の声を受けて、これまでの具体的な対応と今後の方針について） …… 53
知事答弁 …… 54
産業労働部政策監答弁 …… 55
こども政策局長答弁 …… 56
産業労働部長答弁 …… 56
地域振興部長答弁 …… 57
農林部長答弁 …… 58
土木部長答弁 …… 59
中島廣義議員質問 …… 59
・県外への進学者のＵターン就職実績はまだまだ少ないと思っており、その理由や学生の意向を踏まえながら、対策を講じる必要があると考えているため、Ｕターン就職者数が少ない理由と対策について …… 59
産業労働部政策監答弁 …… 60
中島廣義議員質問 …… 60
・移住の問題について（各都道府県における本県からの移住者数の把握について） …… 60
地域振興部長答弁 …… 60
中島廣義議員質問 …… 60
・喫緊の人口移動の状況について（転出超過について） …… 60
企画部長答弁 …… 60

中島廣義議員質問 …… 61
・一人の子どもが中学、高校、大学を卒業するまでに、それぞれ幾らぐらいの費用が必要となるのか …… 61
こども政策局長答弁 …… 61
中島廣義議員発言 …… 61
一、休　　憩…… 62
一、再　　開…… 62
一、山口初實議員質問…… 62
・新型コロナウイルス感染症対策について（ワクチン接種について） …… 62
（接種の意義、安全性、接種順位、スケジュール） …… 62
知事答弁 …… 63
山口初實議員質問 …… 64
・接種方法、接種体制について …… 64
福祉保健部長答弁 …… 64
山口初實議員質問 …… 64
・冷凍保存設備等機材の整備について …… 64
福祉保健部長答弁 …… 64
山口初實議員質問 …… 65
福祉保健部長答弁 …… 65
山口初實議員質問 …… 65
・交通弱者、妊婦対策、全県民いつまでに終了予定か …… 65
福祉保健部長答弁 …… 65
山口初實議員質問 …… 65
福祉保健部長答弁 …… 65
山口初實議員質問 …… 65
・検査体制の充実 …… 65
（プール検査法、抗原簡易検査キットについて） …… 65
福祉保健部長答弁 …… 66
山口初實議員質問 …… 66
・経済対策について …… 66
（持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、全国知事会の要請について） …… 66
産業労働部長答弁 …… 66
山口初實議員質問 …… 67
・「第4波」に備えた事業規模に応じた協力金制度の検討について …… 67
総務部長答弁 …… 67
山口初實議員質問 …… 67
・ワクチン開発について …… 67
福祉保健部長答弁 …… 67
山口初實議員質問 …… 68
・脱炭素社会に向けて（県庁ＥＭＳについて） …… 68

（取り組み状況と成果について） …… 68
県民生活環境部長答弁 …… 68
山口初實議員質問 …… 69
・潮流発電について …… 69
（具体的な進捗状況について） …… 69
産業労働部長答弁 …… 69
山口初實議員質問 …… 69
・外国人技術者のコロナ感染症対策は …… 69
産業労働部長答弁 …… 69
山口初實議員質問 …… 70
・洋上風力発電について …… 70
（洋上風力発電ゾーニング導入可能性検討事業） …… 70
産業労働部長答弁 …… 70
山口初實議員質問 …… 70
・再エネ海域利用法にかかる設置予定地元漁協や海運関係者の同意について …… 70
産業労働部長答弁 …… 71
山口初實議員質問 …… 71
・県有車のエコカーへの転換について …… 71
（考え方と更新スケジュールについて） …… 71
総務部長答弁 …… 71
山口初實議員質問 …… 71
・脱炭素社会をどうデザインするか …… 71
（低炭素から脱炭素へ） …… 71
県民生活環境部長答弁 …… 71
山口初實議員質問 …… 72
・国道207号佐瀬拡幅の延伸について（改良・拡幅工事の現状と今後の見通しについて） … 72
（多良見町越首～崎辺田間の完成見通しは） …… 72
土木部長答弁 …… 72
山口初實議員質問 …… 73
・未改良の崎辺田～長与町塩床間の未整備区間の早期整備促進について …… 73
土木部長答弁 …… 73
山口初實議員質問 …… 73
・県の活性化策として、大村湾沿岸道路の整備による利用価値向上について …… 73
知事答弁 …… 74
山口初實議員質問 …… 74
・教育の充実について（教科担任制について） …… 74
（県としての基本的な考えは） …… 74
教育委員会教育長答弁 …… 74
山口初實議員質問 …… 75
・ＧＩＧＡスクール構想について …… 75

（基本的な考え、県内の進捗状況は） …… 75
教育委員会教育長答弁 …… 75
山口初實議員質問 …… 75
・タブレットＰＣの持ち帰り（通信速度などのネットワークの増強は） …… 75
教育委員会教育長答弁 …… 75
山口初實議員質問 …… 76
・教職員の技術的な対応は十分か …… 76
教育委員会教育長答弁 …… 76
山口初實議員質問 …… 76
・デジタル教科書、電子黒板について …… 76
教育委員会教育長答弁 …… 76
山口初實議員質問 …… 76
・35人学級について …… 76
（35人学級のねらいは） …… 76
（県内小中学校における36人以上の学級の状況について） …… 76
（教職員の配置について） …… 76
教育委員会教育長答弁 …… 77
山口初實議員質問 …… 77
・佐世保重工業、新造船の休止について …… 77
産業労働部長答弁 …… 77
山口初實議員発言 …… 78
一、休　　憩…… 78
一、再　　開…… 78
一、山下博史議員質問…… 78
・新型コロナウイルス感染症の現状と対策について（現状認識について） …… 78
（本県の最新の感染状況の認識と今後の感染拡大に備えた医療提供体制の考え方について） …… 79
（営業時間短縮要請は、なぜ飲食店だけに絞り、20時までとしたのか） …… 79
（時短要請に応じた店舗はどの程度あるのか。また、時短要請の効果はどの程度あったと考えるのか） …… 79
（時短要請等に伴い、大きな影響が生じた事業者への給付金を支給することにした理由は） …… 79
・経済・雇用への影響と産業振興対策について …… 79
（新型コロナの県内事業者への影響について、県はどのような認識か） …… 80
（新型コロナの影響を受けた県内事業者に対して、今後どのような振興策を講じていくのか） …… 80
・＃7119長崎県救急安心センターの設置について …… 80
（＃7119救急安心センターを本県でも設置すべき） …… 80
・Society5.0の推進について（令和3年度における取組について） …… 80
（令和3年度において、Society5.0推進に当たって、県民に対してどのように周知して

いこうとされているのか） …… 81
・市町との連携体制について …… 81
（今後、どのように市町と連携し、Society5.0の実現を目指していこうとされているのか） …… 81
・漁業振興について（今後の漁場整備計画について） …… 81
（これまでの漁場整備をどのように評価し、今後にどのように活かすのか） …… 81
・防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策について（河川行政の取り組みについて） …… 81
（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の河川行政の取組みについて） …… 82
・西九州自動車道の整備について …… 82
（5か年加速化対策に伴う西九州自動車道の進捗状況と整備促進に向けた県の取組について） …… 82
・教育行政について（教員採用選考試験について） …… 82
（本県における全国最下位の教員採用試験倍率に対する認識と、採用試験の受験者を増加させるために、どのような対策を考えているのか） …… 82
・若手教員の研修について …… 82
（若手教員の研修をどのように実施していくのか） …… 82
・子育て支援について（保育の環境整備について） …… 82
（来年度以降も待機児童ゼロを達成するために、どのように取り組まれていくのか） …… 83
・警察行政について（佐世保警察署の移転・建替及び統合について） …… 83
（佐世保警察署の移転・建て替えと統合に係る取組は） …… 83
知事答弁 …… 84
総務部長答弁 …… 84
産業労働部長答弁 …… 85
危機管理監答弁 …… 86
企画部長答弁 …… 86
水産部長答弁 …… 87
土木部長答弁 …… 87
教育委員会教育長答弁 …… 88
こども政策局長答弁 …… 88
警察本部長答弁 …… 89
山下博史議員質問 …… 89
・県民の皆様にもできるだけ接種してほしいというメッセージとして、知事にもワクチンを接種してほしい。知事はワクチンを接種するのかどうか。接種するなら、どのタイミングで行うのか …… 89
知事答弁 …… 90
山下博史議員発言 …… 90
一、散　　会 …… 90

第８日目（３月３日）議会運営委員会

本会議

一、議事日程 …… 91

一、出席議員 …… 92
一、説明のため出席した者 …… 92
一、開　　議 …… 93

△県政一般に対する質問

一、石本政弘議員質問 …… 93
・九州・長崎ＩＲの整備推進について …… 93
（ＩＲ誘致にかかる知事の決意について） …… 93
知事答弁 …… 94
石本政弘議員質問 …… 94
・事業の進捗状況と今後の進め方について …… 94
企画部長答弁 …… 94
石本政弘議員質問 …… 95
・本県並びに県北地域への経済波及効果について …… 95
企画部長答弁 …… 95
石本政弘議員質問 …… 96
・周辺の交通環境改善並びに交通インフラの整備について …… 96
企画部長答弁 …… 96
石本政弘議員質問 …… 97
・東彼杵道路の早期整備について …… 97
知事答弁 …… 97
石本政弘議員質問 …… 97
・農業振興について（農山村集落に人を呼び込み、定着させる仕組みづくりについて） … 97
（人を呼び込む具体的な取り組みについて） …… 97
農林部長答弁 …… 98
石本政弘議員質問 …… 98
・モデル集落での取り組み状況について …… 98
農林部長答弁 …… 98
石本政弘議員質問 …… 98
・農山村集落で稼ぐ仕組みづくりについて …… 98
農林部長答弁 …… 98
石本政弘議員質問 …… 99
・産地に担い手を呼び込み、定着させるための仕組みづくりについて …… 99
（農業担い手の確保について） …… 99
農林部長答弁 …… 99
石本政弘議員質問 …… 99
・施設園芸品目で稼ぐ担い手育成について …… 99
農林部長答弁 …… 100
石本政弘議員質問 …… 100

・新型コロナウイルス感染症対策について …… 100
（感染者拡大防止対策について） …… 100
福祉保健部長答弁 …… 100
石本政弘議員質問 …… 101
・医療体制の強化について …… 101
福祉保健部長答弁 …… 101
石本政弘議員質問 …… 101
・保健所体制の強化について …… 101
福祉保健部長答弁 …… 102
石本政弘議員質問 …… 102
・ワクチン接種のスケジュールについて …… 102
福祉保健部長答弁 …… 102
石本政弘議員質問 …… 102
・コロナ禍における雇用の現状と対策について …… 102
（非正規雇用の現状と対策について） …… 102
産業労働部長答弁 …… 103
石本政弘議員質問 …… 103
・ひとり親世帯など子どもの貧困対策について …… 103
こども政策局長答弁 …… 104
石本政弘議員質問 …… 104
・鷹島水中遺跡について …… 104
（鷹島への水中考古学調査研究機関の誘致について） …… 104
教育委員会教育長答弁 …… 105
石本政弘議員質問 …… 105
・木製いかり引き揚げにかかる財政支援について …… 105
教育委員会教育長答弁 …… 105
石本政弘議員質問 …… 105
・元寇ゆかりの自治体等と連携した観光振興について …… 106
文化観光国際部長答弁 …… 106
石本政弘議員質問 …… 106
・コロナ対策における保健所の体制強化について …… 106
福祉保健部長答弁 …… 107
石本政弘議員発言 …… 107
一、休　　憩 …… 107
一、再　　開 …… 107
一、下条博文議員質問 …… 107
・新型コロナウイルス対策について …… 107
（県の組織体制について） …… 107
知事答弁 …… 108
下条博文議員質問 …… 108

・「第4波」に向けた対策（検査体制と医療支援体制の整備） …… 108
福祉保健部長答弁 …… 109
下条博文議員質問 …… 109
福祉保健部長答弁 …… 109
下条博文議員質問 …… 109
福祉保健部長答弁 …… 110
下条博文議員質問 …… 110
・ワクチン接種（市町との連携） …… 110
福祉保健部長答弁 …… 110
下条博文議員質問 …… 111
・効果的な情報発信 …… 111
福祉保健部長答弁 …… 111
下条博文議員質問 …… 111
・Ｎ－ＣＨＡＴ さらなる強化 …… 112
福祉保健部長答弁 …… 112
下条博文議員質問 …… 112
・コロナ禍で影響を受けた不本意非正規雇用に対する支援 …… 113
産業労働部長答弁 …… 113
下条博文議員質問 …… 113
・行政のデジタル化推進について …… 114
（行政サービスのデジタル化、効率化へ向けた知事の姿勢） …… 114
知事答弁 …… 114
下条博文議員質問 …… 114
・行政デジタル化推進のための体制強化 …… 114
総務部長答弁 …… 114
下条博文議員質問 …… 115
知事答弁 …… 115
下条博文議員質問 …… 115
・教育のデジタル化推進について …… 116
（本年度から始まる小中学校におけるＧＩＧＡスクール構想） …… 116
教育委員会教育長答弁 …… 116
下条博文議員質問 …… 116
・西彼杵道路の整備状況について …… 117
（「西彼杵道路」大串～日並間の早期整備） …… 117
土木部長答弁 …… 117
下条博文議員質問 …… 117
・長崎県地方機関の再編について …… 117
（県北地域再編の総括） …… 117
総務部長答弁 …… 117
下条博文議員質問 …… 118

・県南地域再編の取組み …… 118
総務部長答弁 …… 118
下条博文議員質問 …… 118
・長崎県観光振興基本計画について …… 119
（コロナを踏まえたマイクロツーリズムの促進） …… 119
文化観光国際部長答弁 …… 119
下条博文議員質問 …… 119
文化観光国際部長答弁 …… 120
下条博文議員質問 …… 120
文化観光国際部長答弁 …… 120
下条博文議員質問 …… 121
・スタジアムシティプロジェクトについて …… 121
文化観光国際部長答弁 …… 121
下条博文議員発言 …… 121
一、休　　憩 …… 122
一、再　　開 …… 122
一、中島浩介議員質問 …… 122
・島原半島の道路整備について（島原半島幹線道路網の建設・整備について） …… 122
（地域高規格道路島原道路の整備について、現在までの進捗状況と今後の見通しについて） …… 122
土木部長答弁 …… 122
中島浩介議員質問 …… 123
・出平有明バイパスについて …… 123
土木部長答弁 …… 123
中島浩介議員質問 …… 123
・深江町から口之津間の整備について …… 123
知事答弁 …… 123
中島浩介議員質問 …… 123
・人材確保について（県外からの人材確保について） …… 123
（オンラインＵＩＪターン企業面談会の取組について） …… 123
産業労働部長答弁 …… 124
中島浩介議員質問 …… 124
産業労働部長答弁 …… 124
中島浩介議員質問 …… 124
・農林水産業の人材確保について …… 124
（外国人の就業について） …… 124
農林部長答弁 …… 124
水産部長答弁 …… 125
中島浩介議員質問 …… 125
・国内での人材確保について …… 125

農林部長答弁 …… 126
水産部長答弁 …… 126
中島浩介議員質問 …… 126
・県における多様な人材確保について …… 126
（県庁における採用方法の見直し及び外部人材の登用について） …… 126
総務部長答弁 …… 126
中島浩介議員質問 …… 127
総務部長答弁 …… 127
中島浩介議員質問 …… 127
・教育振興について（県立高校の取り組みについて） …… 127
（部活動指導員の配置について） …… 127
教育委員会教育長答弁 …… 127
中島浩介議員質問 …… 128
教育委員会教育長答弁 …… 128
中島浩介議員質問 …… 128
教育委員会教育長答弁 …… 128
中島浩介議員質問 …… 128
・公共事業について（公共工事の円滑な執行について） …… 128
（今年度の不調・不落の状況や建設資材、建設労働者の逼迫状況はどのようになっているのか） …… 128
土木部長答弁 …… 129
中島浩介議員質問 …… 129
土木部長答弁 …… 129
中島浩介議員質問 …… 129
・新型コロナ感染症対策について（感染症対策の支援について） …… 129
（これまでの事業者向けの感染症対策の予算執行と、特に影響の大きいサービス産業への今後の取り組みについて） …… 129
産業労働部長答弁 …… 130
中島浩介議員質問 …… 130
産業労働部長答弁 …… 130
中島浩介議員質問 …… 130
産業労働部長答弁 …… 130
中島浩介議員質問 …… 130
・地域振興について（長崎県地方機関再編について） …… 131
（再編に関する問題点について） …… 131
総務部長答弁 …… 131
中島浩介議員質問 …… 131
総務部長答弁 …… 131
中島浩介議員質問 …… 131
総務部長答弁 …… 131

中島浩介議員質問 …… 132
総務部長答弁 …… 132
中島浩介議員質問 …… 132
・ポストコロナを見据えた環境整備対策について（ＤＸ〔デジタルトランスフォーメーション〕の促進について） …… 132
（県内企業への周知について） …… 132
産業労働部長答弁 …… 133
中島浩介議員質問 …… 133
・県内企業への支援について …… 133
産業労働部長答弁 …… 133
中島浩介議員質問 …… 134
産業労働部長答弁 …… 134
中島浩介議員質問 …… 134
・交通安全について（高齢者の免許返納について） …… 134
（高齢者の免許返納に対する取り組みについて） …… 134
警察本部長答弁 …… 134
中島浩介議員質問 …… 134
警察本部長答弁 …… 135
中島浩介議員発言 …… 135
一、休　　憩 …… 135
一、再　　開 …… 135
一、坂本　浩議員質問 …… 135
・核兵器廃絶及び被爆者支援へ向けた取り組みについて（核兵器禁止条約が発効した意義と今後の課題） …… 135
（条約発効により核兵器は違法となり、被爆地はその規範を広めていく役割があると考えるが、被爆県としての認識はどうか） …… 135
知事答弁 …… 136
坂本　浩議員質問 …… 136
・日本政府に対し、条約への参加または締約国会議へのオブザーバー参加を求める考えはないか …… 136
知事答弁 …… 137
坂本　浩議員質問 …… 137
知事答弁 …… 138
坂本　浩議員質問 …… 138
・被爆体験者問題の解決へ向けた姿勢と取り組み …… 138
（高齢化する被爆体験者にどのように寄り添おうとしているのか） …… 138
福祉保健部長答弁 …… 139
坂本　浩議員質問 …… 139
・長崎市と歩調をあわせ、被爆地域是正を国に要望する考えはないか …… 139
福祉保健部長答弁 …… 139

坂本　浩議員質問 …… 140
・コロナ禍における社会的弱者への支援体制について（コロナ禍で顕在化してきた課題の共有と支援体制の構築について） …… 140
（高齢者、障がい者、生活困窮者、女性や子どもをめぐる様々な課題が顕在化してきている。政府も「対策室」を設置した。部局横断で現状認識を共有できているか） …… 140
福祉保健部長答弁 …… 140
坂本　浩議員質問 …… 141
・市町や事業者、支援団体等と連携・調整のうえ積極的なアウトリーチが必要だと考える。そうした支援体制が構築されているか …… 141
福祉保健部長答弁 …… 141
坂本　浩議員質問 …… 141
福祉保健部長答弁 …… 142
坂本　浩議員質問 …… 142
・在宅介護を受けている高齢者への支援について …… 142
（介護者がコロナ感染し濃厚接触者となった独居高齢者の孤立を防ぐための仕組みづくりが必要ではないか） …… 142
福祉保健部長答弁 …… 142
坂本　浩議員質問 …… 143
・介護従事者へのワクチン接種は高齢者と同時期にすべきと考えるが、県の考えは …… 143
福祉保健部長答弁 …… 143
坂本　浩議員質問 …… 143
・聴覚・視覚障がい者の孤立を防ぐための支援について …… 143
（当事者がコロナ感染や濃厚接触者となった場合の支援はどうするのか） …… 143
福祉保健部長答弁 …… 143
坂本　浩議員質問 …… 144
・生活に必要な手話通訳、触手話、指点字、ガイドヘルパー派遣（同行援護）などの支援措置がコロナ禍において対応できるのか、現状と課題は …… 144
福祉保健部長答弁 …… 144
坂本　浩議員質問 …… 144
・子どもの未来のための職場体制の確立について（教職員の働き方改革の取り組み） …… 144
（勤務時間の上限方針にもとづく時間外労働の実態はどうか） …… 145
教育委員会教育長答弁 …… 145
坂本　浩議員質問 …… 145
・大胆な業務削減、客観的な勤務時間管理の徹底、県民向けの周知方法は検討されているか …… 145
教育委員会教育長答弁 …… 145
坂本　浩議員質問 …… 146
・昨年3月の学校一斉休業について …… 146
（国から突然の要請を受けた昨年3月の一斉休校は、子どもたちや保護者、学校現場をはじめ、社会的に大きな混乱を招いた。今後の休校に関する考え方は） …… 146

教育委員会教育長答弁 …… 146
坂本　浩議員質問 …… 147
・児童相談所の人員体制強化の取り組み …… 147
（児童虐待相談対応について、職員の負担軽減のため、業務見直しなど、どのような取組を行っているのか） …… 147
こども政策局長答弁 …… 147
坂本　浩議員質問 …… 147
・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の一年前倒しにもとづく、計画的かつ適正な人員配置はどうなっているか …… 147
福祉保健部長答弁 …… 147
坂本　浩議員質問 …… 148
・大型事業をめぐる認識と課題について（石木ダム建設事業について） …… 148
（反対地権者との話し合いの進め方について） …… 148
知事答弁 …… 148
坂本　浩議員質問 …… 148
知事答弁 …… 149
坂本　浩議員質問 …… 149
・行政代執行は中村県政の汚点となりかねず、執行すべきではないと考えるが、認識はどうか …… 149
・カジノを含むＩＲ・統合型リゾート施設の誘致について …… 149
（大型のＭＩＣＥ施設が県内2か所に開業することで集客分散の危惧はないか） …… 149
（カジノがＩＲの収益のエンジンとの認識はあるか） …… 149
企画部長答弁 …… 149
坂本　浩議員質問 …… 150
・県庁跡地の活用について …… 150
（県民、市民の関心や意識を喚起するために、この場所についての情報発信を活発化することが必要であるが、発信の内容や方法などの考え方はあるか） …… 150
地域振興部長答弁 …… 150
一、散　　会 …… 150

議会運営委員会

第９日目（３月４日）本会議
一、議事日程 …… 151
一、出席議員 …… 152
一、説明のため出席した者 …… 152
一、開　　議 …… 153

△県政一般に対する質問

一、北村貴寿議員質問 …… 153
・福祉保健行政について（コロナ禍における受診控え対策について） …… 153

（県は受信控え対策にどう取り組むのか） …… 153
・コロナ禍における応援職員制度について …… 154
（これまでの応援職員派遣の実績や課題、また、それらを踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか） …… 154
・介護人材の確保について …… 154
（ベトナムの大学からの介護人材受入れに関する進捗状況と、外国人介護人材の受入れに今後どのように取り組むのか） …… 154
・手話通訳者の現状と課題について …… 154
（手話通訳者の現状と課題について、県はどのように認識し、対応しているのか） …… 154
・骨髄ドナー支援制度の導入について …… 154
（市町での支援制度創設の状況及び今後のドナー登録者確保対策について、県の見解は） … 155
・子育て行政について（日本版ネウボラの取組について） …… 155
（保育士が抱える課題に対し、市町では具体的にどのように対応しているのか。また、県内の設置状況はどうなっているのか。県として、どのように市町を支援していくのか） … 155
・子どもの貧困対策について …… 155
（市町が実施する支援対象児童等見守り強化事業について、事業化の状況はどうか。また、県として来年度はどのように取り組むのか） …… 156
・ひとり親世帯の支援について …… 156
（面会交流支援モデル事業に、県として、どのように考え、取り組んでいくのか） …… 156
・男性の家事・育児等への参加（育児休業の取得率について） …… 156
（男性職員の育児休業の取得率並びに取得率向上に向けた取組） …… 156
・意識啓発について …… 156
（男性の家事育児への参加を促進するための今後の県の取組は） …… 156
・教育行政について（教職員の働き方改革について） …… 156
（教職員の業務負担軽減に向けた県教育委員会の現在の取組について） …… 157
（さらに業務削減を進めるための今後の取組について） …… 157
・ＧＩＧＡスクール構想における私立高校の支援について …… 157
（県内私立高校における「一人一台ＰＣ」の整備見込みについて、県はどのように認識し、今後、どのように支援していくのか。また、その活用をどのように支援していくのか） …… 157
・中小企業への支援について（事業承継支援について） …… 157
（事業承継加速化補助金の今年度の実績及び同補助制度の継続と拡充について） …… 158
・資金繰り支援について …… 158
（国の劣後ローン制度が県内中小企業者に広く活用されるよう、県としても取り組むことが重要だと思うが、県の考えは） …… 158
・加工食品の高付加価値化について …… 158
（加工食品の高付加価値実現に向けて、どのような運営体制で、どういった支援を行っていくのか） …… 158
（売れる商品づくりのためには、各種専門的な視点が必要ではないか） …… 158
・若者の早期離職対策について …… 158

（本県の若者の就職後3年以内の離職率が全国平均を上回る中、若者の早期離職の現状について、県の課題認識とその対策は） …… 158
・防災情報の視認性向上について …… 158
（より効果的な避難情報の提供に向け、視認性、操作性の高いスマートフォン版ＮＡＫＳＳを構築する必要が急務と思うが、県の考え方について） …… 159
知事答弁 …… 159
福祉保健部長答弁 …… 159
こども政策局長答弁 …… 161
総務部長答弁 …… 162
県民生活環境部長答弁 …… 162
教育委員会教育長答弁 …… 163
産業労働部長答弁 …… 163
土木部長答弁 …… 165
北村貴寿議員質問 …… 165
・河川砂防情報システム（ＮＡＫＳＳ）のスマートフォン化について …… 165
土木部長答弁 …… 165
北村貴寿議員質問 …… 165
・骨髄ドナー支援制度の導入について …… 166
福祉保健部長答弁 …… 166
北村貴寿議員質問 …… 166
福祉保健部長答弁 …… 166
北村貴寿議員質問 …… 166
知事答弁 …… 167
北村貴寿議員質問 …… 167
・アクションプランについて …… 167
教育委員会教育長答弁 …… 167
一、休　　憩 …… 168
一、再　　開 …… 168
一、宅島寿一議員質問 …… 168
・2025年の長崎県の姿について …… 168
（2025年の長崎県の姿をどのように描いて目指しているのか） …… 168
・産業労働行政について（コロナ禍の影響を受けた県内中小企業への支援について） …… 169
（休業要請協力金、新しい生活様式対応支援補助金、緊急資金繰り支援資金の支援件数及び金額などの実績は） …… 169
（中小企業の資金繰り支援について、県として今後どのように取り組もうとしているのか） …… 169
・若者の県内就職について …… 169
（県内大学生の県内就職率向上に向けた来年度の取組について） …… 169
（奨学金返済アシスト事業の本年度の企業からの寄附の状況について） …… 169
（寄附を獲得するための今年度の新たな取組について） …… 170

・土木行政について（防災・減災、国土強靱化について） …… 170
（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算を活用して、道路整備や老朽化対策にいかに取り組まれていくか） …… 170
・愛野小浜バイパスについて …… 170
（愛野小浜バイパスの事業化に向けた県の取組について） …… 170
・農林水産行政について（農業振興について） …… 170
（令和3年度の国の農業農村整備事業の予算状況と県の予算確保に向けた取り組み状況について） …… 170
（農地の基盤整備事業の前後を比較して地区全体の農業産出額がどのように変わったのか） …… 171
・露地野菜におけるスマート農業の取組について …… 171
（雲仙ブロッコリー部会のスマート農業の取組状況と今後、県全体にどのように普及するのか） …… 171
・水産業振興について …… 171
（水産業において、コロナ禍や温暖化など、社会・経済、自然環境の変化を踏まえ、どのように対応していくのか） …… 171
・警察行政について（悪質な交通事案への対応について） …… 171
（飲酒運転、妨害運転の検挙件数と交通特命捜査係の運用について） …… 172
・観光行政について（県独自の誘客促進キャンペーンについて） …… 172
（2月補正予算と当初予算で県独自の誘客キャンペーンを計上しているが、これらをどのように実施するのか） …… 172
・県内でのブランド産品を利用した「食」の推進について …… 172
（県内でのブランド産品を利用した「食」の推進について、どのように考え、どのように行動していくのか） …… 172
・半島地域及び離島地域の振興対策について（特定地域づくり事業について） …… 172
（特定地域づくり事業に対する県内市町での取組状況や今後の動き等について） …… 173
・しまの産品振興について …… 173
（しまの産品振興による地域活性化プロジェクトの今年度の取組状況と来年度の事業展開について） …… 173
知事答弁 …… 173
産業労働部長答弁 …… 174
産業労働部政策監答弁 …… 174
土木部長答弁 …… 175
農林部長答弁 …… 175
水産部長答弁 …… 176
警察本部長答弁 …… 176
文化観光国際部長答弁 …… 177
地域振興部政策監答弁 …… 178
宅島寿一議員質問 …… 179
・5か年加速化対策の予算は早期に発注し執行していくことが重要だと思うが、どの

ように取り組んでいくのか …… 179
土木部長答弁 …… 179
宅島寿一議員質問 …… 179
・島原半島における農地の基盤整備事業の実施状況と雲仙市で実施されている地区の
進捗状況を聞きたい …… 179
農林部長答弁 …… 179
宅島寿一議員質問 …… 180
・県独自の誘客促進キャンペーンについて …… 180
文化観光国際部長答弁 …… 180
宅島寿一議員質問 …… 180
・あおり運転対策について …… 180
警察本部長答弁 …… 181
宅島寿一議員質問 …… 181
・県立大崎高校の皆様に向けて、エールを送っていただきたい …… 181
知事答弁 …… 181
宅島寿一議員発言 …… 181
一、休　　憩 …… 181
一、再　　開 …… 181
一、宮本法広議員質問 …… 181
・コロナ禍における県政運営について（コロナ対策における知事の所感） …… 182
（コロナ対策における今後に向けた所感について） …… 182
知事答弁 …… 182
宮本法広議員質問 …… 182
・サービス産業を営む中小企業対策について …… 183
産業労働部長答弁 …… 183
宮本法広議員質問 …… 183
・移住対策について …… 183
地域振興部長答弁 …… 183
宮本法広議員質問 …… 184
・新型コロナウイルス感染症対策について（検査体制及び重症化防止対策について） …… 184
（検査体制について） …… 184
福祉保健部長答弁 …… 184
宮本法広議員質問 …… 184
・重症化対策について …… 185
福祉保健部長答弁 …… 185
宮本法広議員質問 …… 185
・ワクチン接種について …… 185
福祉保健部長答弁 …… 185
宮本法広議員質問 …… 185
福祉保健部長答弁 …… 186

宮本法広議員質問 …… 186
・接種体制について …… 186
福祉保健部長答弁 …… 186
宮本法広議員質問 …… 186
・福祉保健行政について（健康経営の取り組みについて） …… 186
（健康経営認定企業に対するインセンティブ制度について） …… 186
福祉保健部長答弁 …… 187
宮本法広議員質問 …… 187
・がん検診及びがん対策について …… 187
（がん検診の現状と受診率向上に資する取組について） …… 187
福祉保健部長答弁 …… 187
宮本法広議員質問 …… 188
・本県のがん対策について …… 188
福祉保健部長答弁 …… 188
宮本法広議員質問 …… 188
・特定健診及び糖尿病性腎症重症化予防対策について …… 188
（直近の受診率、特定健診の受診率向上に資する取組について） …… 188
福祉保健部長答弁 …… 188
宮本法広議員質問 …… 189
・本県の糖尿病患者数、糖尿病にかかる医療費について …… 189
福祉保健部長答弁 …… 189
宮本法広議員質問 …… 189
・レセプトデータを活用した治療中断者に対する受診勧奨について …… 189
福祉保健部長答弁 …… 189
宮本法広議員質問 …… 189
・糖尿病性腎症重症化予防について …… 189
福祉保健部長答弁 …… 189
宮本法広議員質問 …… 190
・障がい者施策について …… 190
（会見放送や県議会一般質問中継において、音声認識字幕を導入すべきと考えるが、
県の見解を） …… 190
総務部長答弁 …… 190
宮本法広議員質問 …… 191
・教育行政について（夜間中学について） …… 191
（ニーズ調査の結果はどうだったのか） …… 191
教育委員会教育長答弁 …… 191
宮本法広議員質問 …… 191
・調査結果や国の動向を受けて、夜間中学の設置への教育委員会教育長の思いについて … 191
教育委員会教育長答弁 …… 191
宮本法広議員質問 …… 192

・より多くの県民に夜間中学について周知すべく、シンポジウムや講演会の開催などをし、意識醸成に努めるべきであると考えるが、見解を …… 192
教育委員会教育長答弁 …… 192
宮本法広議員質問 …… 192
・設置年度の目標、現時点での設置地域について …… 192
教育委員会教育長答弁 …… 192
宮本法広議員質問 …… 192
・ＧＩＧＡスクール構想に伴う不登校児童生徒への支援について …… 192
教育委員会教育長答弁 …… 192
宮本法広議員質問 …… 192
教育委員会教育長答弁 …… 193
宮本法広議員質問 …… 193
・産業振興対策について（造船業について） …… 193
（今後どのように支援していくのか） …… 193
知事答弁 …… 193
宮本法広議員質問 …… 193
・医療関連分野における企業誘致について …… 194
産業労働部長答弁 …… 194
宮本法広議員質問 …… 194
産業労働部長答弁 …… 194
宮本法広議員質問 …… 194
・交通インフラ整備対策について …… 195
（新幹線開業を見据えた新大村駅と長崎空港の連携について） …… 195
地域振興部長答弁 …… 195
宮本法広議員質問 …… 195
・文化・芸術・スポーツ振興対策について（鷹島神崎遺跡について） …… 195
（「元寇2号船」について、国史跡の追加を目指すのか、それとも現状のままの県の埋蔵文化財包蔵地のままとするのか） …… 196
教育委員会教育長答弁 …… 196
宮本法広議員質問 …… 196
・保存方法及び引き揚げについて …… 196
教育委員会教育長答弁 …… 196
宮本法広議員質問 …… 196
・松浦市立埋蔵文化財センターの今後の活用について …… 197
文化観光国際部長答弁 …… 197
宮本法広議員質問 …… 197
・eスポーツについて …… 197
（本県におけるeスポーツの現状と官民挙げての推進や取組について） …… 198
文化観光国際部長答弁 …… 198
宮本法広議員質問 …… 198

・スケートボード（スケボー）について …… 198
（本県におけるスケボーの現状と、今後、官民挙げての推進や取組について） …… 198
文化観光国際部長答弁 …… 198
宮本法広議員質問 …… 199
・eスポーツ及びスケボーを含むアーバンスポーツに対する知事の率直な考えを …… 199
平田副知事答弁 …… 199
宮本法広議員発言 …… 199
一、休　　憩 …… 200
一、再　　開 …… 200
一、赤木幸仁議員質問 …… 200
・新型コロナウイルス対策とこれまでの総括について（残り任期一年となった知事の姿勢について） …… 200
（厳しい県内経済、どのように事業者の声を聴いて対応してきたのか） …… 201
知事答弁 …… 201
赤木幸仁議員質問 …… 201
・緊急事態宣言のタイミング、ステージの検証、目標設定 …… 201
知事答弁 …… 202
赤木幸仁議員質問 …… 202
・本県独自の目安について …… 202
総務部長答弁 …… 202
赤木幸仁議員質問 …… 203
・各種の要請の解除について …… 203
総務部長答弁 …… 203
赤木幸仁議員質問 …… 203
・誹謗中傷対策 …… 203
（誹謗中傷対策の実施状況と今後の対応について） …… 203
県民生活環境部長答弁 …… 204
赤木幸仁議員質問 …… 204
・誰でも安心して検査が受けられる体制と経済活性化の視点 …… 204
（今後の検査体制拡充と迅速な検査を行うための検体搬送について） …… 204
福祉保健部長答弁 …… 204
赤木幸仁議員質問 …… 205
・簡易検査キットで陽性となった場合の対応 …… 205
福祉保健部長答弁 …… 205
赤木幸仁議員質問 …… 206
・事業者が検査を活用する場合の支援 …… 206
産業労働部長答弁 …… 206
赤木幸仁議員質問 …… 206
・感染ピーク時の医療提供、クラスター対応について …… 207
（県内で入院が滞る事態があったか、スムーズな入退院が可能な病床数と他診療への

影響） …… 207
福祉保健部長答弁 …… 207
赤木幸仁議員質問 …… 207
福祉保健部長答弁 …… 207
赤木幸仁議員質問 …… 208
福祉保健部長答弁 …… 208
赤木幸仁議員質問 …… 208
・陽性者の搬送体制について …… 208
福祉保健部長答弁 …… 209
赤木幸仁議員質問 …… 209
・クラスター対応時施設側の費用負担について …… 209
福祉保健部長答弁 …… 209
赤木幸仁議員質問 …… 209
・情報発信について …… 209
（ワクチン接種状況、副反応事例の見える化） …… 209
福祉保健部長答弁 …… 210
赤木幸仁議員質問 …… 210
・デジタル・オンライン化について（オンライン診療について） …… 210
（技術の進歩とともに、オンラインで診療できる体制が必要と思うが、県はどのように考えているか） …… 210
福祉保健部長答弁 …… 211
赤木幸仁議員質問 …… 211
・県立高校における一人一台端末を活用したＩＣＴ教育の推進について …… 211
（ＰＣが配布されることで、具体的にどのような部分で生徒の学びが深まるのか） …… 211
教育委員会教育長答弁 …… 211
赤木幸仁議員質問 …… 212
・学びを深めるため、端末使用のルールはどのように考えているのか …… 212
教育委員会教育長答弁 …… 212
赤木幸仁議員質問 …… 212
・今後、教職員に求められる能力も変わっていくと考えるが、どのように対策を考えているか …… 212
教育委員会教育長答弁 …… 213
赤木幸仁議員質問 …… 213
・人口減少・流出対策について（妊婦応援新生児特別定額給付金の来年度支給について） …… 213
（コロナ禍の状況改善は見込めず、負担は大きいものと考えるが、来年度の方針について） …… 213
こども政策局長答弁 …… 213
赤木幸仁議員質問 …… 213
・子育てしやすい県として情報提供のあり方 …… 214

（情報提供の一元化） …… 214
こども政策局長答弁 …… 214
赤木幸仁議員質問 …… 214
・ココロンネット・アプリの改善 …… 214
こども政策局長答弁 …… 214
赤木幸仁議員質問 …… 215
・県庁「おのうえの丘」で、子どもが遊べる場としての環境整備と発信 …… 215
水産部長答弁 …… 215
赤木幸仁議員質問 …… 215
・観光とスポーツ振興対策について（プロバスケットボールチーム「長崎ヴェルカ」誕生に対する県の取り組み） …… 215
（スポーツ振興や経済振興にも寄与するものと考えるが、県の後押しについて） …… 216
文化観光国際部長答弁 …… 216
赤木幸仁議員質問 …… 216
・ヴィーガンに対応した施策 …… 216
文化観光国際部政策監答弁 …… 216
赤木幸仁議員質問 …… 217
・マイクロツーリズムの推進について …… 217
（情報発信について） …… 217
文化観光国際部長答弁 …… 217
赤木幸仁議員質問 …… 217
・長崎のまちづくりと環境対策について（大村湾の環境改善について） …… 217
（水質改善の進捗と今後の対応について） …… 217
県民生活環境部長答弁 …… 217
赤木幸仁議員質問 …… 218
・受動喫煙対策 …… 218
（外での喫煙、歩きたばこ規制に一層踏み込む施策と発信について） …… 218
福祉保健部長答弁 …… 218
赤木幸仁議員質問 …… 218
・臨港道路畝刈時津線の渋滞緩和 …… 218
（計画時から人口も利用者も増え、慢性的な渋滞が発生しているため、改善が必要だと思うが、どうか） …… 218
水産部長答弁 …… 218
一、追加議案上程（第94号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」） …… 219
一、上記・知事説明（第94号議案） …… 219
一、議案（第2号議案乃至第25号議案及び第27号議案乃至第63号議案、並びに第65号議案乃至第72号議案、第78号議案乃至第91号議案及び第94号議案）・委員会付託 …… 219
一、第73号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」、及び第74号議案「海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」、並びに第93号議案「長崎県監査委員の選任につい

て議会の同意を求めることについて」・委員会付託・省略 …… 219
一、散　　会 …… 219
第１０日目（３月５日）（議案調査）
第１１日目（３月６日）
第１２日目（３月７日）
第１３日目（３月８日）予算決算委員会（総括質疑）
第１４日目（３月９日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）
第１５日目（３月１０日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、環境生活建設、農水経済）常任委員会（文教厚生）
第１６日目（３月１１日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）
第１７日目（３月１２日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、環境生活建設）常任委員会（文教厚生）
第１８日目（３月１３日）
第１９日目（３月１４日）
第２０日目（３月１５日）常任委員会（環境生活建設）
第２１日目（３月１６日）観光・ＩＲ・新幹線対策特別委員会離島・半島地域振興特別委員会
第２２日目（３月１７日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）議会運営委員会
第２３日目（３月１８日）新型コロナウイスル感染症・経済対策特別委員会
第２４日目（３月１９日）本会議（議案採決）
一、議事日程 …… 221
一、出席議員 …… 222
一、説明のため出席した者 …… 222
一、開　　議 …… 223
一、新任の幹部職員紹介 …… 223
一、追加議案上程（第95号議案「長崎県教育委員会教育長の任命について議会の同意を求めることについて」） …… 223
一、上記、知事議案説明 …… 223
一、上記、第95号議案、委員会付託・質疑・討論省略・原案同意 …… 224
一、第73号議案（長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて）・原案同意 …… 224
一、第74号議案（海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて）・それぞれ原案同意 …… 224
一、第93号議案（長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて）・原案同意 …… 224

△委員長報告

一、総務委員長報告 …… 224
一、各議案・原案可決 …… 226
一、文教厚生委員長報告 …… 226
一、第18号議案・原案可決 …… 228
一、第25号議案・原案可決 …… 229
一、その他の議案・原案可決 …… 229
一、環境生活建設委員長報告 …… 229
一、第51号議案・原案可決 …… 231
一、第68号議案・原案可決 …… 231
一、その他の議案・原案可決 …… 231
一、農水経済委員長報告 …… 231
一、各議案・原案可決 …… 232
一、予算決算委員長報告 …… 233
一、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論 …… 234
一、堀江ひとみ議員・上記・第2号議案について、反対討論 …… 234
一、前田哲也議員・上記・第2号議案について、賛成討論 …… 235
一、上記・第2号議案・原案可決 …… 236
一、第14号議案・原案可決 …… 236
一、第15号議案・原案可決 …… 237
一、第78号議案・原案可決 …… 237
一、第90号議案・原案可決 …… 237
一、その他の議案・原案可決 …… 237
一、議会運営委員会より、発議第201号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案」・提出 …… 237
一、上記、発議第201号・原案可決 …… 237
一、知事あいさつ …… 237
一、議長あいさつ …… 239
一、閉　　会 …… 240

第　1　日　目

令和３年２月定例会　　令和３年２月２４日

議　事　日　程

第　１　日　目

◇　◇

１　開　　会

２　開　　議

３　会　期　決　定

４　会議録署名議員指名

５　議　長　報　告

６　各特別委員長報告

７　意見書上程、質疑・討論、採決

８　発議第１９８号乃至発議第２００号一括上程、質疑・討論、採決

９　常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長選任

１０　特別委員会設置の件

１１　特別委員会委員及び正副委員長選任

１２　有明海自動車航送船組合議会議員選挙

１３　長崎県病院企業団議会議員選挙

１４　第２号議案乃至第９３号議案一括上程

１５　知事議案説明

１６　第２６号議案、第６４号議案及び第７５号議案乃至第７７号議案並びに第９２号議案委員会付託

１７　散　　会

令和３年２月２４日（水曜日）

出　席　議　員（４４名）

１番	宮　島　大　典　君
２番	宮　本　法　広　君
３番	赤　木　幸　仁　君
４番	中　村　泰　輔　君
５番	饗　庭　敦　子　君
６番	堤　　典　子　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ご　う　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
欠　　番	
３０番	中　島　浩　介　君
欠　　番	
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	浅　田　ますみ　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	平　田　修　三　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	大　田　　圭　君
企画部長	柿　本　敏　晶　君
地域振興部長	浦　真　　樹　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	斎　藤　　晃　君
農林部長	綾　香　直　芳　君
土木部長	奥　田　秀　樹　君
会計管理者	吉　野　ゆき子　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
地域振興部政策監	村　山　弘　司　君
文化観光国際部政策監	前　川　謙　介　君

産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員	本田哲士　君
公安委員会委員	山中勝義　君
警察本部長	早川智之　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎　君
教育次長	林田和喜　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	石田智久　君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹　君
警察本部総務課長	川本浩二　君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司　君
次長兼総務課長	柴田昌造　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷　利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

―　午前１０時　０分　開会　―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、令和3年2月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の幹部職員を紹介いたしたい旨、申し出があっておりますので、これを受けることにいたしますー知事。

○知事（中村法道君）　さきの令和2年11月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介いたします。

教育委員会委員　廣田　勲君。（拍手）同じく伊藤昌子君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、中島廣義議員及び麻生　隆議員を指名いたします。

次に、知事より、知事専決事項報告書が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、現在設置いたしております離島・半島地域振興特別委員会、観光振興・交通対策特別委員会、人口減少・雇用対策特別委員会の付議事件の調査に関する経過等について、順次、報告を求めることにいたします。

まず、離島・半島地域振興特別委員長に報告を求めます。

山下委員長―８番。

○離島・半島地域振興特別委員長（山下博史君）（拍手）**〔登壇〕**　皆さん、おはようございます。

離島・半島地域振興特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「離島・半島地域振興対策」、「有人国境離島法対策」及び「離島地域航路・航空路対策」であります。

昨年5月以降、これまでに、委員会を5回実施

いたしました。また、県内現地調査を実施した際には、雇用機会拡充事業採択事業者の皆様などから貴重なご意見を頂戴いたし、その後の委員会審査に反映させております。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

はじめに、離島・半島地域振興対策について、ご報告いたします。

離島・半島地域は、豊かな自然や独自の歴史・文化を有し、自然環境の保全や食料の安定的な供給などで、我が国にとって重要な役割を担っており、県民のみならず国民共通の財産であります。

まず、農業・水産業をはじめとする一次産業におけるＩＴ化は、生産性向上のために重要であり、各事業者への導入支援の取組を推進すること、本県水産物の輸出拡大及びブランド化に向け、産地における流通・加工機能の強化に取り組むこととの意見がありました。

また、島原半島では、農業生産基盤の整備などによって人口減少・少子化の改善に繋がる事例も見られることから、今後も農業関係予算の確保・充実に努めること。

県北地区の半島において、農業の担い手確保や所得向上を図るため、地域に合った農地の基盤整備や水田の畑地化などを推進することとの意見がありました。

また、半島地域の振興施策に積極的に取り組むこと、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策及び支援を強化することとの意見がありました。

次に、有人国境離島法対策では、特定有人国境離島地域においては、有人国境離島法に基づく施策を有効に活用し、県、市町が一体となって、雇用機会拡充や滞在型観光の促進などに取り組み、これまでに人口の社会減が大きく改善するなどの効果が現れているが、これを継続し、人口減少に歯止めをかけていくことが必要であります。

まず、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、国へ予算規模の維持を求めるとともに、地元の要望や意見に沿った提案を行うなど、交付金対象事業の拡充を図ること。

社会減の改善に特に重要な雇用機会拡充事業については、今後も多くの雇用の場が創出されるよう、課題の分析や優良事例の他市町への横展開などに努めることとの意見がありました。

また、本県漁業者の操業が、外国貨物船の航行や漂泊の影響を受け、制約されている事例があるため、これまで以上に漁業者の安全と操業の安定に向け、国への働きかけに努めることとの意見がありました。

次に、離島地域航路・航空路対策では、離島地域航路・航空路は、新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員及び運送収入が減少しており、事業者は、今後も厳しい経営状況が見込まれるため、これまで以上に事業者及び関係市町と積極的に連携し、離島地域航路・航空路の維持に向けた支援・取組を行うこととの意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「離島・半島地域の振興対策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、離島・半島地域振興特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　次に、観光振興・交通対策特別委員長に報告を求めます。

八江委員長―46番。

○観光振興・交通対策特別委員長（八江利春君）（拍手）**〔登壇〕**　皆さん、おはようございます。

観光振興・交通対策特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「ＩＲ対策」、「新幹線対策」、「観光振興対策」、「国際戦略」及び「交通対策」であります。

昨年5月以降、これまでに、委員会を8回、現地調査を1回実施いたしました。

現地調査においては、新幹線駅の工事進捗状況等を調査したほか、「九州運輸局」、「鉄道・運輸機構　九州新幹線建設局」及び「ＪＲ九州」と意見交換を実施し、調査結果を、その後の委員会審査に反映させております。

それでは、各付議事件の調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

はじめに、ＩＲ対策について、ご報告いたします。

ＩＲについては、これまで、民間、行政、議会が一体となって、「オール九州」による誘致活動を展開してまいりましたが、去る12月18日に、区域整備計画の認定申請期間が本年10月から来年4月までと示されました。

よって、本年は、ＩＲ事業者を選定し、区域整備計画案を作成していくという、まさに正念場であります。

このようなことから、県内・九州内の連携を強化するとともに、県庁を挙げて諸準備に取り組み、公平性、公正性、透明性を確保しながらＩＲ事業者を選定したうえで、区域認定を獲得することができる区域整備計画を作成すること。

交通アクセスの強化は、区域認定獲得の重要な要素であることから、公共交通や道路、海路等の整備を促進するとともに、長崎空港の施設整備や機能拡充を図ること。

九州・長崎ＩＲに対する県民のさらなる理解促進に取り組むとともに、ギャンブル依存症などの懸念される事項について、十分な対策を講じることとの意見がありました。

次に、新幹線対策について、ご報告いたします。

いよいよ令和4年秋に武雄温泉～長崎間が開業いたしますが、西九州地域の発展のためには、全線フル規格で整備して新大阪への直通運行を実現し、全国の新幹線ネットワークに接続することが必要不可欠であります。

しかしながら、新鳥栖～武雄温泉間の整備方式は決まっておらず、このままでは武雄温泉駅での対面乗換が長期化、さらには固定化するおそれがあります。

このようなことから、一刻も早く新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備を実現すること。北陸新幹線との一体的な財源確保や地方負担、並行在来線等の諸課題の解決に向けて、関係者への働きかけを強化すること。

武雄温泉～長崎間の開業に向けて、新幹線駅周辺のまちづくりを促進するとともに、開業効果を高め、県内各地に波及拡大させる取組を市町等とともに進めることとの意見がありました。

最後に、観光振興対策、国際戦略及び交通対策について、まとめて、ご報告いたします。

観光関連産業は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けており、コロナ禍の中、旅行形態も変化してきています。

当面は、厳しい状況にある観光関連産業を下

支えする取組を継続することが不可欠ですが、併せて、コロナ収束後を見据え、「観光立県長崎」の回復とさらなる発展のための対策も着実に進めなければなりません。

また、国際関係施策についても、コロナ収束後を見据えて戦略的に取り組むことが重要であり、また、本県への人の往来の要となる長崎空港のさらなる利活用を図ることが必要です。

このようなことから、旅行ニーズの変化への対応や、国の事業との連携など、これまでのコロナ禍における取組の経験を踏まえて、観光振興施策を推進すること。

県内や近隣県からの観光需要を引き続き掘り起こし、取り組むとともに、教育旅行の誘致についても継続的に取り組むこと。

観光コンテンツの造成・充実のほか、受入環境の整備について、市町や民間事業者とともに進めること。

国際友好交流、県産品輸出、外国人材受入等を促進するため、コロナ収束後を見据え、戦略的かつ計画的に取り組むこと。

コロナ収束後のインバウンドの受入拡大に向けて、本県の多様な魅力や安全・安心への取組に関する情報の発信を強化すること。

長崎空港の24時間化実現に向け、リモート化の整備を推進し、交通アクセスの確保等について関係者との協議を進めること。

国際定期航空路線の再開に向けて、利用促進対策を実施するとともに、新規路線・チャーター便の誘致に向けて、戦略的な取組を推進することとの意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「観光振興及び交通対策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、観光振興・交通対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　次に、人口減少・雇用対策特別委員長に報告を求めます。

山口初實委員長―20番。

○人口減少・雇用対策特別委員長（山口初實君）（拍手）**〔登壇〕**　皆さん、おはようございます。

人口減少・雇用対策特別委員会の活動経過について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「社会減対策」、「人材確保対策」及び「若者・女性対策」でございます。

昨年5月以降、これまでに、委員会を6回、県内現地調査を1回実施いたしました。

現地調査では、集落維持、事業承継、移住支援、若者の県内定着促進、空き家対策等について、関係団体の皆様などと意見交換を実施し、委員会の審査に反映してまいりました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

総務省の調査によれば、令和元年において、本県の日本人人口は対前年比で1万5,197人の減少、そのうち社会増減数は7,130人の減少とされており、いずれも全国水準を大きく上回る状況にあります。

このような中、本県では、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策に取り組まれているところであり、具体的な成果が求められるところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県経済は大幅に下押しされ、解雇等の増加や求人が低調に推移するなど雇用環境にも大きな影響を及ぼしている一方、感染症の拡大に伴いテレワーク等の働き方が急速に普及し、地方への関心が一層高まるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じており、これらの環境変化に対応する的確な施策を講じることも求められております。

はじめに、社会減対策に関しまして、海洋エネルギー関連産業、航空機関連産業、ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット関連産業の振興については、新たな基幹産業の創出に向けて引き続き推進し、良質な雇用の場の創出、ひいては経済の好循環を実現できるよう努めること。

特に、海洋エネルギー関連産業については、国の「グリーン成長戦略」において、洋上風力をはじめとした再生可能エネルギーについて、「最大限の導入を図る」と明記されていることを踏まえ、今後の脱炭素社会の実現に向けた動向等をしっかりと注視し、取り組むこととの意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワーク等の場所にとらわれない働き方が普及するなど、新たな地方回帰の流れが生まれていることを踏まえ、地域間競争を勝ち抜き、首都圏等の人や企業を本県に呼び込むため、市町及び関係機関等と目標を共有するなど緊密に連携するとともに、通信環境の整備や就職・転職支援等の環境整備及び体制整備を積極的に図ることとの意見がありました。

次に、人材確保対策について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用環境等の悪化に対しては、国の制度をはじめとして様々な施策を適切に活用するとともに、十分な庁内連携体制を構築し、施策の方向性を見定めたうえで全庁を挙げた対策を講じること。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の見通しを予見することは極めて困難であるため、県におかれては、本県経済等に与える影響等をしっかりと注視するとともに、必要と認められる場合は、適時適切な支援措置を図ることとの意見がありました。

また、ＡＩやＩｏＴなどの情報関連産業を本県の成長産業とするに当たり、情報系人材の育成及び確保は極めて重要であることから、近年の長崎大学や長崎県立大学における情報系学部の創設を捉え、大学をはじめとした産学官金連携による取組を一層推進するとともに、資格取得支援やリカレント教育等の充実に係る検討を図ることとの意見がありました。

次に、若者・女性対策について、ご報告いたします。

本県の社会動態においては、若者や女性の転出超過が特徴として挙げられるため、人口減少に歯止めをかけるためには、重点的かつ効果的な対策を講じる必要がある。中でも、若者や女性の県内定着及びＵターンの促進等を図るため、若者や女性に選ばれ、活躍や自己実現等ができる魅力的な働く場の創出に取り組むとともに、職場環境の整備や業務分担の工夫等により女性が働きやすい環境を整えている企業の見える化・情報発信等の推進を図ることとの意見がありました。

また、キャリア教育及びふるさと教育については、地元企業や地元自治体等との連携を強化し、教員の産業界等に係る知見の一層の深化や生徒と地元企業等が直接触れ合う場を設けるなどして、さらなる充実を図ることとの意見があ

りました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「人口減少・雇用対策について」の意見書提出に関する動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、人口減少・雇用対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　以上で、各特別委員長の報告は終わりました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、各特別委員会から、知事あて意見書提出の動議が提出されております。

まず、離島・半島地域振興特別委員会から提出されております「離島・半島地域の振興対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、観光振興・交通対策特別委員会から提出されております「観光振興及び交通対策について」、これを議題といたします。

これより、質疑・討論に入ります。

堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）〔登壇〕　日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました観光振興及び交通対策の意見書については、以下の理由で反対いたします。

これまで、国は、観光立国の実現を成長戦略の柱の一つに掲げ、訪日外国人旅行者を増やすために様々な取組をしてきました。長崎県も同じ立場でインバウンドを重要施策として位置づけ、様々な事業を推進してきました。

しかし、インバウンドの推進は、外交の影響で左右されることを私たちは経験し、さらに、今回の新型コロナの影響など、インバウンドの推進は、外的要因に左右されやすいことを実感しています。

新型コロナウイルス感染症により、県内全ての業種が、甚大な影響を受けており、例外ではない厳しい状況にある観光関連産業を下支えする取組の継続、さらなる発展は、緊急に求められる重要な課題です。

全国一律の仕組みではなく、直接、零細な業者にも届く支援、インバウンドに偏り過ぎず、地域の方がリピーターを増やす工夫と地域の特性を活かしたアイデアに対し予算をつけ、小規模事業者こそ真っ先に、支援が受けられる仕組みを市町と連携し、充実することが求められています。

そうした視点で意見書を見ると、特定複合観光施設（ＩＲ）の推進、九州新幹線西九州ルートの整備促進ではありません。本意見書では、「ＩＲ対策について、県庁全部局を挙げて諸準備に取り組み」と書かれています。

「コロナ禍によるデジタル決済の普及によって、米国など海外のゲーミング業界は、オンラ

インカジノにかじを切り始めた。30年も前に確立したＩＲのモデルは、時代遅れになりつつある」、雑誌日経ビジネスには、そうした指摘も掲載されています。

今、すべきことは、カジノの推進ではありません。刑法で処罰の対象になっている賭博を、「長崎県は認めてください」と申請することではありません。県庁全部局を挙げて、コロナ禍での県民の命と暮らしを守ることです。

今月18日、「平和と自然の長崎　カジノは不要」と題する県民投書が新聞に掲載されました。

私が反対する大きな理由は、カジノが長崎県にそぐわないと思うからです。被爆県であり、平和のための活動に熱心です。また、潜伏キリシタンの世界遺産があり、祈りの県でもあります。自然も豊かで、海の幸、農産物も誇れるものばかりです。しかし、カジノはどうでしょう。損をする人、苦しむ人がいます。美しい自然と豊かな産物、歴史、そして平和、それらを長崎県の宝として、笑顔で胸を張って、子や孫に残していきたい、そう思います。

本意見書では、新幹線対策について、一刻も早く新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備を実現することを求めています。

リモートワーク、テレワークが普及し、出張がＷｅｂ会議に置き換えられることが予測される中、長崎新幹線で交流人口が増えるとは思えません。新幹線に使う予算は、県民の生活の足を確保するために使い、住み続けられる長崎県にしてください。

以上、反対討論といたします。

○議長（瀬川光之君）　前田議員―26番。

○２６番（前田哲也君）（拍手）**〔登壇〕**　自由民主党の前田哲也でございます。

会派を代表いたしまして、観光振興及び交通対策に関する意見書案について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

さきに述べられた反対討論を踏まえ、ＩＲ対策、新幹線対策に絞り、意見を述べさせていただきます。

特定複合観光施設、いわゆるＩＲについては、地域経済に大きな成果をもたらし、交流人口の拡大のほか、新たな雇用創出や定住人口の増加が見込まれるものであり、県勢浮揚の好機であることから、行政、議会、さらには民間が一体となって強力に誘致を進めているところであります。

こうした中、昨年12月18日、区域整備計画の認定に関する基本的事項等を定める国の基本方針が、正式に策定、公表されました。

こうした政府の動向等を踏まえ、本県においても、去る1月7日、「実施方針」を策定、公表したうえで、ＩＲ事業者の公募を開始されたところであり、参加登録申請期限である1月28日までに国内外の5事業者から応募があったところであります。

区域認定を獲得するためには、パートナーとなるＩＲ事業者の選定が大変重要なポイントであると言われており、県議会といたしましても、公平公正な公募選定手続きのもと、健全な競争が行われることで、区域認定を勝ち取ることができる事業者が選定されることを強く要望するものであります。

また、厳しい地域間競争を勝ち抜くためには、県内のみならず、九州各県や経済界との連携をさらに深めるとともに、陸海空それぞれの交通アクセスを強化することが重要であります。

加えて、ＩＲ実現に向けては、県民の皆様のさらなる理解、促進に取り組むとともに、ギャ

ンブル依存症などの懸念される事項の最小化に向け、万全の対策を講じることが不可欠であります。

こうしたことを前提に、本意見書や知事に対し、まず、県内及び九州内における連携強化と公平性、公正性及び透明性を確保した事業者選定、次に、陸海空それぞれの交通アクセスの強化、加えて、県民の皆様のさらなる理解、促進に向けた取組としっかりとした懸念事項対策を求めるものであり、こうしたことは区域認定の獲得に大きく寄与するとともに、県民の皆様の信頼確保にも資すると認識しています。

次に、九州新幹線西九州ルートは、人口減少が続く西九州地域の将来を考えた時、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、欠かすことのできない重要な交通基盤であります。

さきに開業した鹿児島ルートや北陸新幹線においては、観光客やビジネス客など人の流れが増加し、沿線地域の活性化が図られていることは、ご案内のとおりであります。

武雄温泉～長崎間については、令和4年秋の開業に向けて着実に工事が進んでおり、また、県当局をはじめ、沿線自治体において、新しいまちづくりや誘客促進などの取組が着々と進められておりますが、未整備区間の見通しが立たないままでは、対面乗換が長期化しかねず、民間投資力の減退など、地域経済への多大な影響が懸念されるところであります。

改めて言うまでもありませんが、新幹線の整備は、国家プロジェクトであり、全国の高速鉄道ネットワークにつながってはじめて、その効果が大きく発揮されるものでありますので、県におかれては、西九州ルートの全線フル規格実現に向けた課題解決を図るため、政府・与党をはじめ、関係者への働きかけを進めていただきたいと考えております。

県議会としては、県に対して、コロナ禍で大きな打撃を受けた観光・交通の分野における県民や自治体の声を関係者に届け、しっかりとした対応を促すとあわせ、国際戦略も含めて、コロナ禍の中、また、コロナ収束後の積極的かつ具体的な提案の取組となっており、時宜を得たものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、人口減少・雇用対策特別委員会から提出されております「人口減少・雇用対策について」、これを議題といたします。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議会運営委員会より、発議第198号「長崎県議会会議規則の一部を改正する規則

案」が、発議第199号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案」が、発議第200号「長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

発議第198号、発議第199号及び発議第200号につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第198号「長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案」、発議第199号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案」及び発議第200号「長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、発議第198号、発議第199号及び発議第200号は、原案のとおり可決されました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の改選を行います。

本改選につきましては、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、特別委員会について、お諮りいたします。

現在、設置いたしております「人口減少・雇用対策特別委員会」につきましては、これを廃止し、「離島・半島地域振興特別委員会」につきましては、これを引き続き存置し、「観光振興・交通対策特別委員会」につきましては、これを「観光・ＩＲ・新幹線対策特別委員会」に改組し、「新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会」につきましては、設置することとし、それぞれ付議事件等につきましては、お手元の特別委員会の付議事件等一覧表のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

これより、各特別委員会の委員並びに正副委員長の選任を行います。

離島・半島地域振興特別委員会は、10名をもって構成し、観光・ＩＲ・新幹線対策特別委員会及び新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会は、9名をもって構成し、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、有明海自動車航送船組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いることとし、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、有明海自動車航送船組合議会議員に、

徳永達也議員、深堀ひろし議員、宅島寿一議員、中村一三議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって、有明海自動車航送船組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（瀬川光之君）　ただいまの出席議員は、44名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、中村一三議員及び浦川基継議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（瀬川光之君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　配付漏れなしと認めます。

中村一三議員及び浦川基継議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○議長（瀬川光之君）　投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（瀬川光之君）　異状なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に、被選挙人の氏名1名のみを記載のうえ、点呼に応じて、順次、ご投票をお願いいたします。

氏名を点呼いたさせます。

〔局長点呼・投票〕

○議会事務局長（松尾誠司君）　宮島議員、宮本議員、赤木議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、下条議員、山下議員、北村議員、浦川議員、久保田議員、石本議員、中村一三議員、大場議員、山口経正議員、麻生議員、川崎議員、坂本　浩議員、深堀議員、山口初實議員、近藤議員、宅島議員、松本議員、ごう議員、山本啓介議員、前田議員、山本由夫議員、吉村議員、中島浩介議員、山田博司議員、堀江議員、山田朋子議員、西川議員、外間議員、瀬川議員、坂本智徳議員、浅田議員、徳永議員、中島廣義議員、溝口議員、中山議員、小林議員、田中議員、八江議員。

○議長（瀬川光之君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票をいたします。

〔開　　票〕

○議長（瀬川光之君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数44票。うち有効投票43票、無効投票1票であります。

有効投票中、中島浩介議員21票。近藤智昭議員21票。山田博司議員1票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は6票であります。

この結果、中島浩介議員、近藤智昭議員が、長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（瀬川光之君）　次に、知事より、第2号議案乃至第93号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま、上程いたしました議案について、知事の説明を求めます－知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　本日、ここに、令和3年2月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、2月18日現在、49名の方々が入院・療養されており、これまでに30名を超える方々がお亡くなりになりました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様に、深く哀悼の意を表しますとともに、現在も治療中の皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、医療関係者の方々におかれては、大変厳しい環境の中、検査体制の整備や入院病床の確保、感染者の治療など、県民の命と健康を守るために多大なるご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さらに、県民の皆様や事業者の方々には、外出自粛や営業時間短縮の要請等にご協力いただくなど、感染防止へのご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、開会に当たり、県政運営についての所信を申し述べますとともに、令和3年度当初予算案について、その概要をご説明申し上げます。

来年度は、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念とする「長崎県総合計画　チェンジ＆チャレンジ2025」の初年度に当たるとともに、私にとりましても、知事として3期目の任期の最終年を迎えます。

これまで、私は、県民の皆様方とも目標や方向性を共有しながら、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下という本県の構造的な課題について、改善の道筋を明らかにしたいとの強い思いで、「人、産業、地域が輝く　たくましい長崎県づくり」に向けて、医療・福祉・介護・子育て支援の充実をはじめ、産業の活性化と雇用の場の創出、地域の特色を活かした地域づくりなど、様々な施策の推進に力を注いでまいりました。

現状においては、県内造船の受注量減に伴い、基幹産業である造船関連の従業者数が減少するなどの影響を受け、人口減少等の諸課題の根本的な解決には至っておりませんが、県外からの移住者数や企業誘致等による雇用創出数の増加など、明るい展望も開け始めております。

今後、こうした流れをさらに加速・発展させ、ＳＤＧｓの理念等も積極的に取り入れながら、本県最大の課題である人口減少を克服し、地方創生を成し遂げていかなければならないと考えております。

また、新たな時代に変わる中、本県では、特定複合観光施設（ＩＲ）の誘致や九州新幹線西九州ルートの開業など、各種プロジェクトやまちづくりが進展し、まちのたたずまいも大きく

変わろうとしております。

産業構造についても、航空機産業をはじめ、新たな産業の創出に向けた動きも見られており、100年に一度とも言うべき、こうした変革の時期を大きなチャンスとして捉え、新しい時代を県民の皆様とともに生き抜いていく力強い長崎県づくりに全力を注いでまいりたいと考えております。

一方、2040年問題については、将来的な課題として先送りすることなく、全国に先んじて人口減少・少子高齢化が進行している本県だからこそ、新たな視点を取り込みながら、医療や介護、集落やインフラの維持・確保、産業を支える人材不足など想定される諸課題にいち早く対応し、持続可能な地域社会を構築することが重要であると考えております。

そのため、経済的発展と地域課題の解決を目指して、デジタル化やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとするSociety5.0社会の実現に向けた施策を加速化するとともに、移住促進や関係人口の拡大など、地域活力の維持・向上を図る対策を強化するほか、医療・介護や農林水産業など各産業分野において、外国人材を含めた新規就業者の確保や省力化による処遇改善等に取り組んでまいります。

さらに、近年は、地震や大雨等の自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、感染症の影響下における災害対策の重要性も踏まえつつ、県民の皆様の生命や財産を守るための防災・減災対策について、ソフト・ハード両面で、さらなる充実・強化を図ることとしております。

こうした中、国の第3次補正予算は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき編成され、医療提供体制の確保等の感染防止対策や地方向け交付金の増額、国境離島地域の周遊対策のほか、教育振興設備の整備、防災・減災、国土強靭化を推進する公共事業費の追加等の事業が盛り込まれており、県としても最大限に活用する必要があると考えております。

こうした基本的な考え方のもと、本県では、国の第3次補正予算に対応するための令和2年度経済対策補正予算と令和3年度当初予算を一体的に編成のうえ、県民の安全・安心の確保と地域経済の下支えの観点から切れ目なく各種施策を講じることとし、限られた人材や財源を重点的に投入してまいります。

様々な施策の展開に当たっては、難局にある今こそ、市町や民間企業、関係団体の皆様と思いを一つにし、本県の総力を結集のうえ、取り組んでいくことが最も重要であると考えており、これまで以上に幅広い県民の皆様方の参画をいただきながら、困難な課題にチャレンジし、力強い県勢の実現を目指してまいりますので、県議会のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

―新型コロナウイルス感染症にかかる本県の対策－

県では、去る1月16日、新規感染者数の高止まりの状況等を踏まえ、県独自の感染段階は県下全域でステージ４を維持し、特別警戒警報の発令を継続するとともに、長崎市については緊急事態宣言を発令することとし、県民の皆様へ不要不急の外出・移動自粛や、県下全域の飲食店及び遊興施設に対する営業時間の短縮等を要請いたしました。

その結果、新規感染者数は減少傾向で推移するとともに、病床の逼迫度合いも一定改善したことから、去る2月5日、県下の感染段階を2月8日からステージ３に切り替え、警戒警報を発

令することとしました。そのうえで、病床が逼迫している長崎市及び佐世保市については、ステージ４及び特別警戒警報を継続することとし、県民の皆様へ3月7日までの県外との不要不急の往来自粛等を呼びかけたところであります。

さらに、これまでの対策への幅広い県民の皆様方のご協力により、2月8日以降においても、県内の感染状況が改善傾向にあることから、有識者のご意見等もお伺いし、2月19日には、県下の感染段階を2月22日からステージ２に切り替えるとともに、病床の逼迫度合いの回復が遅れている佐世保市については、ステージ３に切り替え、警戒警報を発令したところであります。

しかしながら、この間も新たなクラスターが発生するなど、予断を許さない状況が続いていることから、引き続き、感染予防・拡大防止対策に全力を傾注していく必要があり、県内の検査体制及び医療提供体制について、さらなる充実・強化を図っていかなければならないと考えております。

そのうえで、本県の厳しい経済・雇用情勢や、各分野で生じている県民生活への影響を踏まえ、市町や関係団体等ともしっかりと連携、協力しながら、社会経済活動の維持・回復や雇用の確保等に向けた切れ目のない対策を構築することが重要であります。

そのため、県では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」をはじめ、国の第3次補正予算に計上された財源等も最大限に活用しながら、「感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策」及び「県内の社会経済活動の回復・拡大とポストコロナを見据えた環境整備対策」に、引き続き、力を注いでまいりたいと考えております。

（感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策）

新型コロナウイルス感染拡大に歯止めをかけ、県民の皆様に安心して暮らしていただくためには、県医師会、長崎大学等の関係機関や市町とも連携のうえ、検査・医療提供体制の整備をはじめ、医療・福祉や子育て等の各分野において、効果的な感染対策を講ずる必要があると考えております。

このうち、検査体制については、地域のかかりつけ医を「診療・検査医療機関」として指定のうえ、必要に応じＰＣＲ等の検査を受けられるよう整備を進めてきたところであり、今後も医療機関等の検査機器の導入・整備を促進し、本年度末までに一日当たりの検査可能件数を約3,500件まで拡充してまいります。

また、医療機関や高齢者施設、障害者施設等における利用者・従事者の方々へのＰＣＲ検査を実施するとともに、妊婦の方々の分娩前のＰＣＲ検査や感染された妊産婦に対する電話相談・訪問等の支援を行ってまいります。

次に、医療提供体制については、感染ピーク時の最大確保病床数をこれまでの395床から421床まで拡充しておりますが、感染拡大の「第3波」による逼迫状況等も踏まえ、長期入院患者や陰性化した患者の受入病床の確保など医療機関との調整を進めるとともに、軽症者等向けの宿泊療養施設についても、県内全ての医療圏において、12施設384室を確保しているところであります。

一方、新型コロナウイルスワクチンについては、死亡者・重症者の発生抑制とともに、感染症のまん延防止のため、国において、全国民へ提供可能な数量の確保を目指すこととされております。

このワクチン接種は、予防接種法上、国の指

示のもと都道府県の協力を得て市町村が実施することとされており、本県においては、ワクチンが供給された際に迅速かつ適切に県民の皆様への接種が開始できるよう、庁内に専門の対応チームを設置のうえ、市町における住民接種体制の早期構築を促進するとともに、ワクチン流通の広域調整等を進めてまいります。

このほか、健康管理アプリ「Ｎ－ＣＨＡＴ」の県内団体への提供や、感染予防に必要な医療用資機材の購入・備蓄、本県に寄せられた寄附金の活用による新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関の支援に加え、感染防止対策を実施しながら発熱患者への対応やＰＣＲ検査等の相談に取り組む保険薬局に対して、新たな支援措置を講じてまいります。

さらに、収入が減少している世帯に対する生活福祉資金の貸付について、資金需要の高まりを踏まえ、貸付原資をさらに増額するほか、感染者及びそのご家族、さらには医療従事者などに対する誹謗中傷等に関する相談窓口や弁護士による支援についても、引き続き、積極的に対応することとしております。

（県内の社会経済活動の回復・拡大とポストコロナを見据えた環境整備対策）

本県の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続いていることから、社会経済活動の回復・拡大に向けた緊急的な対策とともに、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、経済構造の転換と地域の好循環を実現するための対策が重要であると考えております。

そのため、1月16日に県から要請した不要不急の外出・移動の自粛や、飲食店等に対する営業時間の短縮などの影響を受けて、売上げが大きく減少した県内事業者に対し、市町と連携のうえ、支援金を給付することとしております。

また、経営環境が悪化している中小企業者について、緊急資金繰り支援資金の融資や国の雇用調整助成金への県独自の上乗せ助成に加え、各種支援制度を周知・活用するための相談サポート体制の整備のほか、製造業やサービス業の事業者が取り組む新分野展開や事業・業種転換とともに、地域公共交通における事業継続や感染防止等の環境整備を支援してまいります。

併せて、離職を余儀なくされた方々を継続雇用する中小企業者に対する支援や県の直接雇用を通して、雇用機会を確保してまいりたいと考えております。

さらに、緊急事態宣言等の影響を受けた県産品の流通促進・販売拡大を図るため、量販店やオンラインでの販売促進キャンペーンによる支援を行うとともに、みかん・アカムツ等の高品質な農水産物について、県内の消費者ニーズの把握や量販店における販売対策を実施するほか、感染段階や国の「ＧｏＴｏトラベルキャンペーン」の再開状況等を見極めながら、県独自の誘客対策に取り組んでまいります。

一方、ポストコロナを見据えた環境整備については、ＩＣＴ人材の育成や行政・民間が所有するビッグデータ等を連携させる基盤の構築により、Society5.0の実現を加速化するとともに、中小事業者のＤＸ・デジタル化やＢＣＰ作成普及に支援措置を講ずるほか、教育分野における一人一台端末の有効活用に向けた体制整備に力を注いでまいります。

－人口減少対策の推進－

人口減少は、経済規模の縮小、集落・都市機能の低下、地域コミュニティの衰退など、県民生活に多大な影響を及ぼすことに加え、地域活力の低下がさらなる人口減少を助長するという悪循環につながることから、本県では、人口減

少対策を最重要課題と位置づけ、様々なプロジェクトを推進しております。

その結果、高校生の県内就職率の向上や、県外からの移住者数の増加、企業誘致等による雇用創出に加え、一部離島地域における人口の社会減の改善などが見られるものの、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていないところであります。

こうしたことから、県としては、地方創生に関する交付金をはじめ、国の制度を最大限に活用しつつ、「長崎県総合計画　チェンジ＆チャレンジ2025」や「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、施策のさらなる深化・高度化を図るとともに、県内市町での転入・転出理由等の調査・分析を行うなど、人口減少の克服に全力を注いでまいります。

そのため、まずは、若者や女性に選ばれ、活躍できる魅力的な働く場の創出を目指して、中小事業者のＤＸ促進や経営基盤の強化を図るなど、従業員の処遇改善と生産性・付加価値の向上を推進してまいりたいと考えております。

併せて、企業側の人材ニーズと大学・学部の特性を踏まえたオンライン中心のきめ細かなマッチングや、大手ナビサイトを活用した情報発信等により、県内大学生の県内就職・県外大学生のＵターン就職を強化するとともに、県内企業に対しては、採用力向上に加え、第二新卒者を含む多様な求職者とのマッチング機会の創出にかかる支援を実施してまいります。

また、若者や女性が、社会活動や文化活動などを通して様々な分野で活躍されている方々と出会い、関わり、交流する機会を創出することで、主体的な地域活動への参画を促進するとともに、県内中学生・高校生のふるさと教育では、地域課題の解決を図る探究的な学習活動を推進し、多くの学校へ普及することにより、本県を愛し、誇りに思う人材を育んでまいります。

次に、県外からの移住者数の一層の増加に向け、ＡＩ技術やＳＮＳ等のデジタル技術の活用による効果的・効率的な情報発信や、地域おこし協力隊のネットワーク化による受入・サポート体制の強化に努めるほか、感染症の影響による地方回帰の動きも捉え、本県でのリモートワーク・ワーケーションを推進するなど、関係人口の創出・拡大にも力を注いでまいります。

このほか、結婚・妊娠・出産・子育て対策については、それぞれの推進団体のネットワークの融合を図り、支援を強化するとともに、県民の意識向上や社会全体で応援する気運の醸成に努めるほか、引き続き、お見合いシステム等によるマッチング機会や出会いの場を創出してまいりたいと考えております。

－Society5.0の推進－

県においては、人口減少・少子高齢化の進行や2040年問題に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴うニューノーマル（新たな日常）に対応するため、Society5.0を強力に推進する必要があると考えており、国が講じるデジタル化の施策等も有効に活用しながら、幅広い分野における産業振興や地域課題の解決につながるよう、新たな政策群を投じてまいります。

具体的には、ＩＣＴ利活用に必要なデータの連携基盤の構築や、教育分野における一人一台端末をはじめとした環境整備、県・市町職員も含めた人材の育成・活用を促進するとともに、各産業分野においても、県内事業者のＤＸ推進や、スマート農林水産業の普及、公共インフラの三次元データ作成に取り組むなど、Society5.0の実現を目指して力を注いでまいります。

併せて、庁内業務についても、デジタル化による効率化や働き方改革等を進めることとし、行政サービスの創出・向上を目指して、戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、こうした基本的姿勢に基づく、新年度の主な施策について、「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025」に掲げた3つの柱と10の基本戦略に沿って、ご説明いたします。

－長崎県総合計画　チェンジ＆チャレンジ2025の推進－

1　地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く

（若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る）

本県の地域活力を維持・確保していくためには、将来を担う若者の就業支援や魅力的な職場づくりを進め、誰もが個性と能力を発揮できる環境を整備するとともに、医療・介護や農林水産業をはじめ、地域に密着した産業の担い手の確保・育成を図りながら、県民の皆様が健康で活躍できる社会の構築が必要であると考えております。

そのため、高校生の県内就職については、キャリアサポートスタッフによるきめ細かな対応や学校内での企業説明会・インターンシップによる支援のほか、ふるさと教育においては、ＳＤＧｓの視点を踏まえ、起業家精神の育成を図るセミナーや本県を元気にするためのアイディアコンテストを開催するなど、さらなる充実・強化を図ってまいります。

また、大学生の県内就職対策として、本年度、県内大学との間で締結した協定に基づき、各大学と連携した県内就職促進に取り組むとともに、大学・学部の特性や学生の意向に応じた県内企業とのマッチングや、オンラインの面談会・企業説明会、受入企業増加に向けたインターンシップを強化するほか、首都圏・福岡県など県外向けの情報発信等に力を注いでまいります。

一方、女性活躍の推進については、幅広い分野で女性が活躍している企業の情報発信や、女子高校生・保護者を対象とした企業見学会を実施するとともに、若い女性に地元への愛着を深めてもらうため、女性ならではの視点を活かした、まちづくり等への主体的な参画を支援することとしております。

本県の産業を支える人材育成・確保については、長崎県人材活躍支援センターに配置した採用力向上支援員や就職支援員、オンライン面談会等のＷｅｂを活用した支援のほか、就職氷河期世代の求職者の県内就職・正規雇用化の促進とともに、早期離職者が多い企業において、経験年数が浅い若手社員を中心に、セミナーや個別カウンセリング等の支援を行ってまいります。

また、農林水産業分野においては、ＳＮＳを活用した情報発信や技術習得の研修等を通して、新規就業者をはじめ人材確保・育成を図ってまいりたいと考えております。

さらに、医療・介護分野では、総合診療専門医の研修医等に対する研修資金の貸与について、新たに脳神経外科を追加するほか、医師の働き方改革推進のため、医療機関のＩＣＴ化など労働時間短縮に向けた対策を支援するとともに、介護職が魅力ある職種となるよう、一定の評価基準を満たす事業者に対し、県が認証を付与する新たな制度を創設することとしております。

一方、人口減少社会においては、介護分野をはじめ本県産業を支える担い手として、外国人材の確保・育成は重要な課題であることから、留学生や技能実習生等の優秀な外国人材が安心して就労・生活できるよう、受入体制の構築や、

奨学金の給付及び監理団体を通した日本語教育の支援等により、本県定着を促進してまいります。

このほか、県民の皆様が生きがいを持って元気に暮らしていただくため、健康寿命の延伸対策を強化することとし、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯・口腔機能の維持増進やオーラルフレイル対策の普及啓発とともに、身体活動量の増加に繋がるウォーキングやサイクリングを促進するための社会実験等に取り組んでまいりたいと考えております。

（移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する）

近年、本県への移住者は順調に増加しておりますが、今後のさらなる拡大を目指し、本県の美しく豊かな自然や、多様な歴史・文化、全国有数の暮らしやすさ等のＰＲに努めながら、地方回帰の流れを踏まえ、ＵＩターン促進対策を強化するとともに、関係人口の創出・拡大にも力を注ぐ必要があります。

そのため、オンライン相談会の開催等による相談・支援体制の充実を図るとともに、ＡＩ技術やＳＮＳの活用などデジタル化を促進し、ターゲットに応じた効果的・効率的な情報発信に取り組むほか、県内の地域おこし協力隊のネットワーク化を進め、受入・サポート体制を強化するなど、移住対策の推進に努めてまいります。

さらに、新しい働き方として注目されているリモートワーク受入を促進するため、一元的な相談窓口機能の設置や、効果的な情報発信、市町の受入体制整備への支援を行うとともに、ワーケーションの拡大に向け、県内市町を周遊するモニターツアーや都市部でのマッチングイベントを開催するなど、関係人口を創出・拡大し、地域活力の向上を目指してまいります。

（長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる）

県民の皆様が希望どおりに結婚、妊娠、出産し、安心して子育てできる環境を整備するとともに、次代を担う子ども・若者が、これからの時代を生き抜くために必要な資質や能力を備え、ふるさとに対する愛着と誇りを持つことができるよう、人材の育成に力を注ぎ、本県の未来を切り拓いてまいりたいと考えております。

そのため、少子化対策においては、結婚支援・子育て支援・地域づくり等のネットワークの融合を図り、支援を強化するため、地域の団体及び企業に対する強力な働きかけを行うとともに、ライフデザインセミナー開催やＳＮＳを活用した相談等を通して、結婚から子育てまで県全体で応援する気運の醸成や意識啓発に努めてまいります。

また、体外受精等の特定不妊治療にかかる支援について、所得制限の撤廃に加え、助成額・助成回数を拡充するほか、新生児等の疾病の早期発見・治療のため、産科医療機関の聴覚検査機器の購入経費に対する支援を行うなど、妊娠・子育て環境を整備することとしております。

さらに、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、周囲と協働して地域課題を創造的に解決できる実践力を備えた人材育成のため、ふるさと教育を拡充することとし、中学校においては、市町との連携を強化のうえ、これまで以上にふるさとの課題に焦点を当てるとともに、県立高校では、起業家精神の醸成など高度で意欲的な探究活動の充実や学校同士のネットワーク化を進めてまいります。

このほか、一人一台端末等を活用した学習の実現を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大時における学校休業等の際にも学びを保障

するため、私立学校も含め教育分野のＩＣＴ化をさらに推進することとし、教員の指導力向上や環境整備に力を注いでまいりたいと考えております。

（みんなで支えあう地域を創る）

人口減少・少子高齢化が進行する中、県民の皆様の誰もが地域社会で様々な役割と生きがいを持って活躍できるような共生社会を目指すとともに、本県の全ての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる社会を実現していかなければならないと考えております。

そのため、高齢者や障害者など、きめ細かな社会的配慮を必要とされる方々に対する相談支援体制の整備のほか、ＮＰＯ・ボランティア団体、自治会、学校、企業など多様な主体による協働とともに、人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進してまいります。

さらに、別居状態にある親と子どもの面会交流や、ひとり親家庭の住まい確保にかかる支援、子どもの貧困対策を推進するほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充など、いじめや不登校をはじめ児童生徒が抱える問題等に対して、適切な対策を講じてまいります。

２　力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す

（新しい時代に対応した力強い産業を育てる）

近年、本県における情報関連企業の立地や、航空機産業での新工場建設等の明るい動きをさらに加速・発展させ、新しい時代に対応した産業構造への転換を図るために、新産業の創出・拡大や、スタートアップ企業の増加、製造業・サービス産業を中心としたＤＸの促進、戦略的な企業誘致の推進等の対策を充実・強化していく必要があります。

そのため、本県が推進する成長分野のうち、まず、海洋エネルギー関連産業においては、中核企業を中心とした共同受注体制の形成やアンカー企業誘致のため、企業間連携に必要なコーディネーターを配置するとともに、県内企業の保有設備や生産能力等の情報を掲載したカタログ作成のほか、引き続き、専門人材の育成に取り組んでまいります。

次に、ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット等の先端情報関連産業においては、情報セキュリティ人材の育成や、協業体制の構築、先端技術を活用した各企業の生産性向上や諸課題の解決に向けた提案・支援等を通して、競争力強化を図ってまいります。

さらに、航空機関連産業については、感染症収束後の需要拡大を見据えて、企業間連携の取組に加え、県内企業の試作品製造にかかる支援等により取引拡大を促進し、サプライチェーン構築を加速させてまいりたいと考えております。

また、「ＣＯ－ＤＥＪＩＭＡ」を中心に、県内の様々なコミュニティとのネットワークを構築するとともに、商用化に向けた県外企業等との実証にかかる支援や、学生を対象とした体験イベントの開催等を通して、スタートアップ企業の創出・集積を促進してまいります。

一方、製造業・サービス産業をはじめ、中小地場企業のＤＸについては、啓発・周知のためのセミナー開催のほか、アドバイザー等による相談・診断や、ＤＸの実行に必要な伴走型による支援、高度専門人材の育成など、それぞれの段階に応じた対策を講じることで、組織・経営の変革を強力に推進し、生産性向上や処遇改善の実現につなげてまいりたいと考えております。

このほか、本県で成長が見込まれる半導体・ロボット等のものづくり産業の振興については、支援対象に医療関連分野を加え、企業間連携を伴う事業拡大を支援するとともに、感染症の影響も踏まえた、中小企業の事業承継等を促進するため、経営資源の引継ぎや持株会社の設立、法人化に必要な経費に対する支援措置を講じてまいります。

一方、企業誘致については、去る2月18日、平戸市への立地を決定しておりました、愛知県に本社を置くＫＴＸ株式会社と立地協定を締結いたしました。自動車内装部品等の製造に用いられる電気鋳造金型において、国内有数の企業である同社は、5年間で約50人を雇用して、人工関節等の医療関連の開発・製造に加え、自動車や航空機部品の金型製造に取り組むこととされております。

また、諫早市への立地が決定しておりました、デリカフーズ長崎株式会社と2月12日に立地協定を締結したところであります。

今後とも、良質な雇用の場の創出と地域経済の活性化につながるよう、市町や関係機関とも連携のうえ、企業誘致の推進に努めてまいりたいと考えております。

（交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む）

観光客の誘客促進を図り、交流人口をさらに拡大させるためには、本県の豊富な歴史・文化・観光資源等を磨き上げながら、魅力ある観光まちづくりを推進するとともに、県産品のブランド化や販路拡大に努めるほか、アジアをはじめとした海外の活力を積極的に取り込むことが重要であると考えております。

そのため、九州新幹線西九州ルートの開業も見据えながら、観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる魅力的な観光地を創出し、リピーターの増加や観光消費額の拡大を目指して、観光まちづくりに取り組むとともに、サイクルツーリズムの推進や本明川ボート練習場の活用など、本県の特性を活かしたアウトドアスポーツツーリズムの拡大に力を注いでまいります。

また、県産品のブランド化と販路拡大については、県内のシェフと連携し「食」の魅力向上・情報発信に努めるとともに、本県の「酒と魚」のイメージ醸成のため、関係者によるマッチング商談会やキャンペーンを実施するほか、コロナ禍を踏まえ、海外ネットワークを持つ企業との連携や海外ＥＣサイトでのプロモーションを通して、海外の新規商流開拓や輸出を促進してまいります。

さらに、海外との交流の歴史など本県の強みを活かして、アジアをはじめ海外の活力を積極的に取り込むため、アフターコロナを見据え、個人の興味・関心に直接訴求するデジタルプロモーションによる情報発信を行うとともに、国際クルーズ船や国際定期航空路線の誘致に取り組むこととしております。

併せて、来年度は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産登録3周年を迎えることから、熊本県や関係市町等と連携のうえ、資産の価値や魅力を発信する記念イベントを開催するほか、新たに構成資産等を歩いて巡るルートを創設することとし、案内のためのサイン整備やアプリ開発など、定着や利用促進に向けた環境整備を進めてまいります。

このほか、国際交流分野においては、上海市友好交流関係樹立25周年並びに湖北省友好交流関係樹立10周年の記念行事を実施するとともに、釜山文化財団との共催により朝鮮通信使に関する国際シンポジウムを開催するなど、海外にお

ける本県の認知度の向上・友好交流の促進に努めてまいります。

（環境変化に対応し、一次産業を活性化する）

本県の重要な基幹産業である農林水産業については、環境変化に対応しつつ、生産性の向上・労働環境の改善を図るため、スマート農林水産業を積極的に推進するとともに、藻場の回復や水産資源の管理など、持続可能な生産体制の構築と所得向上に向けた対策が求められております。

そのため、まず、農林業の振興においては、地域別・品目別の産地計画を基軸として、先端技術を活用のうえ、収益性向上や規模拡大を図るスマート農林業を普及拡大させるため、推進体制を整備するとともに、中山間地域等が多い本県の特性に即した技術確立に必要な支援を行ってまいります。

また、長崎和牛のブランド力をさらに高めるため、ゲノミック評価と呼ばれる新技術を導入し、高能力の繁殖雌牛群の整備を促進するとともに、これまで後継牛を県外導入に依存していた県内乳用牛について、自家出生への切り替えにかかる支援を行うことで、増頭対策を推進してまいります。

一方、水産業の振興については、大学や漁労機器メーカーと連携のうえ、経営指導体制の強化や、ＩＣＴに関する研修の実施、経営体の最先端機器導入や漁協の機能集約化に伴う施設整備等への支援によりスマート水産業を推進するとともに、水産物の商品力向上や需要拡大のため、ＳＮＳ等による情報発信を強化するほか、大手商社との取引拡大に対する支援を行ってまいります。

このほか、漁業法の改正に伴い、科学的知見に基づいて目標を設定する資源管理協定の策定が求められることから、適切な助言を行うとともに、その目標達成に必要となる調査・種苗放流のほか、藻場の造成や供給体制にかかる実証試験、技術・手法の普及、並びに漁業者等が実施する環境・生態系保全活動に対する支援により、県内海域の藻場造成・回復に取り組むこととしております。

3　夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る

（人口減少に対応できる持続可能な地域を創る）

2040年問題を念頭に置き、持続可能な地域づくりを実現するためには、ＩＣＴの利活用やＤＸを推進しつつ、多様な主体が支え合いながら、農山漁村地域の稼ぐ力の強化や、医療・介護等の必要な住民サービスの維持を図るとともに、離島・半島地域をはじめ、暮らしと交流を支える地域公共交通の確保が重要であると考えております。

そのため、地域コミュニティの保持に向け、住民主体による地域運営の仕組みづくりの促進や、課題解決のためのＮＰＯ等とのマッチングにかかる支援を実施するとともに、総合計画に掲げたＳＤＧｓの理念の普及を図るため、周知啓発セミナー開催や、アドバイザー活用、登録制度の創設等により県民の認知度の向上に努め、県内企業の取組を推進してまいります。

また、Society5.0の推進について、意識啓発セミナー並びにＩＣＴフェアの開催やアドバイザーの助言により意識向上・人材育成を図るほか、地域課題の解決に向けた市町・事業者の実証等に対する支援を行うとともに、行政・民間の持つデータを集積・共有し、幅広い分野における新たなサービス創出や当該データの分析に

基づく施策立案など、多種多様な活用を進めるためのデータ連携基盤を構築してまいります。

さらに、農山村地域における集落営農の組織化や拡大に対する支援を行うほか、移住・定住者の増加を図るため、地域資源を活用した、集落ぐるみで稼ぐことができる新たな産品づくりを推進するなど、地域全体の魅力向上に努めてまいります。

一方、医療分野においては、本県の「75歳未満がん年齢調整死亡率」が全国第10位と高いことから、がん検診受診率の向上に努めるとともに、妊孕性温存療法に対する助成制度を創設するなど、がんと共に生きる時代に応じた支援体制の充実を図るほか、骨髄等の移植促進のため、市町と連携のうえ、骨髄等の提供者の負担軽減にかかる支援措置を講じてまいります。

このほか、地域公共交通の維持・確保について、鉄道・バス・航路・航空路など地域住民の移動手段を守るために必要な支援を実施することとしております。

（地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る）

本県の地域活力の向上のためには、令和4年秋に開業を迎える九州新幹線西九州ルートや高規格幹線道路をはじめ、人流・物流を支える交通ネットワークの整備促進のほか、離島・半島地域など本県特有の資源とともに、特色ある歴史・文化・スポーツ等による地域振興を図っていく必要があります。

そのため、交流人口の拡大や産業振興を支える道路整備を計画的に進めているところであり、このうち、国道34号新日見トンネルは、去る2月20日に完成供用し、慢性的な交通混雑の緩和及び対面通行区間の解消が期待されております。

今後とも、西九州自動車道や西彼杵道路、島原道路等の規格の高い道路をはじめ、長崎港松が枝国際観光船埠頭の2バース化など、地域活性化や安全・安心の確保を図るため、効率的かつ効果的な交通ネットワークの整備に力を注いでまいります。

一方、九州新幹線西九州ルートについては、令和4年秋の開業に向け順調に工事が進められており、この効果を最大限に高め、県内各地域に波及させるため、県内経済団体の青年部等を中心に新たな実行委員会を設置のうえ、地域の魅力づくりや心のこもったおもてなしの準備など、官民一体となって、しっかりと受入体制を構築してまいります。

併せて、開業に向けたカウントダウンイベント及びレールウォークの実施による気運の盛り上げや、関西・中国圏向けの情報発信等により誘客促進を図るほか、佐賀県やＪＲ九州とも連携のうえ、「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」の開催準備を進めてまいりたいと考えております。

また、国境離島地域の活性化については、平成29年に施行された「有人国境離島法」に基づく支援策を最大限に活用しながら、地元市町と一丸となって、雇用機会の拡充や滞在型観光の促進、航路・航空路の運賃低廉化等の各種施策に積極的に取り組んでいるところであり、一部地域では人口の社会増が実現しております。

こうした中、国境離島地域における人口減少抑制の目標達成に向け、さらなる対策強化を図ることとし、雇用拡充事業の活用事業者に対して、採用力向上セミナーや求人サイトによるマッチング等を通して、島外からの人材確保を支援するとともに、地元市町と連携のうえ、事業者の掘り起こしや雇用人材の確保に力を注いでまいります。

さらに、国の第3次補正予算で拡充された制度を活用のうえ、しまへの滞在型観光を推進するほか、食品流通専門の団体と連携しながら、商品開発やブランド化など、消費者視点を重視した官民一体のプロジェクトの展開により、国境離島地域の振興につなげてまいりたいと考えております。

一方、文化の振興については、地元市町と一体となり、各地域の芸術祭の開催を通して、若者が地域住民と一緒に企画・運営・交流する機会を創出するほか、本県ゆかりのクリエーターを介した都市部と地域住民との交流の促進により、関係人口を拡大するとともに、令和7年度開催を目指す「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭」に係る準備に着手することとしております。

また、スポーツの振興については、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う聖火リレー・聖火フェスティバルの実施やホストタウンの相手国の事前キャンプ受入れについて、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、準備を進めてまいります。

さらに、長崎県スポーツ協会を介して、優秀な本県出身選手が県内企業へ就職するマッチングの仕組みを新たに構築することとしており、本県の競技力向上及び選手の県内定着に力を注いでまいりたいと考えております。

なお、来る2月27日、サッカーＪ2リーグは2021シーズンが開幕し、Ｖ・ファーレン長崎は新たなスタートを切ります。

昨シーズンはリーグ3位という順位で、惜しくもＪ1復帰は叶いませんでしたが、吉田孝行新監督の下、新体制で臨む今シーズンは、チーム一丸となって、リーグ優勝とＪ1復帰という2つの目標を達成されるよう、期待しております。

開幕日には、県と県内全市町が共同で「県民応援フェア」を開催することとしており、県民の皆様の招待や県産品の抽選会等を通してスタジアムを盛り上げるなど、県としても、県議会をはじめ、市町や関係団体、県民の皆様と一体となって、力強く応援してまいります。

（安全安心で快適な地域を創る）

近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の皆様の生命や財産を守るため、ソフト・ハード一体となった防災・減災対策を講じるほか、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりに力を注ぐとともに、人と自然が共生する持続可能な環境づくりを推進する必要があると考えております。

そのため、地域の防災力向上について、自主防災組織の活動の充実とともに消防団員の確保が重要であることから、市町や地元自治会とも連携のうえ、若者や女性の消防団加入を促進するほか、消防団協力事業所の社会貢献が広く理解されるよう、情報発信を強化するなど、ソフト対策に力を注いでまいります。

また、ハード面の対策としては、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に対応する公共事業費を確保するとともに、これと連動して、砂防、地すべり、急傾斜など県単独事業による自然災害防止対策を講じるほか、昨年度、新たに創設された有利な地方債を活用し、河川やダムなどにおける浚渫工事等により、防災・減災を推進してまいります。

石木ダムについては、川棚川の洪水被害の軽減とともに、佐世保市の安定した水源確保に不可欠な事業であり、近年、全国各地で甚大な自然被害が頻発する中、県民の皆様の生命や財産を守るため、整備を促進する必要があると考えております。

現在、現場では反対住民の方々の座り込みの中、安全性を確保しながら工事を実施しておりますが、今後、反対住民の方々から事業推進に対するご理解とご協力をいただけるよう、さらに努力を重ねてまいります。

このほか、自主防犯意識や交通安全意識の向上を図るため、交通安全教育・啓発のほか、県民の皆様が快適に暮らすことができるよう、海域・河川等の環境保全や廃棄物の適正処理に取り組むとともに、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会を目指して、県民・事業者・行政等が一体となった地球温暖化対策に力を注いでまいります。

それでは、次に、これまでの3つの柱に沿った事業以外の主な施策や懸案事項などについて、ご報告を申し上げます。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定）

県においては、人口減少・少子高齢化や2040年問題、Society5.0時代の到来を見据えたデジタル社会への対応が求められており、限られた人材や財源を最大限に活用しながら、県政を推進するための行政システムを構築する必要があります。

そのため、県議会や長崎県行財政改革懇話会等のご意見も踏まえ、「長崎県総合計画　チェンジ＆チャレンジ2025」及び「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を下支えする行財政運営指針として、このたび、「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」を取りまとめたところであります。

本プランは、総合計画と同様に令和7年度までの計画期間とし、県民の皆様への具体的な成果の還元を最終的な目標に掲げ、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」の3つの柱に沿って、様々な対策を積極的に推進することとしております。

具体的には、環境変化に対応し、柔軟かつ機動的な組織運営を行う仕組みの構築とともに、電子申請の拡大など住民サービス・庁内業務の両面からデジタル化の加速度的な推進のほか、事業のさらなる重点化や、一層の業務効率化、県庁職員の働き方の改革など、施策の質や行政サービスの向上を図り、新たな時代に果敢に挑戦する行財政運営を目指してまいります。

（特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進）

ＩＲ区域の整備については、昨年12月18日に策定・公表された国の基本方針を踏まえ、本県においても、去る1月7日、実施方針を策定・公表したうえで、九州・長崎ＩＲの設置運営事業者の公募を開始したところであります。

これを受け、参加登録申請期限である1月28日までに、国内外の5事業者から応募がありましたが、いずれの事業者も参加資格要件を満たしたことから、すべての事業者を参加者として登録いたしました。

現在、この5事業者に対し、審査書類の提出を求めているところであり、今後、審査委員会の専門的知見も活用しながら選定手続を進め、本年夏頃までには設置運営事業者を決定することとしております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州各県や経済界との連携を深め、九州の観光及び地域経済の活性化に寄与し、我が国の発展にも貢献する九州・長崎ＩＲの実現を目指してまいります。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進）

九州新幹線西九州ルートの整備のあり方については、国土交通省から、佐賀県との幅広い協議に加え、関係者であるＪＲ九州や本県と協議を行いたいとの意向が示されたことを受け、昨年12月、国土交通省と本県との第1回目の協議を実施し、佐賀県との協議の状況や今後の検討課題等について意見交換を行ったところであります。

本県としては、こうした協議にしっかりと対応するなど、新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備の実現を目指して力を注いでまいります。

一方、ＪＲ長崎本線（肥前山口～諫早間）の上下分離に伴う鉄道施設の維持管理については、本年4月1日に、佐賀県と共同で、施設の所有及び維持管理の主体となる新法人を佐賀県鹿島市に設立することとしており、令和4年秋の九州新幹線西九州ルートの開業に合わせた上下分離開始に向け、準備を進めてまいります。

また、この区間の維持管理経費等については、平成20年に本県と佐賀県が交わした確認事項を踏まえつつ、当時想定されていなかった項目を含めて協議を重ね、おおむね長崎県2、佐賀県1の負担割合で合意したところであります。

今後、上下分離区間の利用促進を図るため、佐賀県をはじめ、沿線自治体とも連携しながら、沿線地域の活性化や振興等に努めてまいります。

（県庁舎の跡地活用）

県庁舎の跡地活用については、本年度の埋蔵文化財調査において確認された石垣などの遺構等の取扱いにも留意しながら、隣接する県警本部跡地を含め、この地の歴史を活かし、新たな交流や賑わいの場の創出につながるよう、幅広い関係者の皆様からのご意見等を踏まえ、活用策の検討を進めているところであります。

検討においては、賑わいの創出につながる広場機能や、歴史・観光等の情報発信機能について、より効果的な整備が図られるよう、議論を深めております。

また、県庁舎跡地が出島エリアを含め、様々な交流によって新たな価値を創造・発信し、我が国の近代化の先導的役割を担ってきた場所であることから、その歴史を受け継ぎ、産学官等によるオープンイノベーションの推進など、今後の本県発展に資する幅広い交流や連携を支援する機能等の整備について、検討を重ねております。

さらに、建物の規模や構造のほか、石垣上の敷地に検討している広場等については、時代の変化等に柔軟に対応できるよう、可変性の確保にも十分配慮してまいりたいと考えております。

県としては、引き続き、整備する具体的な機能やその配置等について検討を重ね、県議会や関係者の皆様に広くご意見を伺いながら、基本構想を取りまとめてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、令和3年度予算については、「長崎県総合計画　チェンジ＆チャレンジ2025」や、さきの11月定例会での長崎県重点戦略素案に対する議論、政策評価の結果等を踏まえて編成いたしております。

一般会計の予算額は、7,486億3,121万2,000円、特別会計の予算額は、1,984億7,814万1,000円、企業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は、75億8,985万2,000円となっております。

次に、令和2年度補正予算でありますが、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、国の経済対策補正予算への対応に要する経費、国庫支出金の決定等に伴う事

業費の増減、その他年度内に執行を要する緊急な事業費等について計上いたしました。

一般会計122億3,377万円の増額、特別会計1億884万9,000円の減額、企業会計9億5,172万5,000円の減額補正をしております。

この結果、令和2年度の一般会計の累計予算額は、8,816億5,620万8,000円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第19号議案「長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例」は、凶器を使用した凶悪犯罪や不当な金品の要求行為、不当な客引き行為等を防止するため、所要の改正をしようとするものであります。

第38号議案「長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、基金を造成しようとするものであります。

第47号議案から第50号議案「財産の取得について」は、県立高等学校において、教育活動に供するためのタブレットパソコンを取得しようとするものであります。

第73号議案は、長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、瀬戸牧子君を任命しようとするものであります。

第74号議案は、海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

第93号議案は、長崎県監査委員の選任について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、吉村　洋君、坂本　浩君を選任しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、公安委員会委員を退任されます片岡瑠美子君、監査委員を退任されます浅田ますみ君、ごうまなみ君、並びに海区漁業調整委員会委員を退任されます皆様には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君）　ただいま上程いたしました議案のうち、第26号議案、第64号議案及び第75号議案乃至第77号議案、並びに第92号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

2月26日は、午前11時より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後零時　２分　散会 ―

第　３　日　目

令和３年２月定例会　　令和３年２月２６日

議　事　日　程

第　３　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

３　散　　会

令和３年２月２６日（金曜日）

出　席　議　員（４３名）

１番	宮　島　大　典　君
２番	宮　本　法　広　君
３番	赤　木　幸　仁　君
４番	中　村　泰　輔　君
５番	饗　庭　敦　子　君
６番	堤　　典　子　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
欠　　番	
３０番	中　島　浩　介　君
欠　　番	
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	浅　田　ますみ　君
４０番	徳　永　達　也　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

欠　席　議　員（１名）

４１番	中　島　廣　義　君

説明のため出席した者

知　　事	中　村　法　道　君
副　知　事	上　田　裕　司　君
副　知　事	平　田　　研　君
統　轄　監	平　田　修　三　君
総　務　部　長	大　田　　圭　君
企　画　部　長	柿　本　敏　晶　君
地域振興部長	浦　　真　樹　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水　産　部　長	斎　藤　　晃　君
農　林　部　長	綾　香　直　芳　君
土　木　部　長	奥　田　秀　樹　君
地域振興部政策監	村　山　弘　司　君
教育委員会教育長	池　松　誠　二　君
教　育　次　長	林　田　和　喜　君
選挙管理委員会書記長	大　塚　英　樹　君

財　政　課　長　早稲田　智　仁　君
秘　書　課　長　石　田　智　久　君

議会事務局職員出席者

局　　長　松　尾　誠　司　君
次長兼総務課長　柴　田　昌　造　君
議　事　課　長　川　原　孝　行　君
政務調査課長　太　田　勝　也　君
議事課長補佐　永　田　貴　紀　君
議　事　課　係　長　梶　谷　　利　君
議事課主任主事　天　雨　千代子　君

―　午前１１時　０分　開議　―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました議案について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長―27番。

○予算決算委員長（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕

予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会で審査いたしました案件は、国の総合経済対策及び県議会議員補欠選挙に伴い付託されました第26号議案ほか5件の議案でございます。

慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、土地対策費に関し、地籍調査事業については、約60年前から行われているが、特に、佐世保市の進捗率は約37％と低い状況である。

災害時の迅速な復旧に対応するため、非常に重要な事業であり、進捗率50％以下の市町に対して、まずは、県として積極的に指導していくべきだと考えるが、見解はどうかとの質問に対し、県としては、事業費の確保を以前から要請し、必要な予算の確保に努めているが、今後は、さらに実施体制の強化についても要請するほか、業務を通じた指導等による担当職員のスキルアップなども含め、実施市との連携を強化しながら地籍調査の推進に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関し、医療従事者等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築し、市町で対応が困難な専門的な相談に対応する体制整備の中で、コールセンターの設置を行うということであるが、設置の時期や体制はどのようになっているのかとの質問に対し、体制としては、保健師、または看護師等が常駐し、電話対応を行う。必要に応じて、医師と連絡が取れるような体制を構築する。医療従事者のワクチン接種が始まる3月中旬までには設置をしたいとの答弁がありました。

次に、環境生活建設分科会では、観光需要回復促進事業費に関し、4億円で宿泊7万人泊を予定しているとのことだが、経済波及効果をどのように捉えているのか。

また、昨年の同事業に係る補正予算での県民向けの販売計画が14万人だったのに対し、今回は7万人となっているが、もう少し増やすことはできないのかとの質問に対し、令和元年の県の観光統計では、一人当たりの消費額単価は3万2,000円であり、これを基に推計すると、消費額としては約18億円を見込んでいる。

また、今回は、ＧｏＴｏトラベルキャンペーンが再開されるまでの緊急的なものであり、期間が昨年実施分と比べて短くなると想定しているため、約半分の7万人泊としているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、長崎県事業継続支援給付金事業費に関し、対象となる業種に制限はかけているのか。また、対象事業者数はどの程度を見込んでいるのかとの質問に対し、今回の支援金に関しては、業種の制限は設けておらず、対象事業者は県内で約1万5,000者を想定しているとの答弁がありました。

これに対し、申請受付・支給事務については、前回の協力金と同様に市町が行うこととなっているが、市町においても年度末にかけて業務量が増えてくることが予想されるため、県としても市町と十分に連携しながら迅速な支給に努めてもらいたいとの意見がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

第26号議案、第64号議案及び第75号議案乃至第77号議案、並びに第92号議案については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から3月1日までは、議案調査等のため本会議は休会、3月2日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午前１１時　６分　散会 ―

第　7　日　目

令和３年２月定例会　　令和３年３月２日

議　事　日　程

第　７　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　散　　会

令和３年３月２日（火曜日）

出　席　議　員（４３名）

１番	宮　島　大　典	君
２番	宮　本　法　広	君
３番	赤　木　幸　仁	君
４番	中　村　泰　輔	君
５番	饗　庭　敦　子	君
６番	堤　　典　子	君
７番	下　条　博　文	君
８番	山　下　博　史	君
９番	北　村　貴　寿	君
１０番	浦　川　基　継	君
１１番	久保田　将　誠	君
１２番	石　本　政　弘	君
１３番	中　村　一　三	君
１４番	大　場　博　文	君
１５番	山　口　経　正	君
１６番	麻　生　　隆	君
１７番	川　崎　祥　司	君
１８番	坂　本　　浩	君
１９番	深　堀　ひろし	君
２０番	山　口　初　實	君
２１番	近　藤　智　昭	君
２２番	宅　島　寿　一	君
２３番	松　本　洋　介	君
２４番	ごう　まなみ	君
２５番	山　本　啓　介	君
２６番	前　田　哲　也	君
２７番	山　本　由　夫	君
２８番	吉　村　　洋	君
	欠　　番	
３０番	中　島　浩　介	君
	欠　　番	
３２番	山　田　博　司	君
３３番	堀　江　ひとみ	君
３４番	山　田　朋　子	君
３５番	西　川　克　己	君
３６番	外　間　雅　広	君
３７番	瀬　川　光　之	君
３８番	坂　本　智　徳	君
３９番	浅　田　ますみ	君
４０番	徳　永　達　也	君
４１番	中　島　廣　義	君
４２番	溝　口　芙美雄	君
４３番	中　山　　功	君
４４番	小　林　克　敏	君
４５番	田　中　愛　国	君

欠　席　議　員（１名）

４６番	八　江　利　春	君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道	君
副知事	上　田　裕　司	君
副知事	平　田　　研	君
統轄監	平　田　修　三	君
危機管理監	荒　木　　秀	君
総務部長	大　田　　圭	君
企画部長	柿　本　敏　晶	君
地域振興部長	浦　真　　樹	君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司	君
県民生活環境部長	宮　﨑　浩　善	君
福祉保健部長	中　田　勝　己	君
こども政策局長	園　田　俊　輔	君
産業労働部長	廣　田　義　美	君
水産部長	斎　藤　　晃	君
農林部長	綾　香　直　芳	君
土木部長	奥　田　秀　樹	君
会計管理者	吉　野　ゆき子	君
交通局長	太　田　彰　幸	君

地域振興部政策監	村山弘司君
文化観光国際部政策監	前川謙介君
産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	堀江憲二君
代表監査委員	濵本磨毅穂君
人事委員会委員長	水上正博君
公安委員会委員	片岡瑠美子君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長（労働委員会事務局長併任）	大﨑義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君）（拍手）**〔登壇〕**　皆様、おはようございます。

自由民主党、対馬市選出の坂本智徳でございます。

質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々及びそのご家族、関係者の皆様、感染拡大により日常生活に影響を受けられている全ての皆様に、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、医療従事者の方々をはじめ、感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げますとともに、改めて新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を祈念する次第でございます。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

1、令和3年度当初予算案について。

まず初めに、総括的な質問としまして、令和3年度当初予算編成方針や財政運営について、お尋ねをいたします。

本県を取り巻く環境は、人口減少や少子・高齢化の急速な進行、デジタル化、スマート化などの新技術の進展に加え、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大といった様々な要因によって、大きな変化が生じ、県が抱える課題も多様化、複雑化してきております。

このような中、県当局におかれましては、国の第3次補正予算に対応するための令和2年度経済対策の2月補正予算約601億円と、令和3年度当初予算7,486億円とを合計したおよそ8,087億円を一体的に編成され、切れ目のない施策の推進を図ることとされております。

予算に計上された具体的な事業を拝見しますと、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症拡大をはじめ、コロナ禍を踏まえた人口減少対策や有人国境離島対策、九州新幹線西九州ルートやＩＲ誘致等の重点プロジェクトのほ

か、デジタル化やSociety5.0の推進など、社会環境の変化に対応するため、目配りが行き届いた対策が盛り込まれており、私は大変評価するものであります。

そこで、まず1点目として、当初予算編成に当たっての基本方針について、どのような考えの下、取り組まれたのか、知事にお尋ねをいたします。

また、本県は、財源調整のための基金が徐々に減少するなど、厳しい財政状況にあります。予算編成においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、県税収入等の減収が見込まれる一方で、コロナ感染症の予防、拡大防止対策や社会経済活動の活性化に向けた様々な対策を講じる必要があり、地方創生臨時交付金をはじめ、国の有利な財源措置等を最大限に活用することが重要であると考えます。

そこで、2点目としまして、今回の予算編成を経て、県の財政状況の現状認識と今後の財政運営について、お尋ねをいたします。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症患者への対応については、医療現場の最前線で、昼夜を問わず献身的に医療を提供していただいている医療従事者の皆様の多大なるご尽力によって、支えられているところであります。

医療従事者については、業務の特性上、新型コロナウイルス感染症患者や感染の疑いのある患者に接する機会が多いため、自らが感染するリスクが非常に大きいこと、また、病院内でのクラスターの発生を防ぎ、地域の医療提供体制を維持していくという観点からも、早期のワクチン接種が求められているところであります。

そのような中、国においては、去る2月14日に新型コロナウイルスのワクチンが承認され、一部の医療機関では、安全性を調査するための先行接種が行われているところでありますが、その他の多くの医療従事者についてもワクチンの接種を急ぐ必要があると思われます。

これらの医療従事者に対する接種体制の構築は都道府県の役割とされておりますが、本県の場合、どのような体制で、いつから実施しようとしているのか、お尋ねをいたします。

3、九州新幹線西九州ルートの整備促進について。

令和4年秋の新幹線開業に伴い、上下分離となります肥前山口・諫早間の維持管理経費につきまして、平成20年に佐賀県との負担割合を合意した当時と比較して、想定外の費用も含め約4倍に膨れ上がったとのことでありますが、今般、長崎県2、佐賀県1とする当初の合意に沿った形での決着が見られたことは、長崎県が佐賀県への誠意として大きな決断をされたことと受け止めております。今後の全線フル規格へ向けた積極的な議論につながることを期待しているところであります。

一方で、新鳥栖・武雄温泉間の整備の在り方については、佐賀県議会において、昨年9月に、国と積極的に協議するよう求める決議がなされるなど議論が活発に行われてきており、また、中央においては、与党ＰＴ西九州ルート検討委員会が、地方負担についての議論を行うこととするなど、課題解決に向けた動きが出てきているところであります。

このような動きはあるものの、北陸新幹線の状況を見ますと、令和5年度の敦賀・新大阪間の着工に向け、与党ＰＴに検討委員会が設置されて、財源議論が始まろうとしておりますが、一方で、西九州ルートについては、まだ整備方式が決定しておらず、また、佐賀県の課題解決

の方向性も見えておらず、さらに事業実施に必要な環境影響評価調査にすら着手できていないなど、極めて厳しい状況にあり、このままでは暫定的な形であります対面乗換方式が長期化してしまうのではないかと、大変心配をしております。

北陸新幹線の議論に後れを取らず、早期に全線フル規格での整備を実現するためには、今後ますます議論を加速させる必要があると考えております。

そこで、全線フル規格実現に向けた現状と今後の取組について、知事のお考えをお伺いいたします。

4、特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について。

統合型リゾートＩＲにつきましては、去る1月7日から事業者の公募手続が開始され、5つのグループから応募があったところであります。

今後、有識者の方々で構成される審査委員会において公平・公正な審査が進められ、8月にも事業者が決定されると認識をいたしております。

そこで、現時点における事業者選定の進捗状況と今後の見通しについて、お尋ねをいたします。

また、ＩＲがもたらす経済効果を地元がしっかりと享受するためには、ＩＲが整備される佐世保市はもとより、離島地域や半島地域を含む県下全域にその効果が及ぶことが重要になってまいります。

さらに、ＩＲ整備法では、ＩＲ事業者から都道府県へ納付されるカジノ収益金の活用に関して、その使途を区域整備計画へ記載するように定められております。

県におかれても、人口減少対策や地場産業の振興、あるいは子育て支援や若者の県内定着促進といった、まさに県政の諸課題にこうした財源を有効に活用しようとされているわけですが、そろそろ、こうしたＩＲ事業者からの納付金の活用方法を県民の皆様へお知らせしてはどうかと思いますが、県の見解をお尋ねいたします。

5、石木ダムの整備について。

令和2年7月豪雨において、甚大な洪水被害が発生した球磨川流域では、川辺川ダムと河川改修を柱とした治水対策が検討されております。これらの対策が完了すれば、今回と同規模の豪雨が降った場合でも市街地での浸水被害はなくなると聞いております。

このような豪雨災害は、いつ、どこで発生するとも限らず、川棚川流域における洪水対策としての石木ダム建設事業の重要性はますます高まっており、地域住民の方々の安全と安心を守るため、早急に整備しなければならないと思います。

また、石木ダムの公益上の必要性については、昨年の最高裁判所の決定により、司法の場でも認められており、事業を着実に推進していくべきであります。

建設現場では、依然として一部住民らの根強い反対や妨害行為が続いており、安全の確保が難しい状況であるとお聞きをいたしております。

これまでも知事は、「令和2年度内にダム本体工事の一部に着手したい」と発言されておりますが、どのように工事を進めていくのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

6、陶磁器産業の振興について。

本県を代表する陶磁器であります波佐見焼は、400年余りの歴史を有し、現在も重要な地域産業の一つであります。

この産地に隣接する有田町においては、陶器

市に100万人以上の方が訪れるなど、全国的にも高い認知度を有しております。

私は、以前より、波佐見焼には有田焼に匹敵するポテンシャルを持っていると感じており、もっと全国の方に知っていただいて、産地にも来ていただきたいとの思いがありました。

こうした中、長崎県の和食器出荷額が、平成23年から増加傾向にあり、有田焼を有する佐賀県と肩を並べるまでになっているとお聞きをいたしておりまして、これまでの産地をはじめとする関係者の皆様方のご努力に対して、心から敬意を表するところであります。

そこで、波佐見焼の振興について、県では具体的にどのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

7、文化・芸術の振興について（雨森芳洲と玄徳潤について）。

本県は、古くから海外との交流の窓口として人を呼んで栄え、人々との交流の中で発展してきた歴史があり、県においては、こうした本県ならではの深い歴史的なつながりの顕在化を図り、さらなる友好交流の発展に向けて積極的に取り組まれております。

さて、日韓友好の象徴といわれる朝鮮通信使においては、儒学者で対馬藩に仕えた「雨森芳洲」が有名でありますが、彼の朝鮮外交の相手方として「玄徳潤」という人物が登場します。

「玄徳潤」については、平成2年に来日した当時の韓国の盧泰愚大統領が、宮中晩餐会の答礼の言葉の中で、「玄徳潤」と「雨森芳洲」の「相互尊重と理解」の外交姿勢を引き合いに出してたたえられたことで知られております。

盧泰愚大統領が、「玄徳潤」と「雨森芳洲」の交流に言及された理由は、2人が貫いた「互いに欺かず、争わず、真実をもって交わる」という誠信の交わりこそ、日本と韓国がよりよい関係を築いていくうえにおいて、常に立ち返るべき原点であり、現代に生きる私たちは、これを胸に刻んで海外との交流に取り組む必要があると思います。

現在、日韓の間には幾つかの難しい課題がありますが、朝鮮通信使は、今後の日韓関係を進めていくうえでの架け橋になるものであり、「玄徳潤」と「雨森芳洲」の2人の友情と信頼の絆に光を当てることが日韓交流の促進につながるものと考えますが、県のお考えをお伺いいたします。

8、離島地域の振興について。

離島地域の振興に関して、主な産業分野など、離島地域の事業者や住民の皆様にとっての重要課題について、分野ごとに質問をさせていただきます。

(1) 国境離島の振興について。

「有人国境離島法」の施行から4年間が経過しようとしております。ご承知のとおり、この法律は10年間の時限立法でありますので、来月からは折り返しの5年目を迎えることになります。全国一の離島県であります本県において、現在、この「有人国境離島法」に基づく施策の有効活用こそが、著しい人口減少が進む本県離島地域の活性化策の根幹を成しているものと考えております。

そこで、「有人国境離島法」に基づく施策のこれまでの成果と課題、節目の年となる令和3年度の県の主な取組について、お尋ねをいたします。

(2) 水産業振興について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、昨年4月の全国への「緊急事態宣言」に続き、本年1月には11都府県を対象とした「緊急

事態宣言」が発令されました。

京都府、大阪府など6府県では、緊急事態宣言が昨日付けで解除されましたが、対象となった東京都等では、飲食店の営業時間の短縮や不要不急の外出自粛要請が出されており、これら営業時間の短縮等は、水産物の需要減少と魚価低迷として、本県水産業へも波及しております。

水産物の需要減少と魚価低迷は、漁業者の出漁控えや取引量の減少等の形で顕在化し、漁協の手数料収入は大幅に減少していると聞いております。

他方、漁協の業務は、新型コロナウイルス対策で業務量は増加していると聞いており、この状況が長期化すれば、漁協の運営が困難となる懸念があります。

特に、離島においては、漁協は、漁業者に加え、浜と地域を支える重要な役割を担っておりますが、新型コロナウイルス感染症に関連し、魚価低迷や漁協に対して、今後どのような対応を取っていく考えなのか、お尋ねをいたします。

また、対馬は、九州本土と朝鮮半島との中間に位置し、周辺海域は起伏に富んだ海底地形となっており、また、対馬暖流と大陸からの沿岸水が交錯することで好漁場が形成され、一本釣り漁業、はえ縄漁業、かご漁業など、多様な漁業が営まれ、漁業が大変重要な産業となっております。

このため、漁業者の皆様には、対馬周辺海域で漁獲されておりますアカムツやアマダイなどの重要資源の持続的な利用を目的として、保護区域の設定などの資源管理に積極的に取り組んでおられます。

このような中、昨年8月に、他県の沖合底びき網漁船がアカムツを大量に漁獲したものの、網揚げの際にマストが折れたことで網を船上に揚げ切れず、魚を海上に流出させる事故が発生しました。

水産資源の持続的な利用による漁業経営の安定を目的に資源管理に取り組んでいる対馬の漁業者にとっては、資源保護に反する行為であるとして、そのときの状況写真などとともに、私も、漁業者の生の声として直接説明を受けたところであります。

今回の沖合底びき網漁船の行為は、区域違反などの不法操業ではないとのことではありますが、私としては、資源保護の観点から問題であると考えており、このことについての県の見解をお尋ねいたします。

（3）林業振興について。

県では、若者から選ばれる魅力ある農林業、暮らしやすい農山村の実現を目指すことを基本理念として、令和3年度から「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、産地対策、集落対策を車の両輪として施策を展開し、地域の雇用と所得を確保していくこととされております。

一方で、対馬の基幹産業であります林業においては、担い手の減少や高齢化に加え、近年多発する自然災害や鳥獣被害など、林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれており、林業の担い手を確保するためには、林業従事者の所得向上につながる高い生産性の向上と収益性を確保し、林業で生活が成り立つような仕組みが必要であると考えております。

そこで、県は、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」における林業の担い手の確保について、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

（4）建設業について。

建設業の担い手確保対策について。

国においては、今年度限りの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を加速化、深化させるため、今年度補正予算から、新たに15兆円の規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を行うこととしており、本県においても、この対策を活用し、着実に強靱な県土づくりを進めていくためには、事業を実施する地域の建設業を維持していくことが必要不可欠であります。

建設業は、地域の守り手として、迅速な支援が可能となる体制を維持していく必要があることから、長期的な視点に立って、若者が就職先として選択し、また定着してもらえるよう、担い手確保対策をしっかり行うことが重要であると考えます。

そこで質問ですが、コロナ禍で、全国的にも外出や移動の自粛要請が出されるとともに、様々な産業で活動が制限されております。その影響で、企業説明会やインターンシップも中止せざるを得なくなったと聞いており、担い手確保の取組にも支障を来しているのではないかと危惧しておりますが、離島を含め県全体では、コロナ禍において建設業の担い手確保にどのように取り組んでいこうとしているのか、県の見解をお伺いいたします。

（5）離島航路・航空路対策について。

我々離島の住民にとりまして、離島と本土とを結ぶ航路・航空路は、日々の生活を送るうえで欠くことのできない大変重要な移動手段であります。

これまで運航事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても、常に一定の運航を継続いただいており、私も離島の住民として、大変ありがたいことではありますが、一方で、このような背景ゆえに、経営状況は大変厳しいものと認識をいたしております。

県においては、このような公共交通事業者の状況を捉え、昨年は事業者が感染防止対策を行いながら運航の継続が可能となるよう、緊急的な支援について補正予算を計上され、我々県議会としても後押しをしてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響も既に一年に及び、まだまだ先が見通せない中にあっては、これまで何とか運航を継続されてきた事業者の皆様も、さすがに限界を迎えることがあるのではないか、いずれ離島の航路・航空路を維持できなくなる日が訪れてしまうのではないかと、住民は大変危惧しております。

そこで、県においては、このように新型コロナウイルス感染症の影響が長引いている現状を受け、離島の航路・航空路維持のために今後どのような支援を行おうとしているのか、お尋ねをいたします。

（6）対馬における特別支援教育の充実につきましては、後ほど対面演壇席から質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 坂本智徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和3年度当初予算編成に当たって、基本方針について、どのような考えで取り組んだのかというお尋ねであります。

令和3年度は、「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025」の初年度であり、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止と社会経済活動の回復・拡大に力を注ぐとともに、ポストコロナを見据えた産業振興や交流の拡大、並びに

人口減少対策の強化やSociety5.0の推進を基本として予算を編成したところであります。

特に、新型コロナウイルス感染症が県民生活や県内経済に対して大きな影響を及ぼしておりますことから、ワクチン接種の専門的な相談体制の構築やＰＣＲ検査等の充実を図るほか、生活に困窮されている方々の自立相談体制の確保や若年層のがん患者等に対する支援制度の創設など、県民生活の安全・安心確保対策を強化してまいります。

また、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、ポストコロナを見据えた環境整備対策として、県内中小企業のデジタルトランスフォーメーションを促進し、生産性の向上等を図るとともに、農林水産業分野においてＩＣＴ機器の利活用を加速化することにより、収益性の高い経営モデルの確立に力を注いでまいりたいと考えております。

さらに、人口減少対策では、ＡＩやＳＮＳを活用した移住施策の強化や結婚・出産・子育て支援の充実等を図るほか、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、防災・減災対策を大幅に拡充することとしているところであります。

県としては、こうした基本的な考え方の下、令和2年度経済対策補正予算と令和3年度当初予算を一体的に編成し、市町や関係団体等とも連携しながら、切れ目のない施策の推進と早期の事業効果の発現に力を注ぐことにより、力強い県政の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、財政についての現状認識と今後の財政運営についてのお尋ねであります。

本県の財政は、自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しておりますが、令和3年度当初予算では、新型コロナ感染症の影響に伴い、歳入面において、県税や地方譲与税が昨年度に比べ180億円減少するなど、大幅な減収が見込まれております。

来年度における地方税の減収は、全国的な傾向でもあり、国の地方財政対策では、こうした現状を踏まえて、地方交付税等が令和2年度を上回る水準で確保されたことから、本県においても、減収相当分を賄える見込みとなっております。

一方、歳出面では、感染症の予防・拡大防止と社会経済活動の回復・拡大に向け、406億円のコロナ対策予算を計上しているところであり、その財源確保に当たっては、地方創生臨時交付金を最大限に活用するとともに、施策の集中・重点化を図ったところであります。

そうした結果、令和3年度当初予算における財源調整のための基金取崩し額は141億円と、令和2年度予算と同規模でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本県財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しているものと認識しております。

そのため、今後の財政運営においては、地方創生臨時交付金や交付税措置率が高い有利な県債等を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、各種施策を効率的に推進するとともに、国に対しては、全国知事会等とも連携しながら、地方税財源の充実・確保について、強く要請してまいりたいと考えております。

次に、医療従事者へのワクチン接種はどのような体制で、いつから実施しようとしているのかとのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症患者やその疑いのある方に頻繁に接する機会がある医師や看護師などの医療従事者等への接種につきましては、

現在、国内で唯一承認されているファイザー社製のワクチンを前提として、2回接種する体制となっております。

接種場所につきましては、本県の場合、マイナス75度の超低温でワクチンを保管するディープフリーザーを備え、ワクチンの管理や自らの施設の職員への接種を行う「基本型接種施設」として、19か所の医療機関を設定するとともに、この基本型接種施設からワクチンを移送し、自らの施設の職員及び周辺の医療機関の職員等に接種する「連携型接種施設」として、現在134か所の医療機関を設定しているところであります。

スケジュールにつきましては、国が主導する先行接種が、2月22日に長崎医療センター、諫早総合病院、長崎労災病院の3病院で開始されたところでありますが、3月上旬から供給される医療機関向けのワクチンの量には限りがありますため、新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れる医療機関の従事者から接種を開始していきたいと考えております。

県としては、医療従事者等の接種が円滑に進むよう、各医療機関や各医療関係団体と連携しながら、体制構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線西九州ルートについての現状と今後の取組についてのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートについては、整備方式が決定しておらず、また、環境影響評価調査に着手できていないなど見通しが立っていないという現状にある一方で、北陸新幹線については、令和5年度の着工に向けた議論が始まっており、西九州ルートは大変厳しい状況にあると認識しております。

こうした状況を前に進めてまいりますためには、佐賀県の理解を得る必要があり、その際には在来線や地方負担といった課題を解決することが必要になってまいります。

ＪＲ九州においては、「対面乗換方式の長期化は収支採算性が成り立たない」との考えを示されており、また、佐賀県は、「フル規格の議論をするためには在来線の整理が必要」との考え方を示されていることから、県としては、ＪＲ九州に対して議論を前進させるために、在来線について具体的な対応策などを提案していただくよう強く求めてきたところであり、今後も引き続き働きかけを行ってまいります。

また、地方負担については、政府・与党に対して課題解決に向けた方策を示していただくよう求めてきたところ、与党ＰＴ検討委員会において、地方負担の軽減に向けた検討を行うこととされており、早急に議論がなされることを期待しているところであります。

今後とも、国土交通省との情報共有を行いながら、課題の解決に向けて積極的に関係者への働きかけを行うなど、全線フル規格による整備の実現に全力を注いでまいります。

次に、石木ダムの整備について、今後どのように工事を進めていくのかとのお尋ねであります。

近年、毎年のように全国各地で甚大な洪水被害が頻発する中、防災・減災対策の必要性はより一層高まっており、これまで度々洪水被害を受けてきた川棚町民の生命や財産を守るためにも、石木ダムの整備を急がなければならないと考えているところであります。

現在、石木ダムの工事現場においては、反対住民の方々による座り込みなどの妨害活動が行われておりますが、安全を確保しながら付け替え県道工事の進捗に努めており、ダム本体工事

についても着工に向けて準備を進めているところであります。

一方、県といたしましては、反対住民の方々との話合いを模索し、検討を進めているところでもあり、ダム本体工事の着工時期については、こうした様々な状況を総合的に判断していかなければならないと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君）　ＩＲ区域の整備推進について、2点お答えをいたします。

まず、現時点における事業者選定の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねでございます。

昨年12月18日に公表された国の基本方針を踏まえ、本県においても、去る1月7日、実施方針並びに募集要項を公表したうえで、事業者の公募を開始したところであります。

これを受け、参加登録申請期限である1月28日までに、国内外の5事業者から応募をいただき、いずれの事業者も参加要件を満たしたことから、全ての事業者を参加登録いたしました。

なお、一次審査書類の提出期限である昨日までに、当該5事業者から必要書類を提出していただいたところであり、今後、審査委員会において、事業者の実績や財務能力、事業コンセプトといった基礎的な内容について書類審査を行い、今月中旬には二次審査に進む3事業者を決定、公表することといたしております。

二次審査においては、3事業者に対し、一次審査の項目のほか、国内外からの集客や全国各地への送客、施設整備などの事業計画、さらには懸念事項対策や地域貢献などを盛り込んだ、より具体的な提案書の提出を求めたうえで、本年8月頃、事業者によるプレゼンテーションを実施することといたしております。

その後、審査委員会から答申された審査結果に加え、別途実施する廉潔性調査の結果を基に、公安委員会や立地市町である佐世保市との法定協議を経て、本年夏頃には設置運営事業者を決定したいと考えております。

次に、ＩＲ事業者からの納付金の活用方法を県民の皆様へお知らせしてはどうかとのお尋ねでございます。

納付金につきましては、ＩＲ整備法において、カジノ行為の粗収益（ＧＧＲ）の15％に相当する額が認定都道府県等納付金として納付されることとなっており、観光や地域経済の振興、社会福祉の増進、文化・芸術の振興に関する施策などに充てることが定められております。

納付金は、本県の貴重な一般財源となるものであり、法律の趣旨や定められた用途等を踏まえながら、人口減少など県政の諸課題の解決や、離島・半島地域等の活性化、地場産業の振興など、多様な施策へ有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、本県の歳入として見込まれる納付金の規模につきましては、ＩＲ事業者の公募・選定手続において、事業者から提案される事業計画により、今後明らかとなってまいります。

県といたしましては、納付金の具体的な使途について、県議会や県民の皆様のご理解をいただきながら検討を深め、国へ申請する区域整備計画にしっかりと書き込んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　波佐見焼の振興について、県では具体的にどのように取り組んできたのかとのお尋ねでございます。

波佐見焼の産地においては、有田焼をはじめ

とする他の産地との差別化を図るため、時代のトレンドや生活者ニーズを反映した陶磁器づくりをコンセプトに新しい顧客の獲得を図ってこられております。

このような中、県では、波佐見町と連携し、産地へ様々な支援策を講じてきたところでございます。

具体的には、日本最大級の展示・販売会への出展を毎年支援し、今では有名食器メーカーと並んで展示されるなど、目の肥えた陶磁器ファンに高く評価されてきております。

さらに産地では、セレクトショップやネット通販など、新たな販路にも挑戦し始めたところであり、県といたしましては、コロナ禍にあって厳しい状況にあります産地のこのような取組を、今後とも支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（前川謙介君）　日韓交流に関しまして、「雨森芳洲」と「玄徳潤」についてのお尋ねでございます。

誠意と信頼に基づく外交姿勢を貫いた「雨森芳洲」と「玄徳潤」に光を当てることは、「互いに争わず、欺かず、真実をもって交わる」という「誠信交隣」の精神への理解を深め、日韓交流の促進につながるものと考えております。

県といたしましては、これまでも朝鮮通信使の歴史的意義などを発信する企画展や講座の開催等によりまして、朝鮮通信使を活用した地域間交流や民間交流の促進に取り組んできたところでございます。

来年度は、釜山広域市におきまして、国際シンポジウムを開催することといたしておりまして、このような機会を捉え、2人の信頼の絆と朝鮮通信使の根底に流れる「誠信交隣」の精神を広く発信するなど、韓国とのさらなる交流の促進に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（村山弘司君）　「有人国境離島法」に基づく施策のこれまでの成果と課題、令和3年度の県の主な取組についてのお尋ねでございます。

平成29年の法施行以降、地元市町と一体となりまして、島の活性化に取り組んできた結果、これまでに約1,000人の新たな雇用の場が創出をされ、人口の社会減が約5割改善するなど、各種施策の成果が着実にあらわれているものと考えております。

しかしながら、地域ごとの実績に差が生じている部分もあるほか、新型コロナウイルス感染症の影響で島を訪れる観光客も減少しているところでございます。

このため、来年度の雇用拡充では、市町による事業の掘り起こしなどの先進的取組をさらに促進し、観光面では、宿泊客へ飲食などに使用できるクーポンを交付し、観光客の回復と島内消費の拡大を図ってまいります。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（斎藤　晃君）　水産業振興について、2点お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関連し、魚価低迷や漁協に対して、どのような対応を行っていく考えなのかとのお尋ねでございます。

漁協は、漁業者が日々水揚げした魚を市場等に出荷、販売しておりますが、コロナ禍による水産物の需要減少と価格低迷により厳しい経営状況にあります。

このため、県は、学校給食等への食材提供、ネット通販等の販売促進対策を進めるとともに、国等のコロナ対策事業に係る漁業者からの相談

等で業務が増加した漁協の掛かり増し経費への支援を行ってまいりました。

その後、再度の緊急事態宣言により回復基調にあった天然魚に荷動きの悪化が見られたことから、漁協等が行う県内外の量販店等での販売促進キャンペーンなどを支援することにより、漁協事業の円滑な運営を図り、経営安定と強化につなげてまいります。

次に、昨年8月に、他県沖合底びき網漁船がアカムツを大量漁獲し、船上に揚げ切れず流出させた事故について、県の見解をとのお尋ねですが、県としては、アカムツの流出事故により、貴重な資源が無駄になったという点で大変遺憾であり、沖合底びき網漁業の許可を所管する水産庁に対して、再発防止に向けた漁業者への指導を求めたところであります。

対馬西沖のアカムツ資源の保護に関しては、対馬市漁業協同組合長会と沖合底びき網漁業者関係者の話合いの場が設けられておりますので、県としましても、当組合長会と連携して、より効果的な資源管理措置が講じられるよう、国へ協力を要請してまいります。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　林業の担い手確保について、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねですが、令和3年度からの「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」では、林業事業体の生産性を高め、木材生産量を拡大し、林業専業作業員の所得の向上と労働環境の改善を図ることで、若者から選ばれる魅力ある林業の実現を目指しております。

具体的には、林業事業体への高性能林業機械の導入や機械技術の習得支援などに加え、航空レーザー測量やドローンによる事業地の現況把握など、スマート林業を推進することで生産性を高めるとともに、森林施業プランナーによる施業の集約化等により生産量を拡大し、林業専業作業員の所得向上につなげてまいります。

あわせて、社会保障制度への加入促進や労働安全装備の導入支援など、林業事業体の労働環境の改善を図ってまいります。

さらに、新規就業者確保のため、森林環境譲与税を活用した人件費の助成や、給与を得ながら現場研修ができる国の「緑の雇用」制度、有人国境離島の交付金事業の活用などに取り組み、令和7年度の林業専業作業員400名の確保を目指してまいります。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　県では、コロナ禍において建設業の担い手確保にどのように取り組んでいるのかとのお尋ねですが、今年度はコロナ禍の影響で一部のイベントが中止になったものの、対馬市においては、感染症対策を徹底し、久田中学校を含む6校の生徒を対象に職場体験を実施しました。

また、高校生には、コロナ禍の雇用不安を払拭するため、業界に対して早期求人申込みを行うよう強く働きかけました。

さらに新たな取組として、大学生を対象としたオンライン企業説明会を実施したほか、若者向けの建設業ＰＲ動画を制作し、ネット配信を実施しています。このようにコロナ禍においても、工夫しながら担い手確保の取組を継続して進めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　地域振興部長。

○地域振興部長（浦　真樹君）　新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、離島の航路・航空路維持のためにどのような支援を行うのかとのお尋ねでありますが、離島の航路・航空路に

つきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、再び利用者数が減少しており、各事業者におかれては、依然として厳しい経営状況が続いているものと認識しております。

このため、今回の2月補正予算におきましては、航路事業者の収支悪化に応じた約3億円の支援を措置するとともに、令和3年度当初予算案におきましては、各事業者の感染防止の取組に対する国と協調した支援や感染症収束後の利用促進に対する支援策等を講じているところであります。

県といたしましては、今後も引き続き、運航事業者の経営状況の把握に努め、関係市町とも連携しながら、離島の航路・航空路の維持に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君）　それでは、壇上で残りました、対馬における特別支援教育の充実について、質問をさせていただきます。

長崎県においては、平成23年度に策定された「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づいた第1次から第4次の実施計画により、特別支援学校の在籍者数の増加や地域の教育的ニーズを踏まえ、全県的に特別支援学校の適正配置を進めてこられており、対馬地区においても平成24年4月に、対馬高校内に虹の原特別支援学校高等部の分教室を設置していただきました。

しかしながら、対馬市にはいまだに特別支援学校の小学部と中学部は設置されておらず、先日、保護者の方々から県教育委員会に対し、小中学部の設置を求める署名が提出されたと承知をいたしております。

小中学校における特別支援教育の充実が進む中、障害の程度が比較的重い子どもたち、地域の小中学校で学ぶことができますが、より専門的な教育を受けさせたいと保護者が願う場合は、住み慣れた地域と親元を離れ、寄宿舎生活をしながら本土の特別支援教育学校に通わなければなりません。

私は、これまで幼い子どもが保護者と離れて本土の特別支援学校に通う姿を何度か空港で目にしました。障害のある子どもが保護者と一緒に生活し、住み慣れた地域において学ぶことができるよう分教室の設置は必要と考えますが、今後、設置に向けてどのように考えているのか、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　分教室設置に当たりましては、集団による教育効果が得られる一定規模の児童生徒数の就学が継続して見込まれることを前提とし、総合的に検討することとしております。

対馬市への小・中学部の設置につきましても、地元の小・中学校の特別支援学級や通級による指導等、多様な学びの場を選択できる中で、一人ひとりの子どもたちにとっての最適な学びの場について十分に考慮し、設置場所や通学方法を踏まえたうえで、就学が見込まれる人数を精査する必要があると考えております。

今後も、対馬市教育委員会と連携し協議を進めながら、設置の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君）　質問が多岐にわたりまして、時間がなくて大変申し訳なく思っております。

それでは、残りました時間が9分ちょっとありますので、この時間を利用して数項目にわたって再質問をしたいと思いますので、よろしく

お願いを申し上げます。

再質問の第1番目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

ワクチン接種について、特に、多くの離島を抱える本県においては、高齢者をはじめ、地域住民の皆様が確実に安心して接種していただける環境が必要と思われます。一般住民の接種に向けては、市町において様々な観点から検討が進められていると思いますが、接種体制の構築に当たり、どのような課題があるのか、お尋ねをいたします。

また、私の住む対馬市に海栗島という島が北端にありますけれども、そこに位置する航空自衛隊の分屯基地でありますが、このような自衛隊の隊員に対するワクチン接種はどのように行われるのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　市町におきましては、一般住民の接種体制構築に向けて準備が進められておりますが、（発言する者あり）ワクチンの供給量及び供給時期が不透明であり、具体的な接種スケジュールが定まらないため、医師等の確保や住民への接種に関する周知が困難となっているものと承知しております。

特に、離島におきましては、医療資源が少なく、接種に従事する医師等の確保のほか、接種会場への交通手段や接種会場へのワクチン配送手段の確保が課題となっているところであります。

ワクチン接種に関する課題等を調整するため、県は、県医師会等の医療関係団体との連絡会議を設けており、市町において解決が難しい課題につきましては、県としても、関係団体の協力を得ながら積極的に対応していきたいと考えております。

なお、お尋ねの海栗島の自衛隊員につきましては、医療従事者の方は優先接種として、それ以外の隊員については、住民接種として対馬本島等内での接種を予定しているところであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君）　ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症に関して、もう一つ再質問をさせていただきます。

この影響が長引く中、県内経済全般に与える影響は非常に大きく、特に、雇用面において大きな影響が出ているものと考えております。

厚生労働省が発表しております新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報によりますと、全国の解雇や解雇見込みの労働者数は8万4,000人程度であり、業種では製造業、飲食業、小売業が累積数の大きな業種となっております。雇用情勢は依然として厳しい状況にあると思っておりますが、企業の皆様には何とか持ちこたえてもらいたいところであります。

1月には、県独自の緊急事態宣言が発令され、飲食店などには休業要請がなされました。休業している間は当然仕事がなくなることになります。労働者が職を失うということは、地域にとっても大きな問題であると考えているところであります。

そこで、産業労働部長にお尋ねをいたします。

現在、県内において、新型コロナウイルスの影響で解雇された方がどの程度いらっしゃるのか、解雇された方はどの業種に多いのか。県は、解雇対策、雇用対策としてどのような取組を進めているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　長崎労働局の

発表によりますと、本年2月19日現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、累計で1,140人の解雇者が発生しているところでございます。業種別では、人数が多い順に、製造業が370人、宿泊・飲食サービス業が209人、卸小売業が193人となっております。

厳しい雇用情勢が続く中、県といたしましては、雇用の維持と離職者の雇用機会創出の両面からの対策が必要であると考えております。

まず、雇用維持の面からは、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施することといたしております。

また、雇用機会創出の面からは、新たに離職者を雇用した県内中小企業に対する助成や県の直接雇用による受皿づくりに加え、成長分野の企業が行う離職者採用時の人材育成等を支援してまいりたいと考えております。

今後とも、県内の雇用情勢を引き続き注視し、長崎労働局など関係機関と連携しながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君） ありがとうございました。

再質問の3点目としまして、陶磁器産業の振興について、お尋ねをいたします。

私は、陶芸技術が文化財に指定されることで波佐見焼や三川内焼の技術の承継や魅力向上につながると以前から考えております。

例えば、お隣の佐賀県では、白磁の井上萬二氏など、いわゆる人間国宝の陶芸家の方が輩出されていて、有田焼の魅力の一つとなっております。将来、波佐見焼や三川内焼にも、人間国宝のような著名な陶芸家が輩出されることになれば、さらに産地の魅力アップにつながると思うところであります。優れた陶芸家の中から、まずは県の指定文化財になる方を選び、将来的には人間国宝へとなっていただくように育てていくことが大事だと考えます。

そこで、平成27年12月定例会でも同様の質問をしましたが、改めて陶芸技術に係る県指定の無形文化財保持者の指定の現状について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 県指定の無形文化財保持者につきましては、平成30年に三川内焼の細工技術者2名の方を指定いたしましたが、うち1名の方が逝去なされました。本年2月に、新たに三川内焼の技術者2名の方を指定し、現在は3名の保持者となっております。

歴史的・文化的価値を有する伝統的な陶芸技術については、本県の貴重な財産として、後世に受け継いでいくことは重要なことと考えております。

技を習得し、継承した者しか認定できないことから、保持者を一度に増やすことは難しい状況ではありますが、引き続き、無形文化財保持者の認定に向けて、関係自治体及び県文化財保護審議会と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 坂本智徳議員―38番。

○３８番（坂本智徳君） ありがとうございます。ぜひひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは最後に、あと1分ちょっとありますので、私の考え方をひとつ述べさせていただきます。

水産業の振興について。

対馬の西沿岸は、日本一の生産量を誇り、ブランド魚ともなっているアナゴを漁獲するかご

漁業の主漁場となっております。しかし、この海域は、韓国へ入港予定の何万トンもある大型の自動車運搬船などの航行航路となっておりまして、その航行や入港待ちの漂泊により、アナゴかご漁業への支障のみならず、漁具被害や時には衝突の危険性も発生している状況であるとのことであります。この問題解決のため、私自身も本県選出の国会議員と一緒に海上保安庁に実情を訴え、対策の要望を行いました。

また、そこで、アカムツ資源管理のための県外底びき網漁業との調整問題につきましても、早期に対馬の漁業者が安心して円満に解決できるように、引き続き取り組んでいただくことを改めてこの場で述べさせていただきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

― 午前１１時　２分　休憩 ―

― 午前１１時１５分　再開 ―

○副議長（松本洋介君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）（拍手）**〔登壇〕** 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、中島廣義でございます。

質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、通告しております事項に従いまして、一括して質問をいたします。

1、令和3年度当初予算案について。

中村知事におかれては、一般会計で総額7,486億円の令和3年度当初予算案を編成されました。

当初予算が7,500億円規模になるのは、平成16年度以来17年ぶりとなっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症関連予算が406億円計上されていることが大きな要因となっており、コロナ感染症対策に全力を注ぐことにより、県民の生活を守り、社会経済活動を前に進めるという知事の気持ちが予算に込められたものと感じております。

また、これまでも人口減少対策や県民所得向上対策など様々な施策を展開されており、その結果、高校生の県内就職率の向上や企業誘致等による雇用の創出など一定の成果があらわれております。

来年度は、新しい総合計画がスタートする年度であり、本県最大の課題である人口減少に歯止めをかけるため、施策のさらなる強化を図るとともに、切れ目のない対策を講じていくことが必要であると思います。

このような中、今回の予算は、令和2年度2月補正経済対策予算と令和3年度当初予算を一体的に編成され、コロナ感染症対策に加えて、人口減少対策やSociety5.0の推進を図るとともに、さらに、県民の暮らしの安全・安心の確保につながる公共事業費を積極的に計上されるなど、きめ細やかな対応をされた印象を持っており、私は大いに評価するものであります。

そこで、まずはじめに、知事は、どのような思いや決意を持って当初予算を編成されたのか、お伺いをいたします。

2、人口減少対策について。

本県の喫緊の課題である人口減少対策につい

て、複数の視点からお尋ねをいたします。

（1）県外大学生のＵターン就職について。

本県の最重要課題である人口減少対策については、本会議に提案されている「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」においても、引き続き重点項目として位置づけられておりますが、中でも若者の社会減対策については、高校生や大学生の就職時における出口調査が重要であります。

県内の高校を卒業して大学へ進学する生徒5,500人のうち、約6割の3,300人が県外大学へ進学しているという実態を踏まえると、県外大学への進学者のＵターン就職をより一層強化する必要があると考えます。

次期総合計画においては、県外大学へ進学した本県出身者のＵターン就職者数を、平成30年度の206人から、令和7年度までに340人に増加させる目標を掲げておられますが、直近の令和元年度の実績について、お尋ねをいたします。

また、さらに、Ｕターン就職者数を増加させていくためにどのような対策を講じていくのか、お伺いをいたします。

（2）少子化対策について。

全国的に少子化が進み、令和元年度の出生数が過去最低の86万5,000人となっております。本県の出生者数も9,585人と、はじめて1万人を割り込んでおり、少子化への対策が強く求められる状況になっております。

特に、近年は生涯結婚をしない未婚者と結婚の晩婚化が進み、結婚が少子化の主要因となっていることから、未婚者に対する結婚支援がますます重要になっております。

このような厳しい状況からも、結婚に向けての機運を醸成し、適齢者への結婚への関心を高めていくための積極的な取組が求められていると考えます。

県におかれては、婚活サポートセンターにおける「お見合いシステム」の運営など、これまで様々な結婚支援を進めておられますが、このような状況のもと、来年度、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

（3）地場企業の維持について（事業承継、雇用調整助成金）。

少子・高齢化が進展し、県内中小企業においても経営者の高齢化が進み、後継者問題は深刻さを増しております。事業承継は、全国的に大きな課題となっております。

地域の中小企業は、雇用を維持し、産業を支えるという非常に重要な役割を果たしておりますが、子どもや親族に継ぐ意思がない、親族以外にも適当な後継者がいないなど、多くの経営者が後継者不在で悩んでいるとお聞きをいたしております。

さらに、コロナウイルス感染症の影響で、事業継続を断念する経営者が増え、廃業が加速するのではないかと心配しているところであります。

そこで、事業承継にかかるこれまでの県の取組と、今後どのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、地場産業が非常に苦しい経営を余儀なくされている状況にあり、事業を継続するためには、事業者の負担をできるだけ軽減することが必要だと考えております。

こうした中、国の雇用調整助成金については、事業活動の縮小を余儀なくされた企業に対し、従業員の雇用の維持を図るための助成金として、現在、特例措置が実施されており、解雇せずに雇用を維持している中小企業については、事業

者の負担がないため、企業の雇用維持に非常に役立っている状況にあります。

この雇用調整助成金の特例措置が段階的に縮小するとの報道もあり、この特例措置がなくなった場合、県内の中小企業が雇用を維持できるかどうか、非常に心配をいたしております。

そこで、産業労働部長にお尋ねをいたします。

今後の雇用情勢が不透明な中、国の雇用調整助成金による支援は引き続き必要と考えますが、現在、雇用調整助成金が県内でどれだけ活用されているのか、また、雇用調整助成金の特例措置が段階的に縮小された場合、県として今後どのように対応するのか、お尋ねをいたします。

（4）移住対策について。

移住の促進については、県と21市町が共同で運営している「ながさき移住サポートセンター」を中心に、関係機関が連携して様々な事業に取り組んできた結果、令和元年度の移住者実績は1,479人と過去最高を更新し、人口の社会減対策に貢献しているものと理解しますし、今後もこの取組に期待しているところであります。

今回、新たな総合計画においても、最終目標年度である令和7年度に、「県や市町の窓口を通した移住者数3,200人」と高い目標を掲げており、目標を達成するためには、これまでの実績を踏まえた取組を進めていく必要があると考えます。

そこで、これまで移住された方のＵＩターン別の移住先、移住前住所、年齢、移住後の職業、定住率がどうなっているのかについて、お尋ねするとともに、その結果を受け、新年度はどのように取り組んでいくのか、併せてお尋ねをいたします。

3、新型コロナウイルス感染症対策について。

ワクチン接種に関するスケジュールについて、お尋ねをいたします。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するための決め手として期待されており、本県においても、早期に多くの県民に接種していただく必要があると考えております。

ワクチン接種に関しては、報道等で様々な情報が流れており、一部の医療従事者向けの接種については、既にはじまっておりますが、県内にお住まいの高齢者をはじめ多くの方々からは、自分たちはいつごろワクチン接種ができるのだろうかと、不安の声が聞こえてまいります。

県においては、福祉保健部内に「新型コロナウイルスワクチン接種対応チーム」が設置され、市町においても新たな組織の設置も含め、人員体制の強化が図られるなど、それぞれにおいて接種体制の構築等に向けた調整が進められていると思いますけれども、今回のワクチン接種について、今後どのようなスケジュールで行われようとしているのか、お尋ねをいたします。

4、九州新幹線西九州ルートの整備促進について。

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間の整備については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議が昨年6月からはじまり、現在も協議が続けられている中、佐賀県議会においても、フル規格整備に向けて徐々に議論が進められている状況ではありますが、まだまだ問題解決の糸口はつかめておりません。

新幹線は、全国高速交通ネットワークにつながってこそ意味があり、沿線地域等に対する非常に大きな効果をもたらすものと考えますが、整備中の武雄温泉―長崎間については、令和4年秋に開業することが決定しているものの、武雄温泉駅での対面乗換えであり、その後の整備

方式は決定されておりません。

対面乗換えについては、暫定的な手法として、佐賀県を含む関係者間で合意したものであり、決して恒久化することなく、一刻も早く西九州地域の振興にとって最善の結論を見出さなければならないと考えております。

一方、武雄温泉―長崎間については、昨年秋にＪＲ九州において、新幹線車両の名称は「かもめ」と示され、導入する車両や新駅の名称も発表され、いよいよ、この春から1年半後には開業を迎え、長崎県内を新幹線が走り出すことが決定をいたしております。

県内に建設されている3駅も徐々に新しい姿が見えはじめ、沿線市民はもとより、県民の期待も日に日に大きくなっていると感じます。

そこで、西九州ルートの暫定開業において期待される効果や、開業効果を高めるための取組について、お尋ねをいたします。

5、石木ダムの整備推進について。

石木ダム建設事業については、昭和50年度の事業採択以来、県と佐世保市、そして地元川棚町が取り組んでいる県の重要課題であります。

これまでも繰り返し申し上げてきましたが、県北地域の中心都市である佐世保市においては、人口減少対策のためにも、企業を誘致して、新たな雇用を確保しなければなりませんが、水不足の現状は大きな制約となっております。

今後、西九州道路の部分開業に伴う効果等により、ますます発展が期待される県北地区において、石木ダムによって十分な水を確保し、「水の心配は全くないと、どんな企業でも来てください」と言えるような環境を整えなければなりません。

現在、県は、付け替え道路等の進捗に努力されており、事業に反対される方々は、いまだ工事現場に座り込むなどの妨害行動を続けておられますが、既に県が買収した土地での妨害は許されるものではありません。

このような状況を解決するためには、一昨年9月、反対住民が知事と面会した際に求めた話し合いを進める必要があり、地域の振興や将来の生活再建に向けての率直な意見交換の場を改めて設ける必要があると考えております。

知事におかれては、13世帯の方たちとの話し合いについては、「真意を確かめたうえで対応を検討したい」とのことでありましたが、具体的にどのように取り組んでいくのか、見解をお尋ねいたします。

6、県庁舎跡地活用の検討状況について。

県庁舎の跡地活用については、昨年1月、長崎市が整備を予定していた文化芸術ホールが見直しとなり、これに代わる新たな機能を含め、民間コンサルティング会社からの提案などが行われ、県において活用策のさらなる検討が進められています。

新しい県庁舎に移転して3年が経過する中、「早期ににぎわいを創出してほしい」との声もお聞きしており、できるだけ速やかに、周辺地域はもとより、県全体の活性化につながるような活用策を取りまとめていただきたいと考えます。

また、県庁舎跡地の活用に当たっては、隣接する県警本部跡地を含めて検討が進められているとお聞きしており、2つの敷地を一体的に捉え、効果的な利活用を図っていただきたいと思います。

そこで、県警本部跡地を含む県庁舎跡地の活用策について、具体的な機能等の検討状況を改めて確認いたします。

また、今後、活用策をどのようなスケジュー

ルで取りまとめていくのか、併せてお尋ねをいたします。

7、農林業振興対策について。

（1）産地振興対策。

農林業従事者の高齢化が進む中、将来にわたり農林業を振興するためには、農業や林業で十分な所得を得られるようにすることにより、若い後継者を確保していく必要があります。

農林業でもうかるようにするには、雲仙市の八斗木地区の白ねぎ産地のように、農地の基盤整備による大区画化や農道整備を促進して生産性を高めるほか、牛肉等の農産物の輸出強化を図り、販路拡大をすることが重要と考えます。

林業については、昨年答弁をいただいた、林業事業体への様々な支援で、専業作業員の年収500万円の確保、処遇改善等の支援で専業作業員400名を確保し、公共施設の木造・木質化や、バイオマス活用による県産材の利用拡大で、木材生産量を、令和7年度には28万キロ立方メートルまで倍増させる目標ですが、現在の状況をお知らせいただきたいと思います。

そこで、本県農林業について、しっかりと所得を確保し、若者に選ばれる魅力ある産業とするために、県としてどのように取り組んでいくのか、お考えをお尋ねします。

（2）集落維持対策。

農山村の人口が減少している中で、集落を維持していくことが重要であります。

農山村に定住してもらうためには、住環境の整備、道路等の整備に加え、働く場の創出が必要であろうと思います。

将来にわたり農山村集落を維持していくために、集落に人を呼び込む取組を進めるべきと考えますが、県として集落の維持・活性化に向けてどのように取り組んでいくお考えか、お尋ねをいたします。

8、道路整備について。

本県には、世界文化遺産をはじめ様々な観光資源が県内各地にあるものの、そうした観光拠点間をスムーズに移動するための交通アクセスの改善、特に、道路網の整備は喫緊の課題となっております。

中でも、長崎空港やハウステンボスと県内の観光地を結ぶ東彼杵道路の整備は、県内を周遊する観光振興を図るうえで、大変大きな効果をもたらすものであり、ハウステンボス地域等へのＩＲ誘致が実現しますと、さらにその重要性が高まるものと思います。

このような中、長年、地元を中心に早期事業化への要望を行っておりますが、現在の進捗状況について、お尋ねをいたします。

9、波佐見焼の振興について。

昨年より猛威をふるっております新型コロナウイルス感染症の影響は、様々な産業に及んでおり、私の地元波佐見町の基幹産業であります陶磁器産業も例外ではありません。

波佐見焼については、バブル崩壊など厳しい時代の後、行政と産地が一体となった取組を続け、近年、売上げも上向いてきたところであります。

しかし、コロナ禍は、これまでの産地の頑張りに水を差すこととなり、「波佐見陶器まつり」は、中止を余儀なくされ、週末には多くの観光客でにぎわっていた産地も、人がまばらになるなど、状況は一変いたしました。

この影響は、波佐見焼の特徴である、分業による生産体制を揺るがすほど広がっております。

かねてより私は、「それぞれの生産現場が抱える課題に応じた施策を実行していく必要がある」と考えており、昨年2月定例会の一般質問

でも同様のお願いをいたしました。

県におかれては、このような中、産地に足を運び、産地団体と個別に意見交換を実施され、その際、産地側からは、「対面販売ができなくなっているので、通信販売などの非接触型の販売チャンネルを拡充したい」、「産地を訪問できないお客様に対しては、インターネットを通じ、いろいろな情報を届けたい」、その他、「職場環境の改善や技術力の向上により、生産を高めていきたい」などの声があったとお聞きをいたしております。

そこで、県として、このような産地の声を受け、具体的にどう対応されたのか、また、今後の方針について、併せてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

○副議長（松本洋介君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　中島廣義議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和3年度当初予算について、どのような思いや決意を持って編成したのかとのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症により県民生活や県内経済への影響が長期化する中、令和3年度当初予算においては、コロナ感染症と向きあい、これを乗り越えていかなければならないとの思いを持って、コロナ関連対策をはじめ様々な施策を積極的に構築し、予算編成を行ったところであります。

また、新たな時代に変わる中、本県では特定複合観光施設の誘致や九州新幹線西九州ルートの開業など、各種プロジェクトやまちづくりが進展し、まちのたたずまいも大きく変わろうとしております。

さらに、産業構造も、航空機産業をはじめ、新たな産業の創出に向けた動きも見られており、こうした変化の時期を大きなチャンスと捉え、県勢の発展に力を注いでまいりたいと考えております。

そのため、コロナ関連対策はもとより、ポストコロナ社会を見据えて、航空機関連産業のサプライチェーン構築の加速化や、成長ものづくり産業の支援対象に医療関連分野を加え、企業間連携を伴う事業拡大を支援するとともに、ＡＩ・ＩoＴ・ロボットなどの先端情報関連産業の競争力強化を図ることとしております。

また、地域経済の発展と人口減少等の社会的課題の克服に向けて、人口減少対策やSociety5.0を強力に推進することとし、デジタル化やデジタルトランスフォーメーション等を通して、持続可能な地域社会を構築してまいりたいと考えております。

県としては、このような施策をしっかりと推進することによって、新しい時代を県民の皆様とともに生き抜いていく力強い長崎県づくりの実現を目指してまいりたいと存じます。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種について、今後どのようなスケジュールで進めようとしているのかとのお尋ねであります。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、まずは医療従事者等への接種を行い、次に、重症化リスク等を踏まえ、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者と続き、その後16歳以上の方々へ接種することとなります。

本県における接種スケジュールとしましては、長崎医療センターなど3病院において医療従事者の先行接種が、去る2月22日に開始されたところでありますが、3月上旬から供給される医療機関向けのワクチンの量には限りがありま

ため、新型コロナ患者を積極的に受入れる医療機関の従事者から接種を開始していきたいと考えております。

高齢者の接種分については、国から、4月以降配分される予定となっておりますが、当初に配分されるのは極めて少量であり、各市町においては、当初は限定的な形での接種が開始されるものと考えております。

また、国からは、高齢者分のワクチンは、各自治体に対して、6月末までに配分が完了する予定であるとの報告がありましたが、それ以降の接種者分の配分スケジュールは未定であり、全ての県民に行き渡るのは、相当の時間を要するのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、県としましては、県民の皆様の接種が円滑に進むよう、引き続き、市町と一体となって体制の構築等に力を注いでまいります。

次に、石木ダムについて、反対住民との話し合いを実現させるため、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねであります。

反対住民の方々との話し合いについては、令和元年9月に面会が実現し、その際に、反対住民の方から、今後も話し合いを継続してほしいとのご提案がありましたので、引き続き、面会に応じていただけるよう、私からもお手紙を差し上げ、土木部長らを現地に派遣し、繰り返しお願いをしてきたところであります。

しかしながら、反対住民の方々は、工事の中止と事業の白紙撤回が話し合いの前提条件であるとして、応じていただけない状況が続いておりました。

一方、昨年11月の新聞報道によりますと、反対住民の方々は、白紙撤回は、話し合いの条件ではないと主張されているとのことであり、その真意を確認するため、担当課長が現地に赴き、話し合いの機会が持てるよう検討を進めているところであります。

私といたしましては、条件が整えば、静かな環境のもと、話し合いを行いたいと考えているところであり、今後とも、その実現に向けて努力してまいりたいと存じます。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　県外大学生のＵターン就職につきまして、2点お答えをいたします。

まず、県外大学へ進学した本県出身学生の令和元年度におけるＵターン就職者数の実績についてのお尋ねでございますが、県外進学者のＵターン就職者数につきましては、本県からの進学者が多い福岡県と首都圏の主要な大学に照会をし、約70大学から回答をいただきました。

その結果、令和元年度の実績は206人となっており、これは前年度の204人と比較しまして、ほぼ横ばいの状況となっております。

次に、本県出身学生のＵターン就職者数を増加させる対策についてのお尋ねでございますが、Ｕターン就職者数を増加させるためには、県内にどのような企業があって、また、その魅力を知ってもらうことが重要であると考えております。

このため、現在、県内就職応援サイト「Ｎなび」をはじめ、学生の保護者宛てに県内企業情報をお送りするなど、様々な取組により県内企業の魅力をお伝えしているところでございますが、まだまだ十分ではないと認識しております。

したがいまして、今後は、大手就職ナビサイトに登録している本県出身の学生等に対し、県

内企業のオンライン説明会等の就職支援情報をダイレクトメールで届けるなど、これまで以上に県内企業を知っていただく機会を充実させることで、Uターン就職対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　これまでの結婚支援の取組に加えて、来年度どのように取り組んでいくのかとのお尋ねですが、県における結婚支援につきましては、これまで市町と連携し、長崎県婚活サポートセンターにおける「お見合いシステム」をはじめとした出会いの機会の創出や、地域における婚活支援の充実などを進めるとともに、企業での取組を促す「結婚・子育て応援宣言」などの機運醸成にも努めてまいりました。

さらに、次年度は、地域・企業に人脈をお持ちの方をコーディネーターとして配置し、企業に対する結婚支援の取組への働きかけをより一層強化するとともに、地域においては、既にネットワークを形成している子育て支援や地域づくりの活動をされている方に、結婚支援についても取り組んでいただくなど、社会全体の結婚支援に関するさらなる機運の醸成について、市町と一体となって推進してまいります。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私からは、地場企業の維持と波佐見焼の振興について、3点お答えいたしたいと思います。

まず、事業承継にかかるこれまでの県の取組と今後の取組についてのお尋ねでございますが、事業承継につきましては、県や商工団体、金融機関、税理士等からなる「事業承継ネットワーク」を組織し、事業承継への意識の醸成や計画書の策定など、課題に応じた個別支援を行い、親族間の承継を推進しているところでございます。

また、第三者承継につきましては、国が設置する「事業引き継ぎ支援センター」におきまして、創業希望者と廃業予定者のマッチングを行うなど、第三者への承継を支援しております。

コロナ禍において廃業を考える中小企業の増加が懸念されることから、県におきましては、9月補正で事業を譲り受ける側の資金負担の軽減を図るため補助制度を設け、事業承継の促進を図っているところでございます。

今後は、これまでの取組に加えまして、廃業リスクを抱える事業者の情報を支援機関で共有するなど連携の強化を図り、後継者不在による廃業を防止し、地域における雇用の維持と技術・技能の伝承に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用調整助成金が県内でどれだけ活用されているのか、また、特例措置が縮小された場合、県はどのように対応するのかとのお尋ねでございますが、長崎労働局によりますと、本県の雇用調整助成金の支給実績は、今年度1月末までの累計で1万6,129件、約128億円となっており、例年を大きく上回っております。

現在、雇用調整助成金については、上限額や助成率の引き上げなどの特例措置が実施されておりますが、去る1月22日の厚生労働省の発表では、今回の特例措置を緊急事態宣言解除後の翌月末で終了し、その後、助成率などが段階的に縮減されることとなっております。

県といたしましては、県内中小企業の負担を軽減し雇用の維持を図るため、本県独自の上乗せ助成を実施するとともに、国に対し、知事会を通じて特例措置の維持・延長と安定的な財源確保などについて要望を行っているところであ

ります。

次に、波佐見焼に関しまして、産地の声を受けて、これまでの具体的な対応と今後の方針についてのお尋ねでございます。

産地からの意見をもとに、県では、産地力パワーアップ緊急支援事業を創設し、非接触型の販路開拓やインターネットを通じた情報発信、さらには、生産体制の維持など、産地団体の取組に対し、波佐見町と連携し支援を行っているところであります。

具体的には、大手通販会社と連携したテレビショッピングの実施や、商社や窯元を紹介する新聞広告のほか、福岡都市圏向けにＷｅｂサイトやＳＮＳなどによって発信を行っているところでございます。

さらに、３Ｄプリンターの導入支援など、地元と相談し各種事業を展開してまいりました。

産地からは、「各団体からの声を反映した事業となっている」、「導入した３Ｄプリンターを有効活用したい」との声をいただいているところでございます。

今後とも、コロナ禍における状況変化に対応するため、産地と意見交換を行いながら支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　地域振興部長。

○地域振興部長（浦　真樹君）　私から、4点お答えをさせていただきます。

まず、移住者の実績について、ＵＩターン別の移住先や移住前の住所など、その詳細についてのお尋ねでありますが、令和元年度の移住実績につきましは、Ｕターンが745人、Ｉターンが734人と、Ｕターン者が若干多い状況にあります。

県内の移住先といたしましては、Ｕターンでは、長崎市、佐世保市、対馬市、Ｉターンでは、五島市、長崎市、佐世保市の順に多くなっており、離島地域では、Ｉターン者の割合が高い傾向となっております。

また、移住者の移住前の住所地は、ＵＩターンともに福岡県が最も多く、次いで東京都となっており、特に、福岡県からのＵターン者は、Ｕターン全体の3割を占めているということでございます。

年齢別では、ＵＩターンとも40歳代以下が約8割と、若い世代の移住が増えており、移住後の職業につきましては、ＵＩターンとも、サービス業や医療・福祉分野への就業が多く、Ｕターンでは、官公庁・団体も多い傾向となっております。

なお、定住率は、平成28年度に実施をした調査によりますと、89％となっております。

次に、このような移住実績を受けた新年度の取組についてのお尋ねであります。

今後の移住対策におきましては、ＵＩターン別の傾向も踏まえつつ、特に、若い現役世代を意識した対策の強化が重要になると考えております。

そのため、新年度は、移住施策のデジタル化を図り、ＵＩターン別など移住希望者の属性に応じた求人情報等の発信や、ＳＮＳを活用した相談支援機能の構築を進めるほか、関係部局とも連携し、様々な就業支援に対応したオンライン相談会の開催等にも努めてまいります。

また、福岡をターゲットとした帰省時期のＵターンプロモーションやＵＩターン別の動画を活用した情報発信など、ＵＩターンの特性も踏まえた対策も進めてまいります。

さらに、定住支援につきましては、先般、移住コンシェルジュとして多くの郵便局長の方々にご登録をいただきましたが、こうした移住・

定住に協力をいただける個人や団体との関係づくりにも注力しながら、さらなる移住促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線西九州ルートの暫定開業における効果についてのお尋ねでありますが、平成16年に対面乗換方式で暫定開業した鹿児島ルートにおきましては、新幹線開業前後で輸送人員が、対前年の約2倍の実績となるなど、一定の効果が発現をされており、本県におきましても、鹿児島ルートと同様に交流人口の拡大等の効果を期待しているところであります。

そのため、開業効果を県内各地に波及・拡大し、持続的に発揮させられるよう、県や市町において、新幹線開業に向けたアクションプランを策定し、順次実践をしております。

令和3年度は、新たに関西・中国地方からの誘客促進のため、主要駅において広告など広報プロモーションを展開するとともに、機運醸成や地域の魅力づくり等受入体制構築の企画・実践を行う実行委員会を、経済団体の青年部等を中心に、沿線3市を含めて設立するなど、今後も開業に向け、県内市町や経済団体等と連携を深めながら、新幹線開業効果を最大限に高める取組を促進してまいります。

最後に、県庁舎跡地活用の検討状況と今後のスケジュールについてのお尋ねでありますが、県庁舎跡地の活用につきましては、この地の歴史を受け継ぎ、にぎわいの創出や新たな価値創造につながる機能の検討を進めております。

具体的には、隣接する出島との連携にも留意のうえ、現存する石垣を活かしながら、石垣の上には、この地の歴史を感じつつ、幅広いにぎわいや交流を促す広場や空間の整備を、また、石垣の下には、本県の魅力を発信する機能のほか、バスベイや待合室の整備などを検討しております。

さらに、県警本部跡地につきましては、県庁舎跡地の交流機能と連携を図りつつ、オープンイノベーションの推進など、今後の本県の発展に資するような産業交流や産学官等の連携を支援する機能等の整備について議論を深めているところであります。

今後は、埋蔵文化財調査の結果等も勘案し、県議会をはじめ関係者の皆様に広くご意見をいただきながら、コンセプトや整備する具体的機能、配置等について整理を進め、来年度、基本構想を策定してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　私の方から、3点お答えをさせていただきます。

まず、林業に関する各種施策目標の進捗状況についてのお尋ねでございますが、林業専業作業員の確保につきましては、令和元年度目標358人に対しまして350人と、98％の達成率となっております。

また、木材の生産量は、目標19万5,000立方メートルに対し16万8,000立方メートル、進捗率86％となっております。

引き続き、令和2年度の目標達成に向け、関係団体と連携し強化し、取り組んでまいります。

次に、本県農林業について、所得を確保し、若者に選ばれる魅力ある産業とするために、県としてどのように取り組むのかとのお尋ねですが、令和3年度からの「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」において、「若者から選ばれる魅力ある農林業」の実現を目指し、各種施策を展開していくこととしております。

具体的には、経営規模の拡大や生産性の向上を図るための生産基盤整備の加速化、収量や品質の向上を可能にするスマート農林業技術の普

及拡大を通じ、生産性の高い農林業産地の育成と所得向上を図ってまいります。

加えて、輸出先国の規制に対応した、産地づくりによる農林産物の輸出拡大等の流通販売対策の強化や、市町への公共施設の木造・木質化の提案などによる県産木材の利用拡大等を進めていくこととしております。

こうした施策により、農林業者の所得向上を図り、もうかる姿を見せることで、若者を呼び込む好循環を生み出すよう、市町や関係団体とも連携して取組を強化してまいります。

次に、県として、集落の維持・活性化に向けて、どのように取り組むのかとのお尋ねですが、農山村集落の維持・活性化につきましても、次期計画において、「若者から選ばれる、暮らしやすい農山村」の実現を目指し、各種施策を展開していくこととしております。

具体的には、移住・定住により集落ぐるみで人を呼び込むため、市町とともにモデル集落を設定し、地域ならではの魅力や生活情報の発信、お試し移住など移住者の受入体制の整備や、移住者がＳＮＳ等で情報を発信し、新たな移住につなげる取組も進めてまいります。

また、兼業農家や移住者等の多様な住民が活躍し定着できるよう、地域全体で稼ぐ取組として、「幻の高木そば」や「外海のゆうこう」のような、地域の顔となる産品づくり、並びに農泊・直売所といった地域ビジネスの展開を促進するなど、集落の維持・活性化に取り組んでまいります。

○副議長（松本洋介君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　東彼杵道路の進捗状況についてのお尋ねですが、東彼杵道路は、県北地域と県央地域のアクセス強化など、本県の観光振興や地域活性化を図るうえで重要な道路であると考えており、これまでも国に要望を行ってきたところです。

去る2月18日には、事業化の前段階となる計画段階評価の1回目の委員会が開催され、地域や道路の課題について審議されたところであり、今後、自治体や企業、地域住民などへ意見聴取が行われる予定とされています。

ＩＲ誘致を目指す本県においては、東彼杵道路の重要性がますます高まることから、引き続き有料道路事業の活用を含め、早期事業化が図られるよう、関係市町と一体となって、地域の実情や事業の必要性を国に訴えてまいります。

○副議長（松本洋介君）　中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）　残り時間を利用して、再質問をさせていただきます。

まず、人口減少対策ですけれども、県外大学生のＵターン就職について。

これは、県内の高校を卒業する子どもたちが1万2,000何人おられますけれども、そのうち県内に、昨年から今年は、3月に卒業される方の65％、県内に就職する高校生が非常に増えています。これは、非常にいいことです。

しかし、その反面、県内の高校生が、昨年と比べて、今年3月に卒業する人たちが県外の大学、あるいは短大、専修学校、ここに進学する人が増えているんです。高校生は、県内に就職する人が増えたけれども、県内の高校生が県外の学校に行くのが増えているんです。そして、県内の大学に進学してくる県外の方が半数はおいでになると、県外出身者、そして、彼らが卒業する時には、ほとんどが長崎県を離れていく、長崎県から県外に進学した人たちは、先ほど答弁にありましたように、昨年、令和元年度では206人、Ｕターン就職、ほとんどが戻らないわけですね。ここには何らかの理由があるは

ずです。県内の若い人たちが県外の大学に行く、いろんな理由があるはず、なぜ県外に行くのか、県内ではだめなのか、そこら辺の調査を十分にやってほしいと思います。

もっとそこら辺を調査して、本当に県外から長崎県の大学に来た人たちがほとんど長崎を離れて県外の企業に就職しているのか、そういう状態であれば、やはり彼らもＵターン就職できるような、そういう環境整備をしっかりとやっておくべきだと思います。どうでしょう。ご答弁をお願いします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　なぜ県外に進学した学生が県内に戻って就職しないのかということについては、2年ほど前に、若干数でございますが、500名程度の調査をしたことがございまして、そこでも、やはり議員ご指摘のとおり、基盤整備が足りないと、要するに、就職したい企業がまだ少ないというようなこともございました。

そういったことにつきましても、若者に魅力ある良質な雇用の場というものを多数、できるだけ多く創出できるように、誘致できるように、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）　今答弁をいただきましたけれども、就職したい企業がちょっと少ないと言われるんですから、本当に大学で県外に行った人、あるいは、県外から県内の大学に来た人、そういう人たちが、この長崎県の中で働けるように、そういう雇用の場をしっかりとつくっていただくようにお願いしておきます。

また、移住の問題ですけれども、令和元年度は長崎県に1万5,000人近くが移住をされています。これは本当にいいことです、喜ばしいことです。

しかし、これだけ全国で自分のまちに来てくださいといろんな移住対策、いろんな支援を全国各地でやっているわけです。恐らく長崎県の中からも、他県に移住をされている方がおいでになるだろうと、これは本当に、先ほど言ったように、九州管内、そして関東、関西、全国のあらゆる地域から長崎県においでになっています。その反面、長崎県からも全国各地に、恐らく行っておいでになるだろうと、そこら辺の調査はできていますか。

○副議長（松本洋介君）　地域振興部長。

○地域振興部長（浦　真樹君）　各都道府県におけます本県からの移住者数の把握でございますけれども、都道府県ごとに移住者の定義等に違いがあることから、全国で統一的な集計というものは、今ないという状況にございますし、また、移住者の把握自体が十分できてない都道府県も見られるという状況にございます。

そのため、現状においては、他の都道府県に対する調査をかけて、本県からの移住者数に関する十分な把握、分析はまだできてないという状況でございます。

○副議長（松本洋介君）　中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）　通告はちょっとしていませんけれど、部長にお聞きしますけれども、昨年、私たちの会派の山本由夫議員の質問で転出超過、これをお答えになっていますね。喫緊の転出超過はどのくらいになっていますか。

○副議長（松本洋介君）　企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君）　喫緊の人口の移動の状況でございますけれども、令和2年1月から12月までを集計したものでございますけれども、日本人の県外への転出超過が約5,500名という

ことで、前年の約7,100名に比べれば、一部改善しているという状況でございます。

○副議長（松本洋介君）　中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）　転出超過が5,000幾らとおっしゃっていますね。先ほど言いましたように、高校生が県外に就職とか、あるいは進学で行かれます。ここが、今年の3月の卒業生が、合計をしますと6,100人近くが県外に行くんです。県外に就職する人、そして、県外の大学、短大、専修学校、ここに行く人は、合計したら、恐らく6,060人ぐらいでしょう。これだけ出て行くんです、長崎県を。

ですから、長崎県の転出超過の一番大きな原因は、若い人たちがこれだけ、6,000人近く出て行くんですから、ここを何とか止めなければ、先ほど言ったように、高校生は長崎県での就職率が上がりました。それと同じように、大学に進学した人、専修学校に進学した人を呼び込む、そういう環境を早くつくってください、お願いをしておきます。

次に、少子化問題です。

これは本当に日本の人口、これは日本の問題ですから、人口減少を止めるには、少子化を止める以外にないんです。そして、まずは適齢者に結婚をしてもらうこと、これが第一番。そして少子化、夫婦で希望される子どもさん、二人、あるいは三人と生んでいただけるような、そういう環境をつくらなければ絶対だめです。

ですから、もちろん結婚してない人、あるいは晩婚化、これもあるでしょう。しかし、私は、本当に今は子どもにお金がかかり過ぎるんじゃないか。小さい時から塾だ、習いごとだと、子ども一人にものすごくお金がかかっていると思いますよ。そういう中で出生率を上げるというのは、何とか子育てにお金がかからないようにしなければ、少子化を止めることはできないと、私は思います。（発言する者あり）

子ども一人に、中学を出るまで、高校を出るまで、大学を出るまで、大体どのくらいかかっていますか。

○副議長（松本洋介君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　幼稚園から高等学校については、直近の文部科学省の平成30年度子どもの学習費調査では、幼稚園から高等学校まで全て公立に通った場合では、学校教育費や学校給食費、学習塾や習いごとなどの学校外活動費について、中学校卒業までに約400万円、高等学校卒業までに約540万円かかるとされております。

また、大学につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の平成30年度学生生活調査報告によりますと、国立大学に4年間通った場合、授業料やその他の学校納付金として約250万円かかるとされております。調査時点が平成30年度のため、幼児教育の無償化については金額に反映されておりませんが、これらを単純に合わせますと、全て国公立の場合で約800万円かかることとなります。

○副議長（松本洋介君）　中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）　それだけ子ども一人にお金がかかるわけですから、これは公立ですね。私立に行った場合は、まだかかるわけですよ。やれ交通費だ、あるいは大学で下宿代だとか、本当に子ども一人育てあげるのに相当な金がかかります。普通の中小企業で夫婦働いて得る年収の中で、子どもを二人、三人と大学まで出そうということは大変です。そういう状況の中ですよ。

だから、まず結婚してもらうこと、そして、子育てになるだけ金がかからないように、例え

ば高校までは無償化にするとか、交通費なんかは仕方ないですよ。学費なんかは無償にするとかしなければ、少子化に歯止めをかけることはできないと思います。

知事、全国知事会とかそういう中で、日本の人口減少を止めよう、少子化に終止符を打とうとするならば、高校までは義務教育にして、そして、無償化にする、そのくらいの提案をしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（松本洋介君）　午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

―　午後　零時１７分　休憩　―

―　午後　１時３０分　再開　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）（拍手）**〔登壇〕**　皆さん、こんにちは。

3月に入りまして、春の息吹を感じる状況になってきております。

一般質問に登壇をさせていただきます、改革21、諫早市選出の山口初實でございます。

本日は、私の地元諫早市をはじめ、多くの皆様に傍聴席においでをいただき、まことにありがとうございます。

密を避け、感染防止に気を配られ、ご清聴いただき、ご支援をいただければ幸いでございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げます。一刻も早く収束を願うところであります。

本日は、一問一答で質疑を交わさせていただきますが、知事をはじめ、明確なご答弁をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入ります。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。

昨年から全世界に猛威をふるっている新型コロナウイルスは、日本においては「第3波」が襲来し、長崎県においても非常事態宣言を発する状況になり、特に、長崎・佐世保においては、2月7日の非常事態宣言解除後も不要不急の外出を避けるなど、感染拡大防止に全県民を挙げて取り組んできました。

ここにきて一定の落ち着きを見せている状況にはありますが、気を緩めることなく対処していかなければならないと思っているところでございます。

一刻も早く収束を願うところでありますが、何としてもワクチンの早期接種により安心して暮らせる日常を取り戻したいと、全世界が取組を進めている状況にあります。

日本におきましても、ようやくワクチン接種が始まりました。そのような状況ではありますが、県民に対しての情報発信を十分にしていかなければならないと思っているところでございます。

県民の皆様に理解を促す意味においても、これから質問を行います。

(1) ワクチン接種について。

①接種の意義、安全性、接種順位、スケジュール。

国としては、3月からコロナ感染者やコロナ疑い患者を診る医療従事者ら約470万人に接種、4月から住民のうち重症化リスクの高い65歳以上の高齢者約3,600万人を優先的対象として接

種する、高齢者施設の職員も一部対象とされております。

その後、優先接種の対象外の住民へと移ることになっているわけでありますが、長崎県として、接種の意義、安全性、具体的なワクチン入手時期、接種スケジュール、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

そして、新型コロナウイルス感染症の状況について、先週末に臨時記者会見を実施されたところでありますが、特に、現況をどのように受け止めておられるのかを含め、知事にお尋ねをいたします。

以後、対面演壇席より進めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　山口初實議員のご質問にお答えいたします。

ワクチン接種についての意義、安全性、入手時期、接種スケジュール等についてのお尋ねでございます。

現在、国内で唯一、新型コロナウイルスワクチンとして使用されておりますファイザー社製のワクチンにつきましては、国の薬事審査を経て承認されたものであり、その安全性、有効性は確認されているものと考えております。

既に多くの方に接種されております諸外国での実績では、重い副反応は20万人に1人程度で、95％の有効性があるとの報告がございます。

また、日本での先行接種でも、2月26日時点で2万8,530人が接種され、3件の副反応疑い事例がありましたが、既に回復され、国の専門家による評価としては、安全性に重大な懸念は認められないとのことであります。

そのうち本県の3病院では760人が接種され、副反応の報告はないと伺っております。

こうしたワクチンを多くの県民の皆様方が接種されることは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るうえで大きな意義があると考えております。

スケジュールにつきましては、国の方針により、まずは新型コロナ患者に対応する医師、医療従事者等から開始し、その後に、感染した場合にリスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方などの順に接種が進められることとなっております。

高齢者については、各市町に4月上旬から配分される予定となっておりますが、当初に配分されるのは極めて少量であり、各市町においては限定的な形で接種が開始されるものと考えております。

なお、国の報告では、高齢者分のワクチン配分が完了するのは6月末となり、それ以降の接種者分の配分スケジュールは未定とのことであり、全ての県民に行き渡るのは相当の時間を要するものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、県といたしましては、県民の皆様の接種が円滑に進むよう、引き続き、市町と一緒になって体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

この間、本県におきましても、新型コロナウイルス感染症は、12月中旬から急速に拡大傾向に移りまして、一時は病床稼働率が、長崎地域では特に9割に達するなど危機的な状況でありましたけれども、緊急事態宣言等を発出させていただき、多くの県民の皆様方にご協力をいただき、落ち着きを取り戻しつつあるものと考えているところであります。

引き続き、感染防止対策にご協力をいただきますとともに、ワクチンの一刻も早い接種完了を目指してまいりたいと考えているところであ

ります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　ありがとうございました。

②接種方法、接種体制について

ワクチンですが、やり方として個別接種、集団接種が考えられているわけでありますが、県としてどのように考えているのか。

その実行については、県内各市町になると思いますが、どのように通達をし、掌握、管理していくのか。各市町の対象者総数、高齢者数、医療従事者数、高齢者施設職員数を一元管理する仕組みを構築する必要があると考えておりますが、どうでしょうか。

また、接種体制は、医師、看護師、その確保について、どのように考えられているのか、各市町の体制は十分なのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　住民接種につきましては、かかりつけの診療所等で接種する個別接種方式と、体育館や公民館等で多数接種する集団接種方式があります。

各市町では、地域の実情に応じまして、これらのいずれかの方法をとるか、または併用して実施することになります。

現時点では、個別接種のみが1市、集団接種のみが1町、個別接種と集団接種の併用が13市町、主に個別接種で実施して集団接種で補完するところが3市、主に集団接種で実施し個別接種で補完するところが3市町という状況であります。

接種に必要な医師等の人材確保につきましては、各市町と郡市医師会等の間で調整が行われているところでありますが、県といたしましても、県医師会や県看護協会等と連携しながら、市町における円滑な接種を後押ししてまいりたいと思っております。

また、各市町での実施・取組状況につきましては、県におきまして適宜情報収集し、県民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　次は、午前中にも質疑が交わされたところでありますけれども、冷凍保存設備の関係であります。

③冷凍保存設備等機材の整備について。

ファイザー社製のワクチンは冷凍保存マイナス75度が必要でありますけれども、ディープフリーザーが先行接種の対象となる県内3つの病院で設置をされ、医療従事者に対して先行接種が開始されたところであります。

一般接種に向けてのワクチンの運用に当たり、県内各地域での移動、保存が当然必要となるわけでありますが、具体的にどこにどのように設置し、各市町のワクチン接種に備えるのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ディープフリーザーの配置につきましては、国で調達する1万台が、都道府県及び市町村の人口に基づいて割り当てられることとなっており、本県には、医療従事者に対する接種用として、医療圏ごとに指定した基本型接種施設に設置することとしており、2月末時点で21台設置されております。

住民に対する接種用として、3月から6月までに国から各市町へ人口規模に応じて供給され、市町が指定する医療機関、または集団接種会場等へ配置されます。

2月末時点で21台配置されておりますが、最終的には6月までに最大110台配置され、住民接種を行ううえで必要な台数を確保できると考えております。

○議長（瀬川光之君） 山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君） 今朝の報道によりますと、ファイザー社製のワクチンについて、マイナス15度からマイナス25度で2週間程度の保管ができるというふうになっております。県内接種体制も幾分これで緩和されてくるのかなと思いますが、どう受け止められていますか。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 今現在、ファイザー社製におきまして、ただいまご指摘のありました保管方法について、米国でそのような申請をされていると理解をしております。

今現在、国からは、マイナス75度での保全ということの前提で準備を進めるよう指示がありますので、将来的にはそういった体制がとられるようになれば、より多くの場所で保管が可能となるものと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君） ④交通弱者、妊婦対策、全県民いつまでに終了予定か。

ワクチン接種を希望される人たちは、誰一人残さず対処をしなければならないわけでありますが、交通弱者に対して、どのように対処をするのか。

国は、一人ひとりに案内を送って接種を勧奨し、国民には原則として接種を受ける努力義務が生じると言われております。ただし、妊婦については、予防接種法に基づき国民に課せられる接種の努力義務から外す方向で検討されているわけでありますが、長崎県内は、16歳以上の一般の人について、いつまでに終了予定か、お尋ねをします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 接種を希望しているものの、近くに公共交通機関がなく、車などの交通手段もない方への対応につきましては、一部の市町におきまして、例えば送迎バスの運行やタクシーの利用のほか、離島におきましては、渡航費の助成やチャーター船の運航等が検討されているところであり、県といたしましても、対応可能な旅客運送業者の情報を市町に提供するなど必要な支援を行っております。

医療機関の従事者及び高齢者に対するワクチンにつきましては、国からは、6月末までに配分するとの連絡をいただいておりますが、それ以降の方を対象とするワクチンの供給スケジュールにつきましては、今現在示されていないことから、現時点でお答えすることは困難な状況となっております。

○議長（瀬川光之君） 山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君） 先ほど、妊婦の話もしましたが、妊婦に対して、どういうふうにやろうとされているのか、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 妊婦につきましては、国の取り扱いといたしましては努力義務が課されていないものでありますが、妊婦も接種対象に含める扱いとしております。

県といたしましては、よく主治医と相談のうえ、接種の可否について判断いただきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君） (2) 検査体制の充実。

①プール検査法、抗原簡易検査キットについて。

県民の多くの皆さんがウイルス検査を望まれ

ている状況にあると思います。そういう状況でありますが、費用がかさむ、時間がかかる、さらにはどこで受ければよいのかなど、容易に検査を受けられない状況と思っておられます。どう対応すればよいのか、お尋ねをします。

また、プール検査法、あるいは抗原検査キットなどの普及によりまして、より多くの検査に対応できると思われているわけでありますが、県としてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 社会経済活動の中で本人等の希望により行う自費検査につきましては、利用者が、各検査機関が提供する検査の内容や価格、陽性が判明した際の対応等を理解したうえで検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要であると考えております。

ご指摘のプール検査法や抗原簡易キットにつきましては、従来のＰＣＲ検査と比べて安価に検査することが可能ですが、適切な条件で実施しなければ感度が下がり、正しい検査の結果が得られない場合があるとされております。

県といたしましては、正しい検査結果が得られることが最も重要であることから、民間も含めた検査機関に対しては、国の精度管理の指針の遵守を求めているところであります。

また、検査手法によって、それぞれメリット・デメリットがあることから、医療機関での自費検査につきましては、医師とよく相談したうえで適切な方法を選択されるべきものと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君） （3）経済対策について。

①持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、全国知事会の要請について

持続化給付金や家賃支援給付金、そして雇用調整助成金など、コロナ禍において、事業者をはじめ働く仲間の皆さんの救済に大きな役割を果たしてきたと認識しております。その中でも雇用調整助成金は、多くの皆さんを救ってきていると思います。

現行の特例は6月末まで延長することになったと報道されておりますが、県内多くの企業で事業の先行きが見通せない中、県としてはどのように受け止めているのか。

また、これらの救済策については、全国知事会から国に要請を行うことになったと聞いておりますけれども、長崎県としてはどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 現在、雇用調整助成金は、上限額や助成率の引上げなどの特例措置が実施され、県といたしましても、独自の上乗せ助成を行うことにより雇用の維持に努めております。

多くの県内事業者において、この雇用調整助成金を活用しながら県民の雇用の維持に取り組まれている中で、特例措置の縮小、終了は雇用への影響が大きいことから、感染状況や経済・雇用情勢等を踏まえ、慎重に判断されるべきものと考えているところでございます。

また、本県におきましては、飲食・宿泊業をはじめ、さまざまな業種について売上げが減少するなど厳しい状況が続いております。

このようなことから、雇用調整助成金にかかる特例措置の維持・延長、このほか国が実施している持続化給付金、家賃支援給付金の再度の支給と要件緩和、支給額の引上げなど、このよ

うな項目について、他の都道府県と一体となって要望を行っているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　ぜひ、よろしくお願いします。

②第4波に備えた事業規模に応じた協力金制度の検討について。

飲食業関連事業者に一律4万円の一律給付としたことから、飲食業関連以外の事業者や売上げが多い飲食業関連事業者の方から、不平等感に関する多くの声を受けているところであります。

国の施策に基づく措置であるわけでありますが、本来は売上げに応じて、あるいは雇用者数に応じて給付できるように事前に準備をすべきであったところであります。

私どもとしても、皆さんも「第4波」がこないことを願っているわけでありますが、「第4波」に備えた給付について、国として事前に制度設計を行うように国に求めるべきでありますが、当然、県としても十分な備えをしておくべきだと考えますが、県の見解、対応方針について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　飲食店等への協力金につきましては、本県の財政状況の苦しい、厳しい状況におきまして、国の財源も活用いたしまして、市町と共同して支給しているところでございます。

財源として充当している国の地方創生臨時交付金の協力要請推進枠というのがございますが、こちらにおきましては、支給単価の上限のみが示されている状況でございまして、ご指摘いただきました事業規模に応じた、あるいは飲食店以外というところの設定とはなっていない状況にございます。

この協力金につきましては、感染防止の観点から時短要請にご協力をいただいた事業者の皆様へ謝礼として支給をしているものでございまして、また、審査の煩雑化を避け、迅速な支給を行う観点から、他県と同様でございますけれども、一律の金額とさせていただいた状況でございます。

しかしながら、一方で、今後、国におきましては、協力金の在り方について検討を行うということが表明をされておりますので、まずはその動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　十分に国とも、国の制度の関係でありますから、十分な対応を、連携を図っていただいて、各市町、各県ともですね、お願いをしておきたいと思います。

新型コロナウイルスの最後になりますけれども、率直な疑問です。日本でなぜ新型コロナウイルスに対するワクチンができないのか。これだけ医療が進んでいる日本の国としては、よその国に頼らざるを得ない、この状況を見た時に、非常にもどかしく感じるわけでありますが、専門家として、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　今回のワクチン開発につきましては、民間企業での開発になりますので、恐らくは全世界を対象とした開発が想定されたというふうに理解をしています。

そういう状況にあって、日本の国内だけで適用するようなワクチンというのは、コスト等の面を見ると非常に開発が難しいのではないかと、例えば諸外国のワクチンでは、外国人のデータ及びアジア人のデータを含めて、全世界展開をす

るという前提での開発が進められてきたのではないかと思っております。

一方では、こういう危機管理に対しまして、外国からの輸入に非常に厳しい制限がかかっている現状もありますので、今後はそういった我が国でのワクチンの開発は望むべきものであるというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　今後の課題として、しっかり取り組んでいただくように、国を挙げての課題だと思っております。

2、脱炭素社会に向けて。

菅首相は、昨年10月の所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする脱炭素社会を目指すこと」を宣言しました。温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらして、日本経済の成長につながるとしております。

これは、地球の温暖化を防ぐために、2015年に合意をされた「パリ協定」にも沿うものであり、日本の取り組む方向性としては、世界に遅れてはいますけれども、正しい方向だと判断をいたします。

日本は、パリ協定の前身で、1997年に合意された「京都議定書」の苦い経験を持っています。京都議定書は、2012年までの温室効果ガスの削減を決めたわけでありますが、米国は参加せず、中国や韓国は発展途上国として削減義務がなかったわけであります。欧州連合ＥＵにとっては、石炭火力発電所の近代化で達成可能な甘い義務であったと言われています。日本だけが苦労した不平等条約とも言われていますが、低炭素化への努力を促しただけの協定であったところです。

そういう背景がある中、政府は2050年、カーボンニュートラル、脱炭素化実現に向けた実行計画、グリーン成長戦略を発表しております。

2030年半ばまでに乗用車の国内新車販売を、いわゆる電動車ＥＶ、燃料電池車ＦＣＶ、あるいはハイブリッド車ＨＶ等に変換をする。そして、洋上風力の発電能力を拡大する。次世代エネルギーと言われる水素の活用を拡大する。重点14分野の実施年限や技術的課題を定めた行程表を作成したところであります。2030年に年間30兆円、2050年に年間190兆円の経済効果も見込むと言われているところであります。

そういう背景がある中、まさに身近な質問をいたします。

（1）県庁ＥＭＳについて。

①取り組み状況と成果について。

この脱炭素社会を目指すということを聞いた時に、私、会社在職中に担当したことがあるＩＳＯ14001（国際環境規格）を思い出しました。現在、多くの民間企業でもＩＳＯ14001環境、ＩＳＯ9001品質などの国際規格をベースに企業活動が展開されていると思いますが、長崎県庁としても環境ＥＭＳに取り組んでおられると思いますが、取組状況と成果について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君）　県庁におきましては、平成12年度から、事務・事業に伴う二酸化炭素排出量、コピー用紙使用量、廃棄物発生量などに目標を定め、各所属において排出削減に向けた取組を行っております。

実績といたしましては、節電やエコドライブに取り組んだ結果、二酸化炭素排出量が令和元年度の目標削減率20.4％に対しまして36.3％となるなど、ほぼ目標を達成しております。

今後、県美術館などの指定管理者制度導入施

設も対象に加えるなど、さらなる二酸化炭素等の削減に向けた取組を進めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　なぜ、ゼロ・エミッションにしなければならないのかということについて考えてみたいと思います。気候変動が人類全体の生存の問題だから、ゼロ・エミッションに取り組むのであると言われています。命が危うくなったら生活も吹っ飛び、経済もがたがたになるのは、今のコロナ禍の中で私たちは身にしみているところであります。

ＩＰＣＣ、気候変動に関する政府間パネルにおいて、研究結果として、温暖化という現象が人類に及ぼす危険の回避は、人為的温室効果ガスの排出を一切やめることであると述べています。いわゆる二酸化炭素、CO_2排出ゼロにする対策です。

そこで質問します。

（2）潮流発電について。

①具体的な進捗状況について。

環境省の事業として、平成28年度から、九電みらいエナジー株式会社と共同実施者の長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が、五島の奈留瀬戸沖で、大型の潮流発電機を用いた実証事業に取り組んでいます。

潮流発電とは、潮流の運動エネルギーを利用して発電する方式で、いわゆる潮の満ち引き、潮の干満によって生ずる海水の流れを利用するものであり、信頼性の高いエネルギー源を活用することになります。海水の流れを使うため、燃料費が要らない持続可能エネルギーであり、まさに脱炭素社会、CO_2排出削減に大きく貢献できる事業になります。

今年の1月から、潮流発電設備の建設工事を開始し、検証作業が進められていると判断をいたしますが、事業期間は、2021年2月までと聞いております。具体的な進捗状況について、お伺いをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　現在、潮流発電の商用化を目的といたしまして、五島市奈留瀬戸沖において、民間事業者による環境省の実証事業が実施されているところでございます。この実証期間については、先ほど議員からありましたように、今年2月末をもって終了いたしております。

その実証実験におきましては、施工方法や発電効率等の検証が行われることとなっているところでございます。

この実証実験を踏まえまして、今後、国において商用化に向けた課題の分析等が行われることになっております。その結果といたしまして、商用化に必要なデータ等が収集できれば、潮流発電の商用化につながるものと期待しているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　ぜひ、私どもとしても、まさに脱炭素化、期待しているところであります。

②外国人技術者のコロナ感染症対策は。

ちょっと角度が変わりますが、コロナ禍の中でありますけれども、この事業には英国から技術指導に見えておられると聞いていますが、そのイギリスからおいでになった皆様方に対するコロナ感染予防策はどのようになされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　潮流発電の実証実験に従事している外国人技術者のコロナ感染症対策につきましては、国の方針に基づき、

発電事業者の指導のもと、ＰＣＲ検査に加えまして、2週間の待機により陰性を確認したうえで、作業船での業務に当たっておられます。

また、洋上における作業期間中におきましても、船内で寝泊まりするなどの自主的な対応がなされていると伺っておりまして、感染症の予防については、できる限りの対策が講じられているものと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　（3）洋上風力発電について。

日本政府は、洋上風力発電を、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標達成のかぎと位置づけられているところであります。

①洋上風力発電ゾーニング導入可能性検討事業。

対馬市の比田勝市長は、浮体式洋上風力発電事業によるエネルギーの地産地消を目指す環境省の地域の脱炭素化ビジネス促進事業に対馬市が採択されたと、臨時市議会で明らかにしたところであります。

採択は、県内自治体では初めて、本年度から4年間で対馬沖の風の状況や地質を民間事業者と共同調査をする、事業費用は国庫から支出されると報道があっています。

対馬市は、県と共同で洋上風力発電ゾーニング導入可能性検討事業に取り組んでいるわけでありますが、具体的に県はどのように取り組み、対応されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　我が国におきましては、再生可能エネルギーの導入促進が図られる中で、県におきましては、海洋エネルギー関連産業を新たな基幹産業として育成することを目指し、産学官の連携のもと、サプライチェーンの構築などに取り組んでいるところでございます。

そうした中、洋上風力発電の実施可能性を検討するエリアを選定するために、令和元年度から今年度にかけまして、調査希望のありました対馬市、そして対馬市以外では壱岐市におきまして、その周辺海域においてゾーニング調査を実施いたしたところでございます。

今後、洋上風力発電事業の実施候補海域の選定に向けまして、地元自治体が主体となって、関係漁業者等との協議を行いながら、この事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　②再エネ海域利用法に係る設置予定地元漁協や海運関係者の同意について。

日本の洋上風力発電は有望市場として、欧州のエネルギー企業が、日本の洋上風力発電市場に相次いで参入している状況にあります。欧州は洋上風力発電の先進地で、長い海岸線と沿岸に電力消費地を持つ日本に着目をしております。洋上風力発電の普及を目的とした日本の新法も後押しをしている状況にあります。日本の洋上風力開発はこれからで、ドイツやデンマークなど欧州勢にとっては、日本は有望市場として見ており、商機を狙っているところであります。

全国一律の海域利用ルールを定めた「洋上風力発電普及法」が施行されたことも進出の一助になっているわけでありますが、この法律に基づき整備促進区域に指定された秋田県沖や五島市沖など、風車の設置を狙っていると報道されているわけでありますが、長崎県としては、どのように捉えているのか、お尋ねをします。

併せて、地元漁協や海運関係者の合意、同意が必要になるわけでありますが、特に、国の海

域促進区域の指定を得るための絶対必要条件でもあると判断をいたしますが、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県におきましては、洋上風力発電事業の実施候補海域について、「再エネ海域利用法」に基づきまして、地元市町の意向を最大限に尊重しながら、漁業者をはじめとした利害関係者のご理解や地域への経済波及効果などを総合的に判断して、国に情報提供を行っております。

その後、国が本県海域を有望な区域に選定した場合におきまして、国と県が、地元市町をはじめ漁業者等の利害関係者、学識経験者等で構成する「行程協議会」を設置し、漁業への影響や地域振興策などについて十分に協議しながら合意を図っていくこととなるところでございます。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　よろしく取り扱い、お願いをしたいと思います。

（4）県有車のエコカーへの転換について。

①考え方と更新スケジュールについて

身近な話ですが、県が使用している車両、いわゆる公用車等々について、県民の範としてエコカーに切り替えるべきであると思っておりますが、どのような計画になっているのか、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　エコカーの導入につきましては、脱炭素社会の実現のためには重要な取組であるというふうに認識をしておりまして、県におきましては、県庁エコオフィスプランや「長崎県環境物品等調達方針」を策定いたしまして、公用車の更新時における電気自動車やハイブリッドカー等のエコカー導入を検討することといたしております。

各所属の使用状況等によりまして公用車の更新時期が異なるため、全庁的な更新スケジュールの策定ということには至っておりませんけれども、例えば管財課所管の公用車とか、離島の一部公用車などにおきましては、既にエコカーの導入をしている状況でございまして、こうした脱炭素社会につながるエコカーの導入につきまして、今後も推進していきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　（5）脱炭素社会をどうデザインするか。

①低炭素から脱炭素へ。

脱炭素社会をどのようにデザインするのか、ちょっと大きな話ではあるんですが、低炭素と脱炭素についてであります。

1997年の「京都議定書」では気候変動対策は低炭素化であったわけでありますが、ゼロエネでしか温暖化は止まらないと言われております。ＩＰＣＣ第５次評価報告書（ＡＲ５）が、科学の進歩を踏まえ、ゼロエネでしか温暖化は止められないことを示したことで、「パリ協定」以降は脱炭素化が目標になってきたわけであります。

日本も国が脱炭素化を宣言したことで、各都道府県も具体的に取り組むことになるわけでありますが、長崎県としてどのように取り組むのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君）　2050年までに脱炭素社会の実現を目指す国の方針を踏まえまして、本県におきましても、今月策定予定の「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策

実行計画」の長期目標といたしまして、同様の目標を掲げております。

この脱炭素社会の実現に向けては、現在、国が進めておりますグリーン成長戦略における電気自動車の普及拡大や洋上風力発電の導入促進など14分野の取組や、国と地方による脱炭素実現会議において今後示される予定の住まい、まちづくり・地域交通など8分野の取組のうち、本県の実情に即した取組を市町や関係機関とも連携しながら進めていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君） 本計画をきちっとものにするには、計画手法としてバックキャスティングが必要ということになっておりますが、このことは別途議論をさせていただければと思っております。

3、国道207号佐瀬拡幅の延伸について。

（1）改良・拡幅工事の現状と今後の見通しについて。

国道207号の諫早多良見町の佐瀬拡幅工事延伸につきましては、過去、何度も一般質問において取り上げている状況にあります。少しずつですが、改良工事、拡幅工事が進められている状況にありますが、拡幅改良工事のスピードの加速を求めるところであります。

土木部長には、長崎県庁においでになり初めての質問になりますので、過去の質問と一部重複するところもありますが、改めて申し上げさせていただきますので、よろしくご対応をいただきますようにお願いをいたします。

①多良見町越首～崎辺田間の完成見通しは。

国道207号は、佐賀県の佐賀市を起点として、諫早、長与を経由して時津町に至る幹線道路であります。佐賀県と長崎県を結ぶ主要路線として、その沿線地域の日々の暮らしや産業を支え、社会経済の発展に大きな役割を果たす国道であります。

また、大村湾ＺＥＫＫＥＩライド、サイクルツーリズムなど観光ルートとして、物流ネットワークとして、安全で円滑な道路交通の確保と大規模災害時等における代替補完路としても大きな役割を持つ主要幹線道路であります。

しかしながら、本路線の諫早市多良見町佐瀬地区においては、狭小な区間が連続しており、見通しが悪いことから、基幹産業であるみかんの収穫時期などには、大型車の交通量の増大に伴い幹線道路としての機能を低下させ、地域住民の生活にも不自由を来している状況であります。

このような交通状況の改善に向け、県としても、多良見町舟津、越首、佐瀬、崎辺田へ向け、延長2.5キロ拡幅事業として平成24年度から着手されているところにありますが、そこでお尋ねをいたします。

①多良見町越首～崎辺田間の完成見通しは。

改良拡幅工事の現状と今後の見通しでありますが、越首～崎辺田間の完成見通しについてお尋ねをしますが、現在改良が進められている越首～崎辺田間は8年を要しております。ようやく一区切りつくような状況になっているわけでありますが、進捗状況を含め最新状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 多良見町越首から崎辺田間までの間の佐瀬拡幅工区2.5キロメートルについては、これまで部分供用を行いながら整備を進めており、今年度末には全線完成の運びとなりました。

これにより、地域の皆様の安全確保とみかん栽培などの地域産業の振興にも寄与するものと

考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　ありがとうございます。

②未改良の崎辺田～長与町塩床間の未整備区間の早期整備促進について。

未改良の崎辺田～長与町塩床間の未整備区間の整備促進の関係でありますが、残り6キロメートルの整備を進めることで佐瀬拡幅の事業効果が高まってまいります。地域利便性の向上と災害時の代替道路としての機能向上をし、利用者の安全で円滑な道路交通の確保ができることになるわけでありますが、崎辺田から約800メートルについて拡幅工事が計画されましたが、この整備の見通しと、さらに全面改良に向けた計画について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　崎辺田から長与町塩床までの約6キロメートル区間のうち、現在事業中の佐瀬拡幅工区から連続し、道路線形が特に悪い多良見町内の約1キロメートル区間について、国の令和2年度第3次補正予算により事業化が認められたことから、今後、地元への事業説明会を予定しています。

残る約5キロメートル区間については、地形が険しいことから、整備コストなどの課題を抱えており、慎重な検討が必要と考えています。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　（2）県の活性化策として大村湾沿岸道路の整備による利用価値向上について。

これは知事にお尋ねをしたいと思いますが、大村湾沿いを走る国道207号は、オレンジロードとも呼ばれて絶好のドライブコースです。秋から冬にかけて、オレンジ色のみかんが畑一面に実ります。春には美しい桜並木がドライバーの目を楽しませてくれます。福山雅治さんのお母さんの実家もこの近くであります。

大村湾を周回する道路で離合がままならない道路は、国道207号の佐瀬地区の残り6キロメートルだけであります。

確認するためもありまして、私、大村湾沿岸道路を一周して状況を確認しました。一周するのに2時間34分です。平均時速51キロメートルぐらいで1周いたしましたが、私の車の走行距離は129キロメートルでありました。ルートは国道207号、205号、202号、205号、34号、207号と周回をするわけでありますが、大村湾沿岸の景色は、どこからもよい景色です。よい風景です。東彼杵や川棚からもよい眺めですが、特に、国道207号の未整備区間、佐瀬地区から臨む長崎空港及び大村市の景観はすばらしいものであります。早く整備し、人を呼び込む観光ルートとして、道路環境の改善によって企業誘致が図られ、人口減少対策にも一役貢献をするわけであります。この大村湾沿線に与えられた観光ルートとして、また、眠っている無限の財産を、長崎県は有効活用しない手はないと思っております。

知事は、もろもろの事業を手がけておられますが、好むと好まざるにかかわらず、先代から引き継がれたものもあり、100％の皆さんに喜ばれているものばかりではないと判断をしますが、そのご労苦には心から敬意を申し上げる次第です。

そこで、国道と呼ばれる道路が離合できない、中央線のない道路は、諫早市から長与町につながる国道207号の未整備区間6キロメートルだけとなっているところであります。

この未整備区間を整備することに反対する方

は、まずいないというふうに判断をします。なぜならば、県民の財産を有形・無形に構築することになるからであります。100億円も200億円もかかる事業ではありません。60億円、70億円もあれば十分だと判断をします。早期改良拡幅と併せ、利用価値向上に向けた知事の見解、決意をお聞きいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　当国道については、これまでもたびたびご議論をいただいてきたところであります。

先ほどお話を差し上げたように、残る区間については、大変地形が険しいような状況であり、Ｂ／Ｃをいかにして確保するかということが非常に大きな課題になってくるものと考えているところでありまして、残された区間の道路改良整備については、ぜひ地元の皆様方のお知恵等も拝借しながら、地域の振興策を含めて検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

議員もお触れになりましたけれども、当路線は風光明美な景観に恵まれ、また、サイクリングイベントのコース等にも利用されているところでありますので、安全・安心を確保するための走行環境の整備を実施するなど、今後とも、地域の活性化に貢献できるように努力してまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　この国道207号、Ｂ／Ｃの関係についての議論は、少し難しい議論になると思っています。なぜかというと、この国道207号の入り口には、大型車進入禁止の標識がまだ残っているんですよ。ということは、車は入ってくるなという宣言を、県として、国としてやっているわけでありますから、そこでＢ／Ｃを議論するのは少し違うなという感がしております。

特に、土木部長は、こっちに来られて状況を見ていただいて、しっかりと対策をやっていただければと思います。（発言する者あり）早くその標識を外せることが、土木部長はこっちに来られた使命だとも思われて頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。（発言する者あり）

4、教育の充実について。

（1）教科担任制について。

①県としての基本的な考えは。

文部科学省は、中央教育審議会において、小学校の高学年で教科担任制を導入するとしているわけでありますが、長崎県としてどのように取り入れていくのか。

特に、資格、教員免許の関係や学級担任との関係、さらには小規模校では教員配置などを考えれば、本当にこれは可能なのか、疑問なしとしないところであります。どのように対処するのか、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　国の中央教育審議会から、「小学校高学年での教科担任制については、今後本格的に導入する必要がある」との答申が出されたところであります。

しかしながら、文部科学省も今から制度設計をしていくことになりますので、ただいま議員のご指摘にあったような課題について、今から検討していくものというふうに考えておりますが、そのような中でも県教育委員会といたしましては、各教科等の学習が高度化する小学校高学年において教科担任制を導入することは、授業の質の向上とともに、系統的な指導による中学校への円滑な接続に有効であるというふうに

考えております。

また、教員の負担軽減や児童を複数の教員の目で多面的に理解することにもつながるものと考えております。

現在、小学校の教科担任制は、担当する教科の中学校免許を有する教員が指導することもありますが、多くは担当教科の中学校免許を有していない小学校教員が、自分の得意な教科を専科として指導したり、学級担任同士が授業を交換して指導したりするなど、学校の職員構成や規模に応じ、工夫しながら取り組んでおります。

今後、国の動向に注視しつつ、教科担任制を見据えた専科指導の検証に取り組む学校に対し教員を加配いたしまして、効果や具体的方策等を研究していくこととしております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　(2) ＧＩＧＡスクール構想について。

①基本的な考え、県内の進捗状況は。

ＧＩＧＡスクール構想の県内の進捗状況についてでありますが、4月からＩＣＴ環境を利用した授業が始まると聞いておりますが、コロナ禍の中、県内の小・中学校での機器・機材の整備状況は今どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、ＧＩＧＡスクール構想の目的でございますが、教育現場で蓄積された教育実践とＩＣＴとを融合させながら、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、学習活動を一層充実させることであります。

端末の整備についてですが、今年度中に19の市町において一人一台端末環境が整備される見込みであり、残りの2市町においても、それぞれの年次計画で整備が進められております。

また、高速通信ネットワークについては、必要な全ての公立小・中学校において、今年度中に整備が完了する見込みであります。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　②タブレットＰＣの持ち帰り（通信速度などのネットワークの増強は）。

タブレットパソコンは持ち帰り可能とするのか、破損の心配もあるわけであります。そして、持ち帰ってからの予習・復習などが十分にできない環境にある地域や家族があるわけでありますが、どのように解決を図っていこうとしているのか、お尋ねをいたします。通信速度などのネットワークの関係もございます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、タブレットパソコン等の持ち帰りにつきましては、日常的に持ち帰らせることを決めた市町もありますけれども、現在協議中のところもありまして、今後も検討が重ねられるものと考えております。

また、通信環境の支援につきましては、Ｗｉ－Ｆｉルータの貸出しや通信費の負担、携帯電話の通信回線の活用など、各市町が、家庭や地域の通信環境の実態に応じた支援を計画しております。

今後、県教育委員会では、タブレットパソコン等の持ち帰りについての先行事例を、市町の教育委員会や大学教員等の関係者とで構成いたします「長崎県教育の情報化推進協議会」で取り上げたり、次年度に開設を予定しているＷｅｂサイトで紹介したりしながら、県内の情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　③教職員の技術的な対応は十分か。

先生方も十分に全てパソコン対応ができるというふうには判断できないところもあるわけでありますが、ＧＩＧＡスクールサポーターの配置が計画されているわけでありますが、県としてはどのように考えられているのか、お尋ねをします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　議員ご指摘のとおり、教職員の技術的な格差に対応するためには、個々に応じた研修等を通じてスキルアップを図ることが必要であると同時に、学校や教職員に対する人的支援も有効な手立てであると考えております。

ご質問がございましたＧＩＧＡスクールサポーターは、国の展開する人的支援としての補助事業でありますけれども、具体的には端末の納品対応や教職員に対する使用方法の周知などの働きを担うこととなります。

国による補助の割合は2分の1となっており、市町の財政負担上の問題もありますが、県としては、ＧＩＧＡスクールサポーターを人的支援の一つとして、教育の情報化推進協議会等で取り上げることにより、その活用を市町に促してきたところであります。

今年度は、県内の6市町がＧＩＧＡスクールサポーターを配置いたしました。次年度は7市町が配置する予定となっております。

なお、ＧＩＧＡスクールサポーターとは別に、多くの市町がＩＣＴ支援員等を独自に配置し、学校や教職員に対する人的支援を進めているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　④デジタル教科書、電子黒板について。

ＧＩＧＡスクール構想の中、いわゆるデジタル教科書、あるいは電子黒板という課題があるわけでありますが、電子黒板等々の設置は、各学校にどのように今は配置をされているのか。現状では各地域、各学校でかなり格差があると聞いておりますが、状況と解決策について、お伺いをします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、電子黒板などの大型提示装置は、児童生徒の学習の充実に効果的な機器であると考えておりまして、一人一台の端末が整備された後におきましては、例えば児童生徒の端末の画面を電子黒板に転送することにより、話し合いが活性化するなどの効果が考えられます。

本県における公立学校普通教室への整備状況は74.4％と全国8位の状況ですが、今後も各市町で一層整備が進むよう働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　（3）35人学級について。

①35人学級の狙いは。

②県内小中学校における36人以上の学級の状況について。

③教職員の配置について。

35人学級についてでありますけれど、文部科学省は今、公立小学校の全学年で35人学級を上限とする改正案を提出すると言われているわけであります。

そういうことで学級編制の結果、教職員の過不足が考えられるわけでありますが、教職員の配置の関係をどう考えられているのか、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、35人学級を国が制度として導入をしようとしておりますけれども、長崎県におきましては、子どもたち一人ひとりに目が行き届く教育を推進し、子どもたちが抱える様々な問題にきめ細かに対応するため、独自の学級編制基準として、小学校1年生を30人、小学校2年生、6年生、中学校1年生を35人、その他の学年を40人とする学級編制をつくっております。

なお、令和2年度における36人以上の学級につきましては、小学校77校、205学級で全学級の7%、中学校48校、205学級で全学級の19%というふうなことになっております。

国の計画では、令和3年度、小学校2年生を35人学級として、その後、令和7年度までに段階的に導入することとなっておりますが、本県におきましては、先ほど申し上げたとおり35人のところ、既に導入している学年もございますので、令和4年度から3年間は、毎年約30人ずつの教員の増員をしていくことになるというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　時間の関係もございまして、部活動の関係とかお聞きする予定ですが、委員会の中でしっかりやっていただければとお願いをいたしておきます。

5、佐世保重工業、新造船の休止について。

1946年の設立以来、佐世保の基幹産業として頑張ってきた佐世保重工業が、新造船を2022年1月で休止をして、艦艇修繕を柱に事業の再構築を目指すと先月発表をいたしました。

併せて250人規模の希望退職を募るということであり、私も、若い時から造船・重機械産業に携わった一人として、驚きを禁じ得なかったところであります。

特に、私の中学生のころ、当時世界最大の13万トン級タンカー「日章丸」を建造、完成させたことは、国内外に技術力の高さを示したものであったわけであります。

そのような佐世保重工業は、長崎県の基幹産業の大きな柱である造船産業の担い手であり、早急に再建を目指さなければならないところです。

そこで、県としては、このことをどのように受け止め、関連・協力企業を含め、どのような支援を考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　我が国の造船業は、リーマンショック後の世界的な新造船需要の減少に伴いまして受注が低迷し、加えて、今般の新型コロナウイルス感染症などの影響により非常に厳しい状況に置かれているところでございます。

このような中、佐世保重工業からは、新造船事業の一旦休止と、地理的優位性のある艦船等の修繕事業の強化が先日発表されたところでございます。

この市場環境の中で、事業の継続を図るため、今般、佐世保重工業におかれましては苦渋の決断をされたものと県としては受け止めているところでございます。

今回の発表に対します県の支援でございますが、まずは250名といわれます希望退職者、この離職に対する再就職の支援というものを大前提と考えております。

そしてまた協力会社がございますので、そういったところの経営支援とか新事業拡大、新たな販路拡大等の支援を、関係機関と連携をして行っていきたいと考えているところでございま

す。

○議長（瀬川光之君）　山口初實議員―20番。

○２０番（山口初實君）　今、再就職等々について、お尋ねをしたかったんですが、一通り触れていただきましたので、時間の関係もございますが、この佐世保重工業の関係は、これ以上に長崎県の人口を減らさないためにも、元気な長崎県とするためにも、県の努力、国の支援が必ず必要であります。

知事をはじめ関係皆様方には、佐世保重工業に対する支援をしっかりとやっていただくようにお願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

―　午後　２時３１分　休憩　―

―　午後　２時　４５分　再開　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山下博史議員―8番。

○８番（山下博史君）（拍手）**〔登壇〕**　皆様、こんにちは。

私は、佐世保市・北松浦郡選出、自由民主党の山下博史でございます。

本日、一般質問をさせていただくに当たりましては、先輩、同僚の議員の皆様方に、大変なるご指導とご配慮をいただいてまいりました。心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

また、本日、コロナ禍で、リモート傍聴にご協力をいただきました地元佐世保市、佐々町、小値賀町をはじめ、県議会中継をご覧いただいている皆様に、心より御礼を申し上げる次第でございます。

また、そのコロナ禍でありますが、わざわざ傍聴席まで傍聴に駆けつけてくださいました全ての皆様方に御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

質問に入らせていただく前に、目下、収束を見ておりません新型コロナウイルスでお亡くなりになられました方々に心からご冥福をお祈りし、いまだ療養中の皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

そして、長崎県をはじめとする市町や医療福祉関係者の皆さん、県民生活を維持するために最前線で頑張ってくださっているエッセンシャルワーカーの皆さん、これまでのご労苦に心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、今月11日で、あの未曾有の大災害、「東日本大震災」から丸10年であります。被災地のさらなる復興と、この新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願いまして、早速質問に入らせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症の現状と対策について。

（1）現状認識について。

いまだ県民に大きな不安を抱かせ、全国的に猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の現状認識と対策について、お尋ねいたします。

日本国内で累計42万人超、本県でも1,600名を超える感染者が確認され、本県においては、昨年12月から新規感染者が急増し、一時期の県内の感染段階のステージは、特別警戒警報を発出するステージ４となりましたが、1月末からは新規感染者の一桁の日が続いております。2月27日には、ステージ１まで引き下げられたところであります。

一方、佐世保市においては、医療機関のクラスターが確認されるなど、いまだ予断を許さない状況であるわけでございます。

今回の感染拡大の「第3波」では、病床の稼働率が最も高い感染段階であるステージ５の判断基準である最大確保病床は50％を超え、長崎医療圏では90％近い状況となるなど、県内医療提供体制は、非常に緊迫した状況となりました。

最近の状況としては、首都圏を除く6府県では2月末に「緊急事態宣言」が解除され、政府の有識者諮問委員会は、全国的な傾向として感染状況が鈍化しているが、変異株対応への懸念や、首都圏の新規感染者が下げ止まっているとの見解を示しております。

また、政府のコロナ対策分科会の尾見会長は、リバウンド阻止への緊急提言を打ち出しています。

そのような中、今日における本県の最新の感染状況のご認識と、今後の感染拡大に備えた医療提供体制の考え方について、知事のご認識をお伺いいたします。

次に、県は、1月7日から17日までの間、特別警戒警報を発令しましたが、その後も新規感染者数は高止まりの状況が続きました。

1月16日には、特別警戒警報の継続と、長崎市においては、県独自の緊急事態宣言が発令されました。

また、1月18日から2月7日までの間、飲食店等に対し、営業時間の短縮をお願いしたわけであります。

これらの判断については、県におけるステージの各判断指標に基づいて行われたものと理解しておりますが、今回のような感染拡大期では、よりもっと早く独自の緊急事態宣言や、飲食店等に対する時間短縮要請の対応ができなかったのか、また、理美容店など、ほかにも感染予防対策を頑張ってくださっている業種からは、国による時短要請協力金は偏った政策ではないかなど様々な意見があり、県民に政策の合理性が理解されなかった点もあったのではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。

営業時間の短縮要請については、なぜ飲食店等だけに絞るとともに、なぜ20時までという時間だったのか、また、時短要請に応じた店舗数はどの程度あるのか、そして、時短要請の効果がどの程度あったと考えるのかをお尋ねいたします。

加えて、今回の補正予算において、飲食店以外の関連業者の方々に対し、市町とともに支援金を給付することが盛り込まれましたが、なぜ、その考えに至ったかをお尋ねいたします。

（2）経済・雇用への影響と産業振興対策について。

最新の国の月例経済報告によると、全国の景気は依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られるとされておりますが、厚生労働省が公表した2月26日現在の全国での解雇等の見込み数は9万人を超え、業種別では製造業、飲食業、小売業が多くなっており、厳しい雇用情勢が続いていることがわかります。

また、内閣府が発表した2020年1年間の実質ＧＤＰ成長率は、民間最終消費支出や民間企業設備がマイナスに寄与したことなどから、前年度比マイナス4.8％と11年ぶりのマイナス成長になっております。

県内では、コロナ感染拡大で収益の悪化が生じている事業者や個人事業主の皆さんは、公的支援策で何とか経営を持続している、ぎりぎり

の現状が伝わってきております。

また、先日発表がありましたとおり、佐世保の基幹産業の一つであります佐世保重工業が、コロナによる造船不況により、新造船事業を休止し、250名の人員削減を表明いたしましたが、佐世保市民にとっては大変ショッキングな知らせでありました。

県内経済も何とか踏ん張ってきたものの、コロナの蔓延が長引くことで中小企業等が徐々に体力が失われてきている状況は、大変危機感を覚えているわけであります。

そこで、コロナの影響が長期化する中、現在の長崎県の経済状況をどのように分析し、県内事業者への経営や雇用の影響について、県はどのように認識をされているのか、お尋ねをいたします。

また、県においては、これまで数回にわたって補正予算を編成し、影響を受けた中小企業に対して、資金繰り支援や新しい生活様式実践のためのガイドラインに沿った取組など様々な支援をしてきましたが、今後、どのような振興策を講じていかれるのか、併せて産業労働部長にお尋ねをいたします。

（3）＃7119長崎県救急安心センター設置にについて。

新型コロナウイルス感染症の流行以前より、県内の消防署への医療機関の案内等の問い合わせ件数は、長崎市消防局と佐世保市消防局がカバーする地域では、それぞれ年間約7,000件余りであり、両地域を合わせて年間約1万5,000件もの相談件数に及んでおります。

長崎県でも、コロナの蔓延に伴い、コロナを疑うケースや急に体調が悪くなったケースで、救急車を呼んだ方がいいのか、真っすぐ病院に行った方がいいのか、迷うケースが増えているとお聞きしております。

そこで、国は、迷った際の相談窓口として、＃7119救急安心センター事業を推進しており、全国17地域でスタートしております。

長崎県は、いまだ未設置という現状でありますが、これまで人口減少が進展する中での消防体制の維持、救急医療機関の受診の適正化、そして住民への安全・安心の提供という効果が期待されているところでありますが、このように新型コロナウイルス感染症の拡大により、本来は受診すべき方々が自粛し、潜在化させ、早期発見、早期治療が遅れ重症化してしまう危険性が十分にあることから、この＃7119電話相談により危険性を少なくしていくこと、そして、医療関係者のご負担の軽減も期待できるなど、コロナ禍の今だからこそ、この事業の重要性がますます増していると考えているわけであります。

しかも、運営費については、国の特別交付税措置での手当が新設されたという情報であります。

したがって、119番コールで救急患者のもとへ救急隊が1秒でも早く到着できるようにするため、救急車を呼ぶべきか、今すぐ病院に行くべきかなどの相談や医療機関の案内等を＃7119で対応できるよう、県民が相談窓口として活用しやすい＃7119長崎県救急安心センターの前向きな設置について、ご見解をお尋ねいたします。

2、Society5.0の推進について。

（1）令和3年度における取組について。

世界の潮流における技術革新のスピードは目を見張るものがあり、日々刻々と新たな技術やサービスが生み出されております。

そのような中、県においても、今年度から新たな部署を設置してSociety5.0実現に向けた取組を展開されており、令和3年度当初予算案に

おいても、予算編成の基本方針の中で、「地域経済の発展と人口減少等の社会的課題の克服を目指し、人口減少対策やSociety5.0を強力に推進する」を柱にされております。

本県においても、人口減少、少子・高齢化の進行や2040年問題、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新たな日常へ対応していくためには、ＩＣＴの活用によるSociety5.0の実現は必要不可欠であり、県民一体となった取組が重要であると考えます。

しかしながら、まだまだ県民の皆さんにおいて、Society5.0のキーワードが周知、浸透できていないのではないでしょうか。

そこで、令和3年度において、Society5.0の推進に当たって、県民に対してどのように周知をされていくのか、お尋ねをいたします。

(2) 市町との連携体制について。

県全体としてSociety5.0を推進していくためには、県だけでなく、各市町における取組も必要であり、県と市町がしっかりと連携すべきだと考えますが、県として、今後、どのように市町と連携しSociety5.0の実現を目指していこうとされているのかをお尋ねいたします。

3、漁業振興について。

(1) 今後の漁場整備計画について。

水産県である長崎県を活性化するためには、漁業を活性化させなければなりません。

最近、漁業現場の声として、漁場整備によって漁獲量が増えたという喜びの声を耳にしました。

対馬南部では、沖合に造成された人工マウンド魚礁が整備された後、よく魚が付くようになったという話もいただきました。実際、データを拝見いたしましたが、マウンド魚礁が設置される前年から比べると、漁獲量で約2倍、漁獲金額で約1.5倍と、沿岸部では軒並み陸揚げ量が増加いたしておりました。漁場整備事業に対して効果があった好事例でありまして、大変評価をいたしております。

一方で、漁協関係者にヒアリングをしてみると、全体的に磯焼け状態が進んでいるという意見が多数で、藻場が減っている等の厳しい声とともに、引き続き、藻場造成事業や多面的機能事業を継続してほしいという要望が挙がっております。

漁業を取り巻く環境は大変厳しい状況に変わりなく、水産資源もいまだ枯渇状態が続いております。特に、離島部では、海水温上昇の影響もあり、沿岸の藻場の消失が続き、アワビやサザエなど磯根資源が激減しているということであります。

最近まで海藻の大型群落が残っていた壱岐でも、ここ数年間で藻場が消失しているとのことであります。

このように、地球温暖化の影響もあって、水産環境が激変してきている中、長崎県では、これまで魚を集めて効率的に漁獲する魚礁の整備や、水産生物を増やす藻場の造成などを推進してきていますが、その成果をどのように評価をされているのか、水産部長にお尋ねいたします。

また、地球温暖化や異常気象等による海の環境の変化により、新たな課題も出てきていると認識をしております。これまでの整備を振り返って、整備を検証し、今後の計画に活かしていくべきだと考えます。と同時に、今後、ますます漁場整備の重要性が高まっていると考えますが、併せて水産部長のご見解をお願いいたします。

4、防災・減災、国土強靭化5か年加速化対策について。

（1）河川行政の取り組みについて。

気候変動の影響により、災害は、激甚化、頻発化し、風水害や巨大地震の備えとして、国は、3か年緊急対策よりも事業規模や期間を拡充した5か年加速化対策を昨年末に閣議決定し、国土強靱化のさらなる推進を図るとされております。また、第3次補正予算においても、3兆円を超える予算が計上されております。

長崎県においては、毎年のように50年に一度クラスの豪雨や大型台風の直撃を受けるなど、水害に対する防災・減災の備えが必要不可欠であります。

そこで、今回の5か年加速化対策で、県民の人命・財産の被害を防止、最小化するための河川改修事業など、河川行政の取組をどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

（2）西九州自動車道の整備について。

5か年加速化対策の新しい取組として高規格道路の整備が位置づけられたと聞いておりますが、まだつながっていないミッシングリンクの解消が悲願の西九州自動車道の早期完成を望む県北地域において、西九州自動車道の松浦佐々道路工事のさらなる進捗が期待されているところであります。

現在の進捗と今後の整備促進に向けた県の取組について、土木部長にお尋ねをいたします。

5、教育行政について。

（1）教員採用選考試験について。

文部科学省から、令和2年度教員採用選考試験の公立小学校における全国の採用倍率が、前年度比0.1ポイント減の2.7倍となり、調査が始まった1979年以降で最も低くなったと公表がありました。

その中でも本県は、お隣の佐賀県と並び、全国最下位の1.4倍でありました。

私も小学生の子どもを持つ親として、驚きと同時に、教育の質の低下が正直なところ心配となりました。

また、令和3年度からは、小学校の35人学級が第2学年から段階的に始まり、Society5.0時代に生きるための資質、能力を子どもたちに確実に育成するＩＣＴ活用も本格化するため、優秀な教員の確保は全国的にも喫緊の課題となっているところであります。

一定の競争性により教員の質を担保するためには採用倍率を上げる必要があり、ほかの都道府県においては、受験者を確保するために、採用試験における様々な工夫や対策を実施しているとのことであります。

そこで、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

本県における全国最下位の教員採用試験倍率に対する認識と、採用試験の受験者を増加するためにどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

（2）若手教員の研修について。

本県における学校教育の質を高めていくためには、採用試験の倍率を高めることに加えて、採用した教員が、児童生徒や保護者から信頼され、高い指導力を身につけた頼もしい教員へ着実に成長していただくことが重要になるわけであります。

そのためには、採用された後に教員としての基本的な能力を身につけていただくとともに、ＩＣＴ活用や英語教育など多様化する教育問題、課題にも対応できる指導力を育成する手厚い研修が必要かと考えます。

そこで、本県において、若手教員の研修をどのように実施しているのか、お尋ねいたします。

6、子育て支援について。

（1）保育の環境整備について。

私も、3人の子どもたちが保育施設に大変お世話になりましたが、核家族化が進み、多様な働き方がある現在の日本では、保育施設を利用する家庭も増加傾向にあるとお聞きしております。

そのような中、保育施設の事業者や保育士さんは、日々、子どもたちの発育・発達状態を的確に把握し、安全な保育環境の維持に努めてくださっておりますことに心から感謝を申し上げます。

また、このコロナ禍においては、就業を継続することが必要なエッセンシャルワーカー等の子どもさんを預かる保育施設については、今回の全国的な緊急事態宣言下においても原則開所が求められていると聞いております。

コロナ感染のリスクもある中で開所を継続してくださっている保育施設は、医療従事者、警察、消防などの社会機能を後方から支える重要な役割を果たしているとも言えると思います。改めて、コロナ禍での保育施設の重要性が再認識されたのではないでしょうか。

そんな中、今年度4月1日の県内の待機児童数が、確認できる限りでは初めてゼロを達成したという朗報を聞きました。

これまでの市町、そして県のご担当者のご努力と施策が実を結んだものと高く評価をしているところであります。

しかも、全国的には、県内待機児童ゼロの都道府県は10県しかないということでありました。

そこで、来年度以降も、ぜひとも待機児童ゼロを継続できるように頑張っていただきたいのですが、そのために引き続きどのように取り組まれていくのか、お尋ねいたします。

7、警察行政について。

（1）佐世保警察署の移転・建替及び統合について。

昨年、佐世保警察署と相浦警察署を統合し、佐世保警察署を佐世保市民会館跡地に移転のうえ建て替えを行うことを、県警察本部において検討しているとの報道がなされたわけであります。

ご承知のとおり、佐世保警察署は、県北地域最大の警察署であり、県北地域の県民の皆様の安全・安心を確保するうえで極めて重要な役割を担っている警察署であります。

また、現在の佐世保警察署の庁舎は築49年が経過しているとお聞きしました。さらに、老朽化が進んでいるだけでなく、耐震性も低いそうであります。新庁舎の完成は、順調に進んでも10年前後という情報もあり、古い庁舎で警察署員の士気にも影響があるのではないかという市民の心配の声や、地震の際は大丈夫かなど、地元の県民の皆様からも問い合わせが多数きているところであります。まさに関心の高さが感じられるわけであります。

このような状況から、県北地域の県民の皆様の安全・安心の確保と利便性に配慮した新佐世保警察署を早急に建設する必要があると私は考えます。と同時に、特殊詐欺等の特殊犯罪への対応力を高めることを目的として、県警において、佐世保警察署と相浦警察署の統合について検討しているとの報道もございました。

そこで、警察本部長にお尋ねいたします。

佐世保警察署の移転、建て替え、統合に対する県警察本部の考え方や、現在の取組状況について、ご見解をお願い申し上げます。

以上、一括質問とさせていただき、それぞれご答弁の後、場合によっては対面演壇席より再質問させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山下議員のご質問にお答えいたします。

本県のコロナウイルス感染症に対する認識と、今後の感染拡大に備えた医療提供体制についてのお尋ねであります。

県内の感染状況につきましては、12月中旬から新規感染者が急増し、1月8日には、一日に60名の感染者が確認されましたが、1月末からは感染者数が一桁台で推移し、去る2月27日には、約2か月半ぶりに感染段階をステージ１まで引き下げることができたところであり、この間、格別のご支援をいただいてまいりました長崎大学や県医師会、県看護協会をはじめとした医療関係者はもとより、県民や各事業者の皆様方のご協力に改めて感謝を申し上げる次第であります。

この間、県内の医療提供体制については、感染ピーク時に確保する395床のうち、1月中旬には、県全体の病床占有率が約6割、長崎医療圏では約9割となるなど病床が逼迫するとともに、予定されていた手術や入院を延期していただくなど、一般の医療にも少なからず影響があったとお聞きしているところであります。

県としては、今後の感染拡大に備えて受入れ病床を拡充するとともに、病床の効率的な運用を図るため、退院基準を周知し、新型コロナ感染症の退院基準を満たした患者の転院先となる後方支援医療機関を新たに指定するなど、地域の医療機関の連携と役割分担を促進し、感染拡大時に必要となる医療提供体制を確保してまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田　圭君） 私の方から、現状認識について、2点お答えを申し上げます。

まず、営業時間短縮要請は、なぜ飲食店だけに絞り、20時までとしたのかというお尋ねをいただきました。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会におきましては、感染経路がわからない感染の多くが飲食の場で起こったと考えられることから、感染リスクの高い飲食の場における感染対策を強化するよう提言がなされています。

当時、県内の感染状況といたしましては、感染経路不明割合が高まる中におきまして、いわゆる市中感染の状況にあったことや、飲食店においてクラスターが複数発生していたことから、マスクを外し感染するリスクが高くなる飲食店に絞って要請を行わせていただいたところでございます。

また、国におきましては、基本的対処方針等に基づきまして、飲食店等への時短要請を対象に協力金の8割を交付することとされていまして、緊急事態宣言発令地域に対しましては、感染リスクが高い飲食店の営業時間を20時までに短縮ということで要請されていますので、本県におきましても、それらを参考といたしまして、20時までの営業時間の短縮を要請したという状況でございます。

次に、時短要請に応じた店舗はどの程度あるのか、また、時短要請の効果はどの程度あったと考えるのかというお尋ねをいただきました。

営業時間短縮への要請期間中に、県、市町の職員で、2回にわたりまして協力の状況を確認したところでございます。9割以上の飲食店等の皆様にご協力をいただいていまして、2月8日から2月26日までの間、協力金の申請受付件数

といたしましては6,455件という状況でございます。

時短要請の効果につきましては、外出自粛要請など、その他の要請も併せて行った状況でございますので、時短のみの効果をはかることは難しいところではございますけれども、時短要請後の夜間の人の流れにつきましては、前年比で約8割減少ということ、また、感染状況を要請前後で比較いたしますと、新規感染者につきまして、1週間当たり216人であったものが35人に減ったということ、病床の逼迫具合も47.3%から24.2%に減少したということでございまして、多くの県民の皆様、事業者の皆様のご協力によりまして大きな効果につながったものと受け止めております。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私から、3点お答えいたします。

まず、時短要請等に伴い、大きな影響が生じた事業者へ給付金を支給するに至った考え方についてのお尋ねでございますが、県におきましては、特別警戒警報発令に伴い、県内全域で飲食店等への営業時間の短縮や、不要不急の外出・移動の自粛にご協力をお願いしたところであります。

これによりまして、時短営業に協力いただいた飲食店のほか、飲食店と取引のある事業者を含む様々な業種においても売上げが減少するなど大きな影響が生じているものと認識いたしております。

国においては、緊急事態宣言地域における飲食店の時短営業等により売上げが減少した事業者に対し、「影響緩和に係る一時支援金」を給付することといたしております。

こうした状況を踏まえまして、本県におきましても、時短要請等に伴い大きな影響が生じた事業者を支援するため、市町と連携して事業継続支援給付金を支給することにいたしたところでございます。

次に、新型コロナの県内事業者への影響について、県はどのような認識かとのお尋ねでございますが、日銀長崎支店が公表いたしました直近の金融経済概況では、「長崎県の景気は、緩やかに持ち直しているが、足もとでは新型コロナ感染症の再拡大の影響が見られる」とされております。

また、本年1月に県が実施いたしました商工会、商工会議所の会員企業等に対するアンケートでは、昨年10月から12月期の売上高が前年比で減少した企業が約80%、今年1月から3月期の売上高が前期から減少すると見込む企業が約65%となるなど、飲食・宿泊業を中心に厳しい状況が続いております。

一方、雇用情勢につきましては、長崎労働局が公表した感染症の影響による解雇が、2月19日現在、220事業所で1,140人となっております。

このように、県内中小企業の経営環境は、依然として厳しい状況にあるものと認識しており、今後とも、個人消費や企業生産の動向、雇用環境など、県内中小企業に与える影響を注視してまいりたいと考えております。

最後に、新型コロナの影響を受けた県内事業者に対して、今後、どのような振興策を講じていくのかとのお尋ねでございますけれども、これまで経営環境が悪化した中小企業者に対し、事業継続に向けた資金繰り支援に加え、業種別ガイドラインの遵守に向けた事業者の取組を支援してまいりました。

また、県内経済や雇用の下支えが期待される製造業につきましては、サプライチェーン強靭

化に向けた衛生向上対策や、市場環境の変化に対応するための設備投資等を支援してきたほか、小売、飲食店等に対しては、安全・安心に買い物や飲食ができる環境整備に努めてきたところでございます。

今後は、経済活動の回復期を見据えて、これまでの施策に加えまして、産業構造の転換を実現するための対策が重要であると考えているところでございます。

そのため製造業については、アフターコロナを見据え、半導体、航空機などの成長分野における新たな需要獲得や大規模投資等を支援することといたしております。

一方、サービス産業につきましては、県内中小企業者の新分野展開による経営多角化、業種転換など、コロナ禍の影響からの脱却を目指した先進的な取組を支援していくことといたしております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中におきましても、社会経済活動の回復・拡大と、ポストコロナを見据えた産業振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　＃7119救急安心センターを本県でも設置すべきとのお尋ねですが、＃7119救急安心センター事業は、現在、12都府県と5地域において実施されており、国では、設置により不急の救急出動の抑制などの効果に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした受診自粛による重症化の抑制なども期待できるとしております。

そのため、運営費につきましては、市町への普通交付税措置を見直し、来年度から、県または市町の財政負担に対して特別交付税措置が講じられることになりました。

県では、「長崎県市町消防広域化推進計画」において、＃7119を今後の消防体制の維持・強化の有効な方法の一つとして位置づけるとともに、これまで市町や医療関係の皆様から様々なご意見をお聞きしておりますが、このたびの国の財政措置の見直しなどを踏まえ、関係部局と連携し、市町などと事業の導入について、さらに意見交換を重ねてまいります。

○議長（瀬川光之君）　企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君）　Society5.0の推進について、2点お答えをいたします。

まず、令和3年度において、Society5.0推進に当たり、県民に対してどのように周知していこうとしているのかとのお尋ねでございます。

本県の重要課題であります人口減少や、少子・高齢化及び生産年齢人口の減少などが急速に進む2040年問題、さらには新型コロナウイルス感染拡大への対応をするための新たな日常の確立に向けた取組におきましては、ＩＣＴの利活用が有効であり、県民の皆様にSociety5.0に関してご理解いただいたうえで、関連施策を推進していく必要があると考えております。

このため、令和3年度におきましては、広く県民の皆様にSociety5.0や様々な地域課題解決へのＩＣＴ利活用に理解を深めていただくため、具体的な先端技術の活用事例などを紹介するセミナーや、有識者によります先端技術の活用方法等に関する講演会、さらには県内外の企業の有するＡＩ、ＩｏＴ、ロボット等の最先端技術に触れ、体感していただく場としてのＩＣＴフェアなどを開催いたしますほか、県民目線のアイデアを取り入れながら課題解決につなげる「シビックテック」を活用した県民参加型の政策提案の機会なども設けてまいりたいと考えて

おります。

県としては、これらの取組を通して、県民の皆様のＩＣＴ利活用への理解や意識醸成を促進しますとともに、事業者の皆様の意識変革や産業振興にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、今後、どのように市町と連携し、Society5.0の実現を目指していこうとしているのかとのお尋ねでございます。

ＩＣＴの利活用、デジタル化の推進におきましては、各市町との情報共有や協働・連携体制の構築が必要不可欠であると考えております。

これまでも、「長崎！県市町スクラムミーティング」や、産学金官連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」において、ＩＣＴ利活用の基礎となる光ファイバーや５Ｇなどの情報通信基盤整備に係る協議、意見交換、あるいは自治体の情報システムの標準化や共通化に向けた情報共有など、継続的に協議、検討を進めてきております。

また、ＩＣＴの利活用に当たり、県及び市町が共同で実施することが効率的、効果的な取組につきましては、市町と連携した事業構築に努めることとしており、令和3年度においては、県と市町が保有する各種データを集積、共有し、県民や民間の皆様に活用しやすい形で提供するデータ連携基盤を構築することとしており、多種多様なデータの集積を図ることで、地域課題の解決や新サービスの創出を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、市町との連携を一層深めますとともに、市町における先駆的な取組に対しては、積極的な支援を行うなど、本県におけるSociety5.0の実現を目指してまいります。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（斉藤　晃君）　漁業振興について、これまでの漁場整備をどのように評価し、今後にどのように活かすのかとお尋ねでありますが、現在、10か年の漁場整備計画を推進しており、これまでの9年間で、およそ2万5,000ヘクタールの漁場を整備してまいりました。

その結果、魚礁では一本釣り漁業の漁獲量の約4割の生産を担っており、藻場は、魚類の産卵や生育の場として水産資源の増大に寄与するなど高い効果が得られているところでございます。

しかしながら、近年の海水温上昇により磯焼けの進行は著しく、過去に整備した漁場施設の機能低下といった課題もございます。

現在の計画は、令和3年度で終期を迎えるため、漁業者が期待する水産資源の回復や所得向上を図るためにも、引き続き、令和4年度以降の新規の計画策定が必要であります。

新計画では、海水温上昇に対応した海藻種の導入や、藻場回復に有効な新技術を導入し、既存漁場の機能回復を図るなど、今まで以上に効果のある漁場整備を推進してまいります。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策について、私から2点お答えします。

まず、河川行政の取組についてのお尋ねですが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、河川の流域のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト対策を流域全体で行う「流域治水」への転換が位置づけられ、本年2月2日には、「流域治水関連法案」が閣議決定されました。

今後、2級河川についても、国や関係自治体、県の関係部局からなる「流域治水協議会」を立

ち上げ、河川整備計画で定める河川改修などのハード対策を加速化してまいります。

また、計画規模を超える洪水に対しては、既存ダムの事前放流の運用や、想定され得る最大規模の降雨に対しては、水位周知河川でのハザードマップの公表や、その他の河川での氾濫推定図の公表など、ソフト対策にも積極的に取り組んでまいります。

次に、西九州自動車道の進捗状況と整備促進に向けた県の取組についてのお尋ねですが、西九州自動車道の松浦佐々道路については、国において、今年度80億円の当初予算が確保され、松浦市側よりトンネルや橋梁などの整備が鋭意進められています。

さらに、5か年加速化対策では、重点的に取り組むべき対策として、高規格道路のミッシングリンク解消などの道路ネットワークの機能強化対策が新たに位置づけられたところであり、松浦佐々道路についても、3次補正予算として18億6,000万円が計上されるなど整備促進が期待されるところです。

県としては、関係市町と協力し国の用地取得の支援を行っているところであり、約7割の用地進捗が図られています。引き続き、早期完成が図られるよう用地取得や地元調整など積極的に取り組むとともに、さらなる予算確保について、国へ要望してまいります。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　教育行政について、私から2点お答えをさせていただきます。

まず、本県の教員採用試験倍率に対する認識と受験者増加対策についてのお尋ねですが、令和2年度教員採用選考試験の小学校における採用倍率が全国最下位の1.4倍であったことは、大きな問題であると受け止めております。

これは、大量退職に伴い採用者数が増加する一方、教職へのマイナスイメージによる不安などを背景に受験者数が減少していることが要因であると分析をしております。

そこで、県教育委員会としましては、受験者の増加を図るため、若手教員による大学等での講話など教職の魅力を発信する広報活動を強化してまいります。

また、大学からの推薦制度の導入や受験年齢制限の緩和など、様々な対策を検討しているところです。

さらに、他県等で現に勤務している小学校の正式採用教員を対象に、関東会場での試験を実施しておりましたが、次年度は対象を中学校にも拡大するとともに、関東会場に加え関西会場での試験も実施していきたいと考えております。

次に、若手教員の研修についてのお尋ねですが、小・中学校教員の大量採用が続く中、若手教員の育成は、本県教育の喫緊の課題であります。

このため、県教育委員会では、平成30年度から、若手教員に対する研修体制の抜本的な見直しを行い、従来、初任者と10年経験者に集中していた内容を切れ目なく平準化し、系統的に学び続けることができるよう再構築いたしました。

また、「教員は、学校で育つ」をキーワードに、学校現場で先輩教員との対話を通して、日常的に研修を深めるメンター研修の制度を導入したことにより、若手教員からは、「先輩との関わりの中で実践的な指導技術を学ぶことができた」というような声が届いております。

今後も、5年先、10年先の本県教育の充実を見据え、若手教員の指導力育成に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　来年度以降も待機児童ゼロを達成するためにどのように取り組んでいくのかとのお尋ねですが、待機児童対策については、まず、市町において保育の需給計画に基づく受け皿の整備や、入所決定時の丁寧な利用調整を行うとともに、県においては、その担い手となる保育人材の確保に向けて、合同就職面談会の実施や修学資金の貸付け、保育士の処遇改善、潜在保育士の再就職支援などに取り組んでいるところであります。

さらに、昨年度立ち上げた県、市町、保育関係団体、保育士養成校などをメンバーとする「待機児童対策協議会」において、待機児童対策の取組状況や抱える課題の共有を図り、有効な施策等について協議を行っております。

これらの取組に加え、次年度は、今年度実施した潜在保育士に対するアンケートに基づき、県の求人・求職サイトの改修や、再就職時の実地体験研修なども実施することとしております。

今後とも、待機児童ゼロの継続に向け、市町と連携し、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　警察本部長。

○警察本部長（早川智之君）　佐世保警察署の移転・建替えと統合について、お答えをいたします。

現在の佐世保警察署の庁舎は、昭和46年に竣工されたものであり、県下で最も古い警察署となっております。

また、施設が狭隘化していることに加え、他の警察署が耐震工事を完了している中、佐世保警察署は、費用対効果の観点から耐震工事が困難となっております。

したがって、新たな佐世保警察署庁舎の建設を早期に進めることが、県警察の重要な課題であり、令和3年度当初予算に佐世保警察署庁舎建替え事業費約1,270万円を計上しているところであります。

新たな庁舎の用地として佐世保市民会館の跡地を検討しており、現在、佐世保市と協議を進めているところであります。

また、警察力を集約し効率的な運用を行い、地域の治安水準の一層の強化を図るため、隣接警察署である相浦警察署を、佐世保警察署の新庁舎の建設に伴い統合することを検討しております。

今後、関係部局や地域の住民の方々に対して丁寧な説明を行い、早期の佐世保警察署庁舎の建設に向け、取組を進めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　山下議員―8番。

○８番（山下博史君）　限られた時間の中での知事はじめ理事者の皆さんの誠実なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

特に、コロナ対策につきましては、現状認識とこれまでの検証、それから、これからの対策について、お聞かせいただいたわけであります。

コロナ対策に関連いたしまして、一点再質問をさせていただきます。

先輩議員の質問にもありましたとおり、今、県民の一番の関心事項は、ワクチンの接種であります。コロナの一日も早い封じ込めに寄与するためにも、ワクチンの接種というのが非常に大事なことであるわけであります。

そこで、中村知事に一点お尋ねをしたいと思います。

県民の中には、ワクチン接種を行うこと自体に不安を抱かれている方々もいらっしゃるというふうに耳にしております。理由は、副反応のこと等、いろいろ諸事情があると思います。ま

た、疾病の関係で、どうしても接種がかなわないという方々もいらっしゃるということでありますが、基本的には多くの県民の方が接種をしていただくことで集団免疫の獲得や感染拡大の予防につながるというふうに私は考えているところであります。私も、順番が回ってきた際には、率先して接種をしたいと考えているわけであります。

そこで、中村知事にお尋ねいたします。

知事は、まず、ワクチン接種を受けるご予定でいらっしゃいますでしょうか。（発言する者あり）

また、タイミングとしては、どのタイミングでのワクチン接種を思い描いていらっしゃるでしょうか。

そして、先ほど言ったように、県民の中にやはりご不安を覚えている方もいらっしゃるということでありますので、県民に向けて、ワクチン接種のメッセージも併せて頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　私も、優先順位、接種順位に基づいて、接種が受けられるような状況になった時には、できるだけ早く接種をしていただきたいと、こう願っているところであります。

今、議員からもお話がありましたように、コロナ感染症を基本的に克服していくためには、ワクチンという選択肢が提示されているわけでありまして、できるだけ早く集団免疫を獲得するということが、解決に向けた非常に重要なステップになってくるものと考えております。

先行して接種を受けられた方々のメッセージをお聞きしておりますと、「ちっとも痛くなかった」というようなお話も聞いているところであり、ぜひ県民の皆様方には、できるだけ差しつかえがない前提において接種を受けていただければありがたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　山下議員―8番。

○８番（山下博史君）　気持ちとしては、やはりコロナ対策の先頭に立って、県民の先頭に立って、走って対策に頑張っていらっしゃる知事は真っ先に受けていただきたいような気持ちはあるんですけれども、やっぱりルールに基づいてということでありますので、ぜひそのタイミングがきたら、知事も率先して打っていただければと思っておりますし、議員の皆さんも、タイミングがきたら、それぞれのタイミングで打っていただければと思っております。

予定をしておりました質疑については、これで終わりますが、知事はじめ理事者の皆さんにおかれましては、今後も健康に十分留意され、コロナ禍の県民生活を守り、県民の幸せのために引き続きご対応いただきますようにお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後　３時３７分　散会 ―

第 8 日 目

令和３年２月定例会　　令和３年３月３日

議　事　日　程

第　８　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　散　　会

令和３年３月３日（水曜日）

出　席　議　員（４４名）

１番	宮　島　大　典	君
２番	宮　本　法　広	君
３番	赤　木　幸　仁	君
４番	中　村　泰　輔	君
５番	饗　庭　敦　子	君
６番	堤　　典　子	君
７番	下　条　博　文	君
８番	山　下　博　史	君
９番	北　村　貴　寿	君
１０番	浦　川　基　継	君
１１番	久保田　将　誠	君
１２番	石　本　政　弘	君
１３番	中　村　一　三	君
１４番	大　場　博　文	君
１５番	山　口　経　正	君
１６番	麻　生　　隆	君
１７番	川　崎　祥　司	君
１８番	坂　本　　浩	君
１９番	深　堀　ひろし	君
２０番	山　口　初　實	君
２１番	近　藤　智　昭	君
２２番	宅　島　寿　一	君
２３番	松　本　洋　介	君
２４番	ごう　まなみ	君
２５番	山　本　啓　介	君
２６番	前　田　哲　也	君
２７番	山　本　由　夫	君
２８番	吉　村　　洋	君
	欠　　番	
３０番	中　島　浩　介	君
	欠　　番	
３２番	山　田　博　司	君
３３番	堀　江　ひとみ	君
３４番	山　田　朋　子	君
３５番	西　川　克　己	君
３６番	外　間　雅　広	君
３７番	瀬　川　光　之	君
３８番	坂　本　智　徳	君
３９番	浅　田　ますみ	君
４０番	徳　永　達　也	君
４１番	中　島　廣　義	君
４２番	溝　口　芙美雄	君
４３番	中　山　　功	君
４４番	小　林　克　敏	君
４５番	田　中　愛　国	君
４６番	八　江　利　春	君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道	君
副知事	上　田　裕　司	君
副知事	平　田　　研	君
統轄監	平　田　修　三	君
危機管理監	荒　木　　秀	君
総務部長	大　田　　圭	君
企画部長	柿　本　敏　晶	君
地域振興部長	浦　　真　樹	君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司	君
県民生活環境部長	宮　﨑　浩　善	君
福祉保健部長	中　田　勝　己	君
こども政策局長	園　田　俊　輔	君
産業労働部長	廣　田　義　美	君
水産部長	斎　藤　　晃	君
農林部長	綾　香　直　芳	君
土木部長	奥　田　秀　樹	君
会計管理者	吉　野　ゆき子	君
交通局長	太　田　彰　幸	君
地域振興部政策監	村　山　弘　司	君
文化観光国際部政策監	前　川　謙　介	君

産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員	久原巻二　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員	本田哲士　君
公安委員会委員長	川口博樹　君
警察本部長	早川智之　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎　君
教育次長	林田和喜　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	石田智久　君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹　君
警察本部総務課長	川本浩二　君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司　君
次長兼総務課長	柴田昌造　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○副議長（松本洋介君）　おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）（拍手）**〔登壇〕**　皆さん、おはようございます。

松浦市選挙区、自由民主党・県民会議、石本政弘でございます。

初当選以来、折り返し点を迎えますが、貴重な一般質問の機会を4回もいただきましたことにつきまして、会派の皆さんに心から感謝を申し上げます。

質問に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなられました方に心からのご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患され、今もなお療養中の皆様には、一日も早いご回復をお祈りいたします。

また、我が身の危険を顧みず、この新型コロナウイルス感染者の救済や看護などに携わっておられます医師や看護師をはじめ関係者の皆様には、心から敬意を表しますとともに、厚く感謝申し上げます。

このコロナ禍が一日も早く収束し、以前の平和で安心な生活を取り戻すことができるよう、皆様とともに頑張ってまいりたいと思います。

それでは、通告に基づき、質問に入ります。

1、九州・長崎ＩＲの整備推進について。

（1）ＩＲ誘致にかかる知事の決意について。

特定複合観光施設（ＩＲ）は、家族で楽しむことができるテーマパークをはじめ、劇場、映画館、ショッピングモール、スポーツ施設、会議場、展示施設、ホテルなどにカジノを含む国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現を目指した施設であります。

ＩＲの整備については、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」においても重点取組として位置づけられており、若者の雇用機会の創出をはじめ、産業振興並びに人口減少対策の大きな柱ともなる事業であり、ＩＲ誘致は是が非でも成功させる必要があります。

現在、5グループからの参加表明があっており、今後2次審査を経て、8月頃には事業者が決定されると伺っております。

今年は、長崎開港450周年の節目の年であり、

九州・長崎ＩＲは、本県はもとより九州全体にとっても、交流人口拡大による観光、地域経済の活性化、雇用創出、定住人口の増加などの好循環を生み出す、令和の日本の新たな玄関口となる千載一遇のチャンスであります。このチャンスを県勢浮揚の起爆剤として活かすことができるか否かで、本県の未来の姿に大きな影響を与えるものと考えます。

そこで、ＩＲ誘致を成功させるため、県はどのように取り組もうとしているのか、知事の決意について、お尋ねいたします。

以降の質問については、対面演壇席でさせていただきますので、理事者皆様の簡潔、丁寧なご答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（松本洋介君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　石本議員のご質問にお答えいたします。

ＩＲ誘致にかかる決意についてのお尋ねでございます。

ＩＲは、地域経済に大きなインパクトをもたらすものであり、多種多様な雇用を新たに生み出すことで、定住人口の増加も期待されるなど、県勢浮揚の好機であると考えております。

また、我が国におけるＩＲの意義は、世界中から観光客を集め、来訪客を県内各地に送り出すことで、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光を実現することであり、新型コロナウイルス感染症収束後の観光活性化を図るうえでも大きな役割を果たすことが期待されております。

現在、九州・長崎ＩＲの実現に向けて、設置運営事業者の公募・選定手続を進めているところであり、来年度は、パートナーとなる事業者を決定し、区域整備計画の作成を本格化させる大変重要な時期であると認識しております。

県といたしましては、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、区域整備計画の認定申請に向けた諸準備を着実に進めてまいりたいと考えており、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた観光関連産業や地域経済を活性化し、九州の地方創生、ひいては、我が国の発展にも貢献できるよう、九州・長崎ＩＲの実現に全力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　（2）事業の進捗状況と今後の進め方について。

これまでＩＲによる経済効果の最大化を図るため、九州知事会や九州地域戦略会議において、農水産物をはじめ資機材や各種サービスなどの調達、あるいは広域・周遊観光などについて論議されたと伺っております。

さきの11月定例会において、地元調達促進に向けたビジネスセミナーや各種イベントの開催をはじめ、ＩＲ事業者と地元企業との対話を促進するなど、今後、想定される民間主導による具体的なビジネスマッチングの検討を行う「九州ＩＲ推進協議会」が、この1月、もしくは2月にも設定されるとの話を聞いております。

そこで、企画部長にお尋ねします。

九州各県の連携を含め、ＩＲ整備事業の進捗状況と今後の進め方について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君）　ＩＲ事業者の公募・選定につきましては、国内外の5事業者から応募をいただいたところであり、今後、各事業者からの提案などをもとに、審査委員会の専門的知見も活用しながら、選定手続を進め、本年夏頃には設置運営事業者を決定することといたし

ております。

九州並びに本県の経済団体と行政、さらには議会が一体となった「九州ＩＲ推進協議会」につきましては、本年2月にも発足する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえまして、発足時期を本年春頃とする方向で、経済界の皆様と調整を進めているところでございます。

協議会発足後は、地元調達促進に向けたビジネスセミナーの開催やＩＲ事業者と地元企業との対話の促進など、民間主導による具体的なビジネスマッチングにつなげることといたしております。

また、懸念される事項の最小化に向けましても、昨年11月、ギャンブル依存症等対策や青少年の健全育成、治安維持対策などの分野で活動する官民の関係団体の参画のもと、「九州・長崎ＩＲ安全安心ネットワーク協議会準備会」を設置したところであります。周辺地域における安全安心の確保並びに快適な生活環境の整備に向け、今後具体的な検討を行うことといたしております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　(3) 本県並びに県北地域への経済波及効果について。

ＩＲ誘致の最大の目的は、本県における喫緊の課題である人口減少をいかに食い止め、雇用拡大をいかに図るかということにあります。人口減少に歯止めがかからない中、地方創生を実現するためには、交流人口の拡大を図り、地域経済を活性化することが重要であります。

ＩＲは、世界中から観光客を集め、交流人口を大きく拡大することで、地域に大きな波及効果をもたらすものであります。海外の事例としては、ＩＲが整備されることで、ＩＲ事業者から地元企業への様々な発注が行われていると伺っております。

本県においては、地元の中小企業が単独でＩＲ事業者と受注に向けた交渉を行うことは非常に困難であると考えます。したがって、県北地域の一体的な発展を目指すためにも、佐世保市、松浦市、平戸市の経済界が一体となり、ＩＲがもたらす多様な発注の受け皿となり得る組合、または協議会のような体制づくりについて早急に検討しておく必要があると考えます。

また、地元経済界では、ＩＲの整備に伴う雇用の創出をはじめ、様々な物資の発注等による経済波及効果を期待する一方で、ＩＲ関連企業への人材流出により地元企業に人材不足が生ずるのではないかといったことを心配する声も聞かれます。

そこで、県内各地域からの物資等の調達のあり方や、地元企業の人材確保対策、県内全域及び県北地域への経済波及効果について、県としてどのように考えているのか、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君）　企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君）　ＩＲは、建設時の工事発注や運営時の多種多様な物品並びにサービスの調達、広域周遊による観光消費など、関連する業種が多岐にわたり、本県並びに九州の経済活性化に大きく寄与するものと考えております。

こうしたＩＲの経済効果を県内、九州に広く波及させるため、この春、「九州ＩＲ推進協議会」を設立し、民間主導による具体的なビジネスマッチングにつなげることとしておりますが、この中で経済団体や金融機関とも連携しながら、中小企業による共同受注や特徴ある地域産品の取引の促進など、多様な発注につながる仕組みの構築にも努めてまいりたいと考えております。

また、ＩＲの実現により、ＩＲ施設並びに取引先となる地元関連企業において新たな雇用が創出されることから、人材の確保が非常に重要になってまいります。

県といたしましては、県外転出が続く若者のＵターン就職をはじめ幅広い人材確保を促進するため、佐世保市や関係機関とも連携しながら、ＩＲ事業の動向や、地元関連企業を含めた求人等の情報を早い段階から計画的に発信し、県外との人材マッチングを図る仕組みを構築するなど、人材確保につなげてまいりたいと考えおります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　この経済的波及効果が、このＩＲ事業の誘致にとりましても最大の目的と、効果があるものと考えますので、そのあたりにつきましては、各市町とも、また関係団体とも十分に協議をしていただき、漏れのない、県下全体に波及効果が及ぶような対策をぜひともお願いしたいと思います。

（4）周辺の交通環境改善並びに交通インフラの整備について。

ＩＲに関する交通アクセス改善については、昨年12月に公表された、国の基本方針における区域整備計画の評価基準では、国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること、さらに、交通アクセスの改善やインフラ整備等の施策が効果的であること等が求められております。したがって、県がＩＲ誘致を成功させるためには、交通アクセスの改善が非常に重要な要素の一つであると認識しております。

長崎空港については、空の玄関口として、ＩＲの誘客に大きな役割を果たすことが期待されており、国内外からの訪問者の増加を見越した施設の整備拡張も必要となってきます。また、空港からＩＲ区域までは海上輸送も検討されているということですが、海路のアクセス、陸路としての空港からＩＲ区域へは東彼杵道路の整備が必要不可欠であり、福岡方面からは西九州自動車道の早期4車線化が期待されるところであります。

さらに、鉄道に関しては、広島や岡山などの中国地方方面、あるいは大阪、京都などの関西方面からの誘客を図るためにも、ＪＲ佐世保線の利便性向上も重要になってきます。

そこで、ＩＲ誘致に向け、ＩＲ周辺の交通環境改善並びに交通インフラの整備について、県はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君）　国の基本方針におきましては、ＩＲ整備を見据えた交通環境の改善に向けた取組を重要な評価基準の一つと位置づけておりまして、県としても、区域整備計画の作成に向け、優先して取り組んでおります。

まず、国内外からの集客のゲートウェイとなる長崎空港の受入対策につきましては、東アジアや東南アジアなどからの国際航空路線の誘致・増便に加え、空港の24時間化や施設拡張等について検討を進めるとともに、空港からＩＲ候補地への輸送手段としての海上輸送強化に必要な港湾施設整備の検討や、船舶の大型化や高速化に向けた航路事業者との意見交換などを進めております。

また、陸路につきましては、ＩＲ候補地周辺道路の拡張などの道路整備に加え、東彼杵道路の早期事業化や西九州自動車道の4車線化を国に働きかけますとともに、ＪＲやバスなどの公共交通機関の増便や利便性向上などについて、交通事業者と具体的な検討を進めているほか、

ＪＲ佐世保線については、高速化や、一部複線化に向けた工事を実施しております。

今後とも、国や交通事業者との情報共有を密にしながら、陸・海・空それぞれの交通アクセスの改善に向けた検討を深め、区域整備計画にしっかりと反映をさせてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　ありがとうございます。ぜひしっかりとしたインフラ整備に取り組んでいただきたいと思います。

ここで一点だけ、この中でも特に、東彼杵道路の早期整備について、知事の考えをお尋ねしたいと思いますが、東彼杵道路につきましては、これまで東彼杵道路建設促進期成会等を中心に、長年にわたり官民一体となって要望活動を展開されてきた結果、昨年、事業化の前段となる計画段階評価への着手がなされたところであります。

本道路は、県北地域と県央・県南地域を結ぶ重要な基幹道路でもあり、同時に、ＩＲ誘致にかかる国の基本方針における区域整備計画の評価基準にも求められるものであります。長崎空港とＩＲとを最短で結ぶ道路として早期の整備が必要であると考えますが、ＩＲの誘致を成功させるためにも、必要不可欠な道路であると認識しています。

そこで、改めて東彼杵道路の早期整備に向けた知事の考えについて、お願いいたします。

○副議長（松本洋介君）　知事。

○知事（中村法道君）　この東彼杵道路につきましては、ＩＲの開業に向けた必要不可欠な道路アクセスを確保するうえでも早期整備が必要であると考え、国に対して、たび重ねて整備の要請を行ってきたところでありますが、先般、この事業化の前段階となる計画段階評価手続に入ることが表明をされたところであり、第1回委員会が開催されたところであります。県北地域から長崎空港までのアクセス強化の必要性、救急医療施設までの搬送時間の短縮など、地域や道路の課題について審議が行われたところであります。

県といたしましても、必要不可欠な道路の整備として、関係市町と一体となって、早期事業化に向けて全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　ありがとうございます。ぜひ、その力強い知事のお声が現実になるように、しっかりと私たちも取り組ませていただきたいと思います。

2、農業振興について。

（1）農山村集落に人を呼び込み定着させる仕組みづくりについて。

①人を呼び込む具体的にな取り組みについて。

農山村集落の維持対策については、昨年2月の定例会でも質問を行いましたが、大変重要なテーマでありますので、改めて質問させていただきます。

地元の松浦市をはじめとする県北地域では、農地を守っているのは兼業農家が中心であり、2015年の農林業センサスで、農業就業人口に占める65歳以上の割合は、県北地域で66％と、県平均の55％を大きく上回り、高齢化が特に進んでいます。加えて、後継者がいない農家が大勢を占めているのが現実です。

一方で、今般のコロナ禍において、都市部から地方への移住を志向する田園回帰の高まりや、リモートワークの進展など、若者の仕事に対する考え方や働き方が変わってきています。地元

の農山村地域によっては、地区住民による農道や水路の維持管理作業をはじめ、そば打ち教室、収穫祭、農家民泊などグリーン・ツーリズムを活用し、人を呼び込むことによる集落の活性化や、移住・定住に積極的に取り組んでいるところがあります。

しかしながら、このように頑張っている地域においてさえも高齢化が進み、「若い担い手が不足している、将来の活動が心配」との声も聞かれます。今後、集落の維持についても、大変難しくなってくるものと危惧しているところです。

このような状況を踏まえ、県では、農山村集落に新たな人材を呼び込むために具体的にどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。簡潔にお願いします。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　県では、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」において、「若者から選ばれる暮らしやすい農山村」を実現するため、各種施策を展開していくこととしております。

具体的には、本年度から県内に25か所のモデル集落を設定し、県と市町の支援のもと、集落自らが話し合い、移住相談役の設置、地域ならではの魅力や農地付き空き家、病院、学校、スーパーなどの生活情報の発信、農泊を活用したお試し移住体験など、移住者の受入体制を整備しているところであります。

今後は、さらにモデル集落を増やし、こうした取組を他の集落にも波及させることで、本県の農山村集落への移住・定住を促進してまいります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　今後とも、市町としっかりと連携しながら進めていただきたいと思います。

②モデル集落での取り組み状況について。

これまでモデル集落における取組の中で、具体的にどのような成果が出ているのか、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　移住希望者の方が、移住相談役による集落の案内やお試し移住等を体験された結果、対馬市豊玉町佐保集落に、県外から5人家族が移住されたほか、長崎市外海町、西海市西彼町及び大瀬戸町においても、県内外から集落への移住に向けた具体的な相談を受けているところであります。

今後は、これらの方々を着実に移住・定住につなげていくとともに、移住された方から、集落の暮らしやすさ、地元の人では気づかなかった集落の魅力などをお聞きして情報発信することで、新たな移住につながるような取組も実施してまいります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　③農山村集落で稼ぐ仕組みづくりについて。

移住してきた方が安心して集落に住み続けるためには、地域ならではの資源などを有効に活用し、農山村集落の中でしっかりと所得を確保していく取組が何より重要であります。この取組が農山村集落のにぎわいの創出につながり、交流人口から関係人口拡大へ、そして、移住へつながっていくものと考えております。

そこで、今後、県として集落で稼ぐ取組をどのように進めていこうとしているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　集落で稼ぐ取組と

しましては、これまで販売・交流拠点となる農産物直売所や地域の自然、食等を活用した農泊の推進などに取り組んでまいりました。

今後は、これらに加えて、兼業農家や移住された方々などが、集落に住みながら所得が得られるような地域の顔となる特産品づくりにも取り組んでまいります。

具体的には、特産品づくりに意欲のある集落において、地域に合った新規品目を探索し、栽培技術の実証・確立、加工品の試作や販路の検討までをモデル的に支援することとしており、その得られた成果を県内各地に波及させることで、集落全体で稼ぐ仕組みづくりを進め、移住者の定着につなげてまいります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　(2) 産地に担い手を呼び込み定着させるための仕組みづくりについて。

①農業担い手の確保について。

県北地域では、アスパラガス、ブロッコリー、みかん、ぶどう等の産地があるものの、生産者の高齢化が進み、将来、産地の縮小が懸念されており、早急な担い手の確保が何より重要と考えています。

私の地元松浦市においても、現時点では高い生産技術を持ち、頑張っている生産者もおられますが、後継者が育っていない方が多く見られ、今後、産地としての存続が危惧されます。高い技術力を持つ生産者が現役で頑張っている今のうちに、担い手を呼び込み、栽培技術を習得させ、所得を確保する手だてを構築することなどが、産地で担い手を守り、育てていく体制を早急に整備することが必要であります。

そこで、農業の担い手の育成確保について、県は、今後どのように取り組もうとしているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　県では、農業の担い手を確保するため、県及び各地域への就農相談センターの設置や、就農希望者を産地で受入れる「受入団体等登録制度」の推進、就農に必要な技術習得研修の実施、給付金制度による就農前後の所得確保等の支援を行っております。

その結果、本県における新規自営就農者は、平成27年度の163名から、令和元年度には210名と一定増加はしているものの、各産地の中心的な担い手である認定農業者は、依然として減少しているところであります。

そのため、県としましては、これまでの取組に加え、産地自らが将来の担い手確保のための具体的な対策などを定める「担い手育成計画」の策定を推進するとともに、ＪＡが主体となって、農家出身のＵターン者を受入れる「産地主導型就農ルート」を新たに構築することで、農業の担い手を確保してまいります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

②施設園芸品目で稼ぐ担い手育成について。

特に、県北地域では、水田地帯や中山間地域が多く、大規模な畑地の基盤整備が少ないことから、露地野菜等の産地化が難しい状況にあります。農業の担い手を呼び込み、定着させる品目としては、少ない農地で高所得が期待できる施設園芸品目が有望であると考えますが、一方、施設園芸を目指すには、ハウスや機械設備などの初期投資が必要であり、新規就農を目指す者には少しハードルが高過ぎる面があります。

そこで、施設園芸品目を中心に稼げる担い手を育成するためには、できる限り初期投資を抑えたうえで、高所得が期待できる施設園芸品目

への取組が必要と考えますが、県として具体的にどのように取り組もうとしているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　県では、施設園芸に取り組む新規就農者の初期負担軽減は重要と考えておりまして、「受入団体登録制度」などにより、空きハウスの流動化に取り組んでおります。

また、新規にハウスを整備する場合には、整形された農地の確保、規格を統一したハウスの導入、生産に必要最小限の機械設備の提案などによりまして、可能な限り施設導入コストの縮減を図っているところでございます。

さらに、小規模な施設であっても、単収・単価の向上により所得を確保できるよう、施設内の温度や炭酸ガス濃度等を最適化する環境制御技術の導入を進めるために、本県独自の安価な統合環境制御システムの開発にも取り組んでおります。

このような取組に加え、技術研修など産地全体で新規就農者をフォローアップすることにより、早期に経営を軌道に乗せ、定着できるよう支援してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　ありがとうございます。

農山村集落を守り維持していくためには、小規模農家でも後継者がしっかりと育つような対策が必要不可欠でありますので、地域に合ったきめ細かな対応について、市町、ＪＡ等と十分連携をして、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

3、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）感染者拡大防止対策について。

昨年11月からの新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、本県においても、昨年12月中旬から新規感染者の確認が相次ぎ、12月23日には、県内の感染段階をステージ３として、警戒警報が発令されました。1月6日には、感染段階をステージ４に引き上げ、特別警戒警報が発令されたところであります。

その後、1月末からは新規感染者の発生は減少傾向となっておりますが、この間の本県における感染拡大は、年末年始の県外からの帰省など、県外由来のものが多かったものの、感染者の多くを占める2次・3次感染による感染者は、医療機関や福祉施設等でのクラスターの発生等により急増したものと認識しています。

感染拡大を防止するためには、感染流行地域との往来を少なくするとともに、感染者が発生した際に、感染者の行動歴を調査し、濃厚接触者等に対して行う積極的疫学調査を速やかに行い、特定した濃厚接触者等に対して、ＰＣＲ検査等をできるだけ迅速に実施し、2次感染、3次感染を抑え込むことが重要であると考えます。

そこで、迅速なＰＣＲ調査等を行うために必要となる県内における検査体制の現状と、今後の拡充対策について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　検査体制につきましては、これまでに県環境保健研究センターなどの公的機関をはじめまして、感染症指定医療機関や民間検査機関などにＰＣＲ検査装置等を配置することによりまして、1日当たり約2,400件の検査が可能な体制を整備しております。年度内には、長崎大学病院における検体前処理の自動化等によりまして、約3,500件の検査が可能な体制まで拡充する予定であります。

来年度におきましても、医療機関や検査機関

のニーズを踏まえまして、さらなるＰＣＲ検査装置等の導入を推進し、1日当たり約4,600件の検査が可能な体制へ拡充する予定としております。

今後とも、検査を必要とされる方々が、漏れなく速やかに検査を受けられる体制を整備することにより、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　(2) 医療体制の強化について。

県内の感染拡大「第3波」では、12月中旬から新規感染者が急増したことから、本県は、感染拡大段階フェーズに応じて確保病床を拡充する「病床確保計画」に基づき、1月5日には、5段階で最も高いフェーズ４に引き上げ、最大確保病床である395床の病床が確保されたところです。

また、1月中旬には、県本土地区の病床占有率は50％を超え、長崎医療圏では90％となるなど、県内の医療供給体制は逼迫し、新型コロナ感染症への対応だけでなく、一般医療にも少なからず影響があったのではないかと考えております。

そこで、新型コロナ感染症に対応する医療提供体制の現状と、今後、予想される「第4波」の感染拡大に備えた医療体制の強化について、どのような考えか、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県内の新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制につきましては、昨年7月策定いたしました「病床確保計画」に基づきまして、感染拡大状況に応じて、県から各医療機関の病床の確保を要請しておりまして、1月5日に、感染ピーク時であるフェーズ４の病床の確保をお願いし、その後、感染状況は落ち着いてきておりますので、3月1日にフェーズ３に引き下げたところであります。

県といたしましては、今後の感染拡大に備えるため、関係医療機関と調整を行い、1月29日には、フェーズ４における受入病床を395床から421床に拡充いたしました。

また、入院期間が長期化して新たな新型コロナウイルス感染症患者が受入れられなくなるおそれがあるため、受入病床を効率的に運用できるよう、退院基準を周知し、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受入れていただく69の医療機関を後方支援医療機関として指定を行ったところであります。

引き続き、地域の医療機関の連携、役割分担を促進し、感染拡大時における医療提供体制を確保してまいります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　コロナ感染者は当然でございますが、一般療養で、亡くなる命を救えるという体制をしっかりとっていただきたいというように思っています。

(3) 保健所体制の強化について。

全国的に陽性者が多く発生している地域では、保健所の業務が拡大し、職員が疲弊している大変な状況が報道されています。本県でも「第2波」の際は、保健所に電話がつながりにくい等の話があったと聞いています。保健所は、医療機関と密接に連携し、入院、宿泊、自宅療養の調整を行っており、しっかり対応できる体制の強化が極めて重要であると考えます。

そこで、現在、本県の保健所体制はどのような現状か、また、今後どのように強化しようと考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　保健所におきましては、疫学調査に加え、医療機関と連携し、入院調整や軽症者の宿泊療養の調整等を行っており、感染拡大により業務が増加しているところであります。

保健所の負担軽減のため、昨年11月には、保健所の職員が対応していました受診・健康相談業務を外部委託に切り替えたほか、宿泊療養施設の運営につきましは、各振興局の職員で対応しているところであります。

また、保健所等の体制強化につきましては、来年度、保健師を昨年4月と比較いたしまして、5名増員することとしておりまして、そのうち4名を中途採用し、保健所に2名、本庁のコロナ業務のために2名を既に配置しております。さらに、県看護協会からの派遣や、会計年度任用職員として保健師や看護師18名を確保し、保健所に応援のため、派遣を行っております。

今後も必要な予算や人員を確保し、感染拡大にしっかりと対応できる体制の強化に努めてまいります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　大変心強い回答であります。

（4）ワクチン接種のスケジュールについて。

この件については、昨日来、皆様方からも質問があっておりますので、簡潔にお願いしたいと思いますが、新型コロナウイルスワクチンの接種については、今や国民最大の関心事であり、ワクチンの供給状況、接種の順番やスケジュールなど様々な情報が日々テレビや新聞等で報じられております。

そこで、県民にとっての一番の関心事でありますワクチン接種について、どのような段取り、順番で、いつから受けることができるのか、再度わかりやすく、簡潔にお願いいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ワクチン接種の順番につきましては、まず医療従事者等への接種を行いまして、次に65歳の高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者と続きまして、その後に16歳以上の方々へ接種する順となっております。

なお、医療従事者につきましては、2月22日から先行接種として開始されておりますが、高齢者の接種時期につきましては、国から配分されるワクチンが4月以降、順次届く予定となっております。早いところでは4月12日の週以降に開始されることとなりますが、当初に配分される量が極めて少量でございますので、各市町においては限定的に開始されるものと考えております。

また、国からは、高齢者分につきまして、6月末までに配分が完了するとの報告はありますが、それ以降の方の配分スケジュールがまだ未定ということでありますので、全ての県民に行き渡るのは相当な時間を要するのではないかと考えております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　これも大変な問題でございますので、できるだけ速やかな対応ができるような体制を取りながら取り組んでいただきたいと思います。

4、コロナ禍における雇用の現状と対策について。

（1）非正規雇用の現状と対策について。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引く中、雇用への影響を危惧しており、とりわけ非正規雇用者に大きな影響が出ているのではないかと思っております。

現在、県内における新型コロナウイルスの影響で解雇された人数は、昨日も報告がありましたが、2月19日現在1,140名であるとのことでございます。まずは、弱い立場にある非正規雇用者が解雇にあっている場合が多いのではないかと心配をしております。当面、今回のコロナ禍の影響により解雇された労働者、中でも非正規雇用者に対する早急な雇用対策が何より重要であると考えます。

それと同時に、解雇にあった方を支援する制度が十分に認知されておらず、当事者もそのような制度があることを知らない方が多いのではないかと心配しており、企業や被雇用者に対し、支援制度についても、再度しっかりと周知する必要があると考えます。

そこで、現在、本県でコロナ禍の影響による解雇者のうち非正規雇用者の割合はどの程度になっているのか、また、県は非正規雇用者の雇用対策について、どのような取組を進めているのか、支援制度の周知を含め、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　新型コロナウイルス感染症の影響による解雇者数につきましては、2月19日現在1,140名であり、そのうち非正規職員は505人で、全体の44％を占めているところでございます。国勢調査における本県の非正規職員の割合が33％でありますので、これを上回っているという状況でございます。

次に、非正規職員の雇用維持対策についてでありますが、まず、事業主に雇用維持を支援する国の雇用調整助成金については、非正規職員も対象となっており、県といたしましても、独自の上乗せ助成を実施し、支援を行っているところでございます。

また、国の休業支援金・給付金につきましては、休業手当が支払われていない労働者に対して、休業前賃金の8割を直接支給する制度であり、非正規職員も含めた支援が行われております。

これらの支援制度の周知を図るため、国においては、ＳＮＳやＷｅｂサイトを活用するほか、商工団体への協力依頼を行っているところでございます。

また、県といたしましても、新聞やテレビ・ラジオによる広報、アドバイザーの事業所への派遣、相談会の開催などを実施しているところであり、引き続き、制度の周知と活用を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　先ほども申しましたけれども、なかなか制度の仕組みについて知られていないところがあるというのが事実ではなかろうかと思いますので、漏れなく皆様がこの制度の支援にあずかるように、今後とも努力していただきたいと思います。

（2）ひとり親世帯など子どもの貧困対策について。

パートなどの非正規雇用者につきましては、コロナ禍の影響を受けやすく、解雇や労働時間の短縮などによる収入の悪化に伴い、生活困難な状況に陥っている家庭も少なからずあるのではないかと危惧をしております。

中でも、ひとり親世帯の中には、子育て等の理由により、パートなどの非正規雇用の割合が高いことから、深刻な状況が発生しているとの報道もよく耳にします。

このような深刻な状況を抱えながらも、他人に頼らず、自分で何とか頑張ろうと苦しんでおられるひとり親も中にはおられるのではないか

と思っております。

そこで、親の収入減に伴い、給食費が満足に支払われない、ごはんを十分に食べることができないといった子どもたちが増加するなど、子どもの貧困拡大につながっているのではないかと大変危惧しています。

こういった子どもの貧困を解消するためには、本当に支援を必要しているひとり親等の皆様に対しても、確実に支援の手を差し伸べることが重要と考えますが、県の現状認識と対応について、お尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　平成30年度に本県で実施いたしました「子どもの生活に関する実態調査」では、支援制度を知らないと回答した世帯が一定数存在するとともに、保育士や教師など支援者の多くが、「保護者との信頼関係が難しい、支援を拒否される」と感じており、貧困特有の課題である、「支援が届かない、届きにくい世帯」に対して、確実に支援につなぐ仕組みづくりが必要であると考えております。

そのため、子どもの貧困対策として、今年度から、「確実に支援につなぐ仕組みづくり」に取り組んでいるところであり、保護者と支援者の双方から相談に応じる総合相談窓口「つなぐながさき」の設置や、支援者のソーシャルワーク力向上に向けた「こどもの貧困早期発見チェックリスト・支援フロー図」の全支援者への配布と研修の実施、さらには、各種支援制度の周知を図るため、県内全ての子育て世帯に「パンフレット」を配布することといたしております。

引き続き、市町や関係団体等と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　我々政治家としての役目は、やはり弱い者の味方、または弱い立場にある方を救うというのが使命ではないかと思っております。（発言する者あり）親の収入減により子どもの貧困や差別につながらないように、しっかりとした雇用対策についてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

5、鷹島水中遺跡について。

（1）鷹島への水中考古学調査研究機関の誘致について。

最近、元寇を題材とした漫画「アンゴルモア元寇合戦記」や、ゲームソフト「ゴースト・オブ・ツシマ」が世界的なブームとなっており、今日、元寇が大変注目されているようです。

この元寇の舞台となった鷹島沖の海底からは、元の2隻の沈没船やいかりなどが発見されるなど、これまで元寇に関する4,000点もの貴重な遺物が出土しております。

そして、平成24年3月、海底遺跡の一部が、日本ではじめて「鷹島神崎遺跡」として国の史跡に指定を受け、日本の水中考古学を研究するうえで大変貴重な遺跡となっております。

現在、40年にわたり琉球大学の池田教授らを中心に水中遺跡の発掘調査やモニタリング調査、引き揚げられた遺物の保存研究等が熱心に進められております。地元の松浦市からは、毎年、水中遺跡の調査・保護に専門的に取り組む組織を九州国立博物館内に設置することや、鷹島に水中遺跡の調査研究機関の設置について、国策として取り組んでほしい旨の要望が挙げられております。県も毎年、政府施策要望の重点項目として、国、関係機関等に対して要望されているところであります。

また、昨年6月、松浦市議会は、鷹島海底遺跡保存活用特別委員会を設置し、今年の2月には、松浦市、商工会議所や観光物産協会、文化

協会などの市内の11団体で構成する「松浦市歴史観光推進協議会」を設立し、国の水中考古学研究センターの鷹島への誘致や、元寇に関する情報の発信、市民への啓蒙活動に行政と連携して取り組むなど、地元では国立の水中考古学研究拠点の誘致に向けて機運が非常に高まっているところであります。

そこで、県としても松浦市と連携し、鷹島への国の水中考古学調査研究機関の誘致について、国や政府、関係機関等に対し、これまでの単なる要望から一歩踏み込んだ、先進的で具体的かつ積極的な取組を望みますが、県の考えについて、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　国の機関を鷹島に誘致するためには、水中遺跡に携わる専門家等の間で、鷹島の知名度を向上させることも需要であると考えております。

このため、令和3年度当初予算案に、水中文化遺産保存活用推進事業を新規事業として計上しております。

本事業では、松浦市鷹島において、全国の考古学を専攻する大学生や自治体職員などを対象に水中考古学の体験講座を開催し、水中遺跡の保護に携わる人々に対して、鷹島海底遺跡の価値や魅力を積極的に伝えてまいりたいと考えております。

このほかにも県内には54か所の水中遺跡が認知されており、全国3位とその数が多いことから、県内全域を対象にした水中遺跡の分布調査を行い、遺跡地図等で周知することで、県民はもとより水中考古学の専門家に対して、本県水中遺跡の認知度を高めていきたいと考えているところでございます。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　やっと一歩踏み込んだ対応ができるということでありますので、しっかりとして、これを第一歩として、さらにステップアップしていただきますように、よろしくお願いします。

（2）木製いかり引き揚げにかかる財政支援について。

松浦市では、鷹島海底遺跡調査の開始から40周年を迎え、今年、令和3年度に「海底に眠る歴史！元寇のタイムカプセル引き揚げプロジェクト　～過去を現代に！そして未来へ残せ！～」と銘打って、平成25年に確認された木製のいかりの引き揚げを計画しております。

このいかりの引き揚げには、将来的な元寇船引き揚げを目指したパイロット事業の一環として実施されるものであります。これらのいかり引き揚げやその保存処理には多額の費用がかかり、国や県として、どのような財政支援が考えられるのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　これまでも松浦市が行う鷹島海底遺跡の発掘調査に対しましては、国及び県の補助事業の対象としてきておりまして、国は、調査費用の2分の1を、県は、その残りの額の5分の2以内で補助を行っております。

令和3年度に松浦市が計画されている木製いかりの引き揚げや、その後に行う保存処理の作業についても、これまでと同様の枠組みで財政支援を行っていきたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　この水中遺跡の出土品の保存管理には大変な技術と金額がかかるという状況でありますので、今後ともしっかりとした支援をお願いしたいと思います。

（3）元寇ゆかりの自治体等と連携した観光振興について。

先ほど述べましたように、漫画やゲームソフトで大変話題になっている今こそ、鷹島神崎遺跡のＰＲや、遺跡を観光振興につなげる絶好のチャンスだと考えております。

昨年11月、松浦市において、鷹島海底遺跡調査開始40周年を記念した「元寇サミット」が開催され、松浦、対馬、壱岐の3市長により、元寇の歴史を地域振興や地域の活性化につなげ、関係自治体などとの交流促進を図る「元寇サミット 交流宣言」が交わされたところであります。

このように、元寇ゆかりの自治体との連携も徐々に整いつつあります。また、このサミットには、対馬市及び壱岐市出身の県議会議員の先生方も参加いただいておりまして、大変ありがたく思っております。

また、鷹島には、海底遺跡から引き揚げられた、元寇に関連した埋蔵物を数多く展示する鷹島歴史民俗資料館や鷹島埋蔵文化財センターをはじめ、鷹島特産のマグロや、生産量日本一のトラフグなど海の幸、そして風光明媚なモンゴル村といった歴史とロマン、観光資源に恵まれた地域であります。これらの情報を効果的に発信することにより、観光振興、誘客につなげていくことが地域振興や観光振興にもつながると考えておりますが、県の考えについて、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　県におきましては、元寇の歴史や海底遺跡として初の国史跡「鷹島神崎遺跡」を学ぶことができる松浦市立埋蔵文化財センターを旅行商品の素材集に掲載いたしまして、旅行会社等へ商品造成の働きかけを現在行っているところでございます。

今後、先ほどお話にありました、元寇ゆかりの対馬市や壱岐市との連携に向けまして、国境離島交付金を活用した周遊ツアーの造成について、旅行会社とも相談してまいりたいと考えております。

また、現在、令和4年秋の新幹線開業に向けまして、佐賀県との間で具体的な誘客対策を検討しているところでありますので、唐津市や伊万里市も含めた周遊ルートの造成や情報発信をするなどして、鷹島地域への誘客につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　これも機運が高まってきている状況にあると思いますし、今のコロナ禍の中でこうした、県下全域でございますが、観光が疲弊しているという状況にありますので、そういった意味も含めて、しっかりと対応していただきたいと思いますが、特に、佐賀県との連携もお話がありましたとおり、長崎県北部につきましては、三川内焼、波佐見焼、そして有田の陶器といった芸術的なつながりもありますし、先ほどお話にあった歴史的つながりも十分ありますので、本県だけでなく、佐賀県とも十分な連携を取った観光振興対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まとめになりますけれども、鷹島を、今後、日本の水中考古学の聖地としてしっかりＰＲし、国立の水中考古学研究拠点の誘致についても、松浦市としっかり連携して取り組んでいただくよう、お願いをいたします。

若干時間が残っておりますので、一点だけ再質問をさせていただきます。

コロナ対策の件で保健所の体制強化について、

お尋ねしましたけれども、加えまして、一点確認をしたいと思います。

保健所体制については、現在、特に、県北保健所長につきましては、対馬保健所長との兼務となっており、今日のコロナ禍の現状においては、今後予想される「第4波」の到来による感染拡大やワクチン接種の問題等考える時、所長の兼務体制について再検討する必要があるのではないかと考えますが、県の考えについて、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　来年度、保健所長の医師として2名増員できる予定となっておりますので、兼務体制についても解消してまいりたいと思っております。

○副議長（松本洋介君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　しっかりとして全県的に、このコロナが一日も早く収束することを願っておりますし、最初に申し上げましたとおり、罹患された皆様の一日も早いご回復を祈るところでございます。

今後とも、皆さんとともにしっかりとした県勢浮揚のための施策の推進について取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、終わります。（拍手）

○副議長（松本洋介君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

― 午前１１時　０分　休憩 ―

― 午前１１時１５分　再開 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

下条議員―７番。

○７番（下条博文君）（拍手）〔登壇〕　皆様、お疲れさまでございます。

自由民主党、長崎市選出、県民皆様の想いをつなぐ、下条博文でございます。

このような一般質問の機会をいただき、自由民主党会派の皆様はじめ先輩議員の皆様に、感謝申し上げます。ありがとうございます。

先にご質問された先輩議員のご質問と若干類似した質問もございますが、私なりの角度から質問をさせていただきますので、知事並びに関係部局の皆様、ご答弁よろしくお願いいたします。

質問通告に基づき、一問一答で質問をいたします。

1、新型コロナウイルス対策について。

（1）県の組織体制について。

県内において、昨年12月中旬頃から急速に感染拡大が広がりました。その後、営業時短要請などを行い、現在は、感染拡大のステージの最も低い１となり、一定、感染も落ち着いた状況であります。

2月22日から、本県も医療従事者に対しワクチン先行接種がはじまりました。外国からのワクチン供給がスムーズに流れ、副反応に十分注意をしながら日本中にワクチン接種が実施され、新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束することを切に願っておりますが、今回、私の新型コロナウイルス感染症に関する質問は、昨年末ごろから急速に感染が広がっていったような事態が次に起こった場合を想定して、質問をさせていただきます。

まさにこの1年は、感染対策に注力いただいた1年になりましたが、「コスタ・アトランチカ号」集団感染などウイルスの抑え込み、感染拡大の防止に当たっては、感染症の専門家など

のご協力があったと認識しております。

私は、今後の感染拡大防止対策においても、ウイルス制圧のご経験のある方の力をお借りすることが、極めて重要であると認識しております。

本県において、力をお借りしてきた感染症の専門家の方々を含め、どのような組織体制でコロナ対策を行ってきたのか、知事にお伺いいたします。

以後、対面演壇席に移り、質問を行わせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　下条議員のご質問にお答えいたします。

専門家の知見等を活用しながら、これまでどのような組織体制でコロナ対策を行ってきたのかとのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症対策については、昨年3月、私を本部長として、庁内全部局で構成する「長崎県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置いたしました。

これまで、医療や経済の専門家などからなる「有識者会議」を設置し、ご意見をお聞きしたうえで対策本部会議を開催し、感染段階のステージを決定し、組織横断的な対策の充実・強化に取り組んできたところであります。

また、県医師会、長崎大学、感染症医療機関の代表者等との意見交換を、昨年4月以降、これまで36回開催し、クルーズ船での集団感染への対応をはじめ、入院医療、病院等のクラスター対策やワクチン接種体制について、相談しながら対策を進めてきているところであります。

今後とも、感染症の専門家と緊密に連携し、その知見を十分に活かして、効果的な感染予防や拡大防止対策に全力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　知事、組織体制について、また感染症の専門家の皆様とのご協力について、ご説明ありがとうございました。質問を進めさせていただきます。

（2）「第4波」に向けた対策（検査体制と医療支援体制の整備）。

先ほども申し上げましたが、本県でも先行的にワクチン接種がはじまり、高い発症予防効果が期待されています。

しかしながら、全国各地で感染力の高いとされる変異株も確認され、「第4波」となる感染拡大が懸念されています。

県として、変異株対策を含めた「第4波」に対する対策について、検査体制の拡充整備と医療支援体制の整備という2つの観点からお尋ねいたします。

まず、検査体制について。

感染症対策の基本は、検査と隔離対策であると考えます。検査体制については、先だって山口初實議員、また先ほど石本政弘議員も質問されましたが、この1年、検査体制の拡充、医療体制の整備、療養施設の確保など、様々な感染対策が実施されてきました。ＰＣＲ、ＬＡＭＰ法を中心に、ＰＣＲ前処理の自動化、抗原検査キットなど検査方式の研究開発も進んでおります。

今後、起こる可能性がある感染拡大対応について、県として、スクリーニングの検査体制なども含めてどのように検査体制を整備し、感染拡大を防いでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県におきましては、新型コロナウイルス感染症の発生以降、積極的に検査体制の充実に努めており、年度内には1日当たり3,500件の検査が可能な体制を整備するとともに、来年度も引き続き、医療機関、検査機関への検査装置の導入を支援し、1日当たり4,600件の検査が可能な体制へ拡充する予定であります。

県といたしましては、この検査体制を活用して、検査が必要とされる方々を漏れなく速やかに検査してまいりたいと考えております。

さらに、クラスターが発生するなど感染が拡大している地域におきましては、医療機関や高齢者福祉施設等を対象にいたしまして、入院患者や入所者、従事者等の一斉、定期的な検査を積極的に実施し、感染者をいち早く特定し、感染のさらなる広がりを未然に防止してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　今、部長からもご説明がありましたとおり、スクリーニング対策というのが非常に重要だと思います。ぜひ、ＰＣＲ前処理の自動化等も進めていただき、感染状況によっては抗原検査などを使い分け、予算的にもより適切に、スクリーニングや水際対策の時に、1回ではなくて、幾度かですね、1週間のうちに1回、また次の週に1回とか、そういった間隔をあけながら検査ができる体制を整備して、新型コロナウイルス感染拡大に対し、より積極的に攻めの検査体制を実施して、県民の安全確保に努めていただきたいことを要望して、次の質問に移ります。

検査体制の中でもう一つ、変異株について質問をいたします。

ゲノム解析により、全国的に変異株が発見されております。

菅総理も、変異株について各地方自治体との連携を強化し、変異株対策を講じる趣旨の発言がございました。

県として、国と連携し変異株についてどのように検知、対策を講じていくのか、取組をお伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　変異株につきましては、本県におきましても、2月22日から県環境保全研究センターにおきまして、変異株を確認するためのスクリーニング検査を実施しているところであります。

3月1日までに32検体のスクリーニング検査を実施していますけれども、変異株の発生は確認されておりません。

変異株のスクリーニング検査で陽性と判定された場合につきましては、速やかに国立感染症研究所において確定検査を実施していただくこととしており、引き続き国と連携しながら、変異株対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　先ほど私が触れました菅総理の発言ですが、2月26日、新型コロナウイルス感染症対策本部、第56回での言葉です。

「年末以来、17都道府県で確認されている変異株への対応について、来月から、変異株が短時間で検査、検出できる新たな方式の検査を全ての都道府県で実施し、国内の監視体制を強化し、引き続き十分に警戒してまいります」というような発言がありました。

順次、今のような形で体制を整えていただきたいと思いますが、一方、これは厚生労働省の対策本部による報告ですが、アメリカでイギリ

ス変異株の検出割合が上昇傾向で、3月には全て、このイギリス変異株に置き換わるのではないかという驚異的な試算が報告されております。

少しお話を聞いたんですが、長崎大学熱帯医学研究所でもゲノム解析ができるというようなことです。ぜひ、今の体制に加えて熱帯医学研究所とも連携をしていただき、変異株の拡大防止対策に向けた検知検査を進めていただきたいと要望をいたします。

次に、医療支援体制の整備について。

先ほど、知事に、新型コロナウイルス感染対策の組織体制について、お尋ねをいたしました。

令和3年度当初予算でも、高齢者等の施設でクラスターが発生した場合のＤＭＡＴ、医療派遣チームの派遣体制を確保する費用として3,800万円が計上されております。

感染拡大を防ぐために、よりグレードアップした、このような医療支援体制の整備が不可欠であると考えますが、医療支援体制の整備について、県の具体的な施策をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　医療機関や福祉施設でクラスターが発生した際は、感染エリアを区分するゾーニングなどの感染拡大防止対策や、施設従事者が感染者や濃厚接触者となり施設の運営が困難になることから、その人的支援が必要となっております。

本県におきましては、ゾーニングなどの感染対策の支援といたしまして、長崎大学病院の専門家や長崎ＤＭＡＴを現地に派遣するほか、施設における人的支援といたしまして、診療支援を行う新型コロナウイルス感染症医療支援チーム、いわゆる長崎ＣｏｖＭＡＴを整備したところであります。

特に、長崎ＣｏｖＭＡＴは、本県が新型コロナウイルス感染症拡大に対応するために、昨年10月に新たに立ち上げたチームであり、現在、医師1名、看護師1名を1チームとする5チームが活動を行っております。

県といたしましては、引き続き、医療機関に対してＣｏｖＭＡＴへの協力をお願いするとともに、来年度におきましてＣｏｖＭＡＴとして活動する感染対策を行う看護師を育成するなど、クラスター発生時の医療支援体制を強化してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　今ご答弁いただいた感染症対策の専門家で構成されたコロナ対策チーム、長崎ＣｏｖＭＡＴを、ぜひ整備をしていただき、また、先ほど石本議員からもありましたが、保健所の強化も、私からも併せて要望して、次の質問に移ります。

（3）ワクチン接種（市町との連携）。

令和3年1月25日、医療政策課に10名体制で新型コロナワクチン接種対策チームが設立されました。

接種主体の市町との連携、医療従事者等の接種体制、地域卸売業との連携、相談対応などワクチンの円滑な接種を目指すために体制を整備していると思います。円滑にワクチン接種が遂行できるように、県と市町の連携状況について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　市町との間では、県から、医療従事者等の接種体制構築に関する情報や国からの最新情報等を提供し、各市町からは、住民接種についての検討状況や課題等を共有してもらうことで、円滑な接種に向けた体制構築につなげるため、1月21日から原則毎週1回、定例的にテレビ会議を開催している

ところであります。

また、県のワクチン接種対応チームの中に医療圏ごとの担当を置きまして、個々の医療圏の状況に応じた相談、調整ができる体制をとっております。

引き続き、高齢者からはじまる住民接種が円滑に進むよう、市町との連携を密にして、県としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　私も、各市町のワクチン接種の担当者の方々とヒアリングを行ってきましたが、現時点で県との連携は非常にうまくいっていると感謝しておりました。

ただ、このワクチン接種については、情報自体が、そもそもの情報が不足しております。また、ディープフリーザー等管理体制も特殊です。

どこかの市町は何か特別なことに取り組んでいるが、その他は知らなかったとか、こういった事象が起こらないように、各市町の情報共有をぜひ県としてリードといいますか、取りまとめていただいて標準化、皆さんが共有して対策に当たっていただけるようなことを要望して、次の質問に移ります。

（4）効果的な情報発信。

県内における「第3波」も一頃のピークは過ぎたかと思われますが、依然として新たな感染者が全国的にも確認されており、変異株を含め新型コロナウイルスはまだまだ未知のウイルスであると私は考えております。

この未知のウイルスである新型コロナウイルスに対応策を講じていく際には、県として把握している情報を県民の皆様に十分説明し、理解を得たうえで進めていくことが必要であり、丁寧な情報公開と情報の共有が不可欠であると考えております。

12月からの「第3波」では、新規感染者数の増加に伴うコロナ専用病床の逼迫により、本県でも医療崩壊が起きるのではないかと多くの県民の皆様が不安を抱いたと聞いております。

入院・医療状況につきましては、県のＷｅｂサイトで毎日更新いただいておりますが、その日の医療圏ごとの総数のみで、増減については知ることができません。

情報発信時に、その日に何名が医療機関や宿泊療養施設へ入院・入所し、何名が退院・退所したのかなど、日々のコロナの医療状況がより端的に把握できるような情報提供の工夫ができないのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　新型コロナウイルス感染症対策につきまして、正確でわかりやすい情報発信により、県民の皆様と情報を共有することが重要であると認識しております。

入院医療の状況につきましては、現在、県のホームページにおきまして、医療圏ごとの確保病床数や入院患者数などを掲載し、お知らせしているところでございますが、ご指摘を踏まえまして、今後は日々の動向も把握できるよう改善を図り、県民の皆様へのわかりやすい情報発信に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　ありがとうございます。こういった情報発信については、幾つか本議会の方でも取り上げさせていただき、またその都度、工夫をしていただいております。

また、今回も、何名が入院、退所したのかということがわかりやすい取組をしていただけるということですので、そういった取組も大変期待をしております。県民皆様の不安を少しでも

解消していただくために、わかりやすい情報発信を引き続きよろしくお願いいたします。

（5）Ｎ―ＣＨＡＴ さらなる強化。

昨年8月25日から運用がはじまった健康管理アプリ（Ｎ―ＣＨＡＴ）の普及が進んでおります。現状、1,273団体、毎日約2万5,000件の入力者がいるとお聞きしております。

2月5日の知事会見で説明がありましたが、嗅覚・味覚異常が確認された場合、より迅速にアラートを発信するなど、Ｎ―ＣＨＡＴ、さらなる強化が図られていると聞いております。

データサイエンスを活用し感染拡大を防いでいく、すばらしい取組であると考えますが、強化点を含めた具体的な対応をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 健康管理アプリ「Ｎ―ＣＨＡＴ」につきましては、事業所等におきまして個人の健康管理が効率的にでき、クラスターの拡大防止に効果が見込まれることから、積極的な活用をお願いしているところであります。

クラスターが発生した医療機関におけるデータ分析によりまして、コロナ感染に特徴的な症状である味覚・嗅覚異常を訴える方の増加傾向が捉えられていたため、専門家とも相談いたしまして、1件でも検知した場合、事業所の健康管理者と県の担当者にアラートメールを送り、注意喚起を行うこととといたしました。

導入後、2月末までに味覚異常で58件、嗅覚異常で139件を確認し、結果としてはコロナが原因ではありませんでしたが、随時アラートを送ることによって、事業所での迅速な状況確認につながりました。

引き続き、「Ｎ―ＣＨＡＴ」の活用を推進し、アラート機能についても継続してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 下条議員―7番。

○７番（下条博文君） ただいま部長からご説明いただきましたアラートの強化ですが、こういった嗅覚・味覚異常というのは前から問題としてあったんですが、これが本県で採用されまして、ある程度のデータがわかったとします。そうすると他県、他の地域においても、これはデータサイエンスとして活用できたり、一つの指針として利用ができますので、重要な取組ですので、ぜひ、データサイエンスの観点から取り組んでいただきたいと思います。

実際に各現場でユーザーの使い勝手について聞き取りをしてまいりましたが、共通して一つ、私も困ったなと思うことがありますが、導入時の改善点を一つだけ要望させていただきます。

今、基本的には、ＱＲコードをそれぞれナンバリングした事業所に振って、一旦入っていただいて、そして自分で登録をして、それぞれの機種によって違うやり方でデスクトップにアイコンを張り付けるという作業をしております。これが実は、かなり難易度が高いと思う方がおられまして、この悪い点は、改善していただきたい点は導入時なんですよ。Ｎ―ＣＨＡＴ自体はすごく使いやすいんですが、このおかげで、私もＳＮＳも含めて「使いにくい、使いにくい」と言われるんです。でも、私、実際にやってみて、これだけ使いやすい、また、本当に端的で、あまりＣＯＣＯＡのことを悪く言ったらいけないと思いますが、ＣＯＣＯＡよりよっぽどいいんですよね。

こういった、本当にちょっとの改善です。私もプログラミングをしておりましたので、デスクトップ張り付けをやってみたんですが、端末によって変えていかないといけないということ

があります。ぜひ、専門の事業者に、少し大変ですけれど、考えていただいて、必要であればいろんな対策を講じていただいて、この導入部分をスムーズにしていただければと要望いたします。

（6）コロナ禍で影響を受けた不本意非正規雇用に対する支援。

先日より各議員からご質問があっておりますので、少し角度を変えて、私なりに質問させていただきます。

コロナ禍により、各産業では新たな技術の進展や経営革新が、労働市場では副業などの新しい雇用のあり方が一気に進んでおります。産業構造や雇用形態も、コロナ禍において大きく変化せざるを得ない時代となってしまいました。

そのような時代には、企業は、未経験者も含め人材を確保し育成するという姿勢が重要ではないかと思いますし、また、労働者側ではリカレントによる新たなスキル習得を目指すなど、お互いの努力が必要となると思います。

コロナ禍において影響を受けた不本意非正規雇用に対する支援を、行政がより積極的に整備していく必要があると考えますが、具体的な取組について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　不本意非正規雇用の対策といたしまして、県では、昨年6月、長崎労働局や経済団体等で構成いたします「ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設立し、関係機関が一体となって支援に取り組んでいるところでございます。

今年度、県が行いました実態調査では、非正規雇用者の約6割が経済的な余裕がなく不安を感じているほか、約3割が能力や経験に自信がないなどの結果となっております。

この調査結果を踏まえまして、支援対象者のニーズに沿った伴走型支援に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で求人意欲が落ちている企業に対し、積極的な人材確保を働きかけていくことも必要であると考えております。

そのため支援対象者に対しましては、適職診断をはじめ、職場体験や職業訓練によるスキル習得、企業とのマッチングイベントの開催等の支援を行うとともに、企業に対しましては、国のトライアル雇用助成金やキャリアアップ助成金等の活用を周知するなど、未経験者の採用や社内での正規雇用化を促進してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　ありがとうございます。ぜひ、そのような取組を進めて、不本意非正規雇用に対して支援をしていただきたいと思います。

ここで、ある経営者の方から実際に私がお話を聞いたことを、ちょっとお伝えいたします。

コロナ禍の影響を受け離職した方から就職希望が届いたが、業界の経験がなかったため、やむなく採用を見送りにしたという話を経営者の方から聞きました。こちらの社長は、人材不足の折、ぜひ正社員として雇用したいが、業界の種類にもよると思うんですけれども、全くの未経験の場合は不採用の判断をせざるを得ないと、難しい心境を吐露されておりました。

このような事例もございますので、ぜひ、双方がですね、雇用する側、そして正社員を望む側がマッチング、部長が答弁いただいたようなシステムをより円滑に使っていただいて、双方にとって有効な対策を講じていただきたいと要望をいたします。よろしくお願いいたします。

2、行政のデジタル化推進について。

（1）行政サービスのデジタル化、効率化へ向けた知事の姿勢。

本年9月に、国のデジタル庁が新設されます。自治体情報システムの標準化を軸に、情報デジタル化の様相が伝わってきておりますが、情報デジタル化に向けた知事の姿勢をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　本県では、全国に先んじて人口減少や高齢化が進んでおり、社会保障や産業振興、教育など様々な課題に対応してまいりますとともに、離島・半島などの遠隔地に対しても効率的に良質な行政サービスを提供していくためには、デジタル社会の形成というのは県の最重要課題の一つになっているものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、官民挙げてデジタル技術活用の議論が活発化しているところでありますが、デジタル社会形成のためには、より住民に身近な地方自治体の役割がますます重要になってくるものと考えております。

そうしたことから、県では、ＩＣＴの利活用による地域課題の解決、産業振興、あるいは行政のデジタル化の推進のため、昨年9月に産学金官の連携による、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げたところであり、現在、協議、検討を深めているところであります。

また、行政内部でも、ＩＣＴを活用した業務の効率化や新たな技術に対応できる人材の育成にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところであります。

デジタル社会の形成に向けて、スピード感をもって県庁のデジタル改革を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　知事、ありがとうございました。行政デジタル化は最重要課題であると、また地方自治体の役割についても、行政デジタル化に向けた知事の姿勢について、よく理解をいたしました。

（2）行政デジタル化推進のための体制強化。

マイナンバーカード普及や行政業務、行政サービスのデジタル化移行について、国の動向に迅速に対応していくため、行政デジタル化のための体制強化が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　本県におきましては、Society5.0時代の到来を見据えまして、既に昨年4月、企画部に「次世代情報化推進室」を新設いたしまして、先端技術を活用した施策のさらなる推進を図るとともに、総務部に「情報システム課」をまた新設をいたしまして、庁内の行政事務について、ＡＩやＲＰＡなど新たなＩＣＴ技術を活用いたしました効率化、行政サービスの向上に向けた取組を推進している状況にございます。

今後、デジタル化の前提となります押印の廃止などの業務プロセスの見直しとか電子申請システムの活用、あるいは新たなＩＣＴ技術の活用といったことで、行政のデジタル改革をさらに加速化するために、各部局への推進員の配置とか関係所属の増員という形で、体制を強化する方向で現在、検討を進めています。

また、デジタル的な発想とかスキルの向上といった職員の能力開発についても進めてまいりたいというふうに考えております。

県といたしましては、国におけるデジタル庁の創設など行政のデジタル改革の動向も踏まえながら、全庁的にスピード感をもって、さらに取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　この行政デジタル化は、今、部長からお答えいただいたように、国との情報の連携ということが非常に重要になってまいります。ぜひ、企画部の次世代情報推進室と総務部の情報システム課、この両課を中心に、体制について強化をしていただきたいと思います。

令和3年度当初予算でも、民間企業のＤＸ促進事業費が計上されております。1990年ごろからはじまった情報化社会も、約30年がたちましたが、他の諸国に比べ、官民ともＤＸは進んでいないという現状があると思います。

先ほども触れましたが、本年9月にデジタル庁が新設され、総務部長からご答弁いただきましたが、押印改革やデジタル申請の法整備など、国も総力を挙げてＤＸに取り組む姿勢を見せています。

県として、民間企業をリードしていくという側面や、国や県庁内に対してデジタル化に向けた本気度を提示していくという意味でも、デジタルという名のついた、例えば「行政デジタル化担当」のような看板を掲げる必要性があるのではないかと私は考えておりますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　県といたしましても、行政のデジタル改革を率先して推進してまいりますため、新たな行財政改革の計画であります「長崎県行財政運営プラン2025」においても、このデジタル改革を大きな柱の一つとして位置づけているところであります。

先ほど総務部長がお答えいたしましたとおり、県では、行政のデジタル改革を含めたSociety5.0を推進するため、本年度、次世代情報化推進室を新設し、国のデジタル改革の動きに先行する形で取組を進めてきたところであります。

今年度、組織を変更したばかりでありまして、直ちに組織の名称を変える、あるいは新たな組織を設けるということは難しいと考えておりますが、「デジタル」という呼称は、象徴的でわかりやすいものでもありますので、例えば役職名にそうした呼称を使うなど、これから検討をさせていただければと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　知事、ありがとうございました。大変前向きなご答弁をいただきました。

少しだけお話をさせていただきます。

情報化社会となって長い年月が経ちますが、行政業務のデジタル化が進まない理由は幾つかあると思います。率直に申し上げまして、やはり縦割りといいますか、行政改革そのものが原因ではないかというふうに感じるところがあるんですが。

デジタル化と聞くと、プログラミング用語を含めて少し難しい用語が並びますが、それらはあくまでツールであって、大切なのはグランドデザインといいますか、どのようなサービスを効率的に受け手側に提供し、提供側も効率化を図るという観点から、既存の組織そのものを見直すような大きな設計図が必要であると思います。

行政業務とデジタル化は非常に相性がよく、

導入メリットは絶対に高いと考えます。

というのも、私自身が大きな企業の基幹システム導入に携わったことがあり、紙ベースからデジタル化の移行に成功し、業務の効率化が達成された経験があるからです。

今から約17～18年前になります。当時、プログラマーだった私が行ったことの一つに、導入に前向きでない方に対して、導入メリットと具体的な負担を提示して、決して容易ではありませんでしたが、合意形成を得ていく役割、いわゆる調整役を担当いたしました。「釈迦に説法」になるかもしれませんが、このような変革、デジタル化導入に当たっては、調整役が重要な役割を果たすと考えます。

知事に前向きな答弁をいただきましたが、ぜひ、わかりやすいデジタルの名前のついた調整役、旗振り役を擁立し、推進力をもって取り組んでいただきたいことを要望して、次の質問に移ります。

3、教育のデジタル化推進について。

（1）本年度からはじまる小中学校におけるＧＩＧＡスクール構想。

昨年所属しました文教厚生委員会でも何度か質疑をしてまいりましたが、5か年で教育のデジタル化を計画していた中で、コロナ禍の影響で1年という短期間で整備をしてきたことによる端末管理や授業の進め方など様々な懸念点があると思います。

私は主に、この懸念点の中で、教職員のデジタルリテラシー格差による懸念点について、まずどのように認識をされているのかと、このデジタルリテラシー格差による対応策について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　ＩＣＴに関する知識や経験の差から、苦手意識や不安感を持つ教職員は一定程度いるものと考えております。

そこで、県の教育委員会では、教職員の不安を軽減するため、これまでに2本の研修動画を配信するとともに、企業の協力を得ながら、基本的な端末操作に関する研修機会を提供してまいりました。

また、苦手意識や不安を感じる教職員がいる一方、コンピュータ操作が得意でＩＣＴの活用に前向きな教職員もいることから、学校長の適切な指導のもと、教職員がチームワークを発揮し、学校全体で取り組んでいくことが大切であると考えております。

さらに、ＧＩＧＡスクール構想は、ＩＣＴを活用し、子どもたちの主体的な学びの充実を図るものであり、学校全体で授業のあり方を見つめ直すきっかけになるものと考えております。

今後、県教育委員会では、各学校において、全ての教職員が意欲的に、かつ組織的にＧＩＧＡスクール構想の実現に取り組んでいけるよう、研修会等の工夫に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　教育委員会教育長、ありがとうございました。今ご答弁いただいたように、私も、授業の主体性が先生、教職員だったものが、このデジタル化移行によってサポート役に変わっていくようなことを、実際に対馬高校を視察させていただいた時に目の当たりにしました。

また、こういったものは、各団体からも、より積極的に、インプットも必要なんですが、アウトプット、主体性を生徒にというような方向で推進をしてほしいということも伺っておりま

すので、ぜひ、そういった変化に対して教職員の皆様が、様々な年代、またリテラシーの格差等あられますが、順次対応していただけるように支援をお願いいたします。

4、西彼杵道路の整備状況について。

先ほど石本議員も質問されましたが、私は、西彼杵道路の大串から日並間の早期整備について、質問をさせていただきます。

（1）「西彼杵道路」大串～日並間の早期整備。

長崎市と佐世保市を結ぶ国道206号は、県内主要地区の人と物の流れを支え、県内地域振興や生活基盤強化などの大きな役割を担う重要な幹線道路ですが、都市部の慢性的な渋滞や、片側1車線区間で頻発する災害や事故による通行規制などの問題を抱えており、地域間を結ぶ大動脈として機能強化が不可欠であると考えております。

こうした中、片側1車線の弱点を大きく補完する道路として期待される西彼杵道路の整備については、予算確保に向け、県当局をはじめとした関係自治体、県議会と一体となった熱心な国への要望活動により、今回の補正予算では約14億円が確保され、現在、事業中である時津工区の令和4年度供用に向け、着実に推進されていると思っております。

一方、西彼杵道路の大串・日並間の未着手区間約23キロメートルについても、西彼杵道路計画検討委員会から、今後の整備方針についての提言書が県へ提出されたところであり、長崎市の琴海地区を含む未着手区間の早期整備に向けた県の取組について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　西彼杵道路の未整備区間である西海市大串から時津町日並までの約23キロメートルについては、昨年度より有識者で構成する「西彼杵道路計画検討委員会」を設置し、今後の整備方針について検討を進めてまいりました。

去る2月12日には、当委員会から、概略ルートやインターチェンジの配置、優先的に整備を行う区間について提言を頂きました。

提言では、北側の大串から白似田の区間に早期に着手するものとし、南側の西海、子々川から日並の区間については、インターチェンジ周辺の交通解析を十分に行ったうえで、長崎南北幹線道路の進捗状況を見極めながら、大串から白似田の区間に引き続き着手することが望ましいということが示されました。

これを踏まえ、今後、詳細なルート検討などを進めながら、両区間の早期事業化が図られるよう、国と協議を行ってまいります。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　私も、この提言書についてしっかり読ませていただきました。私もそのように感じますが、この両区間、どちらも非常に重要なものであるというふうに書いてありますので、ぜひ慎重に、また積極的に、早期整備について対応をよろしくお願いいたします。

5、長崎県地方機関の再編について。

（1）県北地域再編の総括。

平成21年4月、今から約12年前に、先だって県北地区にて県地方機関の再編が行われました。

まず、この再編の効果と反省点であったり修正箇所、そういったものがございましたら、その総括について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　平成20年に策定をいたしました「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づきまして、平成21年4月に県北地区

の再編を実施したところでございます。

概要といたしましては、当時単独事務所でありました県税事務所、保健所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所を県北振興局の内部組織として統合するとともに、田平土木事務所及び大瀬戸土木事務所を、それぞれ維持管理事務所としたうえで、県北振興局建設部に統合いたしまして、管理部門も集約して効率化を図ったところでございます。

再編によりまして振興局内の部門間の連携が進展いたしまして、緊急時にも迅速な対応が可能となったことに加えまして、管理部門の集約化によりますコストの削減とか、あるいは業務の統一化といったこと、再編しなければ得られなかった大きな効果を得ることができたというふうに考えております。

なお、再編によりまして、建設部門等におきまして所管区域が広くなりましたけれども、現場の状況等をよく把握しながら事業を推進することが重要であるという考えのもとで、現場確認等の効率性の向上のため、地域ごとの担当所属を設けるといった形で改善を行ってきたところでございます。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　総務部長、ありがとうございました。様々な業務効率化であったり、サービスの向上についてもご答弁をいただいたと思います。

（2）県南地域再編の取組み。

私も、この県北地区の地方機関再編について、県北地区の現場の方々の声を聞いております。そこにはすばらしい効果もある半面、やはりサービスの提供が以前に比べて悪くなったんじゃないか等の声もいただいております。ぜひ、こういった声を、現場に行っていただいてですね。お聞きいただいていると思いますが、集約していただきたいというふうに思っております。

また、こういったいい面、悪い面の経験を念頭に、本年進めていく県南地区行政機関の再編について、具体的な取組をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　先ほど申し上げました「当面の再編」から間もなく12年を経過いたしますが、依然として県の財政状況は厳しく、県の行政資源も限られていく中におきましては、行財政改革としての本来の再編の趣旨を念頭に、県北地区と同様に県南地区につきましても再編を実施する必要があるというふうに考えております。

県南地区の再編につきましては、3つの振興局を一つに集約しようということでありますので、所管区域が広くなるといったことは出てまいります。現場性が特に強い業務につきましては、現在の機能を各地域に存置をいたしますとともに、集約する業務につきましても、現場状況を踏まえて事業を推進することが重要であるというふうに考えていますので、機動的に動ける組織体制を構築していったうえで、しっかりと現場に赴いてまいりたいというふうに考えております。

その際には、ＩＣＴの活用等によりまして距離を克服する努力も併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　全く同じというわけではないんですけれども、若干、人口規模も似かよった県組織の再編が行われた大分県について、ちょっとご紹介をいたします。今から読み上げるのは、平成17年6月の大分県議会で、梶原九州男議員の地方機関の再編のあり方についての

質問に対する大分県知事の答弁を抜粋、若干割愛しております。

「自然災害、鳥インフルエンザなどの対応を鑑みても、今後の地方行政機関のあり方として、県民保健福祉センターとか、保健所だとか、あるいは土木事務所、あるいは税務関係につきましては、業務の専門性が高くて、また、経験を積んだ職員で構成された組織を単位として、地域に密着した意思決定を行って活動する方が機動的なサービス提供が可能になるというふうに考えておりまして、その方がまた、県民にとって大きなメリットではないかというふうに考えております」と、このような答弁をなされております。

本来、コロナ禍でなければ、私も率先して大分県に出向いて現場の声を直接聞いてから、この登壇に向かいたかったんですが、残念ながらそういったことができずに、遠隔地からのインターネット、電話を使っての取材となりましたが、要するに、地方機関の業務は専門性が高い。そして、自然災害や、今回は鳥インフルエンザがピックアップされていましたが、こういった対応について地域密着し機動的に連携する必要があると。

機動的というのは、先ほど部長もおっしゃっていただきましたが、少し掘り下げるとですね、行政改革で、わかるんです。私も、財政の状況であるとか、ご説明をいただいて一定理解はできますが、一旦この技術者を再編してしまうと、育成するに当たって時間がかかってしまうんです。また、災害や、迅速にかつ高い精度で業務を行う必要性があるような場合は、やはりこういった再編については、ぜひ、慎重なご判断、しっかり検証していただいて、時間等もあると思いますけれども、現場の皆さんと連携を取って対応していただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6、長崎県観光振興基本計画について。

（1）コロナを踏まえたマイクロツーリズムの促進。

県の基幹産業である観光産業は、コロナ禍において大きなダメージを受けました。

そのような状況のもと、本年、長崎県観光振興基本計画の取りまとめが行われます。

その基本計画について、まず、具体的な要点をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　お尋ねの次期観光振興基本計画でございますが、これは行政・民間の関係者で共有する本県観光の将来像を、「感動あふれる長崎県～みんなで磨く、文化と食と真心と～」と定め、本県の特色をより魅力あるものにしていきたいと考えております。

また、大きな方向性としまして、5つの柱を挙げておりますが、これは、「観光まちづくりの推進」、「期待以上の満足を感じさせる『おもてなし』力」、「安全・安心対策や産業の高付加価値化」、それから「訴求力のある情報発信と周遊観光促進」、最後に「市場動向等を踏まえたインバウンド観光」でございます。

今後、具体的な成果に結びつけることができるよう、個別事業の検討、実践を進めてまいりたいと考えております。特に、コロナ禍を踏まえたマイクロツーリズムの観点についても、計画案に盛り込んでいるところでございます。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　奇しくも昨日発表されましたが、3月8日から開始する「長崎県民を対象とする宿泊料金の割引キャンペーン」、「ふ

るさとで“心呼吸”の旅」キャンペーンですね、これも行われます。県民の皆さんは大変期待をされていると思いますが、今、部長もおっしゃったように、コロナ禍において、近隣のマイクロツーリズムというものが非常に重要であると思います。

ここでちょっと質問しますが、本県の観光データによると、長崎県の観光客のほとんどが関東・関西圏のお客様であり、近場の県内周遊も含めた九州圏内の割合が他県に比べてちょっと低いのではないかというような数字が見受けられます。この状況について、もし具体的な数値等おわかりでしたら、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　九州各県と比較した本県観光の特徴でございますが、ご指摘にあったとおり、県民の皆様、あるいは九州各県からの宿泊者の割合が低い傾向にございます。具体的には九州からの割合は約44％と、九州7県中5位となっております。

ただ、逆にこのことは関東・関西圏からの宿泊者割合が高いということでございますので、そういった首都圏には本県観光の強みを発揮しておりますけれども、一方、近距離旅行需要の獲得によりまして、全体の底上げを図る余地があるということも示しているものと考えております。

また、本県への宿泊旅行者のうちリピーターは約59％で、これは九州平均の66％よりも低くなっています。リピーターとなりやすい県民の皆さんや九州各県など、そういった近距離からの宿泊者割合が低いことも、その要因の一つとなっているのではないかと考えているところでございます。

このため、コロナ禍を踏まえた近距離、少人数の旅行需要を取り込むことは、コロナ前からの本県の課題でありますリピーターが少ないんじゃないかというようなところのリピーター率の向上にもつながるものであると考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　わかりました。そうですね、集団の旅行から個人の旅行に、コロナ禍の前から移って、そして一気にこのコロナによってマイクロツーリズムに焦点が当たったような状況がございます。

ここで、同じ九州の鹿児島県ですが、鹿児島県はどうも、データを見ていますと、県内周遊が非常に盛んではないかというような数字が見受けられます。これは、少し聞きましたところ、鹿児島県にも離島が多くございますが、本県もいっぱいあるんですけれども、離島民が本島に、指宿とか温泉に入りに行く、年に1回、必ず入りに行くという習慣が要因ではないかというふうにお聞きしております。

このように、旅行の周遊の要因といいますか、要素として食事、テーマパーク、温泉などが考えられますが、先ほどご答弁がありましたマイクロツーリズムにおける本県の弱みをいかに改善させていくか、具体的な取組等ありましたら、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　マイクロツーリズムにつながるリピーターの方の旅の目的ということを調査しますと、ご質問にもありましたとおり、やっぱり食、温泉、あるいは快適な宿を求めているという調査結果もございます。

本県にも食や温泉などの素材はございますが、やっぱりその磨き上げ、あるいは九州各県等の

近距離市場への情報発信、これがまだまだ十分ではないと考えているところでございます。

今年度、コロナの地方創生臨時交付金を活用しながら、例えば露天風呂付きの客室の整備など、宿泊施設の魅力向上への支援も行っておりますし、食の専門家や事業者と連携したご当地グルメの開発、あるいは個人向けに訴求力の高い宿泊プランの造成にも取り組んでいるところでございます。

今後は、この取組の成果を関東・関西圏はもちろんですけれども、それにとどまらず、県内を含む九州各県などにもしっかりと発信していくことで、マイクロツーリズムの促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　ただいまご答弁いただきましたように、リピーターも含めて、遠隔地の関東・関西圏は当然のことながら引き続き周知活動をしていただいて、近隣のマイクロツーリズム、非常に私は可能性があると感じております。

昨年も似たような県内周遊の宿泊割引がありましたが、その時に多くいただいたのが、移動時間の短い旅行はよかったと、また、県内にこんなにいい旅行のコンテンツ、食事や遊ぶところ、また文化財、そういったものがあったと再認識したと、わかっていたんだけれど、近場だからねというような声をいただいております。非常に大きな可能性があると思いますので、ぜひともこのような形で取り組んでいただきたいと思います。

7、スタジアムシティプロジェクトについて。

昨年はＶファーレン長崎は、惜しくもＪ2リーグ3位でＪ1昇格を逃しましたが、本年は昨年同様前評判も高く、2度目のＪ1昇格を目指し頑張っております。開幕戦も、2対1で勝利をいたしました。

このような中で、県庁の正面でも出島メッセ長崎、ＭＩＣＥ施設等建設が順調に進んでおりますが、リージョナルクリエーション長崎が進めるスタジアムシティプロジェクトについて、県はどのように捉えているのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）「長崎スタジアムプロジェクト」でございますが、これは良質な雇用の場の確保や交流人口の拡大、あるいは長崎の魅力向上に貢献して、本県経済の活性化に大きな効果が期待できるものと認識しております。

現在、運営を担当しますリージョナルクリエーション長崎、それから県、長崎市、また地元経済界を交えた意見交換会などを実施しておりまして、この中で、このスタジアムが県民に愛される存在として、より多くの方に足を運んでもらえるよう、また、県外からスタジアムを訪れた来訪客の皆様が、まちなかを回遊して、ひいては県内を周遊する長崎ファンとなっていただけるよう、そのための仕掛けづくりを官民で知恵を出してまいりたいと考えております。

今後とも、このプロジェクトの効果の最大化に向けまして、そのほかの大型プロジェクトとの連携、また試合日以外のスタジアムの有効活用、そういった検討にも積極的に関わってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　下条議員―7番。

○７番（下条博文君）　先ほどご答弁いただきましたとおり、16日の知事会見でも同様の、リージョナルクリエーション長崎と県、長崎市、またその他の様々な方たちと協議をする場を設

けるというようなお話を聞いております。

ＭＩＣＥ施設だけでも大きなプロジェクトですが、同じような時期に近隣に、このスタジアムシティプロジェクトのようなコンテンツができるということは、これは九州だけではなくて、全国的にも大変注目をされている事業であるというふうに思っております。

ちょっとコロナ禍の中で様々な不安、ご懸念、少し暗いニュースが多い中、こういった前向きな発信は活力になります。何より経済活動の発展になりますので、ぜひともご注力いただいて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

若干時間が余りましたが、皆様の明快なご答弁のおかげで、はじめての一問一答方式による一般質問を無事に終わらせることができました。この場をお借りして感謝を申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

―　午後　零時１５分　休憩　―

―　午後　１時３０分　再開　―

○副議長（松本洋介君）　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕　自由民主党・県民会議、南島原市選出、中島浩介でございます。

本日3月3日は、瀬川議長の誕生日でございます。（発言する者あり・笑声）誠におめでとうございます。

本年度2回目の一般質問になります。会派の皆様に感謝し、松本副議長采配の下、一問一答方式にて始めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1、島原半島の道路整備について。

（1）島原半島幹線道路網の建設・整備について。

県におかれましては、令和3年度政府施策に関する提案要望書において、島原半島地域は、高速交通体系から取り残されており、緊急医療体制の強化や災害時の代替路の確保が必要であり、森山拡幅の早期完成、出平有明バイパス、有明瑞穂バイパス、鷲崎栗面工区の整備促進を要望されておられます。

栗面から諫早インターチェンジまでが完成しました。この区間だけでも随分と利便性が向上して、非常に時短にもつながっているようでございます。

そこで、現在までの進捗状況と今後の見通しについて、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　島原道路については、全体延長約50キロメートルのうち、これまでに19.1キロメートルを供用しています。

現在、県では、4工区23キロメートルの区間について事業を進めており、今回の補正予算では、長野栗面工区14億円、出平有明バイパス18億円、瑞穂吾妻バイパス13億円、有明瑞穂バイパス5億円を確保するなど、令和3年度予算と合わせ、それぞれの工区において用地取得や工事の推進を図っています。

一方、国で施工されている森山拡幅5キロメートルについては、現在、橋梁や地盤改良などの工事が鋭意進められており、今回10億円の追加予算が確保されるなど、着実に事業推進が図られています。

今後も、島原道路については、早期完成に向けて重点的に整備を行ってまいります。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　この事業が着実に進んでいく中で、最終的には出平有明バイパスが工事としては残る状況だと思うんですけれども、今現在どういった状況でしょうか。

○副議長（松本洋介君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　出平有明バイパスについては、今年度、設計用地補償を行っているところであり、用地が取得できたところについては埋蔵文化財の調査など、順次進めているところです。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ここが10キロメートルにわたる工事となりますので、そういう用地の関係も集中して、早急に工事着工になれるようにお願いします。

島原道路が完成しますと、南島原市にとっては、島原道路の延伸になる南島原市深江町から口之津港までの早期事業化が望まれるところでございます。

南島原市からは、地理的条件に恵まれない半島地域の振興、活性化はもとより、地震、大雨等の災害時における避難、救助活動を支え、加えて緊急医療体制も支援し、地域住民の生活の安全・安心を担う命の道としても重要な機能を持つことであり、県央部や都市圏へのアクセスが格段に向上する地域高規格道路の早期整備が求められております。

島原半島の南端に位置する南島原市においては、諫早インターチェンジまで1時間30分かかっております。南島原市から毎年、県に要望している状況でございます。このことについて、知事のご見解をお伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　知事。

○知事（中村法道君）　深江町から口之津港間の整備については、南島原市の観光や産業の振興を図るうえからも大変重要な箇所であるということは認識をしているところであり、島原道路の事業進捗を見極めながら、今後、整備の方向性について検討を深めてまいりたいと考えております。

このため、来年度から地域や道路の諸課題について、地元関係市と意見交換を実施することとしているところであります。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　来年から地元との意見交換会をなされるということでございます。一歩先に進んだような感じを受けました。これからしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2、人材確保について。

（1）県外からの人材確保について。

オンラインＵＩＪターン企業面談会の取組について。

県におかれまして、人口減少対策として様々な施策を講じられておられるところですが、人材確保も一つの大きな施策と考えます。

そこで、県内企業の人材確保を進めるためには、経験が豊富で即戦力となる県外からのＵＩＪターン人材を取り込むことが大事と考えております。

一方で、コロナ禍でもあり、県内中小企業単独では県外人材を対象にした採用活動にも限界がある中、県が今年度開催しているオンラインＵＩＪターン企業面談会に大いに期待しているところでございます。今年度開催された5回の企業面談会においては、116社の企業が参加されているようですが、企業面談会の実施状況と

新年度の取組内容について、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県内企業の人材確保につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、都市部の優秀な人材が地方移住への関心を高めている一方、全国各地で対面式の企業面談会が中止されるなど、採用活動に支障が出ていることから、このような状況を踏まえまして、ＵＩＪターン希望者を対象としたオンラインによる企業面談会を開催したところでございます。

昨年9月からこれまでの間、5回の面談会を開催し、県外から300名を超える参加をいただいたところであり、県内企業とのマッチング機会の創出に一定の効果があったものと考えております。

今後、さらに多くの方に参加していただくために、新年度におきましては、大手転職サイトを活用した情報発信による集客強化に取り組むなど、県内企業の人材確保を支援してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　企業側の担当者の中にはこのオンライン面談に対して不慣れな方もおられると思いますけれども、合同開催ですので、一定のノウハウなんかは県において何らかのアドバイスはなされておられるんでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　今回、オンライン企業面談会に参加いただいた企業に対しましては、事前にリハーサルを行い、操作方法を体験いただくなど、円滑な実施のための支援を行っております。

また、今年度、県内企業の採用力向上に向けた支援におきまして、オンラインを活用した企業説明やＰＲの手法、面接時の注意点等に関するセミナーも実施しているところでございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　なかなか対面式と違いまして、画像だけで何か温度感が伝わらないという厳しい面もございますので、その辺しっかり取り組んでいただきたいと思います。

（2）農林水産業の人材確保について。

①外国人の就業について。

農業におきましては、農業者の所得向上や経営規模拡大に必要な労働力不足を解消するために、「株式会社エヌ」を設立なされまして、住居等の受入れ体制もしっかりと取り組んでいただき、島原半島などに特定技能外国人材を派遣していただいているところでございますけれども、以前、生産者のアンケートによりますと、やはり300名近くの特定技能外国人材の確保が必要ということでございました。「株式会社エヌ」が取り組まれているようですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在、特定技能外国人材の入国ができない状況だと伺っております。「株式会社エヌ」の外国人材派遣の状況と今後の取組について、お伺いいたします。

また、水産業においても、外国人材へのニーズは高まっておりますが、昨年、人材確保について、関係漁業者の方々と意見交換を行った際、外国人の受入れが円滑に進むように支援をお願いしたいとの要望をいただきました。

県として、外国人材の受入れ促進について、今後どのような対策に取り組まれていかれるのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　現在、農業サービス事業体「株式会社エヌ」を通じまして、カン

ボジア国の34名が島原半島や諫早地域の農家等に派遣され、だいこん等の収穫作業などに従事しているところであり、加えまして、3月中旬からは入国済みの13名が新たに就業する予定となっております。

今後の外国人材の確保につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限が解除され次第、採用内定者113名を順次受け入れていくこととしております。

また、本県の農業者からは、経費削減のため、11月から6月の農作業が忙しい期間だけ外国人材を活用する「期間派遣」の要望が多いことから、エヌにおいては、それ以外の期間を長野県や北海道へ「リレー派遣」する新たな取組に向けて準備をしているところでございます。

この取組によって、外国人材にとっては一年を通して安定して収入を得られることから、さらなる外国人材の確保につながるとともに、農家の労力不足の解消と所得向上が図られるため、県としても、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　水産部長。

○水産部長（斎藤　晃君）　水産業におきましても、人手不足が進む中、外国人材を望む声は多くあり、県は、漁業者とともに、特定技能外国人の受入れについて登録支援機関と連携して、インドネシアからの就業を実現したところでございます。

現在、県内には特定技能制度により、まき網、イカ釣りなど10名が就業し、外国人材活用の拡がりが見られていることから、今後も、国内人材不足を補う外国人受入れニーズや課題の把握に努め、支援機関の一つでもあります「株式会社エヌ」とも連携を図りながら、外国人材の確保による漁業者の経営継続を支援してまいります。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　やはり今までの外国人材の登用となると、1年の雇用をしておりまして、なかなか農繁期以外の作業というのがなくて、かなり費用負担が増していた感がありました。この制度でいくと、本当の農繁期だけの雇用となるので、非常に理にかなったやり方だと思います。

それと水産業におきましては、要望が、住宅関係の受入れもぜひご協力いただきたいということなんですね。農業においては、官舎を活用した住宅を整備されて受入れ体制を整えていらっしゃいますので、同じようなこととはいきませんでしょうけれども、そういった形の支援もぜひお願いしたいということでございました。

②国内での人材確保について。

農業におきましては、農地基盤整備の実施地区においては、生産者の中には後継者がいない生産者もいらっしゃるようで、将来的には担い手の農地集積と経営規模拡大が進んでいくのではないかと考えます。そうなってくると、ますます労力確保が必要になってきます。

県におかれましては、特定技能外国人材の活用を進めておられますが、特定技能外国人材は、将来は帰国してしまいますので、技術継承の面から考えると、やはり国内人材確保も必要であると考えます。

国内人材の雇用就業促進するために、今後どのような取組をされていくのか、お伺いします。

また、水産業においても、生産技術の継承は重要だと思いますので、国内の人材を確保し、技術を継承されていくことが必要と考えます。

このような中、水産業分野における国内人材の就業促進についても、県においてはどのよう

な取組を進められているのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　県といたしましても、農業分野における国内人材の雇用就業は重要であると考えており、スマート農業の導入による省力化、軽作業化を進めるとともに、農業が他産業と比べて魅力ある就職先となるよう、ボーナスや休日などの就業条件の改善に向けた取組を進めているところであります。

具体的には、農業法人経営者と農業高校の就職担当者との意見交換会や社会保険労務士などの専門家による雇用・労務管理に関する相談体制の整備などにより、他産業に負けない就業環境づくりに取り組んでおります。

このほか、「農業法人就職・就農相談フェア」の開催などを通じて、農業大学校、農業高校の学生と農業法人等とのマッチングにも取り組んでいるところであり、今後とも、こうした取組を一層強化することで、国内人材のさらなる確保に努めてまいります。

○副議長（松本洋介君）　水産部長。

○水産部長（斎藤　晃君）　県では、就業相談から技術取得、就業後の定着まで、段階に応じた切れ目のない支援に取り組み、昨年度は目標を上回る187名の新規就業者を確保したところでございます。

具体的には、漁業者が参加する動画の配信や「就業支援フェア」の開催など、若者を対象に本県水産業の魅力を発信し、さらに就業前研修についても、ＵＩターン者の研修期間延長や漁家子弟を対象に加えるなど、内容の充実を図ってきたところであります。

今後とも、漁業技術の継承や、より多くの国内人材の確保を進めるために、新たに兼業を目指す者への研修支援、受入れ体制の拡充など、持続可能な漁村づくりを推進してまいります。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

（発言する者あり）

○３０番（中島浩介君）　できれば将来的にはやはり外国人に頼らない国内での就農者を育てるという形にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

(3) 県における多様な人材確保について。

①県庁における採用方法の見直し及び外部人材の登用について。

昨年11月の職員の人事管理に関する報告によりますと、本格的な人口減少と高齢化を迎える本県において、県民の暮らしと地域経済を守るためには、県政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で質の高い行政サービスを提供していく必要がある。また、県政の推進には、県民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、職員一人ひとりが常に全体の奉仕者であることを自覚し、規律を守り、公正かつ効率的な職務の遂行に努めることが重要であると報告されているところでございますが、目まぐるしい社会経済情勢の変化に適切に対応し、施策を推進していくためには、専門的な知識や経験を持つ多様な人材確保が必要であると考えます。

新たに策定されます「長崎県行財政運営プラン」において、多様な人材の確保、活躍推進を進めるべく採用手法の見直しや外部人材の登用を掲げられておられますが、どのような採用手法を考えていらっしゃるのか、また、外部人材をどのように活用されるのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　多様な人材の確保については、これまでも職員の採用を所管いた

します人事委員会と協議をしながら取組を進めてございます。

知事部局における取組といたしましては、民間企業や海外活動経験者を対象とした採用を実施いたしまして、民間企業経験者の採用については行政職に加え、社会福祉職や土木職にも拡大をしてきたというところでございます。

また、行政職の採用におきましては、幅広い層が受験をしやすいように、法律とか経済という専門試験を課さずに思考力やプレゼンテーション能力を評価するという特別枠というものを設けております。

この特別枠につきましては、次年度から能力試験を民間企業の採用で広く使用されておりますＳＰＩ試験という、ご案内のとおりでございますけれども、これに変更するなど、民間志願者も受験をしやすい試験としてございます。引き続き、優秀で多様な人材の採用に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、外部人材の活用についてでございますけれども、例えば、ＩＣＴの利活用による地域課題解決などの知見を有する人材を、情報戦略アドバイザーとして現在採用をしてございますが、今後とも、各分野の状況を踏まえながら、専門的知識や経験を有する人材の採用とともに、施策の推進に向けて、専門的な知見等を有する方から積極的にご意見を聴取するなど取り組んでいきたいと考えてございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　このＳＰＩ試験方式の採用試験でございますけれども、前倒しで時期を早めて第1次試験を4月18日に実施ということでございます。これは、会場を長崎県、東京都、大阪府と分けて行うみたいですけれども、採用予定数が約15名ということになっております。今後、このやり方が好評というか、いい人材が確保できるようであれば、もう少し枠を増やしていただければなという思いもございますが、いかがでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　毎年度どの程度の採用を予定できるかということにつきましては、それぞれの年におきます採用全体の数との整合性というところも出てまいりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、その外部人材の活用という観点につきましては、県としても、推進してまいりたいと考えてございますので、ご紹介いただいた試験の実施の状況等も踏まえまして、今後、拡大できるところがあればしていきたいと考えてございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ぜひお願いいたしたいと思います。

3、教育振興について。

（1）県立高校の取り組みについて。

①部活動指導員の配置について。

新聞記事を活用させていただきますが、教職員に代わり運動部や文化部の顧問を務めたり、大会で生徒を引率したりできる非常勤職員の部活動指導員を、2019年度から5か年計画で県立高校の全54校に1人ずつ配置するよう努めてこられましたが、現在は13校にとどまっているようでございます。1校当たりの教員の活動時間が200時間ほど縮減されると伺っております。教職員の働き方改革につながる、この配置について、どのような課題があり、進まないのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　部活動指導員は、今年度、配置を希望する学校の中から、

部活動の質の向上や教員の負担軽減において、効果的な活用が見込まれる公立高等学校13校に配置しており、顧問の教材研究の時間確保や専門外の部活の指導に対する負担減などの効果があらわれております。

一方、任用に当たりましては、指導に携わる時間的条件を満たすとともに、生徒指導や事故発生時の対応など一定の責任を有することから、適任者を見つけることが難しいという意見もいただいております。

県教育委員会といたしましては、希望する学校が、部活動指導員の効果的な活用に向け、自校の実情に沿った人材を確保できるよう、地域や関係団体等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　この業務内容、実技指導はもとより、先ほどお話がありましたとおり、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での大会や試合等の活動の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営（会計管理等）、保護者への連絡、年間・月間指導計画作成等、このように非常に責任が重いんですね。流動的なコアな時間に対応しなきゃいけないということもありますし、収入的には限られた時間の対応になるので、そこまで年間通しての収入とはいかないという状況でございます。

その対象者を探されるのは、校長先生をはじめ、各学校の方でやられているんでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　いわゆる地域、近隣にお住まいの方を基本的には人材として活用したいと考えておりますので、各学校で部活の顧問の先生も含めて、地縁血縁を頼りにして人を探しているということであります。

なお、県教育委員会といたしましても、競技団体等を通じて、そういう適切な方がいらっしゃらないかということについては情報収集をしているということであります。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　どうしても学校の近くで、そういう対象者が探せないという場合は、従来型の外部指導員をとりあえずじゃないですけれども、手配する状況になるかと思うんですが、外部指導員については、13校以外の学校については大体配置されている状況なんでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　外部指導員は、従前から、ＯＢの方とか、近隣でそういう競技を得意としている方を、いわゆる技術指導をお願いしているということですから、そこは各公立高校の中でご活躍をいただいているという状況です。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　わかりました。この一番の趣旨は、先生方の時間を増やすということでしょうから、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

4、公共事業について。

（1）公共工事の円滑な執行について。

国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策制度により、今年度の補正予算として、昨年度の2倍を超える公共事業費が計上されておりますが、この大規模な補正予算を円滑に施行するためには、地域企業の受注状況や建設資材、建設労働者の逼迫状況等の公共工事の受注環境を的確に把握していただき、必要があれば対策を講じることが必要だと考えております。

今年度の不調・不落の状況や建設資材、建設労働者の逼迫状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　土木部における本年度の不調・不落の発生件数は、今年1月末時点で82件となっていますけれども、直近の今年1月の発生件数は2件であり、現在の状況は落ち着いていると考えています。

また、建設資材、建設労働者の逼迫については、一定金額以上の県発注工事の受注者に対し、毎月アンケート調査を行うことで、状況の把握に努めており、今年度において、工期に影響があるような逼迫は一部の特殊な工事を除き、認められない結果となっています。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　報告によりますと、今のところ、不調・不落も落ち着いており、資材や労働者の逼迫もないということでございますけれども、やはり前年度の2倍を超える事業費があるということは、それだけボリューム感があるということでございますので、建設業界の方々からはやはりしっかりと対応できるのかという心配がございます。

補正予算の円滑な執行を図るうえでは、5か年の加速化対策の事業が着実に実施されるよう、県はどのように今後取り組まれていくのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　今回の補正予算の対応として、国からは、建設業団体との意見交換を行い、受注環境を的確に把握したうえで円滑な発注に努めるよう要請されています。

この要請を受け、県では、各地方機関と建設業協会各支部との間で意見交換を実施し、企業の受注状況、技術者の逼迫状況の把握に努めているところです。

県としては、把握した状況を踏まえて、発注ロットの拡大や余裕期間制度の活用など、地域の実情に応じた発注を実施し、補正予算の効果が早期に発現できるよう、円滑な予算執行を図ってまいります。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　業界の皆さんからは、年度末の発注工事の総合評価では、先ほどお話がありました余裕期間制度の発注がない工事もあったということでございますので、ぜひこの余裕期間制度は、全総合評価の工事に適用していただきたいのと、1日の入札件数が多い場合は技術者の関係上、日をまたいで分散して入札できないか等のご意見もいただいたようであります。この話は恐らく県の方にも伝わっていると思いますので、この辺もしっかりと意見交換をしていただいて対応していただきたいと思います。

5、新型コロナ感染症対策について。

（1）感染症対策の支援について。

これまでの事業者向けの感染症対策の予算執行と、特に、影響の大きいサービス産業への今後の取組について、お伺いいたします。

国の第3次臨時交付金のうち、地域経済対応分で、県・市町を合わせて約94億円の交付があっているようでございますが、これまで県及び市町において、臨時交付金を活用して感染症対策等の各種支援事業が実施されてこられましたが、飲食店等を中心に支援をしていただいた結果、クラスター発生が抑えられたのではないかと感じております。

そこで、県で実施された事業者向けの感染症対策への支援について、これまでの予算執行状

況をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県におきましては、これまで県内事業者の感染症対策の取組に対しまして、様々な支援措置を講じてきております。

具体的には、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った事業者の取組を支援する「新しい生活様式対応支援補助金」を創設し、従業員のマスク着用や店舗内の消毒等の取組に対して、約1万9,000件、約17億3,000万円を交付決定いたしております。

また、飲食店の換気設備の更新等について支援する「飲食店向け新しい生活様式対応支援事業補助金」により、約500件、約6億2,000万円を交付決定しております。

さらに、商店街等の店舗について、「安心・安全な買い物環境整備事業費補助金」によりまして、3密回避のための改修工事や抗ウイルスコーティング工事等に対して、65件、約1億5,000万円を交付決定しているところでございます。

これらの支援制度が多くの事業所に幅広く利用されたことにより、県内事業者の感染症対策が一定講じられているものと考えているところでございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　ワクチンが行き渡るまでは、まだしばらくはやはりこの状況が続くんじゃないかということで心配しているところでございます。

大きな影響を受けている飲食店や観光などのサービス業の事業者の方々におかれましては、このまま耐えられるのか、耐えきれずに廃業するのか、それとも他分野へ事業展開するのかと深刻な状況に陥られたものと察します。

以前、公共工事が削減された際に、建設業者に対し、農業や介護などへの事業展開を図る際に支援があったと記憶しておりますけれども、影響の大きいサービス産業において、そのような支援を検討できないか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　コロナ禍で社会や消費者のニーズが変化してきており、サービス産業事業者には、事業を継続するだけでなく、これらの変化に対応し、新たな事業展開を図ることが必要となってきております。

このため、県では、県内サービス産業事業者が経営環境の変化に対応するため、新分野展開による経営多角化、業種や業態の転換など、事業の再構築を図る取組に対しまして支援を行うこととしております。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　サービス産業の方は、個人事業主が多いわけでございまして、企業と違って他分野への展開を思うようにできないという現実も承知していただき、計画段階からアドバイザー的な支援も含めて、きめ細かな支援をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　事業者の新規事業展開に対しましては、中小企業診断士によるワンストップ相談対応や事業計画の策定から計画の実践に向けた総合的な支援を伴走型で実施するなど、事業者のニーズに対応してきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　何とぞ、この支援を

お願いしたいと思います。

6、地域振興について。

（1）長崎県地方機関再編について。

①再編に関する問題点について

県におかれましては、県南地区の長崎、県央、島原の各振興局庁舎が、いずれも築50年以上経過して老朽化が進み、庁舎の建替も含め、今後の方向性について、我々県議会や関係市町、あるいは各種団体等の意見交換会や要望等を聞きながら検討されてこられたようでございます。

島原半島には、島原道路や農地基盤整備事業、普賢岳の管理体制、中山間地域での災害対策等、これからも引き続き取り組まなければならない大きな事業等があると考えております。

このようなことも踏まえ、地元には不安があるわけですが、これまで関係各市や団体等への意見交換を行っていただいているようでございますが、その状況はどうなっているのか。また、必要によっては、現状の計画から内容的に見直される考えはあるのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　令和元年12月に公表をしております「振興局見直しの方向性」に対しましては、令和2年11月に、島原半島3市から事業推進体制の島原地区への継続配置等のご要望をいただいたほか、昨年の11月定例会におきましても様々なご意見、ご議論をいただいたという状況にございます。

現在は、さらに関係市町との意見交換ですとか、関係団体のご意見を伺うためのアンケート等を実施しながら、検討を深めているところでございます。

本来の再編の趣旨を踏まえながら、関係の皆様の不安等が少しでも解消できる方策を検討しつつ、実施案を早急に策定し、公表してまいりたいと考えてございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　地元の方々からの要望等々をお伺いしたんですけれども、公共事業におきましては、事業発注における業者指名の地域区分が統合されてしまわないかという声がございまして、業者指名の地域区分が、この再編後にはどうなるのかということをお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　平成21年4月に実施をしました「当面の再編」におきまして、再編を実施した県北振興局におきましては、再編前には旧田平土木事務所、大瀬戸土木事務所及び県北振興局のそれぞれの所管区域ごとに地域区分を分けておりましたが、災害に対応するため、地域の建設業の維持が重要であるということなどから、再編後も同様の区分という形で運用してございます。

今回の県南地区の再編におきましても、長崎振興局、県央振興局及び島原振興局の地域区分を継続してまいりたいと考えてございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　わかりました。地元の方々は非常に心配されておられますので、ぜひこれは必ず継続していただくようお願いしておきます。

そしてまた、再編になりますと、これまでの振興局ごとの事業量が保たれるのか。島原地区の事業量が、集約後の振興局が設置されれば県央地区に集中するのではないかというご心配もいただいておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　県では、これまでも各地域それぞれにおきまして必要な事業をし

っかりと予算化をいたしまして、その推進に取り組んできたところでございます。この姿勢は再編後も変わることはございません。

したがって、県南地域振興局の再編に伴いまして、県南地域事務所庁舎を県央地区に新設することとなりますけれども、このことによりまして、事業箇所の選定ですとか、予算配分等に影響するということは考えてございません。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　私たちも市町村合併を経験しまして、やはり役所が集約されると、どうしても窓口、あるいは行政サービスの減少になっているんじゃないかという実感がございます。どうしても職員が減員になりますと、これまでのように地域に密着した行政サービスが保たれるのかという不安がございます。県民サービス水準を低下させないためには、どのような取組をされるのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　県といたしましては、災害対応ですとか、大規模プロジェクトの事業推進を含めまして、緊急性ですとか、現場性の強い業務につきましては、必要な機能を各地域に配置したいと考えてございます。

具体的には、島原半島地域においては、税務関係窓口、保健所、水産業普及指導センター、農業普及機能、家畜保健衛生所、建築部門のうち土木施設の維持管理ですとか、災害対応、雲仙・普賢岳の防災・減災対策機能及び大規模プロジェクトを実施、推進する事務所等を配置するということにいたしてございます。

また、集約する機能におきましても、距離が離れてもしっかりと現場に赴くことによりまして、行政サービスが大きく低下することのないよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　南島原市が一番遠い位置になるようでございますので、ぜひその辺のサービスについては、時間が余計かかるような形になりますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

7、ポストコロナを見据えた環境整備対策について。

（1）ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の促進について。

①県内企業への周知について

経済産業省では、ＤＸは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しております。

私も、昨年11月にＤＸのセミナーを受講しましたが、デジタル化が進んでいく世の中でＤＸを導入しないままでいると、既存のシステムの保守が高額になると、市場の変化に対応できなくなると、データの損失やブラックボックス化等のリスクが発生するようでございます。

ＤＸを取り入れることで、ペーパーレス化、テレワークや電子サインの導入による経費の削減、Ｗｅｂ接客や顧客専用管理システムを取り入れることで営業力の強化につながるようでございます。

例で言うと、タクシー配車アプリのように、業界で取り組むことによりまして、タクシーの流し時間の大幅な削減、利用者の待ち時間の短縮により、利用率の向上に成功する例などもございます。製造業でいえば、全く新しい製品、サービスへの進出、業態のつながり・多角化を

目指すことになります。

そこで、大手企業では既に導入されているようでございますけれども、今回、ポストコロナを見据えて、県内中小企業のＤＸを促進するとされておりますが、県内企業に対して、まずはＤＸの必要性を伝えることが重要と考えております。県内企業に対して、どのような周知をなされていくのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　企業のＤＸにつきましては、経営改革を目指すものであり、その導入促進を図るためには、まずは経営層がＤＸの必要性を十分理解することが重要であり、そのうえで実際に業務に当たるリーダー層が中心となって、継続して取り組むことが必要であります。

2021年版「九州経済白書」の九州・山口の企業に対するアンケートによりますと、「ＤＸに取り組んだことがない」、あるいは「ＤＸがわからない」と回答した企業が全体の約半数であり、また、「ＤＸへの理解の欠如」が課題とされております。

このため、県といたしましては、経営層、リーダー層、それぞれに向けたセミナーを開催するとともに、実践的なワークショップを実施し、意識の醸成を図ることといたしております。

実施に当たりましては、商工会議所や商工会、工業会等の業界団体のほか、金融機関とも連携し、県内企業に対し幅広く周知を図り、ＤＸの導入を促進してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　県も行政側でもデジタル化を進めていってサービスの向上を図りたいということでございます。一つは製品開発もあるんですけれども、経費削減にも非常につながることだと思っております。国際的にもそうなんですけれども、日本国内でも、この長崎県の事業主が遅れないようにしっかりと周知をしていただきたいと思います。

②県内企業への支援について。

ＤＸの取組には、既存システムからの移行の際、新技術を取り入れる必要がございまして、サービスシステムの導入費用が発生し、一時的に経営が逼迫することが考えられます。効果が出るまでに一定の期間がかかれば、長期的な資金確保も必要になってくることも懸念されます。また、システムを管理する部署だけでなく、社内一丸となって取り組まなければなりませんので、業務プロセス自体が大幅に変わるケースや、社内全体での連携を取るために多くの労力がかかるものとも想定されます。下手をすると、これらのことで導入まで踏み切れないことも考えられます。

そこで、県として、どのような支援をなされていくのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　ＤＸを進めるに当たりましては、各企業が抱える課題について具体的に検討することが重要であり、その際に生じる様々な疑問に対して、相談窓口を設け、個別に対応することとしております。

また、実際にＤＸの導入を目指す企業に対しましては、企業現場に即した計画策定などの際に、専門家招聘に要する経費を支援してまいりたいと考えております。

さらに、計画に基づくＤＸを導入する場合には、設備投資やシステム構築等に要する経費について、国の補助制度を活用するほか、県独自の取組として、サービス産業の生産性向上など、経営体質の強化に向けたＤＸモデルの確立や製

造業の受発注システム共有化など、サプライチェーンへのＤＸ導入に対して支援をすることとしております。

ＤＸ導入に際しましては、一時的には労力を要しますが、導入が進むにつれて業務効率化につながるものと考えております。

県といたしましては、企業にＤＸ導入の必要性と効果を十分に理解していただいたうえで、円滑な導入が促進されるよう支援してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　特に、サービス業においては、やはりこのコロナ禍の中で現地でものを売るということがなかなか厳しい状況になってきまして、小規模店舗におきましても、やはり同じような類似団体と共同して販売ネットワークをつくるとか、そういった取組が必要だと思うんですけれども、こういったプログラムの作成とか、個人ではなかなか難しいと思うんですが、その辺の支援体制についてはどうなんでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　先ほどもご説明いたしましたけれども、まず、そういった専門性の知見が必要になろうかと思っておりますので、そこに対しましては、企業側が専門人材等を活用するということも考えられますので、そういったときには、その招聘経費について支援をすると、そしてまた、一般的な相談につきましても、県の方で、そういう相談窓口を設けまして対応してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　問い合せが多分多くなると思いますので、ぜひ対応をよろしくお願いしたいと思います。

8、交通安全について。

（1）高齢者の免許返納について。

①高齢者の免許返納に対する取り組みについて。

他県におきましては、高齢者による重大な交通事故が発生する中、高齢者による交通事故を抑止するためには、運転能力が低下されている高齢運転者に自ら返納を促す環境づくりが必要と考えております。以前も質問させていただいたんですけれども、警察において高齢者運転免許返納に対し、どのような取組をなされているのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　警察本部長。

○警察本部長（早川智之君）　お答えをいたします。

運転に不安のある高齢者の方などが、運転免許証を返納することができる自主返納制度を利用し、令和2年中には県内で約5,500件の返納がありました。

警察では、自主返納制度について様々な場面で広報啓発を実施しており、また自主返納しやすい環境を整備するため、自治体や事業者の方々の協力をお願いし、タクシーの割引等の免許返納者に対する支援の充実に努めております。

また、交通事故を起こした高齢者のご自宅を警察官が訪問するなどして、安全運転指導を行い、また、運転免許証の自主返納制度について説明しているところであります。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　やはり中山間地域になりますと、車自体がないと生活ができない方も多数いらっしゃる中で、私の周りにも高齢運転者がいらっしゃるご家族から相談を受けたんですけれども、本人はいたって大丈夫だという認識がございます。ご家族の方が、もうそろそ

ろ返納をしたらどうかということで説得に入るわけなんですけれども、なかなかやはり子どもたちの話を聞かれないということで、強制的にはさせることができませんので、本人が自主的に返納しようという意識を持ってもらうことが必要だと思っております。

免許更新時や様々な媒体を使って、警察でも働きかけていらっしゃるようでございますけれども、できれば警察の方でもそういった相談がございましたら、職員の方を派遣していただいて、直接そのご家族の中に入っていただいて重要性を説いていただきたいという思いがあるんですが、その辺の動きとしてはどうでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　警察本部長。

○警察本部長（早川智之君）　県警察では、運転免許試験場や警察署等に安全運転相談窓口を設置するとともに、安全運転ダイヤル「＃8080」を設けまして、高齢運転者やそのご家族からの安全運転や運転免許証の自主返納に関する相談を受け付けております。

こうした中で、ご家族から相談があり、高齢者の方と直接お話をできない場合には、高齢者ご本人の状況等を確認するため、警察官が直接ご自宅を訪問し、お話を伺ったり、自主返納を勧めたりすることもございます。

今後とも、様々な形で高齢者やそのご家族を支援し、高齢者の交通安全の確保を図ってもらいたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　中島浩介議員―30番。

○３０番（中島浩介君）　そういった対応もしっかりと取られるということで認識しました。たまたまブレーキとアクセルを間違っただけで大変な事故につながるということでございますので、ぜひとも高齢者の免許返納についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松本洋介君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時35分から再開いたします。

― 午後　２時１９分　休憩 ―

― 午後　２時３５分　再開 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）（拍手）〔登壇〕　皆さん、こんにちは。

改革21、社会民主党の坂本 浩でございます。

ただいまより、一般質問をさせていただきます。

その前に、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、お亡くなられた皆様方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、まだ療養中の皆様にはお見舞いを申し上げる次第であります。一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

また、医療の現場、介護や福祉の現場、そして市民生活に欠かせないエッセンシャルワークの現場で懸命に感染リスクと闘いながらも働いておられる皆様方に、心より感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、質問通告に基づきまして、一問一答方式で質問させていただきます。

1、核兵器廃絶及び被爆者支援へ向けた取り組みについて。

（1）核兵器禁止条約が発効した意義と今後の課題。

①条約発効により核兵器は違法となり、被爆地はその規範を広めていく役割があると考えるが、被爆県としての認識はどうか。

核兵器の開発、実験、保有、配備、使用、威嚇などを全面的に禁止し、さらに、核被害者への支援と核実験等で破壊された環境の修復も条文に明記した核兵器禁止条約が、1月22日に発効いたしました。

全ての国々に条約への参加を求める被爆者国際署名は、被爆者団体や平和団体、そして若者、高校生の皆さんが取り組み、県内でも50万筆を超え、中村知事をはじめ、県内自治体のほとんどの首長も署名いたしました。

労働組合も核兵器廃絶1,000万署名を全国展開するなど、多くの県民が、「長崎を最後の被爆地に」との思いを共有し、条約発効への大きな力になりました。

残念ながら、核保有国や、その核の傘にある国々が参加をしていないことから、多くの課題を残しつつも、被爆地の悲願である核廃絶へ向けた新たな、そして、大きな一歩であり、核兵器を違法とする国際的な規範を広げるために、私たち被爆地が果たす役割は、さらに重要だと考えます。

条約発効を受け、改めて被爆県知事としての認識を伺います。

あとの質問につきましては、対面演壇席よりさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　坂本　浩議員のご質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約の発効に対する被爆県としての認識はどうかとのお尋ねであります。

核兵器の開発、保有、使用、威嚇等を全面的に禁止するはじめての国際条約である「核兵器禁止条約」が、多くの国々に批准され、発効したことは、国際社会における核兵器廃絶に向けた新たな枠組みとして意義深いことであると考えております。

これまで、本県をはじめ、全国の被爆者の方々が、同条約の発効に向けて取り組んでこられたご努力が実を結んだものであり、長年の皆様方のご尽力に対して、改めて敬意を表したいと存じます。

今回の条約発効を機に、核兵器廃絶への国際的な機運が高まり、世界が協調して取り組んでいくことによって、一日も早く核兵器が廃絶される日がくることを願っております。

私たち長崎県民は、これまでも国境や世代を超えて、原爆の悲惨さや非人道性を訴え、平和の発信に力を注いでまいりました。

今後も、「長崎を最後の被爆地に」との思いの下、引き続き、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指してまいりたいと考えております。

そのあとのご質問については、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　ありがとうございました。

ちょうど1年前のこの2月定例会において、私も同様の質問をさせていただきましたし、そして、この発効が確定した10月以降11月定例会においても、同僚議員が質問いたしました。今、知事の答弁があったとおりであります。

②日本政府に対し、条約への参加または締約国会議へのオブザーバー参加を求める考えはないか。

日本政府は、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすべき役割があるわけですけれども、安全保障の問題、あるいは実効性、アプローチが異なる、そうした理由の下、この条約への参加を拒み続けているところでございます。

条約前文には、「核拡散防止条約（ＮＰＴ）

の完全かつ効果的な履行が極めて重要であると再確認する」とあり、ＮＰＴ体制と決して矛盾するものではありません。

一方で、長崎出身の大学生ら、若い人たちがはじめた「ＧｏＴｏヒジュン！キャンペーン」によりますと、本県選出の複数以上の与党の国会議員の皆さん方も、このオブザーバー参加の必要性を認めているところであります。

2月25日までに条約の署名国は86か国・地域、そのうち批准国は54か国というふうになっています。条約に参加していないヨーロッパ各国の中でも4か国がオブザーバー参加など、前向きの姿勢を示しているところであります。

先ほど答弁がありました認識に基づいて、中村知事は、日本政府に対し、条約への参加または締約国会議へのオブザーバー参加を求める考えはないでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　核兵器の廃絶を実現してまいりますためには、核保有国と非保有国が互いの信頼の下、議論をし、共に行動していくことが極めて重要であると考えております。

この核兵器禁止条約は、保有国をはじめとした批准を行っていない国には、その効力が及ばず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらすことも一方で懸念されているところであります。

こうした現状を踏まえ、我が国は、核保有国と非保有国の橋渡し役として積極的にリーダーシップを発揮し、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していくとの姿勢を示されているところであります。

県としては、国に対して、唯一の戦争被爆国としての立場から、今後の国際的議論の中で主導的な役割を果たしていただき、県民の悲願である核兵器廃絶という具体的な成果につながるよう、積極的な取組を求めてまいりたいと考えているところであります。

なお、このオブザーバーとしての参加については、これまでも国会等で議論がなされているところでありますが、いずれも、慎重であるというようなお立場には変わりはないところであり、国が、そうした立場で唯一の戦争被爆国として独自の役割を担っていくということを表明されているわけでありますので、その立場でご貢献をいただきたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　昨年の私に対する答弁よりも若干前向きというふうに思いますけれども、少なくとも、長崎市長、広島市長ともに被爆地の首長が、第一義的には、この条約への参加を求めているわけですけれども、どうしても様々な状況の中で、それが無理ならば、やはりオブザーバーとして参加する、そのことが、今、知事が答弁で言われた、その役割を果たせるんじゃないかと、全く外野といいますか、外野というよりも場外から、知事が言われたような役割が果たせるんだろうかというふうに思っています。

県は、長崎市、そして長崎大学の核兵器廃絶研究センター（通称ＲＥＣＮＡ）と一緒に「核兵器廃絶長崎連絡協議会」をつくられています。市民向け講座や啓発用のポスターやリーフレットの発行、そして、長崎ユース代表団などの人材育成などをこの間、取り組まれてきました。

長崎市とＲＥＣＮＡは、国に対して条約への参加またはオブザーバー参加をはっきりと求めています。

ＲＥＣＮＡは、1月22日付で発表した「核兵

器禁止条約の発効を受けて」という文書によりますと、「力による脅し合いという旧態依然な安全保障から、国際協調と信頼に基づく全ての人類の安全保障へと向かう新たな潮流が起こり始めている」というふうに指摘したうえで、すぐに署名、批准に向かえなくても、来る締約国会合にオブザーバー参加を表明し、実質議論に関与する筋道を早急につけるべきだ。検証体制の確立や被害者援助の制度づくりといった重要議題において、日本こそが貢献できる極めて大きなものになる」というふうにしています。

中村知事におかれましても、2017年、平成29年3月に、当時の岸田文雄外務大臣宛てに、「核兵器禁止条約交渉への参加の政府の対応について」との文書を出しました。

その中で、「唯一の戦争被爆国としての立場から、ぜひ核兵器禁止条約交渉に参加していただき、核兵器保有国と非保有国の橋渡しとしての役割を果たされ、一日も早い核兵器の廃絶に向けて、国連における議論を主導していただきますよう、被爆者をはじめとする長崎県民とともに切にお願い申し上げます」ということを要請しています。

国に対して、ぜひ具体的な行動を何らかの形で起こしてほしいというふうに強く求めたいと思います。いかがでしょうか、知事。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　先ほどもお話し申し上げましたけれども、国は、「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードする使命を有しており、核兵器禁止条約が目指す核廃絶というゴールは共有しながらも、これまでの枠組みの中で、地道に、現実的に核軍縮を進めさせる道筋を追求していく」と、こう表明されているところであります。

県といたしましては、国に対し、常に国際社会において主導的な役割を果たしながら、一日も早い核兵器のない世界の実現に向けて、あらゆる努力を尽くしていただきたいと願っているところであり、引き続き、強く求めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　先ほど申し上げました、長崎市、そして長崎大学の核兵器廃絶研究センターともぜひ相談をしていただきながら、被爆県長崎らしい取組を国に対して求めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

（2）被爆体験者問題の解決へ向けた取り組み。

①高齢化する被爆体験者にどのように寄り添おうとしているのか。

今年は、原爆被爆から76年、「被爆者援護法」が施行されて26年が経過しました。しかし、いまだに爆心地から12キロ圏内でありながら、場所によって被爆者と被爆体験者に分かれている状況が続いています。

被爆時に川一本、道一本隔てていただけで援護施策に大きな格差があること自体が非科学的であり、合理性がないと言わざるを得ません。

昨年3月末で被爆体験者は5,687人、平均年齢は82歳を超えました。県や長崎市は被爆者行政の最前線にいます。被爆体験者と区別された方々に寄り添う立場と、そして、国の事業を委託する立場がある。どちらを向いて被爆者行政を進めるのかということが問われているところであります。

高齢化する被爆体験者にどのように寄り添って、この問題の解決を図ろうとしているのか、

見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　被爆体験者の皆様方におかれましては、既に平均年齢が82歳となり、医療を必要とする方も多く、高齢によって日常生活に支障を生じ、更新手続の対応が困難などの課題があると考えております。

県といたしましては、県議会と一体となって国に対する要望活動を行い、医療費の助成対象となる合併症の拡大や受給者証の更新手続が緩和され、一定の成果が得られております。

県は、これまでも関係者に寄り添った援護対策は必要だという強い思いで、高齢化された被爆体験者の支援施策の充実に向け、あらゆる機会を捉えて要望活動を行ってきております。

今後も、一刻も早く被爆体験者の実態に即した事業について、一層の充実が実現されるよう、国に働きかけていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　②長崎市と歩調を合わせ被爆地域是正を国に要望する考えはないか。

今、答弁がありましたように、国に対して更新手続の簡素化、あるいは助成対象となる対象合併症の拡大、そうした現在ある被爆体験者事業の一層の充実を求めているということについては、十分に認識をしています。昨年も同様のやりとりをこの場でさせていただきました。

しかし、昨年も言いましたように、この対象合併症の拡大、これは厚生労働省が、もう限界にきているのではないか、これ以上拡げることができないというふうに認識せざるを得ないわけであります。

長きにわたって、裁判に訴えないと、この問題がなかなか前に進まないというふうな状況をどうするかということが問われているのではないかと、こういうふうに思っています。

今、新たな裁判がはじまりました。2007年から12年に及ぶ2つの集団訴訟は、残念ながら、被爆体験者の皆さんは敗訴いたしました。その後、第一種の健康診断受診者証、いわゆるみなし地域のことでありますけれども、この交付を求める裁判を新たに一昨年、そして昨年と提訴されたところであります。

このみなし地域、対象となる11疾病に係る被爆者手帳が取得できるということで、1974年と1976年の2回にわたって実質的な被爆地として拡大してきたところでありますけれども、これはまさに政治的なものではなかったのでしょうか。

長崎市は、県と同じ立場にありながら、2015年、平成27年に被爆地域拡大の国への要望を復活させました。今こそ、長崎市と歩調を合わせて被爆地域の是正を国に求めていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　被爆地域の拡大につきましては、長年にわたり取り組んできた結果として、平成13年に被爆体験者支援事業として国から提案がなされ、議会とも協議のうえ、苦渋の決断として受け入れ、被爆者団体等からなる実行委員会において了承されたものであります。

国からは、被爆地域の拡大を行うには、科学的、合理的根拠が求められており、また、平成27年の県議会意見書を踏まえ、県としましては、被爆体験者支援施策の充実に向け、しっかりと取り組んできたところであります。

そういった中で、昨年7月の広島地裁の判決で、被爆地域及び第一種健康診断特例区域とされている区域の外で黒い雨を浴びた者につきま

して被爆者と認める判決があり、現在、国において検討会を設置し、その第一種健康診断特例区域の設定について再検討が行われているものと承知しております。

県といたしましては、対象者の方も高齢化していることから、国に対しまして、広島、長崎の両地域の分析・検証を進めて早急に結論を出していただくよう、長崎市等とも連携して要望していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　広島の黒い雨が、今、控訴されていますけれども、恐らく7月に判決が出されるというふうに伺っております。

国は、第一審の判決以降、検討会を設置いたしました。場合によっては、黒い雨の、いわゆる被爆地域の拡大の部分が今後可能になってくる。そうなると、いよいよ長崎の被爆地域の問題が取り残された課題というふうになりかねませんので、ぜひそうならないように、今後、国に対する取組を強めていただきたいということを申し上げまして、次にいきます。

2、コロナ禍における社会的弱者への支援体制について。

（1）コロナ禍で顕在化してきた課題の共有と支援体制の構築について。

①高齢者、障がい者、生活困窮者、女性や子どもをめぐる様々な課題が顕在化してきている。政府も「対策室」を設置した。部局横断で現状認識を共有できているか。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療提供体制の逼迫や経済悪化、外出自粛や新しい生活様式など、日常生活に大きな変容をもたらしています。

人との距離が求められ、家庭環境や人間関係が変化する中で、ストレスを抱え、孤立したり、孤独化する人が増えていると言われています。とりわけ、介護や介助を必要とする高齢者、障がい者への支援が困難になっています。

非正規労働者を中心とした解雇、雇い止め、個人や小規模の事業者の休業、廃業などにより、生活困窮者が増加している。女性や子どもの自殺が増加している。いわゆるコロナ禍において社会的に弱い立場にある人々に、そのリスクが、より集中しているという実態が明らかになってきています。

県は、感染防止対策、経済活動や生活支援など、今年度約1,300億円の補正予算を積み上げてきましたけれども、改めて県民の暮らしを支える諸施策を総点検し、県民に安心と希望を回復していく本腰の取組が求められていると考えます。

国は、野党の要望に応えて、先月、兼任ではありますけれども、孤独・孤立問題担当大臣を新設し、内閣府や厚生労働省、文部科学省など6府省の職員30人で構成する対策室を設置いたしました。感染防止や緊急経済対策に加え、孤独や孤立を防ぐ多面的な取組を省庁横断で進めるというものであります。

先月25日には、民間の支援団体らの意見を聞く緊急フォーラムを開き、夏頃には、その対策をまとめる方針とのことであります。

県は、こうした課題について、部局横断で認識を共有できているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　生活困窮、社会的孤立、ひきこもり等の支援ニーズは、複雑化、多様化しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、さらに様々な課題に及んでいくことが懸念されます。

社会的弱者の支援につきましては、縦割りの相談支援体制では、制度の狭間にある方への支援が十分に行われない可能性があることから、昨年6月に改正された社会福祉法において、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の対象者の属性を問わない相談支援、多様な支援者の参加等を推進し、包括的な支援体制を整備することとされております。

県におきましては、社会福祉法に基づく地域福祉支援計画として位置づける「第5期長崎県福祉保健総合計画案」を策定し、本議会でご審議いただくこととしており、本計画において、こうした課題認識を共有しております。

また、国において、孤独・孤立問題の対策室が設置されたところでもあり、その動向を注視するとともに、地域福祉のより一層の充実・向上を図るための各種施策を総合的・一体的に推進するよう、関係部局や市町、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　今言われました地域福祉支援計画、これは「第5期長崎県福祉保健総合計画」の一部ということになるわけであります。

私もいただいて読ませていただきましたけれども、これまであった、今言われた高齢者、障害者、あるいは生活困窮者の皆さん方に対する横断的な支援体制をきちんとつくっていくという認識は、十分に理解をいたしますけれども、先ほど私が申し上げました、コロナ禍における新たな情勢認識といいますか、そういうことをぜひ深めていただきながら、さらに取組を進めていただきたいというふうに思います。

②市町や事業者、支援団体等と連携・調整のうえ積極的なアウトリーチが必要だと考える。そうした支援体制が構築されているか。

こうした支援計画を余り知らない人たちがいるということであります。つまり、そうした支援制度の狭間にある人たちということになります。

そういう意味でいくと、具体的な取組を進めるに当たりまして、市町はもちろんですけれども、事業者、それから支援団体等と連携・調整を含めた積極的なアウトリーチが必要ではないかと思いますが、そうした支援体制は構築できているのでしょうか、いかがですか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　コロナ禍で休業や失業による収入減少など、生活に困窮される方への支援につきましては、生活福祉資金の特例貸付や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援等に取り組んでいるところでございます。

複合化・複雑化した課題を抱えている方の情報を迅速に把握し、適切な支援を届けるアウトリーチ支援は有効な手段であり、令和3年度から自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置して、関係機関とのネットワークを形成するとともに、訪問支援や同行相談等を実施し、支援の充実を図ることとしております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　わかりました。

今、部長から答弁があった内容につきましては、福祉保健部の施策、そして事業だというふうに理解をしています。

それはそれで今言われましたように、きちんと取組をやっていただきたいんですけれども、私の問題意識は、先ほど、国の部分を言いましたけれども、いわゆる部局横断の課題共有と、そして取組ではないかというふうに思っていま

す。

国が設置したこの対策室に連動する部局は福祉保健部になるのではないかなと思っておりますけれども、国は6府省の横断組織ということになるわけです。長崎県でいいますと、教育委員会もあるでしょうし、産業労働部、県民生活環境部、そういったところも含めて必要になってくるのではないかと思います。

夏には新たな対策が取りまとめられる予定になっておりますので、県として方針が早急に具体化できるように、国と同様のそうした対策室、あるいは対策本部、本部長、室長には県の三役の皆さんあたりを含めて、人口減少問題では統括監グループもあるわけですから、いわゆる横串を刺すというような形でですね、そうした部局横断のものをきちんと設置すべきというふうに考えますが、これは今後の課題となりますけれども、とりありず部長の考えといいますか、認識について、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　福祉保健部といたしましては、先ほど申し上げました「第5期長崎県福祉保健総合計画」を策定いたしまして、関係部局が横断連携の下に、しっかりと対応していきたいと考えております。

国の動向等もしっかりと注視しながら、今後の対策の充実に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　わかりました。よろしくお願いいたします。

（2）在宅介護を受けている高齢者への支援について。

①介護者がコロナ感染し濃厚接触者となった独居高齢者の孤立を防ぐための仕組みづくりが必要ではないか。

高齢者施設での感染リスクを避けるために、いわゆる在宅に訪問する訪問介護の利用者が増加しているということであります。

そこに派遣されるヘルパーさんは、至近距離で身体介護、あるいは生活援助などのサービスを提供します。1日に6件から7件、多い時で10件、検温して、消毒して、マスクをして、手袋をして、そして車中で着替えを繰り返す、そうしたことで感染リスクを減らすために訪問回数を減らさざるを得ないこともあるというふうに伺っております。

そして、その利用者が濃厚接触者となった場合に、いわゆる待機する2週間をどうするか、そういう現場の悩みを聞きました。ただでさえ人手不足、そして感染リスクの中で戸惑いを隠せないというふうなことであります。

そうしたことが続けば高齢者の孤立につながりかねませんので、現場の判断、あるいは使命感だけに任せるのではなくて、何らかの仕組みづくりが必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　介護者が新型コロナウイルス感染症に感染したり、濃厚接触者となった場合、国の通知に基づきまして、訪問介護事業所は、ケアマネージャーと連携し、感染防止策を徹底したうえでサービス提供を継続することとなっております。

そのためには、介護者が回復するまでの間、高齢者を受け入れる施設や訪問介護等を実施する事業者の確保が必要となっておりますが、感染予防を行ったうえでサービスを提供できる施設は少ないという課題があります。

県といたしましては、事業者に対して感染予

防対策に係る支援を行うほか、発生時の具体的な対応事例や先進的な取組を行っている市町の検討事例の情報提供等を行うことにより、各市町におきまして対応方針を策定できるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　ぜひ取組をお願いしたいと思います。

福祉ケアがちゃんとできる専用の入所施設、宿泊を含む施設、いわゆる2週間待機する場所、それから、先ほど言いましたように、現場で非常に戸惑いとか、そういうのがあるということも聞いておりますので、そういった相談を受けることも含めた、いわゆるタスクフォース支援チームといったものが必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひそれは要望をさせていただきます。

②介護従事者へのワクチン接種は高齢者と同時期にすべきと考えるが、県の考えは。

昨日からずっとワクチン接種の問題が言われています。介護従事者の順番が高齢者の後となっております。これはやっぱり同じ時期にすべきじゃないかと考えます。

これは市町の担当となろうかと思いますが、県としても国に要望するとか、そういうことをきちんとしなければならないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　入所系の介護事業者への接種の順位につきましては、今、国から高齢者の施設で接種する際には同時接種ということも現場の判断で認められるというふうに聞いておりますので、県といたしましても、各市町でそういった方針がとられるようであれば積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　施設の職員さんは、それでいいんですけれども、それ以外の派遣されるヘルパーさんだとか、あるいはケアプランセンターで計画をつくるケアマネージャーさんだとか、そういう方々は、施設の職員じゃないですけれども、当然、施設には再三、出入りするわけです。そうした人たちが不安を抱えているというふうなことも聞いておりますので、ぜひそういったことを含めて、市町との連携、それから国への要望をお願いいたします。

（3）聴覚・視覚障がい者の孤立を防ぐための支援について。

①当事者がコロナ感染や濃厚接触者となった場合の支援はどうするのか。

コロナ禍においても、障害者の皆さんが孤立することなく、取り残されない体制を築くことが大切じゃないかと思います。

新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者、軽症の場合には、自宅での療養や待機を余儀なくされる場合が出てきますけれども、単身でそのような状況に置かれた方に対する支援というのは、どうなっているんでしょうか。

食事の配達は、市町がすると聞いておりますけれども、それだけじゃなくて、コミュニケーションも含めた生活全般の支援が求められんじゃないかと思います。

特に、聴覚、視覚に障害がある方は特別な配慮が必要ではないか。そういう支援を行政や団体、事業者があらかじめ検討しておくことが必要ではないかなと思いますけれども、県の考えはいかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　聴覚・視覚障

害者が新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者となって、自宅で療養や待機をする場合、国の通知に基づきまして感染対策を行いながら、必要な障害福祉サービスを提供することとなっております。

県は、事業者に対しまして、感染対策への支援金の支給やサービス継続のためのかかり増し経費の支援のほか、タブレットを介して手話通訳を提供する遠隔手話サービスなどを行ってきたところであります。

引き続き、障害福祉サービス事業所や市町、関係団体との連携を図りながら、聴覚及び視覚障害者が孤立することのないように努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　今、私が言いましたような、感染したり、あるいは濃厚接触者になったりというのは、自宅で介護を受ける高齢者の皆さんと同じようなことになろうかと思いますので、ぜひ、高齢者と障害者の違いだけですので、先ほど言われた地域福祉保健計画も含めてきちんとした対応をお願いしたいと思います。

②生活に必要な手話通訳、触手話、指点字、ガイドヘルパー派遣（同行援護）などの支援措置がコロナ禍において対応できるのか、現状と課題は。

特に、感染防止策ということで、新しい生活様式が求められる中で、これまでやってきた障害福祉サービスというのが制約されるのではないか。例えば、遠隔の手話サービスができています。特に、盲・ろう者の方は、例えば、触手話だとか指点字、ガイドヘルパーの同行援護、そういったことをどのように提供していくのか。非常に大変じゃないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺の現状と課題については、どうお考えですか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　コロナ禍での取組の現状といたしましては、先ほど申し上げましたタブレットを介した手話通訳につきましては、希望に応じて、これまで2回、活用されております。

また、ガイドヘルパー等の派遣につきましては、各市町におきまして、一定の要件の下、買物や薬の受取代行等を認める柔軟な取扱いを行っているところであります。

障害の程度に応じながら、こうした制度を活用しながら、市町、障害福祉サービス事業所、関係団体とも連携しながら、必要に応じたサービスを提供するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　それで、例えば、遠隔手話サービスですけれども、これはタブレットで手話が見れるということになるわけですね。今、知事の会見も手話がきちんとついて、私たちも映像を通して見れるわけです。

ただ、どうしても手話というのは、単に画面で見るだけでは、なかなか伝わりにくい部分があると、特に、当事者の方に伺いますと、直接、対面で一体的に手話というのはやらないと、なかなか理解が深まらないということも伺っておりますので、例えば、遠隔手話サービスが固定することがないように、可能な限り、理解が深まるような情報を保証するというふうな、きめ細やかな取組を今後強めていただきたいということを最後に申し上げまして、次に移らせていただきます。

3、子どもの未来のための職場体制の確立について。

3点、お伺いします。2点は昨年も質問いたしましたので、その後の進捗状況について、まずお伺いしたいと思います。

(1)教職員の働き方改革の取り組み。

①勤務時間の上限方針に基づく時間外労働の実態はどうか。

昨年4月から勤務時間の上限方針に基づいて様々な取組が行われていると思います。昨年4月以降の状況を踏まえて時間外労働の実態はどんなふうになっているのか、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　教職員の超過勤務の縮減に向け、小中学校におきましては、超勤改善等対策会議において、週1回の定時退校日や、週2回の部活動休養日の設定、また、調査ものの削減や報告の簡素化等に市町の教育委員会と連携して取り組んでまいりました。

これによりまして、本年度4月から9月の間の月45時間超過勤務教職員は、全体の20.5%に当たる1,878人で、昨年度より9.3ポイント減少しております。

県立学校におきましては、「長崎県立学校における業務改善アクションプラン」に基づき、学校行事の見直しや会議の精選、研修や報告会のオンライン化などの取組を進めてまいりました。

これによりまして、同様に本年度4月から11月の間の月45時間超過勤務教職員は、全体の23.2%に当たる905人で、昨年度より2.7ポイント減少しております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　ありがとうございます。

それぞれ小中学校、県立について、今、数字を言われたとおりで、特に、4月以降はコロナの問題で本当に大変だったんだろうと思いますけれども、そういった中で少し減っているということであります。

②大胆な業務削減、客観的な勤務時間管理の徹底、県民向けの周知方法は検討されているか。

私が現場の先生方から聞いた話といいますか、今、教育委員会教育長が言われたように、マイナス9.3ポイント、マイナス2.7ポイントということで着実に減っているという数字は、現場感覚からして少し違和感があるというふうな声が寄せられています。

要するに、労働時間の取り方ということなんですね。例えば、昼休み45分間、現場では45分はほとんどとれないわけですね。そういった問題だとか、あるいは退勤した後の持ち帰りですね、そういったことが果たして、特に、小中学校については、各教育委員会が把握しているはずですので、それぞれの市町の教育委員会によって違うということがあるんじゃないかという指摘も受けておりますので、今後、教育委員会として、労働時間の実態を調査する場合には、そういうこともきちんと含めてやっていただきたいということを要望いたします。

それから、昨年、時間を減らすためには大胆な業務削減、客観的な時間管理の勤務の徹底、県民向けの周知方法、こういうことを要請しましたけれども、これが検討されたのかどうか、そこら辺を教えてください。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　学校の業務削減につきましては、長年培ってきた学校文化というものがありますので、これを変えるのは大変難しいことでありますけれども、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、教職員の意識改革を図り、大胆な業務の削減に取り組むよう、市町や学校に呼びかけているところであります。

また、県立学校では、次年度、より実効性を高めるためにアクションプランを改訂し、その中で宿泊を伴う新入生研修や学習合宿については、原則廃止とすることや、県教育委員会主催の会議や研修の5割を令和4年度までにオンライン化することなどを盛り込み、さらなる教職員の負担軽減や効率性の向上を図っていくよう考えております。

客観的な勤務時間の管理につきましては、小中学校では、タイムカードやＩＣカードなどを現在18市町が導入し、令和3年度までに全ての市町において導入されるよう働きかけております。

また、県立学校では、校務用パソコンの起動と同時に出退勤管理システムにログインできるようにしております。

県民向けの周知につきましては、保護者や地域の方々の理解を進めるために、昨年10月発行の保護者向け情報誌「げんき広場」において、学校における働き方改革について、広くお知らせをしたところでございます。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　ありがとうございます。

ぜひ、不十分な部分を補いながら、着実に働き方改革を進めていただきたいと思います。

県民向けの周知方法を、教育委員会教育長が言われました、いわゆる学校文化といいますか、そういう現場での意識改革が必要だと思うんですけれども、なかなか学校現場だけでは働き方改革というのは進まないと思いますので、私も去年は石川県教育委員会のいいチラシがありましたので、それも紹介しながら取組をお願いしました。やっぱり地域とか保護者の理解は大変必要だと思います。

この「げんき広場」は、私も文教厚生委員会の委員の時にはもらっていましたけれど、それ以降、全くもらえてませんので、ぜひ県議会議員の皆さんには配っていただきたいと思います。

これはやっぱり保護者向けなんですよね。だから、それは限定されておりますので、例えば、県の広報誌等も活用しながら、県民、市民の皆さんの理解を広めるようにお願いを申し上げます。

(2) 昨年3月の学校一斉休業について。

①国から突然の要請を受けた昨年3月の一斉休校は、子どもたちや保護者、学校現場をはじめ、社会的に大きな混乱を招いた。今後の休校に関する考え方は。

国から突然要請を受けて、現場は本当に大混乱したんじゃないかと思います。昨年3月の一斉休校ですね。子どもたち、保護者、それから学校現場はもちろんですけれども、社会的にも大きな混乱を招いたのではないかと思います。

その時の長崎県教育委員会、あるいは各市町の教育委員会の、いわゆる学校の設置者としての判断、これは一体どうだったのか。そして、これを受けて、今後、学校一斉休業に対する考え方についてありましたら教えてください。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　現在の臨時休業に対する国の考え方につきましては、学校において、児童生徒等や教職員の感染が確認された際、直ちに臨時休業を行うのではなく、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえたうえで、設置者である教育委員会が判断することとなっております。

このことを踏まえ、今後、県立学校において臨時休業を検討する場合は、感染拡大防止と学びの保障の観点から、その範囲を学級単位、学年単位、または学校全体のいずれにするかを慎重に判断するとともに、時差登校や分散登校を

積極的に検討し、学びの継続に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　昨年3月、本当に突然の要請だったというふうに思いますし、国からの要請ということで非常に重たかったのではないかなというふうに思います。

ぜひ、今後は学校現場、それから、子どもたちの学びの保障を含めて総合的に判断して、休業についてはしていただきたいなと思います。

(3) 児童相談所の人員体制強化の取り組み。

①児童虐待相談対応について、職員の負担軽減のため、業務見直しなど、どのような取組を行っているのか。

これも昨年お尋ねいたしました。児童虐待対応件数が年々増加しているということが、昨年、報道されました。前の年度になりますけれども、国が19万3,000件、そして、県が1,053件ということで、国、長崎県ともに最多の対応件数でありまして、長崎県ははじめて1,000件を超えたということであります。

これは、平成26年、2014年から5年間で、当時は300件でしたので、3倍に増えているというふうな状況です。昨年はコロナの関係があって、どうかはよくわかりませんけれども、こういう件数に対応する児童相談所の職員は、業務量が増加して負担が増しているという数字は、去年、具体的に示させていただきましたけれども、その後、職員の負担軽減のための業務見直しについて、どのような取組を行っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政局長（園田俊輔君）　児童相談所が行う児童虐待対応業務の中には、面前ＤＶや泣き声通告のように、児童相談所の権限を伴う対応を必要とせず、市町における継続的な支援を必要とするケースが多いにも関わらず、これまでの慣例により、受理した件数は全て児童相談所で担当しておりました。

そのため、本来の役割に応じてケースごとに主担当を判断する具体的な基準と手続を定めたガイドラインを策定し、昨年11月から試行を行っているところであります。

また、来年度は、国が開発した全国共通の情報共有システムを導入する予定となっており、そのことによって児童相談所と市町間や、転居した際の自治体間において迅速な情報共有が可能となり、電話による情報確認や引継ぎ後のデータ入力業務などが削減され、職員の負担軽減につながるものと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　②「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の1年前倒しに基づく、計画的かつ適正な人員配置はどうなっているか。

昨年も申し上げましたが、体制が強化されるんですよね。国が、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」をつくりまして、計画的かつ適正に、人員をこれだけ配置をしなさいというふうなことを示し、県もそれに基づいてしていると思うんですけれども、それが1年前倒しになりました。今年の1月に急遽決まったということもありまして、大変なんだろうというふうに思います。

この1年前倒しに基づく計画的かつ適正な人員配置はどうなっていますでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　児童相談所の職員の増員に関する地方財政措置の拡充を含む「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」につきましては、自治体に早期の達成を促すため、

当初の計画年度である令和4年度から1年前倒しされました。

県は、児童福祉司につきまして、当初の計画年度である令和4年度までに人口3万人に1人を配置するため、新たに12名の増員を予定しておりますが、新たなプランに基づきまして、民間の相談業務経験者を中途で採用するなど、できるだけ前倒しを図っていきたいと考えております。

なお、人事配置に当たっては、その専門性を発揮できるよう、一定の期間は継続して配属できるよう配慮するとともに、経験年数のバランスのとれた配置にも努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　現場の労働時間、時間外勤務が多いんですね。これは去年も数字を示しましたけれども、去年の4月から8月の間、現場から聞き取りをさせていただきましたけれども、45時間超えというのがかなり多い。どうかなと思うのは、45時間超えを3か月続けて、45時間超えは年に6回しかできませんので、例えば、4月、5月、6月で3回した場合に、年度当初ですから、そうすると、次の月に45時間を切っているという数字が出てきたりとかですね。どうも現場で、そういう労働時間を調整しながらやっているというふうなこと、これはあんまりよくないんじゃないかなと、労働安全法上ですね。

それは、故意でそうしているのかどうかというのは私もわかりませんけれども、そうしないと回らないという現実が相変わらずあるんじゃないかというふうに思いますので、今、部長が言われましたように、段階的に増やしていくというふうなことで、令和4年度の必要数がプラス12名というふうなことで人員増になりますので、特に、この12名の採用に当たっては、経験者を含めて、年齢を含めて、今いらっしゃる方とバランスを取りながら、相談業務に切れ目がないようにぜひお願いを申し上げたいと思います。

4、大型事業をめぐる認識と課題について。

（1）石木ダム建設事業について。

①反対地権者との話し合いの進め方について。

昨日も今日も質問があっておりましたけれども、問題は、どうやって話し合いを進めていくのかということに尽きるのではないかと思いますけれども、もう一度、県としての話し合いの進め方、どうしていくのか、お示しいただけますか。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　石木ダムについて、反対住民の方々との話し合いにつきましては、令和元年9月の面会の際に、反対住民の方から話し合いの継続を求められたことから、私からもお手紙を差し上げ、土木部長らを現地に派遣して話し合いの機会をいただけるよう、お願いをしてきたところであります。

しかしながら、反対住民の方々は、工事の中止と事業の白紙撤回が話し合いの前提条件であるとして、進展しない状況が続いておりました。

そうした中、反対住民の方々は、「白紙撤回は話し合いの条件ではない」との新聞報道がなされたところでありまして、改めてその真意を確認しながら、そうした機会を持てないか、検討を進めているところであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　新聞報道にもありましたように、知事がそういうふうに真意を問い合わせをしているというふうな状況です。

現地で反対されている住民の皆さん方が何を

求めているのか。私が理解しているのは、工事の中断、そして専門家を交えた話し合いじゃないのかなというふうに思っております。

この間、私は、工事の中断をしてやるべきじゃないかということを再三にわたって言ってきました。

ところが、やっぱりこれは起業者である県が、どれだけ住民の皆さんの、今、対立構図になっているわけですね。そうじゃなくて、信頼をどう取り戻していくのか、これに尽きるのではないかというふうに思っているわけです。

1982年の強制測量、それから、2009年の事業認定、それが土地収用に結びついたわけですね。過去に、こうした少し強引過ぎたやり方でやってきたというのが、こじれている原因ではないかなと思いますし、住民と住民の皆さん、それから、住民と住民の皆さんを守るべき自治体が対立をしているという最悪の公共事業をめぐる構図になっているのではないかなと思います。

私もずっと言っておりますけれども、責任は起業者である県の方にあるということを改めて指摘をさせていただきますとともに、工事を一旦中断して、そして真摯に地元住民の皆さんと話し合いの場を設けるように、改めて要望をさせていただきますけれども、答弁は変わりませんですかね。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　この反対地権者の方々との話し合いについては、工事の中断も含めて幾つかの条件があるようなお話も聞いているところでありますので、そうした具体的な真意を確認させていただきながら、検討を進めていかなければならないと考えているところであります。

静穏な状況の中で話し合いの機会が持てるということであれば、ぜひ実現をさせていただきたいと願っているところであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　②行政代執行は中村県政の汚点となりかねず、執行すべきではないと考えるが、認識はどうか。

これは要望になりますけれども、13世帯の家屋を強制的に排除するというふうな事態は、これは絶対にすべきではないというふうに思っておりますし、まさに中村県政の大きな汚点になるのではないかなというふうに思いますので、そのことだけは何としてでも避けて、ぜひ話し合いを早急にできるように取組を進めていただきたいということを要望させていただきます。

（2）カジノを含むＩＲ・統合型リゾート施設の誘致について。

①大型のＭＩＣＥ施設が県内2か所に開業することで集客分散の危惧はないか。

②カジノがＩＲの収益のエンジンとの認識はあるか。

ＩＲにはＭＩＣＥ機能がありますけれども、長崎駅のところにも出島メッセ長崎ができます。それから、茂里町にもスタジアムシティができて、これも娯楽、エンターテインメントを含めてあるわけですね。

こうした大型施設が県内に3つできるということに対して、集客が分散してしまって、ＩＲの基本構想にある部分がどうなのかなという疑問があるんですけれど、そこら辺はどう認識されていますか。

○議長（瀬川光之君）　企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君）　「出島メッセ長崎」につきましては、約4,900人収容可能な会議場や、3,800平方メートルの展示施設などが整備されまして、九州各地をはじめ、他都市との競

争の中で医学や平和に関する会議など、新たな誘客が期待されるところでございます。

一方で、ＩＲのＭＩＣＥ施設については、我が国を代表するような、スケールとクオリティーが求められていることから、本県ＩＲのＭＩＣＥ施設については、大小合わせて1万2,000人収容可能な国際会議場、それから、2万平方メートル以上の展示施設を整備するということで考えられておりまして、大規模な国際会議のほか、ハイクラスの企業のミーティングやインセンティブツアーなどのグローバルＭＩＣＥの誘致が可能になるものと考えております。

こういった形で、施設の規模やターゲットが異なるということがございますので、県としましては、それぞれの運営主体が特色を活かしながら、幅広い誘致活動を行うことで、県全体の交流人口拡大につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　ＩＲについては、カジノとの関係をもっと問いたかったんですけれども、時間の関係がありますので、最後に、

(3) 県庁跡地の活用についてであります。

①県民、市民の関心や意識を喚起するために、この場所についての情報発信を活発化することが必要であるが、発信の内容や方法などの考え方はあるか。

県庁がここに移転して3年たって、しかも、公会堂の代替施設が今の長崎市役所のところにできるということになったものですから、関心がないというふうな、最近、話題にも上らないというふうな状況を聞いております。

したがって、来年度に基本構想をまとめるということでありますけれども、ぜひ関心を高めるような取組をやっていただきたいと思うんですけれど、いかがですか。

○議長（瀬川光之君）　地域振興部長。

○地域振興部長（浦　真樹君）　県庁跡地につきましては、これまでもいろんな情報を発信してまいりましたけれども、今後、さらに映像、あるいはＳＮＳ等の活用を図りながら、跡地の歴史を果たしてきた役割でありますとか、埋蔵文化財調査の結果、あるいは現在の検討状況、こういった具体的なものをわかりやすく、広く発信をしていくなどして、皆様の関心を高めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後　３時３７分　散会 ―

第　９　日　目

令和３年２月定例会　　令和３年３月４日

議　事　日　程

第　９　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　第９４号議案上程

４　知事議案説明

５　上程議案委員会付託

６　散　　会

令和３年３月４日（木曜日）

出　席　議　員（４４名）

１番	宮島大典君
２番	宮本法広君
３番	赤木幸仁君
４番	中村泰輔君
５番	饗庭敦子君
６番	堤　典子君
７番	下条博文君
８番	山下博史君
９番	北村貴寿君
１０番	浦川基継君
１１番	久保田将誠君
１２番	石本政弘君
１３番	中村一三君
１４番	大場博文君
１５番	山口経正君
１６番	麻生　隆君
１７番	川崎祥司君
１８番	坂本　浩君
１９番	深堀ひろし君
２０番	山口初實君
２１番	近藤智昭君
２２番	宅島寿一君
２３番	松本洋介君
２４番	ごうまなみ君
２５番	山本啓介君
２６番	前田哲也君
２７番	山本由夫君
２８番	吉村　洋君
欠　番	
３０番	中島浩介君
欠　番	
３２番	山田博司君
３３番	堀江ひとみ君
３４番	山田朋子君
３５番	西川克己君
３６番	外間雅広君
３７番	瀬川光之君
３８番	坂本智徳君
３９番	浅田ますみ君
４０番	徳永達也君
４１番	中島廣義君
４２番	溝口芙美雄君
４３番	中山　功君
４４番	小林克敏君
４５番	田中愛国君
４６番	八江利春君

説明のため出席した者

知事	中村法道君
副知事	上田裕司君
副知事	平田　研君
統轄監	平田修三君
危機管理監	荒木　秀君
総務部長	大田　圭君
企画部長	柿本敏晶君
地域振興部長	浦　真樹君
文化観光国際部長	中﨑謙司君
県民生活環境部長	宮﨑浩善君
福祉保健部長	中田勝己君
こども政策局長	園田俊輔君
産業労働部長	廣田義美君
水産部長	斎藤　晃君
農林部長	綾香直芳君
土木部長	奥田秀樹君
会計管理者	吉野ゆき子君
交通局長	太田彰幸君
地域振興部政策監	村山弘司君
文化観光国際部政策監	前川謙介君

産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員	高比良末男　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員	中牟田真一　君
公安委員会委員	山中勝義　君
警察本部長	早川智之　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長（労働委員会事務局長併任）	大﨑義郎　君
教育次長	林田和喜　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	石田智久　君
選挙管理委員会委員	久原巻二　君
警察本部総務課長	川本浩二　君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司　君
次長兼総務課長	柴田昌造　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷　利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）（拍手）**〔登壇〕**　皆様、おはようございます。

自由民主党、大村市選出、政治をイノベーション、北村貴寿でございます。

ご多用の中、傍聴席にお越しの皆様、そしてオンライン傍聴にご協力をいただいている皆様、本当にありがとうございます。

会派の皆様のご配慮を賜わりまして、本年度2回目の質問となりました。県民の皆様より県議会の議席をお預かりして2年が経とうかとしておりますが、4度目の質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、春の足音が響きはじめると同時に、新型コロナウイルス感染者の数も落ち着いてまいりました。人類の歴史は、感染症との闘いの歴史でもあります。いまだ世界から根絶された感染症は天然痘のみとされており、私たちは、新型コロナウイルスと共存しなければならないウィズコロナという時代を迎えました。

県民の皆様とともに、この時代を生き抜き、希望の持てる長崎県づくりのための1時間としたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従って進めてまいります。

1、福祉保健行政について。

（1）コロナ禍における受診控え対策について。

感染対策として不要不急の外出を控えることは重要ですが、定期受診を延期したり、服薬を自己中断したり、体調管理や体力の維持に必要な散歩を自粛したという方もいらっしゃいます。

健康な生活のためには、お口の健康管理も重要です。定期的な管理やケアが中断すれば、虫歯や歯周病が悪化したり、高齢者は誤嚥性肺炎のリスクが高まってしまうおそれがあります。

地域差はありますが、がん検診の受診数の減少が続いており、今後、数年間に進行したがんの発見が遅れ、死亡者数が増加するとの報道もあります。

県は、受診控え対策にどう取り組むのか、答

弁を求めます。

（2）コロナ禍における応援職員制度について。

本県においても、昨年12月から2月にかけて多数の感染者が発生いたしました。介護施設においては、4市7事業所でクラスターが発生したとの報道もなされております。

介護や障害福祉は、社会的弱者の生活基盤を維持する生活の砦であり、コロナ禍にあってもサービス提供を継続し続けなければなりません。

しかし、職員が感染したり濃厚接触者として自宅待機になることによりマンパワーが不足すれば、サービス提供の継続が困難となります。

その対策として、県は、関係団体と応援職員の派遣に関する覚書を締結し、応援職員制度を導入されました。

そこで、実際に感染が発生した施設に対するこれまでの応援職員の派遣実績や課題について、お尋ねします。

また、それらを踏まえ、県は、今後どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

（3）介護人材の確保について。

介護人材を増やしていくためには、2つの視点があるかと存じます。1つは離職を防止し、現在働いている職員に長く働いていただくこと、もう1つは、新たに介護職員の参入を促すことであり、この2つを両輪として取り組むべきかと存じます。

介護職は、離職率が高いという認識が広く共有されていると存じますが、本県の離職率は、全国平均の15.3％よりも、12.5％と2.8ポイント低く、処遇改善、加算による給与の見直しや労働環境の改善に取り組まれた成果があらわれているのではないかと存じます。

他方、介護の求人倍率は年々高くなっており、直近の有効求人倍率は2.35倍と、県内の全産業と比べても高い状況が続いています。県内の事業所からは、必要な人材を採用できないという声も多数いただいております。

人口減少が進む日本国内で確保できない人材については、外国人の受け入れも積極的に検討していくべきだと存じます。

県が進めている、友好交流関係を活用したベトナムからの人材受け入れについて、昨年の一般質問においてただしました。

その後の進捗状況と介護事業所への受け入れをどう促していくのか、県の取組について、答弁を求めます。

（4）手話通訳者の現状と課題について。

昨今、行政の記者会見や大規模な大会には手話通訳がつくことは当たり前の時代になりました。

本県でも、昨年より知事記者会見に手話通訳がつくようになったことは、聴覚障害者の皆様より好評をいただいており、関係者の皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。

報道によれば、ろうあ協会へ手話通訳を求める依頼が、ここ10年間で2倍に増えていると紹介され、手話通訳者が抱える様々な課題が顕在化しております。

「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり」を標榜する本県は、増加する手話通訳の需要に対して、現状と課題をどう認識しているのか、さらに、手話通訳者の育成や支援について、どう対応しているのか、県の取組について、答弁を求めます。

（5）骨髄ドナー支援制度の導入について。

この制度の創設は、私が大村市議会の議席をお預かりしている時代から取り組んでおり、今般、長崎県が取り組むことになったことは望外

の喜びであります。

関係各位のご尽力に心から感謝をいたします。

骨髄ドナー支援制度は、白血病などの血液難病で苦しむ患者が生きる希望を見出し、善意の連鎖を生み出す制度でもあります。

私自身も、ドナーとなり骨髄を提供した経験があります。移植を受けられた患者さんより、「白血病が完快した。これで普通に生きることができます」というお手紙をいただいた時は、感無量でありました。

日本骨髄バンクによれば、2021年1月末現在、1,862名の患者が移植を心待ちにされております。しかし、残念なことにドナーが見つからず、お亡くなりになる方もいらっしゃいます。

皆様のお手元にお配りしております、「おとうさんにもらった　やさしいうそ」という新聞記事は、白血病でご逝去された方のご子息が書かれたものです。

病魔に苦しまれている患者を救うためには、この制度に魂を入れ、善意の連鎖を広げなければなりません。

制度設計上、市町にも同じ支援制度が創設されなければ、ドナー支援をすることができません。現在は、大村市、佐世保市のみにしか制度が存在せず、他の市町との連携を県はどう広げていくのか、お尋ねをいたします。

また、コロナ禍において、骨髄バンク登録ボランティアの活動が停滞し、新規登録者数が減少していると聞いております。登録者の数を伸ばすことこそが、血液難病患者に生きる希望をもたらすことにつながると存じます。

登録者の確保対策について、県はどう取り組むのか、答弁を求めます。

2、子育て行政について。

（1）日本版ネウボラの取組について。

改めて、保育に携わる皆様に心より御礼を申し上げます。コロナ禍における相当なストレスの中で保育に従事される皆様のおかげで、日々の仕事ができます。3歳の子を持つ私も、その恩恵に浴する一人であります。

保育所においては、日々の保育業務に加え、保護者に対し、子ども一人ひとりの状況に応じた助言や支援が行われておりますが、保育園での気になる様子をどう伝えればいいのか、どうしたら受容してもらえるのかと悩んでいる保育士もいると聞いております。

フィンランドにはネウボラという制度があり、妊娠期から子育て期に至るまで、保健師による切れ目ない手厚い支援がなされております。

日本でも、ネウボラをモデルとした「子育て世代包括支援センター」が先般創設され、市町への設置が進められております。日本版ネウボラの業務の一つとして、関係機関との連絡調整があります。

保育士が抱えるこのような課題に対し、市町では具体的にどのように対応しているのか、お尋ねします。

また、県内の設置状況はどうか、このような取組を県はどう支援していくのか、答弁を求めます。

（2）子どもの貧困対策について。

日本のひとり親世帯の貧困率は、ＯＥＣＤ加盟諸国最下位であり、実に我が国の子どもの7人に1人が相対的貧困状態にあります。

そして、昨年からは、コロナ禍がひとり親世帯の家計を直撃しています。非正規雇用の親も多く、コロナ禍以前と比べて6割が減収か無収入になったという調査結果もあります。

3密を避けた貧困対策には、子ども宅食に代表されるアウトリーチ型の支援を推進する必要

があります。

昨年の一般質問で答弁のあった、市町が実施する支援対象児童等見守り強化事業について、その後の進捗状況はどうなっているのか、また、県として新年度はどのように取り組むのか、答弁を求めます。

（3）ひとり親世帯の支援について。

ひとり親世帯は、全国で140万世帯に上るとされ、昨今のコロナ禍が世帯収入にかげを落としています。養育費の支払いが滞ると貧困が深刻化する傾向にあり、国では、養育費請求を子どもの権利として民法に定める議論がなされております。

離婚後の子どもとの面会交流は、養育費を支払う意欲につながるものと存じます。昨年の一般質問で、面会交流代行事業の支援ができないかただしたところ、新年度当初予算に面会交流支援モデル事業が計上されました。

県として、どのように取り組むのか、答弁を求めます。

3、男性の家事、育児等への参加について。

（1）育児休業の取得率について。

昨今、男女の社会参画について、議論百出の状況かと存じます。

内閣府によれば、いまだに女性が中心であるという調査結果があります。また、報道機関による直近の調査においても、家事は、夫も妻も同じように行うという結果が58％と伸びてはいるものの、その主体は妻29％に対し、夫は0％という状況です。

男性の家事・育児への参加について、一つの指標となり得るのが育児休業の取得率かと存じます。

昨年の一般質問において、県職員の男性の取得状況をただしました。1年が経過することから、その後の状況について、お尋ねをいたします。

また、女性の育児休業の取得率は100％であり、男性の取得率も同じレベルに近づけていくことが必要かと存じます。今後の取得率の向上に向けての県の取組について、答弁を求めます。

（2）意識啓発について。

これまで県は、男性に向けて家事・育児への参加を促すために、昨年度はイクボス啓発動画の作成に取り組まれ、今年度はパパ検定動画やシートの作成に取り組まれております。

特に、今回作成されている啓発動画は、私も深く感動いたしました。YouTubeにおいての再生回数は、本日11万1,676回を数え、さらに多くの方々に周知していただきたいと存じます。

また、パパ検定シートは、家族とのコミュニケーションツールとして活用できるようになっており、私も、パパの秘密のレシピ「おとう飯」にチャレンジしてみたいと存じます。

男性の家事・育児への参加を促進するためには、今回の動画やシート作成で終わることなく、引き続き、新たな啓発に取り組む必要があるかと存じますが、今後の県の取組について、答弁を求めます。

4、教育行政について。

（1）教職員の働き方改革について。

教育は、人づくりであり、国づくりの基であります。よりよい国づくりのためには、教育の質を高めることが必要不可欠ですが、質の高い教育を実現するためには優秀な人材を確保する必要があるかと存じます。

他方、教員採用試験を受ける人数は減少が続いております。全国の公立小学校教員採用試験倍率は、1999年度の12.5倍をピークに減少をし続け、2019年度は過去最低の2.7倍、本県では

1.4倍となりました。

大量退職も関係しており、一概に倍率だけで議論することはできませんが、教育経済学者の中室牧子慶応大学教授によれば、複数の自治体の採用試験を掛け持ちするケースが多いため、倍率が3倍を切ると合格させざるを得ない水準だと言われており、優れた人材を採用する選抜機能が働きにくい状況が続いております。

志願者が減少する原因の一つに、学校は大変な職場というイメージが定着しつつあることかと存じます。

ＯＥＣＤ経済協力開発機構の2018年度調査では、日本の小学校教員の1週間当たりの仕事時間は、調査対象となった15か国・地域の中で最も長いという結果も出ております。

教師は、あこがれの職業、学校は、魅力的な職場というイメージを取り戻し、優秀な人材を確保するためには、教職員の働き方改革を強力に推進する必要があります。

現場の意見を踏まえつつ、しがらみや前例にとらわれることなく取り組む必要があると考えますが、業務負担軽減に向けた教育委員会の取組について、お尋ねいたします。

また、さらに思い切った業務削減を進めるためには、外部の視点を反映させることも重要かと存じますが、今後、どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

（2）ＧＩＧＡスクール構想における私立高校の支援について。

コロナ禍により、昨年、学校が一斉休校するなど学びの機会が喪失する事態となったため、国は、ＧＩＧＡスクール構想を前倒しし、一人一台パソコンの整備を急速に進め、本県においても今年の7月には県内各校に配備されると聞いております。

他方、県内の私立高校においては、少子化の影響により経営状態が難しいことなどから、一人一台パソコンの整備が難しいという声をいただいております。

私学においては、原則として設置者がこうした費用を負担すべきとは承知しておりますが、Society5.0時代を生き抜かなければならない生徒たちにとって、ＩＣＴ教育は、最重要課題の一つであり、公立・私立の別によって学びの環境に格差が生じてはならないと存じます。

そこで、私立高校における一人一台パソコンの整備見込みについて、お尋ねをいたします。

さらに、今後どのように私学を支援していくのか、県の考えをお尋ねします。

また、パソコンを整備するだけではなく、いかに活用するかが重要ですが、こうした点についても県はどのように取り組むのか、答弁を求めます。

5、中小企業への支援について。

（1）事業承継支援について。

日本の企業の99％は中小企業であり、中小企業の元気が日本の元気そのものです。中小企業が元気にならなければ、日本が元気になることはありません。

社会経済のインフラであり、雇用の主たる担い手である中小企業の支援には、様々な課題があります。コロナ禍において苦境に立たされる企業も多く、経営者が高齢化し後継者不在の中小企業を元気にするためには、事業承継は喫緊の課題であります。

少子化等を背景に親族間の事業承継が減少していく中で、今後は、第3者への事業承継であるＭ＆Ａ、つまり合併や買収についても積極的に支援していくことが必要であることを、昨年の一般質問にてただしたところであります。

そのような中で、県は、事業承継加速化補助金を創設されました。この補助金は、事業承継の受け手側の経費を補助対象としており、他県に類を見ない画期的な補助制度であると評価しております。

そこで、本年度の事業承継加速化補助金の実績をお伺いします。

また、同補助金の予算増額も含めて、補助制度を継続し拡充すべきと存じますが、県の考え方について、答弁を求めます。

（2）資金繰り支援について。

コロナ禍の影響が長期化する中で、資金繰りに支障が生じ、企業の継続に不安を抱えている中小企業が多くなっております。

県は、制度融資、緊急資金繰り支援資金の融資枠を拡大し、中小企業の資金繰りの円滑化を図っていることは承知をしておりますが、国では、政府系金融機関を通じて、長期間、元本の返済が不要な劣後ローンの資金繰り支援を行っているかと存じます。

借り手が破たんした際には回収順位が低くなる劣後ローンを県制度融資に組み込むことは難しいと承知をしておりますが、この劣後ローンを活用することで資金繰りが改善される企業も多いかと存じます。

国の劣後ローン制度が県内の中小企業にも広く活用されるよう、県としても取り組むことが重要だと存じますが、県の考え方について、答弁を求めます。

（3）加工食品の高付加価値化について。

本県の食品製造業は、全製造業事業所数の37％を占めておりますが、製品開発のための研究設備等が脆弱な小規模事業所が多く、新商品の開発や製品の付加価値を高めるための手段が不足していることが課題かと存じます。

そのような中、県は本年4月に、食料品製造業の振興を図るための施設として食品開発支援センターを大村市に設置いたしますが、加工食品の高付加価値化実現に向けて、どのような運営体制で、どのような支援を行っていくのか、お尋ねします。

また、売れる食品づくりには専門的な支援が必要かと存じます。センターにはワンストップの相談窓口を設けると聞いておりますが、センターの職員のみでは解決できないような事案もあるかと存じます。そのようなケースにどう対処をしていくのか、県の考え方について、答弁を求めます。

（4）若者の早期離職対策について。

県は、若者の県内就職に力を入れ、一定成果も出ているかと存じます。本日の朝刊にも、過去最高との記事が踊っておりました。

一方で、就職後の早期離職防止、定着対策も喫緊の課題であります。

長崎労働局が発表した平成29年3月卒業者の離職状況によると、就職後3年以内の若者の離職率は、大卒が38.3％、高卒に至っては44.3％と全国平均より5～6ポイントほど上回っており、約4割の方が3年以内に離職しているという状況です。平成22年より全国平均を全ての年で上回っていることから、慢性化している長崎県の課題であるともいえます。

人材難にあえぐ中小企業は、それぞれに離職の防止に取り組まれているかと存じますが、なかなか成果につながっていないのも現状です。

若者の早期離職対策について、県の認識をお伺いいたします。

また、その対策をどう講じていくのか、答弁を求めます。

6、防災情報の視認性向上について。

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」から10年の節目を迎えようとしております。

改めて、被災者の皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

年々、災害が激甚化、頻発化している中、昨年の「7月豪雨」においては、大村市の佐奈河内川が破堤、200戸以上が浸水被害を受けるという甚大な被害が発生し、自然災害への備えは他人事ではないことを改めて痛感をいたしました。

そのような中で、長崎県河川砂防情報システム、通称ＮＡＫＳＳは、県内の河川水位、雨量情報をリアルタイムで提供することで、水害や土砂災害に対する対策や自主避難の判断に活用していただいていることと存じます。

しかし、スマートフォンで閲覧すれば、パソコンの画面を縮小して見ている状態であり、見づらい、わかりづらい、操作性も悪いとの声をいただきました。

総務省によれば、2020年時点で国民の約9割がスマートフォンを所有する状態であります。大多数の国民にとって災害時に活用される情報デバイスは、パソコンではなくスマートフォンであります。

より効果的な避難情報の提供に向け、視認性、操作性の高いスマートフォン版ＮＡＫＳＳを構築する必要が急務かと存じますが、県の考え方について、答弁を求めます。

以上で、檀上からの質問を終了し、再質問は対面演壇席から行います。

知事及び執行部におかれては、県民の声に対し、簡潔明瞭、建設的で積極的な答弁を求めます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　北村議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍における受診控え対策にどう取り組むのかとのお尋ねであります。

新型コロナウイルスへの感染の懸念から、全国的に受診を控える傾向が発生しております。

受診控えは、健康上のリスクを高めてしまう可能性があり、生活習慣病などに対する定期的な受診のほか、予防接種等の健康管理は非常に重要でありますことから、現在、県の全世帯広報誌やホームページ、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を活用して、受診控えをしないよう周知に努めているところであります。

また、県は、医療機関や医科・歯科診療所に対して、感染予防のための費用について支援を行っており、県内の医療機関でも、発熱した方は、一般の患者と区別して受付するなど感染対策を行っております。

県といたしましては、医療関係団体とも連携して、受診控えとならないよう、関係医療機関の感染予防対策についてもわかりやすく周知してまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　私から、4点お答えさせていただきます。

まず、これまでのコロナ禍における応援職員派遣の実績や課題、また、それらを踏まえて今後どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

施設の職員が感染したり濃厚接触者となった場合には、当該施設及びグループ施設の職員を動員しても、当該施設で勤務する従事者が不足する場合に備えて、昨年10月に、県と高齢者関

係3団体、障害者関係3団体におきまして、それぞれ応援職員の派遣に関する覚書を締結したところでございます。

この覚書に基づく応援職員派遣の実績につきましては、本年1月に、介護施設2施設に対し、3名の職員を派遣しております。

その際の課題につきましては、受入れ施設として、感染区域での勤務の可能な職員を派遣してほしいなどの要請がありますが、派遣側とのマッチングが難しいことがございます。

こうした点を踏まえまして、今後は、あらかじめ感染区域での従事の可否などを確認したうえで派遣者の登録を行うなど、迅速に調整できる体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、ベトナムの大学からの介護人材受け入れに関する進捗状況、外国人介護人材の受け入れに今後どのように取り組むのかとのお尋ねでございます。

ベトナム国の大学からの介護人材受入れにつきましては、昨年11月にドンア大学、今年1月にクァンナム医療短期大学と覚書を締結し、2月に県内の受入れ事業所10施設を決定いたしました。

現在、各大学が技能実習生を10名ずつ募集しており、来年1月に本県での実習を開始できるよう準備を進めております。

このほか、県内事業所向け受入れ促進セミナー、事業所が留学生へ支給する奨学金に対する助成、県内で就業している技能実習生を対象とする研修などによりまして、外国人材の受入れ促進に努めてまいります。

次に、手話通訳者の現状と課題について、県はどのように認識し対応しているのかとのお尋ねでございます。

一般社団法人長崎県ろうあ協会に登録されている手話通訳者の数は、令和元年度末現在164名であり、10年前と比べても横ばい状況であります。

手話通訳者の育成につきましては、国の補助事業を活用して養成研修を行っており、令和元年度は27名が研修を修了いたしましたが、研修受講から全国統一試験に合格するまで時間を要することから、増加するニーズに応える手話通訳者の確保は課題となっております。

また、手話通訳者の高齢化、オンラインの場合など画面を通じた手話通訳の難しさなどの課題もあると認識しております。

引き続き、関係団体と連携しながら手話通訳者の育成に努めるとともに、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、市町での骨髄ドナー支援制度の創設の状況、また、今後のドナー登録者確保対策について、県の見解とのお尋ねでございます。

支援制度につきましては、これまでスクラムミーティングや市町担当課長会議等で創設のお願いをしてきたところでございます。

既に導入済みの大村市、佐世保市をはじめ、令和3年度に制度創設に向けて長崎市ほか7市町で予算要求中、または実施に向けて検討中となっておりますので、引き続き、様々な機会を通して市町へ制度創設を働きかけていきたいと考えております。

また、本県の新規ドナー登録者は、毎年度350名程度でございますが、今年度は令和2年12月末で83名にとどまっております。

その原因といたしましては、コロナ禍の外出自粛により活動が困難であったこともありますが、ボランティア説明員の高齢化により、登録会に参加できる人員が不足傾向にございます。

県といたしましては、長崎県骨髄バンク推進

連絡会議と協力して、これまで実施できなかった民間企業への説明員募集など、新たな説明員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　私からは、3点お答えいたします。

まず、保育士が抱える課題に対し、市町では具体的にどのように対応しているのか、また、県内の支援センターの設置状況はどうなっているのか、県としてどのように市町を支援していくのかとのお尋ねですが、市町においては、日ごろから保育所等の関係機関と連携しながら、地域の実情に応じ、保健師等が各園に出向き、保育士等から発達が気になる子どもについての相談を受け、助言を行うとともに、健診の場で保護者へ直接対応するなどの支援を実施しているところです。

このような取組は、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させていくことにより、さらにきめ細かな対応が可能になるものと考えております。

県内の設置状況は、現在17市町が設置しており、来年度中に全市町で設置が完了する予定です。

県においては、各市町の担当者を対象に、子育て世代包括支援センターの機能強化を図るための研修会を実施するとともに、子どもの行動の客観的な理解の仕方を、保護者に学んでいただく「ペアレント・プログラム」を各地域で実施できる体制づくりに取り組んでおり、引き続き、市町の取組がより効果的なものとなるよう支援してまいります。

次に、市町が実施する支援対象児童等見守り強化事業について、進捗状況はどうか、また、県として来年度はどのように取り組むのかとのお尋ねですが、支援対象児童等見守り強化事業は、市町が把握している要支援児童等に対し、民間団体が居宅を訪問して、食事提供や学習支援等を行う事業でありますが、今年度は6市町が取り組んでおり、来年度は8市町が取り組む予定となっております。

その他の市町においては、事業対象に含まれる児童虐待など要支援児童への対応に不安等があることから、委託先となる団体が見つからないといった課題が挙げられております。

県においては、来年度も引き続き、「長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーター」とともに、団体の掘り起こしや技術支援を行うほか、県と市町で構成する「子どもの貧困対策推進協議会」において、既に事業化した市町での課題解決の状況や取組状況を情報共有するなど、他市町での事業化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

最後に、面会交流支援モデル事業に県としてどのように取り組んでいくのかとのお尋ねですが、面会交流については、離婚後も愛され大切にされていると感じることで、安心感や自信を持つことができ、子どもの健やかな育ち等を確保するうえで有意義であると考えております。

国においては、離婚後も子どもが親に会う権利関係の法整備や面会交流の促進方策を検討しているところであり、併せて、当事者だけでは実施が困難な場合に対し、第三者による支援が重要であるとされております。

また、昨年9月に県内のひとり親家庭に対して行ったアンケート調査においても、当事者だけでの実施が難しいと感じ、第三者による支援を希望する世帯が一定数存在しております。

このような状況を踏まえ、県としては、国の

動向を注視しながら、まずは西彼地区でモデル事業として実施し、効果を検証のうえ、市町による事業化に向けて協議してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　私から、2点ご答弁申し上げます。

1点目が、男性の家事・育児等への参加のうち、県庁の男性職員の育児休業の取得率並びに取得率向上に向けた取組についてのお尋ねをいただいております。

知事部局における男性職員の育児休業の取得状況につきまして、昨年度は取得者数が7名、取得割合は8.1％という状況でございましたけれども、今年度は2月末時点におきまして22名の職員が育児休業を取得しています。

育児休業対象者数が前年度と同じと仮に仮定した場合で、取得割合につきましては約25％となりまして、取得率は増加する見込みでございます。

男性職員の育児休業の取得促進を図る取組といたしましては、リーフレットによる制度等の周知のほか、令和元年8月からは、育児休業や育児関連休暇の取得予定などを記載した行動計画表を策定して活用していまして、所属長と面談を行うなどの取組を実施しています。

今後とも、家庭と仕事の両立が図られる職場環境づくりを進めながら、取得の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政のうち、県内の私立高校における一人一台パソコンの整備の見込みについて、県はどのように認識し、今後どのように支援していくのか、また、その活用について、どのように支援していくのかというお尋ねをいただきました。

私立学校における令和3年3月末の生徒が利用できるパソコン端末につきましては約3,900台、全生徒数の約33％になると見込んでいます。

こうしたパソコン端末の導入に関しましては、各私立学校が、その時期とか購入、またはリースといった手法につきまして、それぞれ独自の方針で整備を進めていますので、県立高校のように一律に進めることは難しいものと考えております。

しかしながら、私学におけるＩＣＴ教育の推進につきましては、喫緊の課題と認識していますので、端末整備に意欲的な高校に対しましては、その経費の4分の3を補助するということで、これまでにはない手厚い支援措置を講じています。令和3年度当初予算におきまして、約1億4,000万円を計上させていただいている状況にございます。こうした予算を活用いたしまして、私学における端末整備を促進していきたいと考えております。

また、整備した端末の活用も重要な課題であると認識しておりますので、ＩＣＴ専門員といった外部人材の配置などに要する経費につきましても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮﨑浩善君）　男性の家事・育児への参加を促進するための今後の県の取組はとのお尋ねでございます。

男性の家事・育児等への参画促進につきましては、職場の理解促進と男性自身の意識改革が必要であるため、これまでイクボスやパパ検定の動画・シートを作成し、普及・啓発を行っており、今後もこれらを活用いたしまして、引き続き意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、来年度におきましては、多くのご家庭で男性が家事・育児等に取り組んでいただくための新たな啓発を行っていくこととしており、具体的には夫婦で協力した家事や育児などをテーマとした、ＳＮＳ上での写真コンテストを開催しまして、その中の男性が取り組みやすい事例を集めて、子育て情報誌などに掲載することで各家庭への周知を図りまして、本県の男性の家事・育児等への参画をさらに促進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　教職員の業務負担軽減への取組についてのお尋ねですが、学校の業務削減については、新たな試みとして、県立学校のみならず、直接、市町立小・中学校からも県教育委員会に対し意見を求め、庁内に設置したプロジェクトチームにおいて、廃止または削減を前提に検討を進めてまいりました。

その結果、学校が負担と感じていた悉皆で行う研修会や、県教育委員会複数課にまたがる類似の調査等について大胆に見直し、これまでに例のない大幅な業務削減を実施いたしました。

小・中学校におきましては、令和3年度までに「超勤改善等対策会議」において、80時間超過勤務教職員ゼロを目指して、定時退校日や部活動休養日の設定等に取り組んでまいりました。

また、昨年11月に実施したスクラムミーティングにおいて、直接、市町の教育長と管理職の働き方や部活動のあり方について協議したところであります。

県立学校では、長崎県立学校における「業務改善アクションプラン」に基づき、集合型の研修や報告会等をオンラインで実施するなど、教職員の負担軽減を図ったところであります。

次に、今後の取組についてのお尋ねですが、今後、小・中学校では、超勤改善等対策会議において、外部講師を招いて研修を行うこととしております。また、全市町が一体となって取り組む新たな目標の設定や、市町の独自目標の設定を促すなど、さらなる業務改善に取り組んでまいります。

県立学校では、文部科学省派遣事業による学校業務改善アドバイザーからの助言を反映させた現行のアクションプランを、今年度、さらに実効性が高いプランとなるよう、有識者を含む委員会での意見をもとに改訂をいたしました。

今後も学校から業務削減に向けた意見を求め、不断の見直しを継続するとともに、さらに保護者、地域、有識者を含む学校支援会議や安全衛生委員会等において働き方改革を取り上げ、助言や理解を得ながら、働きやすい魅力ある職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私からは、中小企業の支援に関しまして、5点答弁させていただきます。

まず、事業承継加速化補助金の今年度の実績及びこの補助制度の継続と活用についてのお尋ねでございます。

コロナ禍において、中小企業の廃業を未然に防止するため、事業を譲り受ける側の資金負担を軽減する「事業承継加速化補助金」を創設し、予算額2億5,000万円に対しまして、これまで19件、補助見込み額で約1億5,000万円の申請を受け付けております。

また、申請に至っていない案件として20件を超える相談を受けており、コロナ禍の収束が見通せない中で、第三者による事業承継のニーズは非常に高いものと考えております。

県としましても、事業承継を積極的に後押し

するため、当初予算において新たに1億5,000万円を計上しているところでございます。

今後とも、県内中小企業の円滑な事業承継を支援し、地域における雇用の場の確保と技術・技能の伝承を図るとともに、県内中小企業の経営基盤の強化を補足してまいりたいと考えております。

次に、国の劣後ローン制度が県内中小企業者に広く活用されるよう、県としても取り組むことが重要だと思うが、県の考え方についてのお尋ねでございます。

資本性劣後ローンは、金融機関が融資審査を行う際に自己資本とみなすことができることから、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に財務状況が悪化した中小企業等の資金繰り対策として有効な制度であると考えております。

日本政策金融公庫によりますと、県内での実績は13件、総額で約17億円であり、業種としてはホテル・旅館業が多いとお伺いしているところでございます。

県といたしましては、市町や商工団体、金融機関などの関係機関と連携し、会報紙やホームページ等を活用して制度の周知を図るとともに、中小企業診断士による助言、指導を行い、制度の活用による事業継続につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、食品開発支援センターにおける加工食品の高付加価値実現に向けての運営体制と支援内容についてのお尋ねでございます。

食品開発支援センターにつきましては、県が作成しております「長崎フードバリューアップ戦略」に基づきまして、本県の食品製造業において、県産材を用いた高付加価値商品を開発し、生産性の向上を図ることを目的といたしまして新設するものであります。

運営に当たりましては、庁内関係部局が密接に連携しながら、生産から加工、流通まで一貫した支援を行うことといたしております。（発言する者あり）

当センターにおきましては、生産者から食品製造業者の抱える様々な課題に対しまして、ワンストップで相談・支援に対応してまいりたいと考えております。

具体的には、消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品開発をはじめ、試作、分析にかかる技術支援や、食料品製造業者と生産者のマッチング支援などを行ってまいります。

今後とも、食料品製造業者の振興と本県農水産物の活用促進に向け、幅広い周知・広報に努めながら、当センターの積極的な活用を促進してまいりたいと考えております。

次に、売れる商品づくりのためには、各種専門的な視点が必要ではないかとのお尋ねでございます。

食品開発支援センターにおける商品開発支援に当たりましては、商品開発やパッケージデザイン、販売戦略など専門的な視点から、センター職員が指導、助言を行うことといたしておりますが、流通の実情を踏まえたマーケティングなど職員の対応が難しい事案につきましては、必要に応じ外部専門人材の活用も検討したいと考えております。

加えて、商工会議所や商工会、長崎県食料産業クラスター協議会などの支援機関と連携しながら、きめ細かな伴走型の支援を行ってまいります。

最後に、若者の早期離職の現状についての県の課題認識とその対策はとのお尋ねでございます。

本県における平成29年3月卒業者の就職後3年

以内の離職率は、大学卒業者が38.3％、高校卒業者が44.3％となっております。約4割が早期離職している現状にあることから、若者の早期離職防止に向けた対策が必要であると認識しております。

平成29年、独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施いたしました「若者の離職状況に関する調査」におきましては、離職理由として、「人間関係」や「勤務時間・休暇等の労働条件」が上位となっております。

このような状況を踏まえまして、新年度における新たな取組として、若手社員向けのオンライン研修やカウンセリング等に取り組むとともに、経営者に対する定着促進セミナーやＯＪＴ指導者等の育成研修を実施するなど、早期離職の防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　防災情報の視認性向上についてのお尋ねですが、河川砂防情報システム（通称ＮＡＫＳＳ）は、雨量や河川の水位などの防災情報をリアルタイムに収集、提供することで、より効果的な水防活動や自主的な警戒・避難活動の支援を行うことを目的として、平成27年度から運用しておりますが、近年、アクセス数が増加傾向にあり、多くの県民の皆様に活用していただいています。

現在はパソコン仕様での運用ですが、さらに使いやすくするために、スマートフォンに対応した仕様での再構築について検討を進めており、令和3年度内の運用を目指してまいります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　ご答弁ありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきたいと存じます。

先ほど、最後のご答弁のＮＡＫＳＳのスマートフォン化で、令和3年度内に運用を開始したいという非常に前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございました。

これ、令和3年度内ですが、できればというか、雨量が多くなる前にやらなければ意味がないのかなと私は考えておりますが、令和3年度内のどれくらいのスケジュール感なのか。できれば6月とかにはスマートフォンで閲覧できるようにしていただきたいと思いますが、この辺についてはいかがですか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　確かに出水期までに運用を開始するということが望ましい状況でありますけれども、現状においては、いつまでというふうなところを申し上げることができませんので、なるべく早く頑張りたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　ぜひ、早期にスマートフォン化を目指していただきたいと思います。

これはまた要望になってしまいますが、ＮＡＫＳＳという名称には「災害被災者をなくす」という担当者の思いが込められているというようなネーミングで、すばらしいと思うんですが、このＮＡＫＳＳでは河川の水位だったり雨量の情報は得られるんですが、どちらかといえば総合防災ポータル、こちらのスマートフォン化も早期に取り組むべきだろうと存じます。総合防災ＧＩＳのスマートフォン化も併せて要望いたします。

こちらには、緊急情報、災害情報、天気、地震、津波、道路、テロが起こった時などの国民保護関連の情報まで掲載をされるということですから、何かあった時に手に持っているのはやはりスマートフォンですので、これに早期に取り組んでいただきたいということで、担当者と

やりとりをいたしますと、システム上かなり難しいハードルがあるとお聞きをしております。

ただ、やはり県民の命を守るというのが行政、政治の1丁目1番地の課題であると存じます。ぜひ前向きにというか、早急に、優先順位を上げて予算化、事業化をしていただきたいということを要望しておきます。

次に、骨髄ドナー支援制度の導入についての答弁について、確認を少々させていただければと思います。

本当にありがとうございました。今年から事業化に向けて、皆さんのご努力に大変感謝をしております。

ここで皆さんと認識を共有しておきたいと存じますが、血液難病白血病、「難病」と付くと、自分は大丈夫だろうと思ってしまいがちですが、実はこれは、まれな病気とはもう言えないような状況であります。

国立がん研究センターの統計によりますと、10万人に男性で9人、女性で5.4人、これが80歳を超えますと10万人に男性は42人、女性は19人が死亡しているという統計が既にございますので、このドナー支援制度を全県下に広げていくことは、とにかく急いでいただきたいと存じます。

ただ、長崎県も今般導入するということで、全国の都府県では27番目、九州では大分県、福岡県に続いて3番目というようなことで、これもすばらしいと思いますが、この大分県、九州のトップバッターは、既に県内の全市町で導入が済んでいるところであります。

先ほど、長崎市をはじめとした7市町とおっしゃいましたけれども、残りの6市町の名称はございますか、お手元にあればお願いします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　令和3年度に予算要求中となっておりますのは、長崎市、平戸市、壱岐市、五島市、長与町と伺っております。また、まだ時期は確定的ではないんですが、実施に向けて検討中が諫早市、雲仙市というふうに伺っております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　ご承知のとおり、県内21市町でありますので、残りの自治体にどう広げていくか。

この制度は県が半分持ちますよというようなことで、いかがですかと、市町の首長さんにお願いに伺わなければいけないと思うんですが、これをぜひ全県下に、令和3年度中に広げていくというような思いを持ってやっていただきたいと思うんですが、（発言する者あり）コメントをいただければと思います。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　私どもといたしましても、早くに県下全域で実現させたいというふうに思っていますので、できるだけ早く全市町で導入できるように、しっかりと働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　前向きなご答弁をありがとうございました。職員の皆さんと、ぜひこの善意の輪を広げていこうよというようなことで活動をしていきたいと存じます。

また、これは先般の一般質問で骨髄ドナー支援制度の導入について、ただした際に、二次性免疫不全の件についてもお願いをいたしました。

これは国の課題でございますので、ぜひ、中田福祉保健部長には長崎に定住をしていただきたいと思いますが、多分お帰りになるんだろうと。ぜひ中央で、この二次性免疫不全の患者の

支援について議論を深めていただきたい。

聞くところによりますと、部長会でもお話をしていただいているようですから、ぜひ県民の皆さんに二次性免疫不全の支援も含めて、国の方に働きかけを強めていただきたいと存じます。

知事、一言、この骨髄ドナー支援制度の導入について、コメントをいただければと存じます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　これは、非常にお困りになって厳しい状況に直面しておられる方々を、社会全体で救い、協力していくということが非常に大事になってくると思っているところであり、各市町でも具体的な実例がないことで、まだ関心が高まらない面があるのではないかと、こう思っておりますので、今後とも、スクラムミーティングなどで再度議論をし、お願いをしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　ありがとうございました。ぜひ、知事のリーダーシップにおいて、県内の各市町に善意の連鎖を広げていただければと存じます。改めてお願いを申し上げます。

残り時間が少なくなってまいりました。あと1～2点、教職員の働き方改革について、少々お尋ねしたいことがございましてですね。

先ほど、アクションプランについて、委員会でさらにブラッシュアップをしていくんだというようなお話でした。

私も、アクションプランの推進委員会の委員の皆さんの名簿をいただきまして、これをながめておりますと、ここからやり直さなきゃいけないなという気がいたします。

といいますのも、やはり現場のことがわからなければ議論はできないという話はわかりますが、14名のうち10名が校長先生、ＰＴＡから1名、2名は県庁内の職員です。残りの1名だけが外部の大学の方ということで、ほぼほぼ内輪でやっているんじゃないかなというような感触を私は持ちました。なおかつ、14名のうち女性は2名だけであります。

この教職員の働き方改革については、前例のない、とにかく大なたを振るうんだというようなことであれば、やはり外部の視点をしっかりと取り入れていくべきではないかと思います。

働き方改革における県教育委員会としての今後の取組ということでアンケートをとられて、245件の回答があったということでした。私も全て目を通させていただきましたが、内部でやっているよりも、もうとにかく半分に減らすんだというような大なたを振るっていただきたいと考えておりますが、教育委員会教育長に、この教職員の働き方改革、そして教員という仕事が魅力的な仕事であると、長崎県の教員を目指す皆さんにメッセージを一言いただければと存じます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、教育の現場で働いていらっしゃる教員の方々は、子どもたちを健やかに育てるということを常に心の中に置いて、熱意を持って取り組んでいただいております。

ですから、時代とともにその熱意が、子どもたちのために自分のことを犠牲にしてまでもという日本型の教育システムが現在の情勢に合わなくなってきているということで、教員の働き方改革を進めていかなければいけないと。

また、教員がワークライフバランスのとれた豊かな生活を送ることが、教員のいわゆるゆとりが生まれ、それがまた子どもたちにプラスになって返ってくるということでありますので、

しっかりと教育改革、働き方改革を進めていきたいというふうに思っております。

それで、今、議員から外部の声ということがあったんですが、我々としては、教育の部分と、例えば部活、それから事務の部分があると思うんです。その事務の部分については、先ほどご答弁で申し上げた民間企業のコンサルを入れて、どういう省力化ができるかということについては意見を伺いました。

ただ、教育の中身等については、外部の意見を聞くというよりも、実行に移す時に外部の方のご理解をいただく。

例えば文部科学省が、登下校の見守りは、もう学校の仕事ではないのではないかという仕分けをしております。ところが、やっぱりそれは地域の方々にご協力なり、また学校の業務ではないんだということのご理解をいただかないと、学校は何をしているんだというようなことになりますので、私としては、もうおっしゃるとおり、外部の意見はもう十分に取り入れたので、実施に向けて外部の方々のご理解をいただくような働きかけを、今後一層進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

― 午前１１時　２分　休憩 ―

― 午前１１時１５分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）（拍手）**〔登壇〕**　皆様、おはようございます。

自由民主党、雲仙市選出、宅島寿一でございます。

本日は、私の地元、雲仙市から大変多くの皆様方に傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございました。

また、日頃から会派の皆様方にはご指導を賜り、誠にありがとうございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。知事をはじめ、警察本部長並びに関係部局長の明快な答弁をお願いいたします。

質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々並びにご遺族の方々に深く哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々及びそのご家族、関係者の皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

また、医療、看護、福祉関係者の皆様におかれましては、県民の命を守るために多大なご尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1、2025年の長崎県の姿について。

「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025」の初年度であります令和3年度の予算は、一般会計予算で7,486億3,100万円という17年ぶりの規模となり、さらに、先の先議分と合わせますと約8,000億円を超える、まさに中村県政史上、最大の予算となっております。

まずは、総力を挙げて新型コロナを乗り越えたうえで、産業振興や人口減少対策など、総合計画に掲げる目標達成に向け、スタートダッシュをしていこうという思いを強く感じているところであります。

2025年の長崎県の姿をどのように描いて目指していこうとしているのか、知事のお考えをお

尋ねいたします。

2、産業労働行政について。

（1）コロナ禍の影響を受けた県内中小企業への支援について。

中小企業には、雇用の担い手、多様な技術・技能の担い手として、地域の経済、社会を支える重要な役割を果たしていただいているところであり、コロナ禍の影響を受けて厳しい経営環境に陥った県内中小企業に対する各種支援を進めることは、現在の県政の喫緊の課題の一つであります。

今年度においては、国の持続化給付金や家賃支援給付金といった幅広い業種を対象とした給付金制度のほか、県も昨年4月以降、感染拡大防止と経済活動の両立を図るべく、緊急的な対策として様々な支援制度を創設されており、多くの県内中小企業が活用しているとお聞きしております。

そこで、今年度、県が幅広い業種の中小企業を対象とした支援制度、具体的には4月補正予算による休業要請協力金、5月専決補正予算による新しい生活様式対応支援補助金に加え、補正予算ごとに順次融資枠を拡大してきた県制度融資緊急資金繰り支援資金について、支援件数及び金額など、実績をお尋ねいたします。

また、依然としてコロナ禍の影響を大きく受けている中小企業の皆様が多い中で、引き続き、緊急資金繰り支援資金の融資制度を準備するとともに、そういった融資制度を中小企業の皆様が円滑に活用できるよう、体制を整備することが極めて重要であると考えます。

この点について、県として今後どのように取り組もうとしているのか、お尋ねをいたします。

（2）若者の県内就職について。

県内の高校生、大学生の県内就職率を見ますと、高校生においては、約1万2,000人が卒業されます。そのうち3,500人が就職する中、令和元年度では2,279名が県内に就職され、率にして65.6％という過去最高記録を達成しております。

一方で、大学生は、減少傾向に歯止めがかかっておらず、令和元年度実績が37.8％と大変厳しい状況が続いております。

また、中小企業の人材確保を支援するうえでも、県内就職率の向上は大変重要な課題であります。

こうした中、1月の新聞報道における長崎労働局の調査結果によると、今年3月卒の昨年12月末時点での県内就職率は、県内大学生の県内就職率の下落傾向が続いていた中、若干明るい兆しが見えてきているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束を見せない中、大学生の就職活動にも影響が生じていると思いますが、この県内就職率が上昇に転じている傾向を維持し、さらに伸ばしていくためには、来年度はどのように取り組むのか、お尋ねいたします。

また、県では、将来の地域産業を担うリーダーと、人材の確保・定着を図るため、平成28年度から奨学金返済アシスト事業を実施されております。

この事業は、県内外の企業から寄附金をいただき、県の一般財源と合わせて積立てを行っている基金を活用し、県内へ就職する若者の奨学金返済を支援するものであり、事業の実施に当たっては、この事業に賛同する企業からの寄附が重要となってまいります。

昨今のコロナ禍においては、企業の協力を得ることも難しいのではないかと危惧しているところであります。

そこで、本年度の企業からの寄附の状況について、お尋ねいたします。

また、寄附をいただいた企業に対するメリットについては、新たな取組も必要だと考えておりますが、今年度に行っている新たな取組について、お尋ねいたします。

3、土木行政について。

（1）防災・減災、国土強靱化について。

昨年12月、国において、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」を3本の柱として、令和3年度政府予算案が3月2日に衆議院を通過いたしました。

その中でも、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」として、切れ目のない取組を進めるため、令和2年度、第3次補正予算が組まれ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が前倒しで盛り込まれ、本県の土木部も対策予算として348億円を確保されております。

本県においても、災害に強い幹線道路ネットワークの機能強化として期待される島原道路等の道路整備や、橋やトンネルといった道路インフラの老朽化対策が必要と考えますが、県は、これらの予算を活用してどのように取り組むのか、お尋ねいたします。

（2）愛野小浜バイパスについて。

雲仙市愛野町から小浜町間については、幹線道路が国道57号のみであり、急峻な山間地を通過していることから、降雨等の影響を受けやすく、災害や事故等により交通遮断の危険性が極めて高い地域にあります。

さらに、近年、風水害が多発しており、大雨のたびに地域住民の不安は、ますます高まりを見せている状況にあります。

このような中、国においては、国道57号の機能強化対策が行われると聞いておりますが、緊急時の代替道路の確保の観点からも、命の道として、地元雲仙市、また、南島原市からも大変期待されている愛野小浜バイパスの早期整備が必要かと思われます。事業化に向けた県の取組について、お尋ねいたします。

4、農林水産行政について。

（1）農業振興について。

①農地の基盤整備について。

今日の農業・農村は、農業者や農村人口の著しい高齢化、これに伴う耕作放棄地の拡大等、多くの課題を抱えております。

このような課題を解決するため、今般、県におかれては、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、若者から選ばれる魅力ある農林業、暮らしやすい農山村の実現を目指し、令和3年度から5か年で各種施策に取り組むこととされておりますが、人を農林地域に呼び込み、定着させていくには、農業でしっかりもうかっていただく必要があると考えております。

これまで県におかれましては、ＪＡや市町等の関係機関と連携して、農作物の品質向上対策、農地の基盤整備や集出荷場の整備等、生産対策にしっかりと取り組まれてきたところでありますが、本県の農業産出額は、この10年間で約100億円増加して、総額約1,500億円となるなど、大きな成果が生まれているものと認識しております。

特に、担い手に農地を集積し、規模拡大と併せて野菜等の高収益作物の導入を図り、経営力を強化していくためにも、農地の基盤整備は不可欠なものであり、予算確保が重要であると考えます。

そこで、令和3年度の国の予算状況と予算確

保に向けた県の取組状況について、お尋ねいたします。

また、農地の基盤整備事業が各地で進められておりますが、農地の基盤整備の前後を比較して地区全体の農業産出額がどのように変わったのか、具体的な例を基に農地の基盤整備事業の効果について、お尋ねいたします。

②露地野菜におけるスマート農業の取組について。

露地野菜の産地維持拡大のためには、新たな担い手の確保と経営規模の拡大が重要であり、そのためには基盤整備による農地集積に加え、集出荷施設の整備や新技術の導入による生産性の向上を図る必要があります。

令和元年度の農林水産祭で最高賞の天皇賞に選ばれたＪＡ島原雲仙ブロッコリー部会では、特に、雲仙市の山田原地区で基盤整備した圃場において、機械化体系の確立や全量共同選別出荷体制の整備と併せて、若手生産者の定着・育成を図った結果、作付面積が急速に拡大し、本県のブロッコリー生産を牽引されております。

今後、先端技術を活用したスマート農業の普及を図り、さらなる生産性向上に取り組む必要があると考えますが、県におかれては、どのようにスマート農業を普及していくのか、お尋ねいたします。

（2）水産業振興について。

ご承知のとおり、豊富な水産資源に恵まれた全国でも有数な水産県であり、海面漁業、海面養殖業産出額は、直近の平成30年で全国の7%に当たる996億円と、北海道に次いで第2位を誇っております。

一方、近年における本県の水産業は、高齢化における漁業就業者の減少や資源変動による漁獲量の減少により、非常に厳しい状況にあると感じており、さらには、コロナ禍を受け、水産物の需要減少や価格低迷が生じ、特に、沿岸漁業者への影響が大きくなっております。

また、水産業は、台風や豪雨などの自然災害や、地球温暖化による磯焼けの進行や資源変動による不漁など、自然環境の変化の影響を受けやすい産業で、これからの本県水産業の振興を図っていくためには、社会経済環境や自然環境の変化にしっかりと対応していくことが重要であると考えます。

これまで水産部では、コロナ禍における販売流通対策や、漁業者の経営力強化、温暖化に対応した磯焼け対策など、様々な施策を実施されてきましたが、令和3年度からはじまる次期水産業振興基本計画の下、このような環境変化を踏まえ、具体的にどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

5、警察行政について。

（1）悪質な交通事案への対応について。

本県の刑法犯認知件数や検挙率は、全国の中でもトップクラスの水準で推移しており、また、交通事故の発生件数も年々減少傾向にあるなど、治安情勢は高い水準で保たれているものと承知しております。

こうした中、先日、来年度に向けた県警察の組織改編についての報道がありました。報道によりますと、あおり運転やひき逃げ事件など、捜査の専門性が高く、重大で悪質な事案に対応することを目的として、長崎警察署等に交通特命捜査係を新たに設置するとのことであります。

これまで、私も過去の一般質問や委員会において、飲酒運転の根絶について質問するなど、悪質な運転をする者は絶対に許してはならない、何とか根絶しなくてはならないと訴えてまいりました。

飲酒運転については、件数こそ減少傾向にあるとはいえ、まだまだ根絶には至っておらず、特に、昨年、罰則が強化された妨害運転、いわゆるあおり運転については、他県では尊い人命が失われるという非常に痛ましい事件が発生しており、本県においても、同種の事件が発生しないかという県民からの不安の声が聞かれているところであります。

また一方で、これらの事件を捜査する県警察本部に目を向けると、警察署の捜査員の数に限界がありますので、今回の組織改編により、凶悪事件を専門的に扱う捜査体制が整うことは、県民にとっても喜ばしいことであると考えております。

そこで、警察本部長から本県における飲酒運転とあおり運転の検挙件数や、改めて今回新設される交通特命捜査係の設置目的、体制及び運営について、お尋ねいたします。

6、観光行政について。

（1）県独自の誘客促進キャンペーンについて。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出はじめて約1年が経過しようとしており、この間、緊急事態宣言の発令等による外出自粛により、人の行き来が制限され、観光産業は、特に大きな影響を受けております。

県内の主要宿泊施設の宿泊客数については、昨日も報道にありましたとおり、県内観光客の減が300万人ということで大変な被害をもたらしております。昨年6月から県民を対象に県が行った「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン」は、とても盛況で、わずか2週間余りで予定を大きく上回る予約がなされ、県民と宿泊施設双方のニーズが合った大変よい事業だったと感じております。

令和2年度2月補正予算で県独自の誘客促進キャンペーンを4億円、令和3年度当初予算でＧｏＴｏキャンペーン終了後の反動減対策として、独自キャンペーンを5億円計上してありますが、これらの事業をどのように実施されるのか、お尋ねいたします。

（2）県内でのブランド産品を利用した「食」の推進について。

旅行の大きな目的の一つは、食と言われております。長崎県は、食材の宝庫であり、四季を通じて多種多様な魚種が水揚げされているほか、特に、島原半島は、農業の盛んな地域であり、いちごや長崎和牛、ばれいしょなど、優れたブランド産品があります。

首都圏、関西圏等での長崎フェアの実施や「日本橋　長崎館」などを活用した情報発信等の取組により、県産品のブランド化や販路拡大を進めておられることは、評価しているところであります。

県では、新幹線開業に伴う長崎駅周辺整備事業をはじめ、各地域における新たなまちづくりやプロジェクトが進んでおり、多くの観光客の皆様に長崎の優れた食材を食べていただく、よい機会だと思いますので、県内の飲食店、シェフの方々に県産食材を広く知っていただき、地元で食べることができる環境づくりが重要と考えますが、県内でのブランド産品を利用した食の推進について、どのよう考え、どのように行動していくのか、文化観光国際部長にお尋ねいたします。

7、半島地域及び離島地域の振興対策について。

（1）特定地域づくり事業について。

全国的にも少子・高齢化が進行する中、全国においては、2040年頃に高齢者人口がピークを

迎えますが、本県におきましては、さらに早いスピードで進んでおり、2025年には高齢者人口がピークを迎え、2040年頃には生産年齢人口が県人口の半数を割り込むなど、近い将来を見据えた地域の担い手確保が喫緊の課題であります。

そのような中で、国は、昨年6月から、人口のさらなる急減を抑止し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を施行されました。

第一次産業を含む産業の振興には、若者の定住対策並びに地域の担い手対策が大変重要となります。

そこで、特定地域づくり事業に対する県内市町での取組状況や今後の動きについて、お尋ねいたします。

（2）しまの産品振興について。

離島振興は、本県の最重要課題の一つであり、平成29年の「有人国境離島法」の施行後において、県では新設された国の交付金による支援制度を地元市町と一体となって有効活用し、雇用の拡大や滞在型観光の促進などに積極的に取り組み、これまでに人口の社会減が大きく改善するなど、法律に基づく各種政策の効果があらわれているものと認識しております。

そこで、このプロジェクトの今年度の取組状況と来年度の事業展開について、お尋ねいたします。

演壇からの質問は、以上でございます。答弁によっては、対面演壇席より再質問させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　宅島議員のご質問にお答えいたします。

2025年の長崎県の姿をどのように描いて実現を目指そうとしているのかとのお尋ねであります。

5年後の2025年には、まず、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けておりますグローバル化の分野において、クルーズ船や国際定期航空路線の運航再開に伴い、外国人来訪者や多様な交流事業が、コロナウイルス影響前の水準以上に回復、拡大するとともに、優秀な外国人材が様々な分野で活躍している本県の姿を思い描いているところであります。

また、産業面につきましても、半導体関連分野はもとより、医療やＡＩ・ＩｏＴ・ロボット関連、航空機関連、海洋エネルギー関連産業等において、サプライチェーンが形成され、県内経済の一翼を担い得る産業としての可能性が高まり、多くの若者に良質な雇用の場を提供できるような産業構造への転換が進んでまいりますことを期待しております。

さらに、まちづくりの分野においては、新幹線の開業をはじめ、大手ホテルの進出が進み、ＩＲをはじめとした様々なプロジェクトが動きはじめてまいりますことから、さらに都市の魅力を高めることによって、多くの来訪者を迎え、県内各地に交流とにぎわいが生まれるような将来像を描いているところであります。

一方、2025年は、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となってまいりますことから、介護人材の育成・確保を図り、ＩＣＴ技術等によって諸課題の解決に努め、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような地域社会を構築してまいりたいと考えております。

さらに、離島地域においては、豊かな地域資源を活かした産業振興や地方回帰の動きを捉え

た移住者の増加等により、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり地域活力を維持できるような地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

今後とも、総合計画に掲げる施策を着実に推進することによって、こうした力強い長崎県の実現を目指してまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私からは産業労働行政について、2点答弁をさせていただきます。

まず、休業要請協力金、新しい生活様式対応支援補助金、緊急資金繰り支援資金の支援件数及び金額などの実績についてのお尋ねでございます。

昨年4月の飲食店等への休業要請に対する協力金につきましては、8,568件、約25億7,000万円を支給しております。

また、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った事業者の取組に対する支援補助金につきましては、約1万9,000件、約17億3,000万円を支給しております。

一方、中小企業の資金繰りを支援するための「緊急資金繰り支援資金」につきましては、1,600億円の融資枠に対しまして、現在、信用保証協会の保証承諾実績は8,958件、約1,321億5,000万円となっているところでございます。

次に、中小企業の資金繰り支援について、県として今後どのように取り組もうとしているのかとのお尋ねでございます。

コロナ禍が長期化し、県内中小企業の経営環境が悪化する中で、新年度におきましても、「緊急資金繰り支援資金」の新規融資枠として100億円を確保することといたしております。

今後とも、経済情勢や資金需要の動向を注視しながら、必要に応じ、融資枠の拡大などの対策を講じてまいりたいと考えております。

また、中小企業診断士協会に窓口を設け、専門家による相談対応や書類作成支援等を行う体制を整え、引き続き、中小企業の資金繰りの円滑化に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　私からは、若者の県内就職について、3点お答えをさせていただきます。

まず、県内大学生の県内就職率向上に向けた来年度の取組についてのお尋ねでございますが、来春卒業予定の県内大学生の就職対策につきましては、まず、企業説明会や交流会等の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、多くの学生や企業が参加しやすいオンライン中心に切り替え、開催回数も大幅に増やすとともに、参加者につきまして、情報系人材やグローバル人材など、大学・学部の特性と企業の人材ニーズとが一致するよう、きめ細かなマッチング方式を導入してまいります。

さらに、本年度、県内10大学と県との間で、県内就職促進に係る協定を締結したところであり、この協定に基づき、大学側の自主的な取組を促していくとともに、キャリアコーディネーターによる就職相談や県内就職のキーマンとなる大学の教員との関係構築をはじめ、これまでの大学内での活動についても、充実・強化を図るなど、県内就職促進に向け、力を注いでまいります。

次に、奨学金返済アシスト事業の本年度の企業からの寄附の状況についてのお尋ねでございます。

本年度における企業からの寄附の状況につきましては、コロナ禍による大変厳しい経営環境の中、2,000万円の目標に対し、現時点において、新規に寄附の申し出をいただいた企業19社、約400万円を含め、全体で39社、約1,200万円の寄附の申し出をいただいているところでございます。

次に、寄附獲得のための今年度の新たな取組についてのお尋ねでございますが、これまでご寄附をいただいた企業に対しましては、知事からの感謝状の贈呈や、認定した学生の情報提供などを行ってまいりましたが、今年度からは新たに寄附企業のＰＲに資するよう、就職情報誌「ＮＲ」における特集記事の掲載や、県内就職促進のために作成した動画における寄附企業の紹介、認定学生に対する希望職種に応じた寄附企業の紹介を行っております。

今後とも、本事業を活用することにより、若者の県内就職促進を図ってまいります。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　私から、土木行政について、2点お答えいたします。

まず、防災・減災、国土強靱化についてのお尋ねですが、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策としての国の第3次補正予算により、島原道路をはじめとする道路改良事業に約125億円、橋梁やトンネルなどの老朽化対策に約14億円の予算が確保できました。

この5か年加速化対策は、令和7年度までに重点的かつ集中的に実施することとされており、本県としても、高規格道路のミッシングリンク解消等を推進してまいります。

また、道路施設の老朽化対策においては、維持管理計画の完了時期を前倒しし、事後保全型から本格的な予防保全型の維持管理への早期転換を目指してまいります。

次に、愛野小浜バイパスについてのお尋ねですが、国道57号の愛野から小浜間については、交通事故や災害発生時の救急活動などに対して、地域の皆様が不安を抱えておられると認識しています。

昨年7月には、この区間の諸課題を検討するために、国、県、地元関係市が連携して、「国道57号愛野小浜道路検討会」が設置されました。

県としても、救急医療や防災面、さらには農産物の輸送など、地域の課題や愛野小浜バイパスの整備の必要性について、十分議論してまいります。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　私の方から、3点お答えをさせていただきます。

まず、令和3年度の国の農業農村整備事業の予算の状況、それと県の予算確保に向けた取組状況についてのお尋ねでございます。

令和3年度の国の農業農村整備事業の当初予算は、前年度に比べ、12億円増の4,445億円が計上されており、これに令和2年度補正予算を加えますと、前年度とほぼ同額の6,300億円となっております。

県の予算確保の取組といたしましては、昨年6月の政府施策要望において、十分な当初予算確保を重点項目として要望するとともに、去る11月7日には、長崎県農業農村整備事業推進協議会と連携し、予算獲得に向けた推進大会を開催したところです。

今後とも、事業の計画的な進捗が図られるよう、県議会や土地改良区の皆様、市町、関係団体と連携し、予算確保について、国に対し、強く要望してまいります。

次に、農地の基盤整備事業の前後を比較して

地区全体の農業産出額がどのように変わったのかとのお尋ねですが、農地の基盤整備に取り組んだ地区では、大型機械の導入による生産性の向上が図られるとともに、用排水施設の整備により、水田の裏作や収益性の高い作物の栽培が可能となるなど、農業産出額の増加につながっております。

具体的な事例としては、99ヘクタールの畑地整備を行った雲仙市の山田原地区では、事業実施前後で作付率が135％から187％へ1.4倍に拡大するとともに、作付も飼料作物主体から収益性の高いブロッコリーの導入が積極的に進められたことで、農業産出額は2億円から4億円へと大幅に増加しております。

県としましては、このような優良事例を県下全域に拡げていくためにも、生産基盤整備の加速化を図り、生産性の高い産地の育成と所得向上につなげてまいります。

次に、雲仙ブロッコリー部会のスマート農業の取組状況と、今後、県全体にどう普及するのかとのお尋ねですが、現在、国のスマート農業実証プロジェクトを活用して、部会、ＪＡ、企業、大学、県で構成するコンソーシアムにおいて、「中山間地におけるブロッコリーの生産から出荷をつなぐスマート農業システムの実証」に取り組んでおります。

具体的には、部会員の圃場内での無人車両による農薬散布や収穫物の運搬、重要病害である根こぶ病の遺伝子診断と圃場ごとの発病リスクのマップ化、生育予測システムによる収穫作業の平準化や市場への出荷情報の提供、ＡＩ選果システムによる選別作業の効率化に取り組んでおります。

今後は、「長崎県スマート農業推進方針」に基づき、地域での推進体制を整備し、実演会、研修会による技術の普及や、スマート農機のシェアリングなどによる導入コストの削減を検討し、中山間地での活用など、本県の地域特性に合ったスマート農業技術を県下全体に拡大してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（斎藤　晃君）　水産業において、コロナ禍や温暖化など、社会、経済、自然環境の変化を踏まえ、どのように対応していくのかとのお尋ねでございますが、次期「長崎県水産業振興基本計画」においては、環境変化に強く、収益性の高いモデル漁業経営体の育成や、ＩＣＴ等を活用したスマート水産業を推進してまいります。

また、コロナ禍の影響を受けた水産物については、県内量販店等での販売促進キャンペーンの展開など緊急対策を実施するとともに、水産物の消費形態の変化に対応した供給販売体制の構築により、国内外での販売力を強化してまいります。

自然環境の変化への対応として、資源の維持・増大のための適切な資源管理の推進と藻場の再生や沖合の生産力増大に資する漁場づくり、漁村における防災・減災対策を実施してまいります。

これら施策を推進していくことにより、次期計画の基本理念である「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」に向け、力を注いでまいります。

○議長（瀬川光之君）　警察本部長。

○警察本部長（早川智之君）　飲酒運転、あおり運転の検挙件数と交通特命捜査係の運用につきまして、お答えいたします。

まず、飲酒運転の検挙状況についてでありますが、昨年は274件で、10年前の平成22年の452

件と比べまして約4割減少しておりますが、いまだ根絶には至っておらず、交通取締りの重点としております。

次に、いわゆる「あおり運転」につきましては、昨年新設されました妨害運転罪での県内での検挙はないものの、車間距離保持義務違反の検挙や110番通報等が見られ、その抑止に向け、広報啓発や取締りを強化しているところであります。

次に、交通特命捜査係の新設についてであります。

飲酒運転や妨害運転による悪質な交通事故事件につきましては、県民の不安を解消するため、早期に検挙することが重要であると考えております。

一方で、交通事故の捜査を行う警察署交通課では、日々発生する多くの交通事故に対処しており、重大事故の捜査に交通課員を長期間、専従させることが困難となっております。

このため、本年3月の組織改正におきまして、重大悪質な交通事故事件に的確に対処することを目的として、交通特命捜査係を新設することとしております。

具体的には、長崎、浦上、諫早、佐世保の各警察署と交通機動隊に計13人の捜査員を配置し、初動段階での客観証拠の収集を強化するとともに、専従捜査を推進いたします。

また、交通特命捜査係が配置されていない警察署管内においても、必要に応じまして隣接署等の交通特命捜査係が初動捜査に従事することを想定しております。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　私の方から､2点答弁させていただきます。

まず、県独自の誘客促進キャンペーンについてのお尋ねでございます。

先に議決いただきましたＧｏＴｏトラベル停止期間中におきます県独自の宿泊割引キャンペーンにつきましては、来週3月8日から、県民の皆様限定で実施することとしておりまして、県内のコンビニエンスストアで宿泊券を購入いただきますと、対象宿泊施設で一人1泊当たり5,000円の割引が受けられるようになっております。

キャンペーン名は、「ふるさとで“心呼吸”の旅」としておりまして、この「しんこきゅう」というのは、「心の呼吸」と書かせていただいております。

県民の皆様には、この機会に県内の安全・安心な宿泊施設で身心をリフレッシュしていただくとともに、経営に深刻な影響を受けている県内観光事業者の支援にもつなげていきたいと考えているところでございます。

また、当初予算案に盛り込んでおりますＧｏＴｏ後の反動減対策につきましては、事業者の皆様のご意見をお聞きするとともに、国の動向も注視しながら、実施時期や対象地域など具体的な内容を今後検討してまいります。

次に、県内のブランド産品を利用した食の推進についてのお尋ねでございますけれども、本県を訪れる方々に長崎ならではのものを食べていただくことが、旅の満足度の向上と本県食材のブランド化につながるものと考えております。

そのため、県内の料理人の方々に、本県の魅力ある食材をこれまで以上にご利用いただけるよう、来年度は、新たに料理人と生産者の皆様との意見交換会や産地訪問の実施、商談会等マッチングへの支援など、県産食材のメニュー開発を後押ししますとともに、メニュー化されたものにつきましては、ＳＮＳやパブリシティ等

を活用し、その魅力を幅広く発信してまいりたいと考えております。

これまでの首都圏等県外におけるフェアなどの実施に加え、このような取組を通じまして、観光客の皆様に県産食材がおいしいとご認識いただき、長崎から帰られても県産食材を手に取っていただけるよう、料理人の方々にもご協力いただきながら、県内での県産食材を活用した食の魅力づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（村山弘司君）　私の方から、半島地域及び離島地域の振興対策について、2点ご答弁申し上げます。

まず、特定地域づくり事業に対する県内市町での取組状況や今後の動きなどについてのお尋ねでございます。

過疎地域などでは、事業者単位で見ますと、年間を通じた仕事がなく、一定の給与水準や安定的な雇用環境が確保できないといった課題もありますことから、本制度を活用し、農林漁業や製造業、サービス業など、地域の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出することにより、地域の担い手確保を図ることは、大変有効であると考えております。

県におきましては、法施行以前から、県内市町に対する制度周知や活用促進に努めますとともに、個別相談対応や先行事例にかかります情報共有、県ホームページを通じた情報発信等に取り組んだほか、県中小企業団体中央会などとの関係構築にも力を入れてまいりました。

こうした中、県内では、五島市において、本制度の活用を図るため、先般、商工会議所が中心となり、事業協同組合を立ち上げ、新年度から製造業やエネルギー関連業などを組み合わせた派遣事業を開始できるよう、準備が進められております。

そのほか、雲仙市、壱岐市、平戸市などにおきましても、関係団体に対しての制度説明会やニーズ調査など、必要な予算措置も含めて、組合設立に向けました具体的な動きが広がりつつあります。

今後も引き続き、市町と連携しながら、特定地域づくり事業を活用した地域の担い手確保対策に取り組み、離島・半島地域の活性化に結びつけてまいります。

次に、島の産品振興によります地域活性化プロジェクトの今年度の取組状況と来年度の事業展開についてのお尋ねでございますが、県では、「有人国境離島法」に基づく取組に加え、島の産品の販路拡大や生産拡大などを推進しており、今年度からは食品流通専門の団体であります一般社団法人離島振興地方創生協会と連携しながら、消費者視点を重視した官民一体となったプロジェクトを展開しているところでございます。

年度当初は、新型コロナの影響で離島への訪問が制限される中、協会関係者をはじめ、全国規模で展開します食品関連の卸・小売業の経営者などが多くの島の事業者を訪問し、販売先や売れる商品づくりなどについて意見交換を重ねるなど、関係性の構築に努めてまいりました。

その結果、参画する島の事業者数は、目標の約3倍の92社を数え、本プロジェクトへの期待の高さがうかがえるものと考えております。

さらに、コロナ禍におきます対策として、滞留する養殖魚等を関西の大型スーパーなどで販売する大規模フェアを複数回企画し、累計販売額が約5億円を超えたほか、巣ごもり需要への対応として、こだわりの産品を取扱うＥＣサイトへの出店の支援も開始しております。

来年度は、これまで構築しました販路の継続・拡大を図りますとともに、高級スーパー等への新たな販路の開拓や農産品の生産拡大、経営者の人材育成にも取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　それぞれご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

特に、土木行政について、再質問させていただきたいと思います。

今回の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」ですが、これが令和2年度の第3次補正予算で長崎分が348億円、確保されております。

この経済対策の意味合いからも、できるだけ早い時期に発注して執行していただくことが重要かと思いますが、どのように取り組まれていくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）　経済対策補正予算の趣旨に鑑みまして、入札契約手続の迅速化や発注ロットの拡大など、早期発注に向けて鋭意準備を進めているところであり、年度内契約に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　ありがとうございます。

しっかり早期に発注していただいて、建設業の方々も楽しみにされていると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、農業の振興についてであります。

先ほど、農林部長からスマート農業に対する様々な説明をいただきました。このスマート農業のプログラム、システムを見ますと、以前まではハウスで栽培されている農作物に関してスマート農業が展開されておりましたけれども、現在、雲仙市吾妻町の山田原地区では露地で、ハウスは何にもなしでＩＣＴを活用してスマート農業の実証実験が行われているということで、先進的に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

雲仙市を含む島原半島でブロッコリーの生産額がおおよそ9億円、約55名体制で9億円のブロッコリーの産出というわけですから、非常に付加価値の高い農業をやっておられるということです。特に天皇賞もいただいておりますし、今後、ますます全国から注目される農業地域でありますので、農林部としてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

対策として、スマート農機による省力栽培、そしてまた、病害虫の遺伝子診断とヘソディム防除対策指導、生産予測システムによる出荷量の平準化、選果作業の自動化ということで、これをコンピューターが人間に知らせてくれて、最善の時は今ですよと、出荷も今ですよというようなことも教えてくれるということで、農家にとっても、これは本当に、今は雲仙市だけの実証実験でありますけれども、近々では南島原市でアスパラのスマート農業の実証や、それ以外の地域でも、その地域に合った作物を選定して、ぜひスマート農業の推進を図っていただきたいと思いますけれども、いま一度、農林部長の答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）　この山田原地区におけるブロッコリーのスマート農業の実証事業については、国から2年間で1億5,000万円の多額の補助金をいただきまして、それをしっかり活用させていただいて、先進企業、先端技術を持った大手企業も入っていただいて、雲仙市をフィールドに、全国で最先端のスマート農業の

畑作の実証活動を今展開していただいております。

この成果は、長崎県だけではなくて、実は全国にも広がっていく成果になると考えておりますので、しっかり活用させていただき、成果をしっかり出して、特に、雲仙周辺のブロッコリーの生産拡大はもとより、長崎県内の畑作の振興にもしっかりつなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　ありがとうございます。

今、力強い農林部長の答弁をいただきましたので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、観光行政についてでありますけれども、県独自の誘客促進キャンペーンについてということで、先般、県から、こういうことで発表がありました。先ほど、部長からも答弁をいただきましたけれども、来週の3月8日から発売開始ということですね。セブンイレブンもしくはファミリーマートで携帯等で申し込んで、そこで1,000円払うと6,000円の割引券がくるということで説明を受けております。

前回、県独自の対策を打たれた時には、スマホは関係なしに直接、旅館等に連絡をして割引を受けるという制度であったんですけれども、ここが変わっておりますので、周知方、徹底的にやっていただきたいと思います。

特に、ご高齢の方々は、スマートフォンでの申込みが不得意ですので、裏面に書いてありますけれども、専用ダイヤルについて皆さん方にもきちっと周知していただいて、電話でも応募できますよということを徹底的にやっていただきたいというふうに要望しておきます。

それと、長崎県において、全国的にもそうなんですけれども、2月というのは、ホテル業、旅館業にとっては、毎年、閑散期、お客さんが少ない時期になっております。

そこで、県独自の宿泊割引キャンペーンをできれば毎年行っていただきたいと、コロナの予算にかかわらず、毎年、こういった政策的な予算を打っていくべきだと考えておりますけれども、部長の答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　県の割引キャンペーンでございますけれども、実施に当たっては、国のコロナ対策の交付金で全額を賄いまして実現した事業でございますので、県の厳しい財政状況を考えますと、このままの形で県単独事業でやるというのは、少し難しい面もあるのかなと考えております。

ただ、今、議員からお話がありましたように、冬の閑散期に県民の皆様に県内を周遊していただくというのは、マイクロツーリズムの推進にとっても非常に有効な手段でもございますので、どのような形が考えられるのか、それについては今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　ありがとうございました。

昨年、県独自のキャンペーンを打っていただいた時に、約2億円でスタートされて、一瞬で予約が埋まったということで、2億円程度でも、それだけ反響があって効果があるということですから、知事はじめ、関係部局の方とぜひご検討いただければと思います。

次に、警察本部長に答弁をいただきましたけれども、あおり運転対策についてです。

あおり運転の検挙者は、長崎県内ではゼロ件

ということで答弁をいただきました。また、車間距離保持義務違反ということで、これは説明を受けましたところ、高速道路で車間距離を故意的に詰めて逮捕された事案が多数あるとお聞きしておりますけれども、この件数について、答弁を願います。

○議長（瀬川光之君）　警察本部長。

○警察本部長（早川智之君）　いわゆるあおり運転という中で、新設されました妨害運転罪の検挙件数は、今まだゼロ件でありますが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、車間距離保持義務違反の令和2年中の検挙件数は37件でありました。こうしたいわゆるあおり運転に対処するために新設されました妨害運転罪のほか、車間距離保持義務違反などの各種関係規定を適用いたしまして、徹底した取締りを行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　ありがとうございました。

県民の皆様方も、このあおり運転のことは、毎日、ワイドショーなんかでやっておりまして、大変関心のあるところでありますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

残り時間が2分少々になりましたけれども、最後に、今回、3月21日、春の甲子園大会において、県立大崎高校が初出場されます。全校生徒が約120名の県立高校が甲子園に行くのは、本当にすばらしいことでありまして、（発言する者あり）最後に中村知事から、ぜひ大崎高校の皆様方に向けてエールを送っていただきたいと思います。（発言する者あり・笑声）

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　大崎高校は、非公式でありましたけれども、昨年夏の県内大会でも、見事、勝利を収め、そしてまた、今回は正式に選抜大会に初出場が決定したところでありまして、これも清水監督をはじめ、チームの皆さん、そしてまた、これを支える皆さん方の力の結集の結果であろうと、本当にお祝いを申し上げたいと思います。

対戦相手は、福岡大学附属大濠高校ということで強豪チームだそうでありますが、2年分の思いを持って、甲子園でぜひ勝利で飾っていただくよう、心から期待をしているところであります。

ぜひ頑張っていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　中村知事、本当にありがとうございました。

我々議会も、大崎高校の勝利を心から祈念をいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

― 午後　零時１６分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

○副議長（松本洋介君）　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）（拍手）〔登壇〕　皆様、こんにちは。

公明党の宮本法広でございます。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束

を祈り、そして県政推進の一助となるよう、全力で質問をさせていただきます。

なお、本日は一般質問3日目であり、重複している質問項目も多々ありますけれども、私なりの考え、そして視点から質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、コロナ禍における県政運営について。

（1）コロナ対策における知事の所感。

昨年4月、全国に「緊急事態宣言」が、そして本年1月、県独自の「緊急事態宣言」及び「特別警戒警報」が発出されました。

この間、県では様々な感染防止対策が講じられ、感染状況は少しずつ落ち着きを取り戻してきましたが、まだ予断を許さない状況であります。

その一方で、「第3波」の長期化や県が講じてきた外出自粛要請や飲食店などへの営業時間短縮要請などにより、社会経済活動が停滞し、県内経済に大きな影響が生じていることから、引き続き、基本的な感染防止対策を講じつつ、経済回復に向けて、様々な対策を講じていく必要があると考えます。

まずは、今後に向けて、知事の所感をお聞きいたします。

○副議長（松本洋介君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　宮本議員のご質問にお答えをいたします。

コロナ対策における今後に向けた所感についてのお尋ねでございます。

昨年12月以降の「第3波」においては、1日の感染者数が最大60名に達するなど、急速な感染拡大が見られたことから、県下全域に「特別警戒警報」を発令するとともに、外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請などの対策を講じてまいりました。

また、病床占有率が約9割となるなど、医療体制が極めて深刻な状況であった長崎市に対しては、県独自の「緊急事態宣言」を発令したところであります。

県民や事業者の皆様方のご協力によって、感染状況は徐々に落ち着きを取り戻し、去る2月27日には、76日ぶりに感染段階ステージを１まで引き下げることができたところであります。

しかしながら、その一方で、これまで講じてきた対策や長引くコロナ禍の影響等により、県内経済に大きな影響が生じております。

このため、今後は、市町や関係団体とも連携、協力しながら、感染拡大・防止対策を講じつつ、社会経済活動の回復、拡大対策に加えて、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた経済構造の転換や地域の好循環を実現するための対策等を推進してまいりたいと考えております。

具体的には、外出自粛や飲食店への時短要請などの影響を受けた事業者への支援金給付、経営が悪化している中小事業者への資金繰り支援、製造業やサービス業の事業者が取り組む新分野開拓等への支援、雇用機会の確保、県産品の販売促進や県内における誘客促進などの対策に取り組み、経済の回復、拡大に向けて、引き続き全力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　知事、ありがとうございました。

経済回復と、そして感染防止対策のバランスは非常に難しいかじとりではあろうかと思います。知事におかれましては、今後も県民の命と長崎の経済を守る、この強いご決意の下、さらなる陣頭指揮をよろしくお願い申し上げます。

知事からの所感をいただきまして、次の質問に移ります。

（2）サービス産業を営む中小企業対策について。

中小企業に対しましては、国、県そして市町において様々な対策が講じられておりますけれども、回復するのには、まだまだ時間を要します。

私のところにも、人手が少なく、非常に経営が厳しい、今後の見通しが立たないなど、様々な悲痛の声をいただいております。

今後、コロナ禍で影響が大きいサービス産業の中小企業に対して、県としても、中長期観点で支援をしていく必要がある、そして県勢浮揚を図る必要があると考えます。

今後のサービス産業を営む中小企業への対策について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県内サービス産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、不要不急の外出、移動の自粛等により売上げが減少するなど、大きな影響が生じているところでございます。

また、消費者ニーズも新しい生活様式を踏まえたものへと変化してきており、事業者は、これらの変化に対応することが重要となってきております。

このため、県としては、経営環境が変化する中で、先を見据えた新分野展開による経営多角化や業種、業態の変換など、事業の再構築により成長を目指す事業者の取組を支援し、サービス産業の回復、拡大につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

県として、今後、新しい事業対策を打ち出すということであります。このような形で打ち出していただくことは非常にありがたく思っております。

しかしながら、こういういい事業があるのにもかかわらず、周知ができていないという現状があるならば、それはまたマイナスかと思いますから、関係者の皆様方には、こういったものがあるんですよというのを周知を徹底していただきたいということを要望させていただきます。

（3）移住対策について。

こういう厳しい社会情勢ではありますけれども、一方では、ピンチをチャンスに変える施策を大胆に講じていくことも重要であると考えております。

新型コロナ感染症によって、仕事、生活などのスタイルが一変しておりまして、テレワーク、在宅勤務が進み、都市部から地方移住への関心も高まっております。

そこで、今後、本県における移住対策について、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　地域振興部長。

○地域振興部長（浦　真樹君）　新型コロナウイルス感染症の影響やリモートワークの拡大によりまして、人口密度が低く、自然環境豊かな地方で働くことに関心を抱くという都市部住民の方が増える傾向が見られるようになっております。

こうした中、本県は、多くの離島・半島を有し、自然や食などの地域資源に恵まれているほか、地震や犯罪が少ないなど、全国有数の暮らしやすさとなっておりまして、このような本県の魅力をわかりやすく発信するために、今年度、移住専用のホームページの全面的なリニューア

ルを行ったところであります。

また、厳しい地域間競争の中、移住希望者の掘り起こしや囲い込みも重要となるため、新年度におきましては、移住施策にＡＩの技術なども導入をいたしまして、効果的な情報発信や会員登録の仕組みづくりも進めることとしております。

さらに、本県は多様な地域課題も有しており、こうした視点も都市部企業を呼び込むチャンスと捉えて、リモートワークの受入れ拡大にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

ＡＩの技術を投入して移住対策をしていくということを確認させていただきました。

こういったコロナ禍の情勢ではありますけれども、その分野に対応した新しい事業をしっかりと構築して、このコロナ禍に打ち勝つ力強い長崎県づくりを知事の下、していただきたいということを要望させていただきます。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）検査体制及び重症化防止対策について。

まずは、検査体制について、お尋ねをいたします。

本県は、現在、感染拡大は減少傾向にありますけれども、依然として医療機関、高齢者施設における感染対策は重要な局面であります。中でも、質の高い検査体制の構築、これが重要であると考えております。

厚生労働省は、検査手法として、質が高い順に、ＰＣＲ検査、抗原定量検査、抗原定性検査を例示しておりますけれども、「病原体検査の指針（第3版）」によりますと、抗原定性検査については、感度低下により、確定診断には推奨しておりません。

一方、抗原定量検査については、精度も高く、迅速な判定が可能なため、また空港検疫所が抗原定量検査に置き換わったという観点からも、県においても、積極的な導入をすべきと考えます。

今後、本県における抗原定量検査の体制整備について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　本県における検査体制は、これまで精度が高く、検査結果の信頼性が高いＰＣＲ検査装置、ＬＡＭＰ法検査装置の導入を推進してきており、今月末までに、検査機関、医療機関等にＰＣＲ検査装置を63台、ＬＡＭＰ法検査装置を67台整備することにより、1日当たり約3,500件の検査体制を整備することとしております。

これらＰＣＲやＬＡＭＰ法検査装置以外に、県内の医療機関には、11台の抗原定量検査装置が設置されておりますが、その目的は、がんや肝炎など、新型コロナウイルス感染症以外の疾病を検査するために設置されていたものであり、本県の新型コロナウイルス感染症に係る検査体制には含めておりません。

ＰＣＲ検査装置等と同様、新型コロナウイルス検査を目的とする抗原定量検査装置につきましても、支援の対象に含めているところでありますので、各医療機関のニーズを踏まえ、引き続き、検査体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

様々検査体制を確認させていただきました。今後、抗原定量検査体制整備を推進していただ

きたいと思います。

那覇空港検疫所に行きまして、抗原定量検査を実際見てまいりました。前処置も含めて抗原定量検査は約45分、ＰＣＲ検査は前処理も含めて約2時間、時間の差はあります。

非常にすばらしい機器だということも確認をさせていただきましたので、県としても、引き続き導入を促進していただければと思います。

次に、重症化防止対策について、お尋ねをいたします。

昨年4月22日、公明党会派より、感染症対策の一つとして、重症化防止のためのパルスオキシメーターの活用推進をと、県に申入れをしております。

自宅療養者及び宿泊施設療養者に対して、重症化を未然に防ぐという観点から、パルスオキシメーターの活用は推進すべきと思います。

今後の体制整備について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　パルスオキシメーターは、酸素飽和度を測定することにより、患者の体の中の健康状態や症状の変化を早期に把握し、肺炎が重症化する前に適切に医療機関の受診につなげることを目的といたしまして導入しております。

県では、宿泊療養施設や自宅で療養する軽症者等の健康観察のため、現在、585台を確保し、療養者全員に貸与しております。

また、療養者に貸与する際は、保健師や看護師がその使用方法を説明し、使用方法を記載したパンフレットを渡しております。

今後も、重症化を未然に防ぐことができるよう、積極的に活用し、健康管理を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

585台ということで確認をさせていただきました。使用法の徹底も順次されているということで、少し安心をしております。

重症化防止観点からは、パルスオキシメーターは非常に重要な機器でありますので、引き続き、ご対応のほど、よろしくお願いを申し上げます。

(2) ワクチン接種について。

まず、情報提供についてでありますけれども、新型コロナワクチン接種に関する情報提供、これは正しい、そして迅速な情報提供が必要であると考えますが、県において、今後どのように対応されるのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　新型コロナウイルスワクチンにつきましては、県民の皆様に、その目的や有効性、安全性とともに、副反応の状況など、正確な情報を発信して、十分にご理解をいただいたうえで、接種していただく必要があると考えております。

そのため、県といたしましては、去る2月25日に、県ホームページ内にワクチン専用の情報サイトを立ち上げ、ワクチン接種に関する必要な情報を掲載するとともに、テレビやラジオ等を通じまして、広く周知を図っていくこととしております。

今後も、様々な広報媒体を活用しながら、県民の皆様に、正確でわかりやすい情報を発信してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

ここで大事なのが、接種対象となる世代に対

して広く行き渡るような情報提供をお願いしたいということであります。各種ＳＮＳ等々、様々ありますので、そういったものをフルに活用していただいて、対応をお願いいたします。

次に、ファイザー社製のワクチンにつきましては、ＥＵの域外規制の対象となったとの報道があります。場合によっては、途中で供給が止まることが懸念されます。

そこで、本県において、このような事態を想定した対応策を事前に講じる必要があると考えますけれども、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ファイザー社製のワクチンにつきましては、1回目の接種から3週間後に、速やかに2回目の接種を受けることとされております。

国のワクチン配分に当たっても、2回分の接種を想定して配分されることとなっておりますので、1回目のワクチンが配送された時点で、3週間後に2回目の接種を前提で接種することとしております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

今後、アストラゼネカ社製とか、モデルナ社製のワクチンも入ってくるというふうに聞いておりますので、引き続き、それぞれの会社によって対応も違うかと思いますので、あらかじめ想定されたうえで、対策を講じていただきたいということを要望させていただきます。

接種体制についてでありますけれども、集団接種そして個別接種も、接種場所に出向くことを前提とされていますけれども、移動が困難な場合、高齢者そして障害者に対する体制整備については、配慮する必要があるかと考えております。

例えば、タクシー協会などと協力をして、市町がタクシー運送サービスを行うなどの体制整備を構築すべきであると考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　移動手段がなく、接種会場に行けない高齢者等に対しましては、一部の市町におきまして、送迎の手段として、貸切りバスの運行やタクシー利用のほか、離島におきましては、渡航費の助成やチャーター船の運航などが検討されております。

県といたしましても、接種を希望される高齢者等へのきめ細やかな対応は重要であると考えており、対応可能な旅客運送業者の情報を市町に提供するなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

市町と連携を取っていただいて、どういった形で移送すれば可能なのか、多くの県民の方々が受けていただけるのか、そういったことを県として指揮をしっかり執っていただきたいということを要望させていただき、次の質問に移らせていただきます。

3、福祉保健行政について。

（1）健康経営の取り組みについて。

健康経営につきましては、コロナ禍における健康維持対策としても非常に有効な事業であります。

令和元年6月定例会の一般質問におきまして、健康経営認定企業に対するインセンティブ制度について質疑を行いましたけれども、その進捗状況、そして健康経営の現状と来年度の取組に

ついて、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　健康経営認定企業に対しますインセンティブ制度につきましては、関係団体と評価項目の内容について調整中であり、引き続き、関係部局等と協議し、検討を進めているところであります。

また、協会けんぽ長崎支部と協働で実施しております健康経営宣言事業は、現在までに目標を上回る524社が登録されておりますが、このうち、特定健診受診率や特定保健指導の利用率などの基準を満たした111社を健康経営推進企業として認定し、優良な企業として公表しております。

令和3年度の取組といたしましては、これまで9月末までとしていた健康経営宣言の申込み期限を通年とし、参加しやすい制度とするほか、優良企業の事例集や動画による健康経営の認知度向上のためのＰＲ強化、従業員の食生活の改善を目的とした事業所の社員食堂に対しまして、アドバイザーを派遣するなどの支援を実施いたします。

また、健康づくりに積極的に取り組む企業や団体を表彰する「ながさきヘルシーアワード」につきましても引き続き実施し、健康経営に取り組む事業所の増加につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　インセンティブ制度につきましては、大変かと思いますが、引き続きご検討いただきたいと考えております。

また、長崎県としては、協会けんぽ長崎支部との協働によりまして、非常に進んでいる状況がうかがえます。

引き続き、周知徹底に努めていただきたいということを改めて要望させていただきます。

（2）がん検診及びがん対策について。

この項目につきましては、昨年10月、令和元年度の予算決算委員会の総括質疑でも触れておりましたけれども、コロナ禍におきまして、がん検診の受診低下が懸念されます。

まずは、がん検診の現状と受診率向上に資する取組について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　新型コロナウイルス感染症への感染の不安から、必要な受診を控える「受診控え」が全国的な課題となっておりますことから、昨年10月と本年1月の2回にわたりまして、県内の市町を対象に、がん検診の実施状況について調査を行ったところでございます。

調査の結果、一時的に検診を取りやめた市町や、感染防止策の徹底等対策を講じた結果、個別検診での受診が伸びた市町などがございましたが、集団検診の中止など、総じて本県におきましても受診率の減少は否めない状況であることが判明いたしました。

このような状況を踏まえ、県では、関係機関に対しまして、感染防止策を徹底したうえで、がんの疑いがある方の精密検査機会の確保、早期のがん検診の再開を依頼したところであります。

県民の皆様に対しましては、現在、がん検診を呼びかけるメッセージをホームページに掲載しておりますが、今後、若い世代を対象としたＳＮＳを活用した受診勧奨を行うなど、県医師会等の関係団体の協力もいただきながら、がん検診のさらなる受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

今の部長の答弁を踏まえて、次に、がん対策について、確認をさせていただきます。

あまりよろしくない数字ではありますけれども、本県は、都道府県がん罹患率ワースト1位であります。また、がん死亡率もワースト10位であります。共に、下位から脱却していかなければなりません。

死亡率を下げるため、がん対策の強化が急務であります。がん対策の取組について、県の見解をお伺いいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　本県のがん対策につきましては、がんで亡くなる人を減らすことを第一目標に掲げ、各種対策を講じているところでございます。

本県の75歳未満がん年齢調整死亡率は、平成30年のワースト4位から、令和元年は10位と改善しているものの、全国的には高い死亡率であり、さらなる対策が必要と考えております。

そのため、次年度は、県のがん対策を抜本的に見直し、充実・強化するための予算を計上させていただいております。

まず、がん死亡率の減少に有効ながん検診につきましては、精度の高いがん検診をより多くの方に受診していただくことが重要であることから、医療従事者向けの研修を行い、精密検査を行う医療機関の登録制度を導入するとともに、戦略的な広報に取り組みたいと考えております。

また、がんゲノム等の新たな医療分野につきましても、専門性の高い人材育成に取り組み、県内で、質の高いがん医療の提供体制を構築いたします。

さらに、がん治療により妊娠の可能性を失う可能性が高い方への妊孕性温存のための医療費助成や相談支援体制の充実など、県民の皆様ががんとともに生きる時代に即した施策を講じてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

様々新しい取組ということで、こういう取組で下位から脱却していく必要があろうかと考えております。

（3）特定健診及び糖尿病性腎症重症化予防対策について。

特定健診についても受診率の低下が懸念されるところでありますけれども、まずは直近の受診率、そして特定健診の受診率向上に資する取組について、お尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　直近である令和元年度におきましては、一部外出が控えられるなどの影響もありましたが、県内市町国保における特定健診受診率は39.2％と、前年度と比べ0.3ポイントの減となっております。

また、医療保険者全体における特定健診受診率は平成30年度で47.5％となっており、前年度と比べて1.4ポイントの増となっております。

これまで、特定健診の受診率向上対策といたしまして、県、市町国保のほか、協会けんぽ、県医師会等で構成する保険者協議会におきまして、テレビコマーシャルなどの広報啓発を行うとともに、20市町で休日健診、4市町で夜間健診を実施し、また全市町で、がん検診との同時実施を行うなど、受診者の利便性向上に取り組んできたところであります。

引き続き、感染症対策を徹底したうえでの健診実施に取り組むとともに、かかりつけ医から

の受診勧奨の強化や健診未受診者それぞれの特性に応じた、きめ細やかな受診勧奨など、受診率向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

かかりつけの先生方のご協力、これは非常に大事であると考えております。受診勧奨の強化、大事でありますので、引き続き取り組んでいただきたいことを要望いたします。

また、コロナ禍におきましては、糖尿病を罹患されている患者の重症化リスクが注目されています。糖尿病は、様々な合併症を併発するというおそれもあります。

まず、本県の糖尿病患者数、そして糖尿病に係る医療費について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　本県の糖尿病患者数につきましては、平成29年度の厚生労働省患者調査によりますと、継続的に医療を受けられている方は5万人と推計されております。

また、平成30年度の糖尿病に係る医療費につきましては、全国で1.2兆円と、国民医療費43兆円の2.8％となっており、本県の県民医療費が5,682億円であることから推計いたしますと、159億円ほどと見込まれます。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

あくまで推計ではありますけれども、このような形で対策を講じていく必要があろうかと考えております。

それでは、続けてになりますけれども、令和元年6月定例会におきまして、各市町において、レセプトデータを活用した糖尿病治療中断者に対する受診勧奨について質問いたしましたが、その後、現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

あわせて、レセプトデータの活用について、過去5年間のデータについて、各市町の取組を確認させていただきます。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　レセプトデータを活用した治療中断者に対する受診勧奨につきましては、現在、全ての市町で実施しております。

また、治療中断者の抽出につきましては、全ての市町におきまして、5年前までのレセプトデータを活用しているところでございます。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

21市町全てでレセプトデータを活用した糖尿病治療中断者に対する受診勧奨を行っているということ、しかも、5年前までのレセプトデータを活用していると、すばらしい体制が長崎県はできているというふうに考えております。

それを踏まえまして、今後どのような形で取組を行っていくのか、そしてまた現状についてもお尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　糖尿病性腎症重症化予防につきましては、令和元年度に改定いたしました「長崎県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に沿って、市町をはじめとする各保険者におきまして、治療未受診者や中断者などの2,364名中2,214名に受診勧奨を実施したところ、1,618名の受診につながったほか、ハイリスク者に対する保健指導にも取り組んでいる

ところであります。

この保健指導の対象者につきましては、通院中で、かかりつけ医の同意があった人の中から選定しておりますが、「長崎県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」が十分に浸透していないなどの理由により、同意を得られないという課題がありました。

このことから、今年度は、かかりつけ医に対し、本プログラムの趣旨や糖尿病性腎症重症化予防についての研修を実施し、77名が参加したほか、市町の保健指導を行う管理栄養士を支援するための研修会を開催し、63名が参加、うち22名を登録し、2名を市町へ派遣しました。

令和3年度は、かかりつけ医への研修の受講者数を拡大して実施するとともに、国保連合会とも連携して、治療中断者の治療中の経過等が確認できる糖尿病台帳の整備などの市町支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

糖尿病の治療を中断されている方を医療に戻すという受診勧奨は、重症化予防の観点からも非常に重要な取組でありますので、今後も対策を様々提案してまいりますので、引き続きのご対応をよろしくお願い申し上げます。

（4）障がい者施策について。

中途失聴者及び難聴者児に対する音声認識字幕の導入について、お聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する会見放送がテレビ放送やYouTubeなどを通して行われています。その際、手話につきましては、全ての会見に取り入れられています。

しかし、手話を読み取れない中途失聴者や手話読み取りが苦手な難聴者には、手話を理解することが厳しく、字幕での情報伝達が必要となり、それによりはじめて会見放送の内容が把握できます。

現在、長崎県内では、難聴者の約半数が中途失聴者であります。中途失聴者もリアルタイムで様々な情報を受信することができなければ、正しい判断を取ることができません。

これらのことを踏まえて、中途失聴者及び難聴者児に対して、あらゆる環境下においても文字情報により内容の把握が可能となるよう対策を講じる必要があると考えます。

「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」第18条にのっとり、会見放送や県議会一般質問中継において、音声認識字幕を導入すべきと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　知事会見につきましては、今年度から、手話通訳者の配置ですとか、前面の大型モニターに資料を映し出す等、聴覚に障害のある方にも、これまで以上に情報が伝わるよう、議会の皆様あるいは県民の皆様からのご意見も踏まえながら、様々な工夫を重ねてきたという状況にございます。

ご紹介いただきました音声の認識字幕についてでございますけれども、リアルタイムで情報を伝達できるという利点はございますものの、音声認識ソフトはどうしても誤った変換部分が出てまいりますので、これを修正する作業を行うための体制、その修正の精度、あるいはソフトの運用に係る費用といった諸課題があることから、広く検討する必要があるというふうに考えております。

いずれにしましても、多くの方に情報を速やかにお届けするということは大変重要なことで

あると思っておりますので、引き続き、工夫を重ねながら、今まで以上に迅速かつ正確な情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　部長、ありがとうございました。

東京都は、都知事会見に字幕を導入いたしました。字幕は、リアルタイムで音声を文字に変換するソフト、ＵＤトークというものを利用して、画面上に表示をいたします。都の担当者は、知事会見は、新型コロナ対応など、都民の関心が高い情報が発信されている、字幕付きにすることで、多くの人に情報を届けたいということも話されていらっしゃいます。

東京都と長崎県と比べると財政状況は雲泥の差があります。けれども、障害者の施策については差があってはならないと考えております。どうかこの字幕導入については、今後、引き続き検討していただきたいと思います。

我々公明党会派、そして私自身も、引き続き対応させていただき、そして様々な提案をさせていただきますので、引き続きのご検討をよろしくお願い申し上げます。

4、教育行政について。

（1）夜間中学について。

夜間中学につきましては、前回の議会でも質問をさせていただきました。

現在、全国では、都市部を中心に34校設置されています。

県教育委員会におかれましては、公立夜間中学の設置を検討するため、今年度、「長崎県中学校夜間学級協議会」を発足させ、昨年の10月から11月にかけて、アンケート方式によるニーズ調査を実施されています。

まずは、ニーズ調査の結果はどうだったのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　調査につきましては、現在、詳細な分析を行っているところでありますけれども、約290名の方から回答がありまして、そのうち約2割が日本国籍、それから約8割が外国籍の方でありました。

夜間中学で学びたい主な理由としては、日本国籍の方は学び直し、外国籍の方は日本語の習得というものでありました。

調査概況からも、夜間中学に対する一定のニーズがあるものと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

約8割が外国籍であるということであります。やはり国際色豊かな長崎県であるということがうかがえたかと思います。

次に、調査結果や国の動向を受けて、夜間中学の設置への教育委員会教育長の思いをお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　教育機会確保法の理念である、様々な事情に関わらず、その能力に応じた就学の機会を提供することが必要であると考えております。また、先ほど申し上げたニーズ調査の概況からも、夜間中学の設置の必要性を再認識いたしました。

現在、全国で設置されている夜間中学は、区立または市立で設置されておりまして、来年度は、徳島県と高知県に全国初の県立の夜間中学校が設置をされます。

このような状況を踏まえ、中学校夜間学級協議会において、まずは設置者等、今後の方向性

について議論していきたいと考えているところでございます。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　教育委員会教育長、ありがとうございました。

それでは、来年度、より多くの県民に夜間中学について周知をすべく、シンポジウムや講演会の開催などをし、意識醸成に努めるべきであると考えますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　夜間中学への潜在的なニーズを掘り起こすためにも、夜間中学の設置意義や教育内容等を県民の皆様に周知していきたいと考えております。

そのため、広報用のパンフレットなどを作成し、県内に広く配布するとともに、専門家等を招いたシンポジウムなどを開催することとしております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございます。

県民の意識醸成は非常に重要であると考えます。

設置年度の目標、そして現時点での設置地域について、お尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　設置年度につきましては、設置主体やカリキュラム等の検討に時間を要するので、現時点では、早くとも令和5年度になると考えております。

また、設置地域につきましては、はじめての試みでもありますので、中学校夜間学級協議会の議論も踏まえ、県議会や市町のご意見もいただきながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

令和5年度を目標にという形でいただきました。

設置地域については、今から様々検討されるようでありますので、引き続き、私自身も夜間中学については、質疑を、そして様々な提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（2）ＧＩＧＡスクール構想に伴う不登校児童生徒への支援について。

ＧＩＧＡスクール構想につきましては、新型コロナ感染症の影響で、今年度までに導入をするように前倒しで進められています。

ＧＩＧＡスクール構想によりまして、様々な場面での活用が可能となり、この構想が不登校の児童生徒に対しても可能であると、一定の効果が出るものと考えております。

そこで、まずは現在、県内小中学校における不登校児童生徒数はどのくらいか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　令和元年度の公立学校での不登校児童生徒数は、平成30年度と比べ、小学校で39名増の455名、中学校で195名増の1,335名であります。

不登校児童生徒数は、全国と同様、本県でも増加傾向にありますが、全児童生徒数に占める割合は全国よりも低くなっておりまして、小学校が0.7％、中学校が4.0％という状況でございます。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

一定数確認をさせていただきました。

それでは、その数を踏まえて、小中学校において、不登校の児童生徒を対象に、ＩＣＴを活用した遠隔支援が可能であると考えますが、その取組について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　ＩＣＴを活用いたしまして不登校や別室登校の児童生徒がオンラインで授業に参加するなどの取組に着手した事例が、現在でも県内の小中学校において数件あります。

このようなＩＣＴの活用は、不登校児童生徒にとって、教室復帰へのきっかけとなり得る新たな支援方法の一つであると捉えております。

しかし、一方、不登校児童生徒の中には、オンラインでの授業参加を望まない者や授業に参加した後、強い疲労感を持った者がいたという報告も受けております。

県教育委員会といたしましては、一人ひとりの異なる状況にある不登校児童生徒の心に寄り添い、様々な支援を進める中で、ＩＣＴをどのように活用することができるのか、今後、県内外の事例の収集に努め、市町教育委員会と共に研究を深めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　教育委員会教育長、ありがとうございました。

ＩＣＴを活用した遠隔授業によりまして、不登校児童生徒におきましては、居場所づくりになろうかと考えております。

県教育委員会といたしましても、今後、しっかり研究、検討を重ねていただきたいということを要望させていただきます。

5、産業振興対策について。

（1）造船業について。

去る2月12日にＳＳＫの名村社長から、来年1月の最終引渡しをもって新造船業を休止することが発表されました。

まず、今回のこのＳＳＫの新造船事業休止の発表についての県の受け止めと、県の基幹産業であります造船業に対して、今後どのように支援をしていくのか、知事にお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　知事。

○知事（中村法道君）　世界的な造船不況の中、韓国、中国との競争激化、あるいは新型コロナウイルスの影響などにより、我が国の造船業は大変厳しい環境に置かれており、ＳＳＫとして事業を継続していくために、今回、苦渋の決断をされたものと受け止めております。

また、造船業の支援については、国において、国内の海運会社が国内造船会社へ船舶を発注する際の支援策を検討するなど、受注環境の改善を図る動きが出てきており、その動きを注視してまいりたいと考えております。

一方、県といたしましては、大手造船会社の協力会社に対して、足元の受注獲得のための取引マッチングを強化するとともに、新たな需要の獲得に向けた設備投資等を支援してまいりたいと考えております。

加えて、造船業で培った高い技術や優秀な人材を活かして、ロボットや航空機などの成長分野への進出を図ろうとされる企業については、支援を今後とも強化して対応してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　知事、ありがとうございました。

苦渋の決断をされたものと受け止めている、そして協力企業への様々な支援を行っていくというふうに力強いご答弁をいただきました。ありがとうございます。

（2）医療関連分野における企業誘致について。

このような形で、目の前の状況に対しては様々な対策を講じながら、次の基幹産業をつくる努力をしていかなければならないとも考えております。

県におかれましては、現在、航空機、ＡＩ、ＩｏＴ、ロボット、さらには海洋関連産業などの分野への進出を後押しされておりますということであります。

私は、かねてより、高付加価値を有する企業の誘致、例えば製薬企業の誘致に着目をしております。しかしながら、様々検討、ヒアリングをする中で、なかなか難しいという状況もありました。しかしながら、そうとはいえ、具体的な話が出はじめているのが医療機器などを含む医療関連企業についてであるということをお聞きいたしました。

そこで、製薬企業を含む医療関連分野における企業誘致の取組状況について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県におきましては、良質な雇用の場の創出や県内企業への波及効果が期待できる企業誘致に努めているところでございます。

製薬につきましては、現時点で具体的な話はございませんが、医療関連分野においては、諫早市に医薬品などの製造装置を生産する企業が進出したほか、長崎市に、糖尿病の検査機器のソフトウェアを開発する企業が進出したところでございます。

さらに、コロナ禍において、県内企業の規模拡大を後押しするための制度を創設いたしましたけれども、この制度を活用いたしまして、平戸市へ人工関節の開発、製造に取り組む企業の誘致が実現したところでございます。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

医療関連分野におきましては、県下全域に誘致が進んでいるという状況を確認させていただきました。

今後、企業誘致、そして県内企業との連携というものが非常に大事であると、必要であると考えておりますけれども、今後の方針について、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県では、新たな基幹産業の創出のため、県内企業への波及効果が期待できる企業の誘致を推進するとともに、企業誘致と県内企業の連携した取組を支援しているところでございます。

具体的には、先ほど答弁した諫早市に進出した誘致企業のアドバイスの下、県内企業が技術力の向上を図った結果、新たな取引に発展し、県内企業においては、工場を新設するといった事例が出てきております。

今後とも、県内企業が造船で培った高い技術や優秀な人材を活かすことにより、取引の拡大が期待できる企業の誘致を推進するとともに、誘致企業と県内企業との連携を支援することにより、医療関連などの成長分野において、サプライチェーンの育成・強化を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　部長、ありがとうございました。

今回は、様々私自身の考えを受けていただいて、医療関連分野に目を向けていただいて、

様々来年度の予算にも事業を取り入れていただきました。感謝申し上げます。

また、製薬企業の誘致については、非常に難しいという状況ではあるでしょうけれども、頑張っていただきたいというふうに思っております。

この質問につきましては、引き続き、させていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

6、交通インフラ整備対策について。

（1）新幹線開業を見据えた新大村駅と長崎空港の連携について。

令和4年秋頃に、九州新幹線西九州ルートが開業予定であります。

新幹線効果を最大化するには、既存の交通体系との連動が重要であるということ、特に、新大村駅と長崎空港は約4キロメートルと非常に近い距離にあります。

そこで、新幹線開業を見据えた新大村駅と長崎空港との交通体系の連動について、県はどのように考えておられるのか、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　地域振興部長。

○地域振興部長（浦　真樹君）　新大村駅と長崎空港との交通体系の連携につきましては、空港と鉄道のネットワークがつながることによって、県内外へ移動する際の利便性の向上や新たな周遊も期待できることから、本県の観光振興や新幹線効果の拡大に資するものと考えております。

地元大村市では、昨年3月に策定されました「地域公共交通再編実施計画」におきまして、新幹線開業に合わせて新大村駅と長崎空港、さらには大村インターチェンジ間のアクセス向上のため、ジャンボタクシーでの定期運行が予定されております。

将来的には、その利用状況を見ながら、既存の路線バスによる運行も検討していくというふうにお聞きをしております。

今後、県といたしましては、その利用状況や課題等につきまして、大村市あるいは各交通事業者とも情報共有、意見交換を図りながら、新幹線効果の拡大や長崎空港の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

大村市と県と、交通体系については、開業後、様々協議をしていただきたいと思います。

今後、例えば、無人バスなどの最先端の交通システム導入、または新たな鉄道網の整備などといった空港と新幹線の連動というのは、インバウンドの拡大を目指しているＩＲにも大きく貢献するものと考えておりますので、今後とも、確実に、前向きな取組を進めていただくように要望させていただきます。

7、文化・芸術・スポーツ振興対策について。

（1）鷹島神崎遺跡について。

平成20年3月27日、文部科学省は、松浦市鷹島町神崎免の沖合海域を公明党、秋野公造参議院議員が提出した質問主意書に応じて、蒙古襲来に関わる古戦場として、日本ではじめての海底遺跡、「鷹島神崎遺跡」として国史跡に指定いたしました。

昭和55年から発掘調査が開始され、平成27年6月には、2例目の「元寇船」が発見されて、これが「鷹島2号船」となっております。

昨年12月22日、松浦市議会におきまして、秋野参議院議員をはじめ3名の参考人が招致され、鷹島海底遺跡保存活用特別委員会が開かれ、鷹

島海底遺跡の保存活用、地域活性化対策、そして「鷹島2号船」の対応策などについて、活発な議論が交わされました。私も拝見をさせていただきました。今回は、この特別委員会での議論を踏まえて質問をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、「鷹島2号船」に関して、国史跡の追加を目指すのか、それとも現状のまま県の埋蔵文化財包蔵地のままとするのか、県として、今後の対応について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　「元寇2号船」につきましては、国史跡指定後の平成26年6月に、史跡地外で発見されたため、この地点は、現在、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護をしております。

史跡の管理団体である松浦市が作成している「国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書」の中では、「重要な遺物等が発見された場合には、史跡の追加指定を検討する」との方針が示されているところです。

県といたしましては、「元寇2号船」が所在する地点を松浦市が、国指定史跡として追加指定を目指される意向があれば、文化庁とも情報共有をしながら、適切な助言を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

「元寇2号船」は、おっしゃるとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地のままでありますので、ご答弁いただきましたとおり、松浦市の計画に沿って、そして松浦市と様々な協議をして今後検討していくということであります。確認をさせていただきました。

それでは、次に、現在、松浦市におきましては、クラウドファンディングの手法を用いまして、いかりを引き揚げる準備が進められています。

引き揚げにつきましては、保存法の確立が前提となるとの考え方が秋野参議院議員から示された一方で、過去には、「高松塚古墳」や「キトラ古墳」で保存した時に失敗した事例というものも念推しをされています。

そこで、県は、保存法について、どのようにお考えなのか、そして引き揚げについても見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　「元寇2号船」は、水深15メートルの海底に沈んでいるため、この船をどのようにして引き揚げるのか、引き揚げ後の保存処理や組立て、展示をどうしていくのかなどの具体的な方策が確定していない現時点において、引き揚げることは困難であるというふうに考えております。

仮に、松浦市が「元寇2号船」の引き揚げを行う場合、県への届出のみで、市の判断で発掘調査を行うことが可能となります。

しかしながら、引き揚げは、高度な技術を要し、かつ元寇船の学術的な価値も高いことから、県教育委員会としては、文化庁の指導、助言を仰ぎながら、松浦市と慎重に検討を進めていきたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　教育委員会教育長、ありがとうございました。

引き揚げについては相当高い技術、保存法についても、今まさに検討されているという状況も確認をしております。

文化庁のご指示もいただきながら、市と協力

をしていただきたいということを併せて要望させていただきます。

次に、松浦市立埋蔵文化財センターの今後の活用についても様々議論になりまして、国立にするのか、そしてまた現状のまま松浦市立として活用するのかが提示されました。

私が考えるには、まず、今できる取組に力を注ぐことではないかというふうに考えております。

秋野参議院議員が、長崎市の軍艦島ミュージアムを文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設の認定へと導いた事例を引用しておりました。

同様に、県として、長崎歴史文化博物館などを中核とした文化観光拠点施設を目指してはどうかと提案いたしますけれども、見解をお尋ねいたします。

あわせて、議論になりました松浦市立埋蔵文化財センターについての県の見解も併せてお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　文化観光推進法に基づく支援制度を受けるために必要な事業計画は、一つの文化施設を中核とする「拠点計画」、それと複数の市町や施設にまたがる「地域計画」がございます。

県では、長崎歴史文化博物館等を中核として、機能強化や観光施設との広域的な周遊促進に取り組むこととしておりまして、現在、国の助言も踏まえ、「キリシタン文化をはじめとした海外交流史」をテーマとした「地域計画」の作成など、国への準備計画を進めているところでございます。

なお、松浦市立埋蔵文化財センターにつきましては、今後、市がセンターを中核とした「拠点計画」を国へ申請するという意向がございましたら、情報提供や助言など、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

長崎の歴史文化博物館を中核とした拠点施設につきましては、現在、国への準備を進めているということを確認させていただきました。

一方で、松浦市立の埋蔵文化財センターにつきましては、拠点計画、そして市の意向等々もあることから、県としても、申請が出てきましたならば、そういったご意見がありますならば、協議をしていただきたいということを要望させていただきます。

この「鷹島神崎遺跡」につきましては、非常に大事な国指定の海底遺跡であります。こういう非常に重要なものが長崎県にあるということを私自身も改めて認識をさせていただきました。

同時に、今後の活用についても、様々松浦市もお考えでありますし、県としても、これについては市と協力をしながら、今後の対応策を検討していただきたいということを要望させていただきます。

（2）ｅスポーツについて。

現在、国内のｅスポーツ市場は徐々に拡大をしており、令和元年の市場規模は前年比127％の61.2億円という調査結果も出ており、今後も成長が見込まれる巨大な産業マーケットであります。

本県では、ｅスポーツの普及、発展、振興を通して経済社会の発展に寄与する目的で、令和元年2月、一般社団法人長崎県ｅスポーツ連合が設立されています。

また、ｅスポーツは、年齢を問わずプレーできることから、リハビリなど、医療や福祉現場

での活用が期待されており、さらには一部ではありますけれども、学校における部活動への導入といった動きも見られています。

今後、例えば、本県においても、イベント誘致や建設が進む出島メッセ長崎などにおける大会誘致、さらには介護施設や病院におけるリハビリへの活用などが考えられます。

そこで、本県におけるｅスポーツの現状と官民挙げての推進や取組について、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　ｅスポーツは、今後の地域活性化におきましても非常に効果的な分野と認識しておりますけれども、本県の現状といたしますと、他県に比べると、まだまだイベント等の開催は少ない状況にございます。

しかしながら、県内の民間企業におきましては、ｅスポーツを通して障害者の社会参画を推進する取組や世界的なプロ選手への支援によりまして、ｅスポーツの認知度向上を図る取組などの動きが出ているところでございます。

県といたしましては、これらの企業の活動を後押しするとともに、今後、ｅスポーツの普及促進のため、総合型スポーツクラブにおけるメニュー化に向けた情報提供やｅスポーツに不可欠な通信環境を備えるスタジアム、アリーナなどにおけますイベント開催等を働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

まさしく今からの分野であろうかと考えておりますけれども、市場規模は巨大であります。

お隣の佐賀県におきましては、県のスポーツ施設に５Ｇの高速通信環境を整備して、全国的な競技もしているという現状もあります。他県の事例も研究していただきながら、長崎県として、どのような形で取り組むことができるのか、鋭意努力していただきたいということを申し上げさせていただきますと同時に、引き続き、私もｅスポーツについては、様々な提案、質疑をさせていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

(3) スケートボード（スケボー）について。

日本のスケボー人口は、正確な数字は発表されておりませんけれども、40万人とも100万人とも言われており、オリンピック競技種目に採用されたことで、今後、さらに競技人口の増加が見込まれます。

佐世保市におきましては、米海軍基地を有していることもあり、以前から、公園やまちなかなどでよく見かける光景であります。令和元年3月に、佐世保公園にスケートパークが設置されて、競技人口が急増しています。

また、長崎市においては、小江町に平成15年5月に、県内初となる西日本最大級の公営スケボーパーク、長崎小江スケートパークがオープンし、現在も多くの愛好家に親しまれています。

さらには、諫早市においてもスケートパークが整備されています。

環境を整備することで、スポーツ振興はもとより、県内若者定着及び地域活性化、そして交流人口拡大にもつながります。

そこで、本県におけるスケボーの現状と、今後、官民挙げての推進や取組についての県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　県内のスケートボード場でございますけれども、ご案内

ありましたとおり、長崎市、それから平成30年には諫早市、翌年には佐世保市と、設置される環境整備が進んでおりまして、その利用者数についても増加しているものと推測しております。

現在、「ながさきスポーツビジョン」を策定中でございますけれども、それにおきましては、スケートボードをはじめとするアーバンスポーツにつきましては、今後注目されるスポーツとしての期待もございまして、市町や関連競技団体等のご意見をお伺いしながら、県内における大会誘致の可能性について検討していくこととしております。

また、県民が気軽にアーバンスポーツを楽しめるまちづくりというのは非常に地域活性化にも有効でありますため、現在、開発が進められておりますスタジアムシティなどのアーバンスポーツ関連施設の整備動向を注視いたしますとともに、市町とも連携しながら、整備の可能性についても探ってまいりたいと思っております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　ありがとうございました。

アーバンスポーツを気軽に県民が楽しめるようなまちづくり、これは非常に大事であります。市町と連携を取っていただいて、整備ができないかどうかを鋭意検討していただいて、一日も早い整備を目指していただきたいことを要望させていただきます。

小江スケートパークは、私も何回か行きましたけれども、びっくりいたしました。あんな大きいスケートパークが長崎にあったんだなと。しかも、ロケーションがものすごくいいんです。ああいう施設を活用しないわけにはいかないというふうに考えております。

大会の誘致となりますと、市街地中心部から遠いので、ちょっと難しいところはあるかもしれませんけれども、小江のスケートパークも、そういったものでは活用していただきたいというふうに考えております。

部長におかれましては、アニメの振興はもとより、スケボーにつきましても高い見識をお持ちであると聞き及んでおります。（笑声・発言する者あり）スケボー部長として、（笑声・発言する者あり）長崎県をぐっと引っ張っていただきたいということを併せて要望させていただきます。

様々ｅスポーツ、そしてスケボーを含むアーバンスポーツについて質疑をさせていただきましたけれども、本県においては、ｅスポーツ及びスケボーについては、今後、競技人口の増加が見込まれる分野であり、そして高いポテンシャルを本県は持っているものと考えております。

ｅスポーツ及びスケボーを含むアーバンスポーツに対する知事の率直なお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（松本洋介君）　平田副知事。

○副知事（平田　研君）　ｅスポーツにつきましては、世界的な成長が著しく、またアーバンスポーツについては、オリンピックの競技種目にもなるなど、特に、若い世代を中心に、飛躍的に関心が高まっていると受け止めております。

ｅスポーツやアーバンスポーツの普及は、新たな交流の場を生み出すとともに、地域に元気を与えるものであり、若者を惹きつける魅力的なまちづくりを進めるうえでも、これらの分野に今後一層注目してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君）　宮本議員―2番。

○２番（宮本法広君）　平田副知事、ありがとうございました。スポーツ振興には、やはり平

田副知事でしたね。（笑声・発言する者あり）

今回、様々質疑をさせていただきました。ボリュームがあったため早口になったことをおわび申し上げます。

そしてまた、本日は、中途失聴者の皆様方、難聴者の皆様方におかれましては、傍聴していただいております。紹介いたしましたＵＤトークを使って、文字に変換をして視聴していただいております。心より感謝申し上げます。

このような形で、私自身も県民の皆様方の声をしっかりと県政に反映すべく、今後も様々な提案をしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、終わります。（拍手）

○副議長（松本洋介君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

― 午後　２時３１分　休憩 ―

― 午後　２時４５分　再開 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）（拍手）〔登壇〕　皆様、こんにちは。

改革21、長崎市選出、笑顔集う場をつくる赤木幸仁でございます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症によって、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、コロナ禍により、様々な被害や影響を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。

また、日々、新型コロナウイルス感染症とリスクが高い中、向きあい、懸命に治療に取り組んでいただいている医療従事者の皆様方に心より感謝を申し上げます。

今年度、2回目の登壇の機会をいただきました。会派の皆様からご温情を賜り、感謝申し上げます。

今議会最後の一般質問となり、皆様お疲れのことと思いますが、県民の皆様からいただいた声をぶつけてまいります。

知事、教育委員会教育長はじめ理事者の皆様方には、県民の皆様に寄り添う答弁、生後8か月の娘も傍聴席でしっかり聞いておりますので、次の世代につながる答弁を何とぞよろしくお願いいたします。

1、新型コロナウイルス対策とこれまでの総括について。

（1）残り任期一年となった知事の姿勢について。

①厳しい県内経済、どのように事業者の声を聴いて対応してきたのか。

新型コロナウイルスは、人の命を脅かし、心をむしばみ、営みを奪いました。

全世界で猛威を振るう中で、長崎県内においても、お亡くなりになった方、誹謗中傷を受けた方、職を失った方、そして、廃業に追い込まれた事業者の方々がいらっしゃいます。

営業時間の短縮要請や不要不急の外出自粛によって、様々な形で県民の皆様に耐え忍んでいただき、感染状況は、今、少しずつ落ち着きを取り戻してきております。

しかしながら、見通しが立たない中での生活は不安であり、痛みを伴いながら苦しんでおられる方々が、今なお、たくさんおります。

県政課題は山積しておりますが、その中において、中村知事、3期目の任期も残り1年となりました。新型コロナウイルス対策に様々な施策を打ち出していることは認識しておりますが、

大きな声ではない、一つひとつの小さな声、幅広い事業者の悲痛な声に向きあっている姿勢が、県民の皆様になかなか伝わっていない部分もあるかもしれません。

厳しい県内経済の状況を受けて、どのように県民の皆様の声を聞き、あと一年で成し遂げたいこと、そして、その覚悟について、お尋ねいたします。

以降の質問は、対面演壇席にて、一問一答方式で質問させていただきます。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 赤木議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の声を、どのように聴いて施策に反映させてきたのかとのお尋ねであります。

これまで、医療や福祉をはじめ、交通、観光・物産、飲食業など、幅広い事業者の皆様から大変厳しい経営環境にあることをお聞きし、事業継続に向けた支援の要望をお受けしてきたところであります。

県では、こうした要望も踏まえながら、数次の補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対策をしっかりと講じつつ、社会経済活動の回復・拡大に向けた対策を切れ目なく実施してきたところであります。

具体的には、感染症の予防・拡大防止については、医療機関におけるＰＣＲ検査機器の導入・整備をはじめ、感染症患者専用病床の確保や、介護・障害者施設におけるロボット等の非接触機器の導入等に対する支援を実施してまいりました。

一方、社会経済の回復・拡大については、事業継続のための緊急資金繰り支援資金の融資枠拡大のほか、バス、タクシー等の地域交通事業者への支援、県民を対象とした宿泊割引による誘客促進対策、県産品消費拡大と販売事業者の応援キャンペーン、特別警戒警報発令等により影響を受けた事業者に対する事業継続支援金など、多岐にわたる事業を実施してきたところであります。

長期化するコロナ禍においては、引き続き、県民と一丸となって新型コロナウイルス感染症の予防・拡大に取り組んでまいりますとともに、一刻も早くワクチン接種を完了させ、地域経済の再生に全力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねについては、自席からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君） ご答弁いただき、ありがとうございました。

知事が思い描く理想が、県民に寄り添った形で成し遂げられることを切に願います。

②緊急事態宣言のタイミング、ステージの検証、目標設定。

12月上旬まで、長崎県内の新型コロナウイルス陽性者判明は、散発的な状況でありましたが、12月中旬からは急激に増加しました。

新規陽性者数だけではなく、病床の逼迫具合や回復者数など、私も日々、様々な情報を注視しておりましたが、県独自の緊急事態宣言のタイミングが遅かったのではないか。

1月16日に、知事会見で長崎市への「緊急事態宣言」が発令されましたが、それより前から、長崎市や佐世保市では、特に病床が逼迫している状況が続いておりました。

もっと早く発令していれば、感染拡大を早期に抑えることができ、収束も早く迎えることが

できたと考えますが、県として、緊急事態宣言を発令したタイミングが適切であったのか、見解を伺います。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　緊急事態宣言は、通常、県全体のステージ判断に基づき、県下全域を対象として発令されるものであり、本県のように特定地域に限定する形で発令した事例は、全国的に見て、恐らくないのではないかと考えております。

本県においては、これまで、感染拡大の状況を踏まえ、独自のステージ判断に基づいて必要な施策を講じてきたところでありますが、お触れになられたように、年末以降、新たなクラスターが発生し、感染が拡大傾向にあったことから、1月6日に県下の感染段階ステージを４に引き上げ、特別警戒警報を発令するとともに、長崎市においては、病床占有率が高まり、市中感染の傾向も見られたことから、不要不急の外出自粛を要請し、一定の経過観察期間を設けたところであります。

その後、1月14日までの要請の効果を見極めてきたところでありますが、新規感染者数は高止まりし、病床占有率も拡大傾向で推移したことから、さらなる対策が必要と判断し、1月16日、県下全体のステージ判断は、引き続き４、特別警戒警報を維持しつつ、県民の皆様方に対して、引き続き不要不急の外出自粛、併せて、県下全域の飲食店等に対する営業時間の短縮を要請しました。

しかしながら、特に、市中感染が拡大し、病床占有率が約9割となるなど、深刻な状況にあった長崎市については、市民の皆様に一層の危機感を持った対応をお願いする必要があると考え、スポーツ施設や遊戯施設等への時間短縮要請に加えて、地域を限定する形での緊急事態宣言を発令したところであります。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　わかりました。ただいま、ステージのお話がございました。感染段階の目安として、ステージの考え方が示されて半年近くたちました。この12月、1月の感染ピークを振り返り、ステージ５まで県は設けておりますが、医師会からは医療危機的状況宣言が出されるなど、医療体制はステージ４が限界だったのじゃないかという懸念があります。

このステージの考え方は大事であるのですが、数値ではかれない医療側の負担もあったはずですし、さらなる体制整備が求められる部分もあったと考えます。

ピークを一度経験したことで、検証し、さらに精度を高めたステージ指標にしていくべきと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　ご紹介いただきました本県独自の目安につきましては、国が感染防止対策を講ずるうえでの目安となります、国分科会の指標を参考にし、策定をしております。

国と県が講ずる施策のバランスをとるためにも、分科会指標に準じた枠組みとしておりまして、これと大きく乖離するような目安の変更というのは困難であるというふうに認識してございます。

しかしながら、ワクチンの接種が進む等の大きな状況の変化があった際、あるいは運用を重ねていく中で、分科会指標の枠組みの範囲内で修正の必要が生じた際には適宜見直すこととしてございまして、先日の「第3波」におきましても、ステージを引き下げる時に、運用面での課題が見えてきたということを受けまして、新

たにステージ２に引き下げる際の参考基準を設けるといった取組をしております。そういった形で状況に応じた必要な見直しを行っているところでございます。

今後も引き続き、適切な目安の運用に努めるとともに、状況変化等に応じ、必要な見直しを行ってまいりたいと存じます。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　私は、改めて、このステージ段階に基づいた行動変容が大事であり、このステージ指標の信頼性が、ある意味増したと考えております。ワクチン接種や薬の開発などで、このステージの考え方ももちろん変わっていくものと思いますが、今後も適切な情報発信をお願いいたします。

次に、これまでの知事会見で、不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間短縮を、期限を定めて要請しておりましたが、要請時点では、県として、期限までにどの段階まで感染拡大を抑えるなど、具体的な目標が明確にはされてなかったと感じます。今回の時短要請は、飲食店が対象でありましたが、様々な産業に波及しており、期限がひとり歩きして、どのような状態になれば解除されるのか、また、されないのか、見通しが立たず、どうしてよいのかわからないと、様々な事業者から相談をいただきました。

今後も、県から様々な要請を行うと思います。要請の期限を設けることは、もちろん大事ではありますが、数値であったり、ステージ１相当を目指すなど、具体的な目標感も併せて示すことで、どういった状況を県民の皆様と目指すのか、目標を共有することができ、ある程度の見通しも想定できるようになるのではと思いますが、県としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（大田　圭君）　各種の要請の解除に当たりましては、感染の再拡大を防止する観点から、各指標が現状よりも下のステージの水準に下がるだけではなく、病床、感染者数の推移ですとか、その内容等を一定期間見極めたうえで、有識者のご意見もお伺いしながら、総合的に判断している状況でございます。そういった観点からは、要請時点におきまして、明確な目標というのをお示しすることは難しいというふうに考えてございます。

しかしながら、県民や事業者の皆様に対しまして、感染防止対策にかかる要請をわかりやすくお伝えをし、具体的な行動につなげていくといったことが重要であるというふうに考えておりますので、今後とも、よりわかりやすい要請等に努めてまいりたいと存じます。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　ありがとうございました。ぜひとも、わかりやすい情報発信をお願いいたします。

（2）誹謗中傷対策。

①誹謗中傷対策の実施状況と今後の対応について。

コロナ禍は、県民の皆様に様々な影響を及ぼし、これまであまり関心がなかった方々も、政治に目が向いている実情もあるものと認識しております。

私も議員として、様々なご意見を伺いますし、時には批判も、お叱りもいただきます。知事もそうだと思います。批判は受け止めなければなりませんが、誹謗中傷は違います。毅然と対応しなければなりません。

改革21からも要望させていただき、誹謗中傷対策として、県は、専門の人権相談窓口とネッ

トパトロールを実施していただいております。その実施状況と今後の対応について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮﨑浩善君）　新型コロナウイルス感染症関連の人権相談窓口には、2月末現在で33件の相談があっており、その主な内容といたしましては、職場からの自宅待機や過度な行動制限の要請、インターネット上及び近隣からの誹謗中傷や流言飛語、施設等の受け入れ拒否などであります。

このような相談に対しまして、内容や背景を十分にお伺いしたうえで、庁内関係部局や、国の機関等とも連携しながら、解決に向けた対応を行うとともに、相談者の意向を踏まえまして、弁護士による支援も行っております。

また、ネットパトロールにつきましては、2月末現在で、個人名の掲載など5件の悪質な投稿を確認しておりまして、誹謗中傷等の被害を受けられた方々が、訴訟等の証拠資料として活用できるよう、画像として保存をしております。

県といたしましては、引き続き、県民の皆様に対しまして、誹謗中傷等を厳に謹んでいただくよう、啓発に努めるとともに、被害を受けられた方々のために専用の人権相談窓口や弁護士による支援、ネットパトロールについても積極的に対応することといたしております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　誹謗中傷に苦しむ県民がいなくなることを切に願います。

また、県が様々なコロナに関する施策を展開する中で、ＳＮＳ上では、知事に関する誹謗中傷も私は目にします。知事もお忙しいと思いますが、機会がございましたら、どういったものか見てみてください。

誹謗中傷により、長崎県がおとしめられている状況を私は望みません。絶対に許されないものなので、今後ともしっかり対応していただくよう要望させていただきます。

（3）誰でも安心して検査が受けられる体制と経済活性化の視点。

①今後の検査体制拡充と迅速な検査を行うための検体搬送について。

昨年の今頃、新型コロナウイルスの検査は、1日80件が上限とされ、これまで長崎大学などにもご協力いただき、県も積極的に検査体制を整えてきました。今年度までには約3,500件、今後、4,600件になるとのことで、これまで県も様々な尽力をいただいたと思います。

ワクチン接種ははじまっておりますが、全国民が接種できるようになるまでは、まだ時間がかかり、今年も新型コロナウイルスに対応していくには、積極的に検査し、早期発見、早期対応につなげていくことが必要です。

特に、医療体制、検査体制が脆弱である離島の場合、本来であれば、島内で検体採取から検査まで完結することが望ましいと考えますが、クラスターが発生した場合、多くの方々を検査せねばならず、検体を本土まで運び、検査するケースがございました。迅速な検査が求められておりますが、コロナ禍の影響もあり、搬送も航空機の減便影響により、迅速な搬送ができない事態になっているものと危惧しております。

今後、県はどのように対応していくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県では、離島の感染症指定医療機関等が導入するＬＡＭＰ法検査装置等の導入を支援し、県内全ての離島医療圏におきまして検査ができる体制を整備して

おります。

クラスターが発生し、一度に多くの検査を実施する必要がある場合には、検体を県環境保健研究センターへ搬送して検査を実施しております。

県環境保健研究センターへ検体を搬送する際は、ゆうパックにより郵送する方法と、保健所職員が直接搬送する方法がありますが、いずれの場合も郵便局の受付時間、船舶等の出航時間から検体採取のスケジュールを立て、一定量の検体をまとめて、効率的に搬送しているところであります。

今後も、離島地域を含め、県内の検査体制のさらなる充実を推進し、クラスターが発生した場合においても、遠方まで検体を搬送することなく、各地域において迅速な検査を行うことができる体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　ありがとうございます。

引き続き、迅速な検査が行えるような体制構築をお願いいたします。

②簡易検査キットで陽性となった場合の対応。

検査体制について、議論させていただいておりますが、長崎県内において、誰もが安心して検査が受けられる状況ではございません。行政検査対象となるには、疫学的調査や医師が必要と認めた方となります。自費で検査できる民間検査会社も出てきておりますが、今、県に尋ねたとしても最低1万5,000円の費用がかかるところを案内することとなります。

私には様々なお声をいただきます。同じ保育園内で陽性者が判明したとしても、保健所から検査が必要と判断されなければ検査対象とはなりません。

先ほど申し上げた、安心するためであれば、1万5,000円を払って検査を受けてくださいとなります。少しでも安心を得るために、検査を子どもに受けさせたいと思うのは当然だと思います。

一方、1万5,000円というお金は安い金額ではございません。ドラッグストアやインターネットでも3,000円から4,000円でＰＣＲ抗原検査キットが売られております。このような簡易キットで陽性と出た場合、速やかに確定診断を受け、しかるべき治療につなげなければならないと思いますが、県の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして、検査キットのうち、診断を目的とせず、研究用と称する製品がドラックストアやインターネット等を通じまして販売されております。

このような状況を踏まえまして、2月25日、厚生労働省から、これらの製品は、法に基づく承認を受けておらず、性能等が確認されたものではないとのことから、消費者の自己判断によって、感染の有無を調べる目的で使用すべきでない旨を関係者に周知するよう、県に対して依頼がありましたので、改めて、関係者はじめ県民の皆様へ広く周知してまいりたいと考えております。

なお、仮に、このような検査キットを利用しまして陽性の判定が出てしまった場合につきましては、また、感染を疑うような症状があるような場合につきましては、感染している可能性が否定できないことから、これまでどおり、かかりつけ医や受診相談センター、または感染に関する健康相談につきましては、最寄りの保健所に電話でご相談いただきたいというふうに考

えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　2月25日、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部から通知された留意事項は、私も知っております。この議論の本質は、もっと県民の皆様の不安に向きあわなければならないと私は言いたいんです。

③事業者が検査を活用する場合の支援。

先ほどの検査キットも、私、今日持って来ているんですけれども、こういったキットは、（検査キット掲示）飲食店や建設業者、教育機関など、様々な事業者の方々が、従業員、スタッフの安心のために購入している事実がございます。県外へ出張にどうしても行かなければならない場合、戻ってきた際、2週間自宅待機となったケースも聞きましたし、医療・福祉事業者に至っては、県外移動を行った方と接触した場合は出勤停止といったケースも伺います。

経営者の立場となれば、自分の会社で感染拡大しないように取り組むはずです。従業員の皆様が安心して仕事に打ち込めるように、定期的に検査を受けさせて、早期発見にも、そして安心にもつなげようと思います。

何度でも申し上げますが、こういった安心するための検査の場合、長崎県内においては、行政検査の対象にもちろんならず、最低1万5,000円払って自費検査を行ってくださいとのアナウンスになります。

私は、経済活動を止めないためにも、現在の事業者の皆様の需要を考えても、安心するための検査支援を行うことは必要だと考えますが、県の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　企業が事業活動を行ううえで、従業員に対するＰＣＲ検査等を実施することは、各企業の事業内容等に応じて、それぞれが判断されるものと考えております。

検査費用につきましては、感染拡大を防止するために行政が行う検査を除きまして、県が負担することは困難であると考えているところでございます。

なお、県におきましては、2月8日から長崎県薬剤師会に専門相談窓口を開設いたしまして、企業からの自主的なＰＣＲ検査等の相談に対応しているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　こういった検査キットは売られていると、そして、買う方がいらっしゃると、それというのは、やはり安心したいから買っているのでありまして、そういったことにもっと目を向けていただきたいと思います。この実情に目を向けていただきたいと思います。

知事は、2010年2月5日の長崎新聞の記事にあったんですけれども、候補者であった選挙公約の一番最初には、「痛みに敏感な県政」という言葉が掲げられておりました。

沖縄県では、県が主導して、県民向けに2,000円から5,000円でＰＣＲ検査ができる体制を間もなく構築予定です。

長崎県も、まずは適正な診断を行うための検査体制というものは理解しておりますが、余裕がある時は、こういった無症状者、事業者向けの検査を行い、県民の皆様の安心につなげる仕組みづくりなど、できるはずだと思います。お金で買える安心があるならば、買うべきだと私は思います。

私は、昨年4月から、収束こそが一番の経済対策であると、事あるごとに述べてきました。私の考える収束とは、感染者が少ないというだ

けでなく、皆様が安心して暮らせる状況のことです。今は不安が覆っております。「痛みに敏感な県政」となっていただくよう、心からお願い申し上げます。

（4）感染ピーク時の医療提供、クラスター対応について。

12月、飲食店でのクラスター判明から、長崎県内では新型コロナウイルスの感染が拡大し、感染者が急増しました。全国と比較しましても、長崎県内の急激な増加は、医療機関、保健所職員の皆様に多大な負担がのしかかり、医療崩壊、行政崩壊もあり得たのではないか、状況を大変憂慮しておりました。この感染ピークを何とか乗り越え、尽力、また協力していただいた皆様に感謝を申し上げます。

感染ピークを乗り越えたからこそ、検証しなければならないと思います。

①県内で入院が滞る事態があったか、スムーズな入退院が可能な病床数と他診療への影響。

今回の12月から1月にかけてのピーク時に、長崎県内において新型コロナウイルス感染者で入院が必要な方がスムーズに入院できない事態があったか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　新型コロナウイルス感染症における医療提供体制を確保するため、本県では、昨年3月に長崎大学の感染症の専門家等に参加いただきまして、県庁内に私を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」を設置しております。

新型コロナウイルス感染症患者の入院調整は、各保健所で行いますが、保健所での調整が困難な場合や、広域での調整が必要な場合は、県調整本部が保健所や医療機関等と連携しながら、入院調整等を実施しているところであり、これまで感染ピーク時を含めて、入院が必要な患者の受け入れができないといった事例は発生しておりません。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　わかりました。長崎医療圏では、病床が9割埋まったとしても、スムーズに入院ができたという県の認識というものがわかりました。

一般的な病床では、満床になることは余り多くはありません。急な対応が迫られる場合を見越しますし、入退院がスムーズに改善できるよう、ある程度空床を設けておきます。今回、各医療機関の協力のもと、新型コロナウイルス対応病床を確保していただいておりますが、スムーズに入退院が可能な病床数の把握は行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県では、昨年7月に策定いたしました「病床確保計画」に基づきまして、感染拡大状況に応じて必要な病床数を確保しております。

当計画では、感染ピーク時の入院患者数を286名と試算しましたが、最大確保病床数は、これを100床以上上回る395床を確保いたしました。

しかしながら、今回の感染拡大「第3波」では、長崎医療圏の病床占有率が9割近くとなるなど、病床が逼迫したことから、最大確保病床を421床に拡充したところであります。

また、入院期間が長期化したことが病床逼迫の要因になったことから、新型コロナウイルス感染症の退院基準を明確化し、退院基準を満たした患者を受け入れていただく後方支援医療機関を新たに69か所指定するなど、感染拡大時においても速やかに入院できる医療提供体制を確

保してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　わかりました。適切な治療が受けられる体制というものを、引き続き、つくっていただくようお願いいたします。

病気で苦しんでいるのは、新型コロナウイルス感染者だけではございません。病床を確保するには、本来、別の病気で入院治療をされるはずであった方々の病床を充てております。

県民の皆様から様々な声をいただきます。そのご意見の中には、「新型コロナウイルスの影響で、がん検査入院が延期となりました。もし、自分ががんであり、悪化していたら、どう責任をとってくれるのですか」とご意見をいただきました。

私は、答えに窮しました。どうにかして、今、治療を我慢していただいている方々が、適切な医療を受けられる日常に戻るよう、全力で取り組むしかないと、今は道がないものと考えます。

長崎県は、医療提供体制でフェーズを設けており、3月1日、本土地区をフェーズ４から３へ引き下げました。対応していただいているのは現場の皆様であり、すぐに対応病床を増やしたり減らしたりできないことは重々承知しておりますが、県からの依頼で確保しているものであるので、早く適切な医療が受けられる体制に戻すためにも、ピークを経験したからこそ、これまでより早く対応できるものと考えますが、柔軟な対応はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県病床確保計画では、県本土地域と4つの離島医療圏域における、それぞれの感染状況に応じて５段階のフェーズで、それぞれ確保する病床数を設定しております。

フェーズの移行タイミングにつきましては、各医療圏における感染状況、また病床占有率など、医療提供体制の状況を踏まえながら、専門家を加えた県調整本部において決定しているところであります。

なお、フェーズを移行し、新たに新型コロナ病床を確保するためには、通常医療を休止または延期して対応することとなるため、この点で地域医療への配慮が必要になってきているところでございます。

こういった状況もありますので、引き続き、各医療圏の地元医師会、もしくは病床を確保している医療機関と緊密に、より連携しながら、地域の実情に応じながら、しっかりと医療提供体制の確保も考えながら、調整を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　コロナの対応はもちろん大事なのは重々承知しておりますが、コロナ以外の病気で耐えていらっしゃる方々のためにも、柔軟な対応を、今後とも、綿密な連携を取りながら対応していただきたいと思います。

②陽性者の搬送体制について。

陽性と判明した方は、入院か、宿泊医療か、または自宅療養か、適切に判断し、対応いただいているものと認識しております。特に、陽性者の宿泊施設関連への搬送については、県職員の方々も感染リスクを抱えながら対応していただいていることに感謝を申し上げます。

ピーク時には、病院も、保健所を含む行政も多忙を極めていたことは容易に想像できます。今回のピーク時は、離島でのクラスター発生により、現場の方々から混乱している様子もうかがえました。離島や半島では、医療提供だけでなく、搬送体制も手薄になっていることを懸念

しておりますが、緊急時にも適切に対応できていたのか、また、今後も搬送が適切に行われる体制が必要と考えますが、県の方針をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　新型コロナウイルス感染症の陽性者の搬送につきましては、軽症者等が宿泊施設に入所される際、公共交通機関の利用を避けるため、必要に応じ、県が医療機関等から宿泊施設への搬送の調整を行っております。

搬送に当たっては、保健所や各振興局、本庁、保健所設置市の運転手による協力体制を構築し、2月26日現在におきまして、255日の稼働実績があり、これまでも、それぞれの負担が偏らないよう調整を行いながら、搬送が必要な方については対応ができているものと考えております。

なお、離島など保健所や振興局の運転手が少ない地域におきましては、運転手以外の職員による対応を行うなど、引き続き、搬送に支障がないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　県民の皆様に影響が及ばないように適切な体制を整えていただくよう要望いたします。

③クラスター対応時の施設側の費用負担について。

感染症指定医療機関では、高い危機管理意識を持ちながら、日々、ご対応いただいていることに心から感謝と敬意を申し上げます。

これまで、様々な施設で陽性者が判明し、特に、クラスターが発生した医療機関では、職員の方々が休みを返上して対応に当たっていただいております。

クラスターが発生すると、濃厚接触者が出勤できなくなるなど、人員配置が大変になるだけでなく、対応するために多額の費用が発生します。

感染症に対応するためのマスク等の備品、検査費用、家に帰れないスタッフのための宿泊費など、膨大な費用がかかりますが、そういった費用がちゃんと賄われているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　医療機関等におきまして、クラスターが発生した際には、感染症対策に必要となるマスクなどの防護資材は、医療機関のニーズに応じて県の備蓄物資を提供しており、感染拡大防止のため、医療従事者や入院患者等に対しまして、一斉・定期的な検査を実施する場合には、行政検査として全額公費負担で実施していることから、これらの費用にかかる施設側の負担は発生していない状況であります。

また、感染者への対応のために深夜まで勤務した医療従事者が、医療機関が契約している宿泊施設を利用した場合の費用につきましても、一人1泊8,000円を上限に全額助成を行うなど、クラスター発生等に対応するための費用につきまして、様々な支援を行っているところであります。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　わかりました。ありがとうございます。

今後も、医療機関へのリスクは高いと思います。また、同様に、福祉施設へのリスクも高いものと考えます。医療機関と同等の補助が受けられるよう要望し、次の質問に移ります。

(5) 情報発信について。

①ワクチン接種状況、副反応事例の見える化。

これまで、この本会議場でも、委員会審議でも、情報発信のあり方については、理事者側と様々協議させていただいておりました。

今、新型コロナウイルス感染者の情報発信は当初から強く求めていた、「速く、正確に」という要望に応えていただいております。透明性がある情報発信は、県民の皆様に安心を与えることができます。県民の皆様は、今、ワクチンの情報を求めております。日々の接種状況は、迅速で正確な発信をしていただきたいですし、恐れられている副反応の事例なども、ぜひできる範囲で公開していただきたいと考えますが、県の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ワクチン接種につきましては、今月から医療従事者等の優先接種、来月には高齢者の接種が始まる予定でございますが、それぞれの接種状況及び副反応の事例につきましては、県民の皆様が接種を判断される際の重要な情報となりますので、定期的にホームページ等を通じて公表してまいりたいと考えております。

なお、重大な副反応の疑いが生じた場合には、医療機関から医薬品医療危機総合機構を経て国へ報告されることから、国や医療関係者と速やかに協議し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　情報発信については、今後も様々な課題が出てくるものと思います。

私も、日々、県民の皆様が知りたい情報を迅速にお届けしたいと思います。

2、デジタル・オンライン化について。

（1）オンライン診療について。

コロナ禍は、これまでの人の営みを大きく変えてしまいました。大きな影響を受けている部分もありますが、このデジタル・オンライン化は、人と人とが接する機会を減らさざるを得なかった影響もあり、進んだ分野でもあります。今後の技術の進歩とともに、サービスのあり方も様々変化させていかなければなりません。

私自身も課題に感じたことでありますが、新型コロナウイルスの影響で、妊娠・出産、育児についての講義や実習を行う両親学級や保健師さんの訪問も中止となりました。仕方がないこととは理解しつつも、オンライン対応できていれば、出産、子育てへの不安も軽減できたものと思います。

①技術の進歩とともに、オンラインで診療できる体制が必要と思うが、県はどのように考えているか。

本日、皆様に一つご紹介させていただきます。お手元の資料をご覧ください。（パネル掲示）オンラインで視聴されている方は、私の公式ホームページに同じ資料を掲載させていただいております。

自治体や大手企業でも導入がされている遠隔健康医療相談サービスがあります。

例えば、子どもが生まれ、乳児湿疹の症状が出現した際、電話では症状となる範囲や色合いを伝えることが難しいですが、ＬＩＮＥなど、写真で症状を伝える仕組みがあれば、すぐにでも適切な判断ができ、必要な診療に集中することができます。

このサービスを、こども政策局に対して、子育てしやすい環境の整備の一助となり、ＰＲにもつながるのではないかとお尋ねしたところ、「こういった民間サービスが提供するサービスは、妊娠中の子育ての悩み、不安を、通院することなく、いつでも気軽に相談できるものであ

り、相談窓口の一つとして有効であると認識しております」と回答いただきました。

グラフを見てのとおり、導入自治体においても、小児科医を身近に感じるとか、子どもの病気に関する疑問を十分に理解することにつながっていると感じている割合は増えております。

有人離島を多数有する本県においては、特に、戦略性を持って医療提供や相談体制を考えなければなりませんし、技術の進歩とともに、オンラインで診療できる体制が必要と考えますが、県はどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　オンライン診療につきましては、感染リスクへの不安から医療機関の受診を控えている慢性疾患患者の診療等におきまして活用が広がっておりまして、現在、県内では333の医療機関がオンライン診療の届け出を行っているところであります。

また、通院はしなくても、電話や情報通信機器により診察を受けることができることから、医療資源が限られている離島や僻地での活用が期待されております。

今年度から、県内全域の医療機関や薬局をつなぎ、医療情報を共有する「あじさいネット」にオンライン診療システムが導入されたところであり、県といたしましては、医療機関の「あじさいネット」への加入を促進することにより、かかりつけ医等との間でオンライン診療が実施できる環境を整備してまいりたいと考えております。

また、今年度は、長崎大学と五島中央病院を結び、ローカル５Ｇ技術に関する総務省の実証事業といたしまして、４Ｋカメラを搭載した内視鏡による専門的な医療支援の実証等を実施しており、こうした事業の成果を活かして、離島や僻地でのオンライン診療の普及につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　わかりました。民間でも様々なサービスが提供されております。幅広い視点を持ちながら、県民の皆様にとって使い勝手がよい体制構築というものをお願いいたします。

（2）県立高校における一人一台端末を活用したＩＣＴ教育の推進について。

①ＰＣが配布されることで、具体的にどのような部分で生徒の学びが深まるのか。

昨年の今頃は、突然の一斉休校方針がなされ、現場でも混乱が起こっておりましたし、対応を確認するため、土曜日に緊急で文教厚生委員会を開き、協議することからはじまり、その後、一人一台端末導入に際しても、私も熱心に議論をさせていただきました。

県立高校には、今年の夏頃には皆様の手元に届く予定であり、実際、高校生からは、多数楽しみにしている声を私どもは聞いております。

大事なのは、ゴールは端末導入ではなく、生徒たちの学びを深め、どのような未来を描いていけるかであると考えておりますし、これまでできていなかったことができるようになることを期待しております。

そこで、今回、端末が配布されることで具体的にどのような部分で生徒たちの学びが深まることを想定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　パソコンを活用することで、令和4年度から実施される、学習指導要領に掲げられている主体的・対話的な学習による深い学びの実現が図られるものと

考えております。

例えば、インターネットを使った情報検索や、個々の習熟度に応じた問題演習、オンライン動画の視聴による復習等、個別最適化された主体的な学びを通して、生徒の学習意欲の向上につながるものと期待しているところであります。

また、校内外の生徒とオンラインでつながり、プレゼン資料を共有しながら発表したり、ペアやグループでディスカッションを行うことが可能となり、対話的な学びを通して、思考や理解を深めることができると期待しているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　ありがとうございます。

私は、スペックは異なるんですけれども、今回導入される予定のSurfaceを普段から利用しております。高校時代に、この端末を持っていたなら、また違った世界が見えただろうなと、うらやましくも感じます。

②学びを深めるため端末使用のルールはどのように考えているのか。

先ほど、授業における学びの具体例を出していただき、今後に私も期待しているところでありますが、生徒たちはこのハイスペックな文房具を使い、様々な情報を得ることができ、そして、自己表現する幅が広がり、作業をするスピードが上がります。もちろん、デメリットについても大いに学ぶ必要はありますが、日々、ネットワークも含めて自由に使うことができれば、生徒たちは、それこそ勝手に使い方を学び、多様な価値観にも触れることができると考えます。端末使用のルールについて、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　パソコンは学びの質を高めたり、主体的・対話的な学習を促す新たな文房具と考えており、利用制限やルールを最低限にとどめることで、生徒がパソコンを使いやすい環境を整え、活用を促進したいと考えております。

例えば、インターネットへの接続については、Wi－Fi環境がある場所では、学校内外を問わず利用できるようにしたり、パソコンは原則自宅へ持ち帰ることとし、家庭学習等で活用させたいと考えています。

一方、情報セキュリティや情報モラルについても、しっかり指導してまいる所存であります。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　規制はできるだけ少なくして、多様な学びにつなげていくことを確認いたしました。

生徒たちの自主性が求められることになりますので、今後も、生徒たち、もちろん現場の教職員からも意見を伺いながら、私も意見を申し上げていきたいと考えております。

③今後教職員に求められる能力も変わっていくと考えるが、どのように対策を考えているか。

この端末が導入されることで、ネットワークにつながった授業を行うのであれば、徐々に教職員に求められるスキルが変わっていくものと私は考えております。

今、私もネットから様々から情報を収集しておりますが、今後、ある程度同じ知識を習得するには、動画などで一定の水準までは学び、そこでの疑問点や、さらなる深みについて、現場の教職員がサポートしていく、まさに対面でなければ学べないことに注力していく未来を私は想定しております。

今後、教職員に求められる能力も変わっていくと考えますが、どのように対策を考えている

のか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　今後、教職員には、生徒の学びの質を上げるために、パソコンを授業のどういう場面で、どう効果的に活用するかなど、授業を組み立てる力が求められると考えております。

具体的には、50分の授業の中に、一斉指導だけでなく、ＩＣＴを活用した個別学習や、グループでの協働学習を効果的に取り入れるなど、新しい授業形態を構築していく必要があります。

その実現のため、県教育委員会では、来年度、ＩＣＴ教育推進室の設置を検討しております。

室の職員が、学校のニーズやオーダーに応じて繰り返し学校訪問等を行い、実際の授業を参観して指導・助言を与えたり、授業改善に向けた校内研修の支援等を行うことを予定しております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　とても前向きな取組でございますので、まず、生徒たちがＰＣを開いて勉強や、もちろん社会人や企業家と連携して学びを深めていく姿が見られるようになるかもしれません。そういった姿を私も楽しみにしておりますし、また、同時に、今回の取組が教職員の負担軽減にもつながっていくようお願いいたします。

3、人口減少・流出対策について。

（1）妊婦応援新生児特別定額給付金の来年度支給について。

①コロナ禍の状況改善は見込めず、負担大きいものと考えるが、来年度の方針について。

昨年6月に私も子どもを授かり、9月の一般質問で、そこに至るまでも様々な費用負担があったと、私自身、領収書ベースで積算し、28万円の自己負担が必要であったことを述べさせていただきました。

その後、コロナ対策の一環でありますが、全国に先んじて、市町と連携して、国の特別定額給付金の対象とならなかった、新たに生まれた新生児に10万円を給付する取組ができました。今年度なので、間もなく対象が終わってしまうのですが、これまでの質疑の中でもありましたように、新型コロナウイルスに対応していくのは次年度も変わりなく続き、出産に関わる負担は重いものと考えます。また、今年度は支給して、来年度は支給しないのも不公平感が出てきてしまうものと考えますが、県の方針について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　妊婦応援新生児特別定額給付金は、国の特別定額給付金について、基準日以降に出生した新生児が対象外であることに不公平感がある中、国から新生児への給付金事業に、地方創生臨時交付金の充当を認める通知が出されたことや、未実施の市町から県の支援を望む声があったことなどを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、通院等の不安や負担を抱える妊婦の方々に、安心して出産していただくことを目的に事業化したものでございます。

来年度において、これらと同様な状況になった場合には、その時点で事業の必要性や他の施策との優先順位等を考慮しながら、事業の実施について総合的に判断していくものと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　今の状況は、わかりました。体制が整えばやるんだと、前向きな答弁だと私は受け取りたいと思います。

先日の中島廣義議員の一般質問で、子どもを育てるにはお金がかかるんだというお話がございました。ま廣にそのとおりでございます。ぜひとも、今後とも、各市町と連携しながら、負担軽減に努めていただくようお願いいたします。

（2）子育てしやすい県として情報提供の在り方。

①情報提供の一元化。

日々、子育てする中で、私も、娘の成長はうれしく、癒しとなっております。

出産前後は、それこそ産む準備に注力しておりましたので、改めて振り返ると、様々な課題があったと認識することができました。費用負担の件は、これからも取り組んでまいりますが、よかった点としては、県と市町もいろんな取組をしているんだなと認識できたことです。

日頃から様々な取組をしていただいておりますが、例えば、母子手帳をもらう時、たくさんパフレットをもらいます。しかし、先ほど申し上げたように、出産前後というものは、産むことに力を注いで、その準備に追われ、様々な情報に目を向けられておりませんでした。

それは、私だけではなく、ほかのご家庭でもそういった状況があったと伺いましたので、今後、新たな命の誕生を県として温かく迎えられるよう、行政等が行っている様々な取組を、わかりやすく、情報の一元化を行っていただきたいのですが、県の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　県では、子育て世代のニーズに合わせ、子育て情報の一元化と利便性の向上を目指し、平成27年度から県内の子育てに関する様々な情報を発信する子育て情報サイト「ココロンネット」と、それを利活用するスマートフォン向けアプリ「ココロンアプリ」を運営しております。

このココロンネットでは、各市町の子育て情報サイトへリンクしているほか、子育て応援の店や各種相談窓口、子育てサークル、休日・夜間診療などの子育てに必要な情報を集約して提供するとともに、アプリにおいては、育児日記や予防接種記録などの情報を利用者自身が記録・保存できる独自機能なども併せて提供しております。

県としては、これらを活用し、内容の充実を図りながら、県、市町、民間団体の子育て情報をわかりやすく発信してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　②ココロンネット・アプリの改善。

ココロンネット・アプリは、私も使用させていただいております。特に、県民の皆様が利用されるのは、地元の飲食店や店舗から様々なサービスが受けられる、「子育て応援の店」利用に関する情報であると思います。

例えば、麺也オールウェイズでは、サービスラーメンを無料でご提供いただけます。近くのコンビニでも、ミルク用にお湯を提供いただけるなど、利用者側とお店側を結び、お店のＰＲにもつながるウィン・ウィンの関係が築けるサービスであると認識していますが、私が今いる近くでどういったサービスが受けられるのか、検索しやすさに課題があります。子育てしやすい県として、協力いただいている様々な店舗のためにも、さらに使いやすいココロンネット・アプリとなっていただきたいのですが、県の方針をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　ココロンネ

ットとアプリについては、これまでも「子育て応援の店」を利用するための電子パスポートの申請システムや、各市町において、随時、地域の子育て情報を掲載できる機能を追加するなど、利便性の向上を図っております。

しかしながら、利用者から使いやすさの改善を求めるご意見も寄せられていることから、次年度においては、「子育て応援の店」の検索機能の充実を含め、改修することとしており、引き続き工夫を重ね、子育て世代の皆様に親しんでいただけるよう努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

③県庁・おのうえの丘で子どもが遊べる場としての環境整備と発信。

私は、普段からこの県庁周辺を歩くことが多いのですが、県庁と県警の間にある「おのうえの丘」は美しく、普段からきれいに整えてくださるスタッフの皆様に感謝を申し上げます。

その「おのうえの丘」で、親子で遊んでいる様子をたびたび目にします。ベビーカーを押しながら、憩いのひとときを過ごすこともあれば、子どもが草スキーのようなことをしている様子も目にしました。大変ほほえましく、多くの県民の皆様が県庁を利用していただくことはよいことだと考えております。

そこで、さらに多くの県民の皆様に利用していただけるよう、移動式でも構わないので、遊具の設置や、子どもや親子での利用を後押しできるような発信を行っていただきたいのですが、今後の県の方針について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（斎藤　晃君）「おのうえの丘」は、防災緑地として整備され、その設計に当たりましては、有識者による専門家会議等において、防災機能を保ちつつ、長崎の玄関口の観光スポットとして、長崎の文化や風景を大切にした空間づくりがコンセプトとされております。

このため、緑地内には、遊具は設置せず、今後も設置する予定はございませんが、緑地内には四季折々の風景を彩る県内21市町の木や花が植えられ、また、長崎の石文化を伝える諫早石や長崎伝統のハタの模様50種を、県北鷹島の阿翁石に刻んだレリーフを設置するなど、親子でも自然や文化にふれあい、楽しめるようにつくられております。（発言する者あり）今後とも、このような情報を発信し、日常的な憩いの場として親しんでいただけるよう、より一層利用促進に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　小さなことかもしれませんが、こういった一つひとつの積み重ねが、ちょっとした意識の差が、大きな改善につながっていくものと私は考えております。

人口減少対策という大きな課題はございますが、小さな改善を全部局が心がけて、子どもが利用しやすい環境とはと少し意識を持つことで変わっていくものです。引き続き、そのような視点を持ちながら、施策を考えていただくようお願いいたします。

4、観光とスポーツ振興対策について。

（1）プロバスケットボールチーム長崎ヴェルカ誕生に対する県の取り組み。

10月30日、長崎駅かもめ広場で、多くの県民が集う中、イベントが行われ、プロバスケットボールチーム名が「長崎ヴェルカ」と決定しました。今後、2024年に完成する長崎スタジアムシティをホームにしてＢリーグを戦うことになりますが、それまでは、会社は佐世保を拠点と

しながらも、長崎県各地を回りながら、チームも強くなっていくものと思います。

①スポーツ振興や経済振興にも寄与するものと考えるが県の後押しについて。

私も大人気漫画スラムダンク世代の一人として、部活でバスケットをしておりましたし、長崎は高校までバスケットが盛んであると認識しております。今後、スポーツ振興にも県民一体となって盛り上がることにも、経済振興にもつながることと期待しておりますが、県の後押しとして、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）「長崎ヴェルカ」につきましては、Ｂリーグ3部からのスタートになりますけれども、10月からはじまるリーグ戦は、県内各地で試合が開催されることとなっておりますので、多くの県民の皆様に観戦いただきたいと考えております。

「長崎ヴェルカ」の活躍は、地域活性化につながるものであり、今後、県といたしましては、チームの知名度や県民の関心を高めるためのイベント開催、招待事業などを行うなど、県民の皆様と一緒になって力強く応援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　ありがとうございました。

昨年、9月定例会の一般質問で、私はアーバンスポーツを取り上げました。今後も、「長崎ヴェルカ」を後押ししつつ、県内に3×3のコート設置など、機運醸成を図っていただくことを市町と連携しながら行っていただくよう要望いたします。

(2) ヴィーガンに対応した施策。

長崎県は、観光県であり、ポストコロナを見据えた様々な戦略を練っていかなければなりません。近年、高まっている健康志向は、日本ではもちろんのこと、世界でもさらに進み、肉、魚、卵、乳製品など、動物性食品を食べないヴィーガンの方々も増えております。

大都市圏では、様々なイベントも行われ、普段は様々な食を楽しんでいますが、その選択肢としてヴィーガン料理を食べたい方も出てきております。

長崎県においても、様々な食習慣を有する外国人旅行者の受け入れ体制を強化し、全ての外国人にとっても魅力的な場所になることが、観光振興のため重要であると考えております。

ヴィーガンの方々にも楽しんでいただける体制や情報発信は必要だと考えますが、県の対応について、伺います。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（前川謙介君）　ヴィーガンを含めたベジタリアン等の外国人観光客に、本県を快適に周遊・滞在していただくため、県では、これまで、多言語Ｗｅｂサイトにおきまして、ベジタリアン等に対応できる飲食店の情報を発信してきたところでございます。

一方で、ヴィーガン、ベジタリアン等の方々は、様々な背景や目的を持たれており、その類型が多岐にわたるところから、対応可能な飲食店が少ないというのが現状でございます。

そのため、今後は、飲食店等の民間事業者を対象に、ベジタリアン等の類型、あるいは食事制限やニーズ、こういったものを正しく理解していただくためのセミナーを開催いたしまして、例えば、新しくメニューを開発するのではなく、既存メニューの食材の一部の変更ですとか、メニューへの対応可能な旨の表記ですとか、そう

いった取り組みやすいことから着手いただくことを促してまいりたいと思っております。

県におきましても、ＷｅｂやＳＮＳなどを活用した情報発信を強化いたしまして、コロナ後の旅行先として本県を選んでいただけるような取組を、引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　ありがとうございます。今回が第一歩だと思っておりますので、粘り強くお願いいたします。

（3）マイクロツーリズムの推進について。

①情報発信について。

本来、世界を含めて、多くの皆様に長崎県においでいただき、魅力を堪能いただきたいところでありますが、コロナ禍においては、感染予防に努めながらということが必要であります。

改革21として、マイクロツーリズム推進の提案をさせていただいて、昨年は「ふるさと再発見の旅」が好評でした。2月補正予算で可決した「ふるさとで　“心呼吸”の旅」は、まさにマイクロツーリズムに合致するものであります。

宿泊事業者も、県民の皆様も感染予防に努めながら、長崎の魅力を再認識いただく、よいきっかけになればと思っておりますが、キャンペーンの周知をどのように行っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　昨年実施しました県民向けキャンペーンは、新聞、テレビなど、県内の多くのメディアに取り上げていただいた結果、想定を上回る多くの県民の皆様にご利用いただきました。

現在、今回のキャンペーンにつきましても、報道各社にパブリシティにご協力いただいているところでございますけれども、このほか、県のＳＮＳや「ながさき旅ネット」の活用、新聞広告などを通じて、広く県民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　3月8日スタートということで、担当部局の皆様の迅速な対応に感謝を申し上げます。

5、長崎のまちづくりと環境対策について。

（1）大村湾の環境改善について。

①水質改善の進捗と今後の対応について。

先ほど、観光対策についてはお話をさせていただきましたが、大村湾には、さらに観光を促進できる潜在能力があるものと私は考えております。長崎独特の地形が育んだ閉鎖性海域は、全国的にも珍しく、波が穏やかであることから、「琴の海」と表現されております。私も様々なレジャーを楽しんでおりますが、産業を興すにしても様々な可能性を秘めております。

そもそも多くの皆様に親しんでいただくには、きれいな自然を守る取組が必要となります。

県職員であった私の父は、大村湾の環境改善に取り組んでおりました。私も衛生公害研究所時代、父の大村湾の水質改善に取り組む姿を見ておりました。

生活排水が流れ込み、大村湾の水質はよくないイメージがまだありますが、これまでの取組と今後の対応について、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮﨑浩善君）　大村湾の水質改善につきましては、これまで、「大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、「生活排水等の流入負荷抑制」、「面源からの流入負荷抑制」、「貧酸素水塊・底質悪化等への対策」などに取り組んでまいりました。

これにより、水質汚濁の指標でありますＣＯＤの湾内平均値が、平成15年度には3.2mg／Lであったものが、令和元年度には2.0mg／Lとなり、行動計画に掲げる目標を達成しておりますけれども、湾奥部等におきましては2.0mg／Lを上回るところも見られる状況にあることから、今後も引き続き、水質改善に努めてまいりたいと考えております。

また、関係自治体等と連携いたしまして、県民の皆様が、より海の豊かさや親しみやすさを感じられる取組を進めるとともに、大村湾を地域資源として活用した交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　ありがとうございます。少しずつ進んできているということで、父も喜んでいると思います。

ウィキペディアでは、まだ環境改善が待たれるとの記載になっていますので、イメージを払拭できるよう取組の継続をお願いいたします。

（2）受動喫煙対策。

①外での喫煙、歩きたばこ規制に一層踏み込む施策と発信について。

本日も、皆さんマスクをされ、感染予防対策に日々、気をつけられていることと思いますが、飛沫に対しての目は厳しくなってきております。

たばこについては、以前から受動喫煙を防止しようと、様々な対策を行政は行ってきておりますが、コロナの影響により、飛沫は目に見えませんが、たばこの煙やにおいは体にぶつかり、認識してしまうので嫌悪感が増してきております。

歩きたばこはマナー違反であり、喫煙できる場所を明確にし、それ以外は喫煙できないなど、観光県としても、さらに踏み込んだ対策を行うことが望ましいと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　改正健康増進法では、望まない受動喫煙防止を図ることを目的といたしまして、屋外におきましても、喫煙する際には周囲の状況に配慮することが義務化されております。

県は、これまでも、長崎県健康増進計画「健康ながさき２１」に基づきまして、不特定多数の人が利用する公共的な空間での受動喫煙防止措置が推進されるよう普及啓発に努めてきたところであります。

今後も、引き続き、法の趣旨、また計画に沿って、原則屋内禁煙はもとより、屋外で喫煙する際の配慮義務につきましても、各種広報媒体等を活用しながら、広く県民への周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　赤木議員―3番。

○３番（赤木幸仁君）　（3）臨港道路畝刈時津線の渋滞緩和。

私の地元の話をさせていただきます。

長崎漁港から全国へ新鮮なお魚を配送する臨港道路畝刈時津線は重要道路となります。しかしながら、慢性的な渋滞に悩まされております。ここの改善が必要だと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（斎藤　晃君）　今後とも、関係部局と連携して、しっかりと対策してまいりたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　時間です。（発言する者あり）

以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、知事より、第94号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第94号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」は、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制強化のため、重点医療機関等における感染症患者専用病床確保等の支援に要する経費について計上し、一般会計42億6,250万9,000円の増額補正をしております。

これを現計予算及び、既に提案しております2月補正予算と合算いたしますと、一般会計8,859億1,871万7,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君）　次に、さきに上程いたしました第2号議案乃至第25号議案、及び第27号議案乃至第63号議案、並びに第65号議案乃至第72号議案、第78号議案乃至第91号議案、及び第94号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第73号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」、及び第74号議案「海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」、並びに第93号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第73号議案及び第74号議案、並びに第93号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より3月18日までは、委員会開催等のため本会議は休会、3月19日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後　３時５０分　散会 ―

第２４日目

令和３年２月定例会　　令和３年３月１９日

議　事　日　程

第　２４　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　第９５号議案上程

３　知事議案説明

４　第９５号議案　質疑・討論、採決

５　第７３号議案、第７４号議案及び第９３号議案　質疑・討論、採決

６　委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

７　発議第２０１号上程、質疑・討論、採決

８　議会閉会中委員会付託事件の採決

９　閉　　会

令和３年３月１９日（金曜日）

出　席　議　員（４４名）

１番	宮　島　大　典	君
２番	宮　本　法　広	君
３番	赤　木　幸　仁	君
４番	中　村　泰　輔	君
５番	饗　庭　敦　子	君
６番	堤　　典　子	君
７番	下　条　博　文	君
８番	山　下　博　史	君
９番	北　村　貴　寿	君
１０番	浦　川　基　継	君
１１番	久保田　将　誠	君
１２番	石　本　政　弘	君
１３番	中　村　一　三	君
１４番	大　場　博　文	君
１５番	山　口　経　正	君
１６番	麻　生　　隆	君
１７番	川　崎　祥　司	君
１８番	坂　本　　浩	君
１９番	深　堀　ひろし	君
２０番	山　口　初　實	君
２１番	近　藤　智　昭	君
２２番	宅　島　寿　一	君
２３番	松　本　洋　介	君
２４番	ご　う　まなみ	君
２５番	山　本　啓　介	君
２６番	前　田　哲　也	君
２７番	山　本　由　夫	君
２８番	吉　村　　洋	君
	欠　　番	
３０番	中　島　浩　介	君
	欠　　番	
３２番	山　田　博　司	君
３３番	堀　江　ひとみ	君
３４番	山　田　朋　子	君
３５番	西　川　克　己	君
３６番	外　間　雅　広	君
３７番	瀬　川　光　之	君
３８番	坂　本　智　徳	君
３９番	浅　田　ますみ	君
４０番	徳　永　達　也	君
４１番	中　島　廣　義	君
４２番	溝　口　芙美雄	君
４３番	中　山　　功	君
４４番	小　林　克　敏	君
４５番	田　中　愛　国	君
４６番	八　江　利　春	君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道	君
副知事	上　田　裕　司	君
副知事	平　田　　研	君
統轄監	平　田　修　三	君
危機管理監	多　田　浩　之	君
総務部長	大　田　　圭	君
企画部長	柿　本　敏　晶	君
地域振興部長	浦　　真　樹	君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司	君
県民生活環境部長	宮　﨑　浩　善	君
福祉保健部長	中　田　勝　己	君
こども政策局長	園　田　俊　輔	君
産業労働部長	廣　田　義　美	君
水産部長	斎　藤　　晃	君
農林部長	綾　香　直　芳	君
土木部長	奥　田　秀　樹	君
会計管理者	吉　野　ゆき子	君
交通局長	太　田　彰　幸	君
地域振興部政策監	村　山　弘　司	君
文化観光国際部政策監	前　川　謙　介	君

産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員	中牟田真一　君
公安委員会委員	山中勝義　君
警察本部長	早川智之　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長（労働委員会事務局長併任）	大﨑義郎　君
教育次長	林田和喜　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	石田智久　君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹　君
警察本部総務課長	川本浩二　君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司　君
次長兼総務課長	柴田昌造　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

―　午前１０時　０分　開議　―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事並びに警察本部長より、新任の幹部職員を紹介いたしたい旨、申し出があっておりますので、これを受けることにいたします―知事。

○知事（中村法道君）　本日付で発令いたしました幹部職員をご紹介いたします。

危機管理監　多田浩之君でございます。（拍手）

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　警察本部長。

○警察本部長（早川智之君）　本日付で発令いたしました警察本部の幹部職員をご紹介いたします。

生活安全部長　井手孝志君。（拍手）地域部長　池園直隆君。（拍手）刑事部長　山口義之君。（拍手）交通部長　荒木　秀君。（拍手）警備部長　杉町　孝君。（拍手）首席監察官　川口利也君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　次に、知事より、第95号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　本日提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第95号議案は、長崎県教育委員会教育長の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

教育委員会教育長といたしまして、平田修三君を任命しようとするものであります。

適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員会教育長を退任されます池松誠二君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。

この機会に、厚くお礼申し上げます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

ただいま上程いたしました第95号議案「長崎県教育委員会教育長の任命について議会の同意

を求めること」につきましては、委員会付託並びに質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり、教育長として、平田修三君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第95号議案は、原案のとおり、同意を与えることに決定されました。

次に、第73号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり、委員として、瀬戸牧子君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第73号議案は、原案のとおり、同意を与えることに決定されました。

次に、第74号議案「海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、長崎県南部海区漁業調整委員会の委員として、長崎県北部海区漁業調整委員会の委員として、五島海区漁業調整委員会の委員として、対馬海区漁業調整委員会の委員として、原案のとおり、それぞれ同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第74号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

次に、第93号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり、監査委員として、吉村　洋君、坂本　浩君に、それぞれ同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

浅田委員長―39番。

○総務委員長（浅田ますみ君）（拍手）〔登

壇〕　総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外7件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第19号議案「長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例」に関し、「悪質な客引き行為を規制するために所要の改正を行う」とあるが、現行の条例ではなぜ取り締まることができないのか、改正の背景は何かとの質問に対し、風俗営業においては、そもそも法律によって客引きを禁止しているが、それを補完する現行の条例では、客引きを禁止する対象の業種が限られている。また、風俗営業と関係のない現行の条例で規制できない業種においても、悪質な客引きが常態化していることから、それらを取り締まり、安全安心な社会をつくるため、所要の改正を行うものであるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事項で論議がありました主なものについて、ご報告いたします。

まず、企画部関係の所管事項について、「ながさきSociety5.0推進プラン」に関し、これからは、情報をどれだけ的確に、かつ幅広く集約し、施策に反映し、地域に還元していくかが重要視される。

ＩＣＴ利活用をスピーディに実施するためには、発信する側、受ける側のスキルも求められるため、県や市町の行政側と民間企業など、産業側にそれがあるのか、なければ、どのように醸成していくのかとの質問に対し、官民双方の理解を深めていくことが重要で、豊かで質の高い県民生活、競争力の高い産業界、円滑な行政、これらの実現がSociety5.0であり、それを実現するためのアクションがデジタルトランスフォーメーションである。デジタルという名がつくものの、実際には経営改革、手法の変革である。

今後、庁内はもちろん、県民や事業者に対して、どう働きかければ変革を促すことができるかが重要であることから、推進する県や市町の職員が、しっかりとその役割を果たすためにも、新年度早々に、まずは、行政職員の活用能力を高めていきたいとの答弁がありました。

次に、地域振興部の所管事項について、過疎対策に関し、本年3月末で期限を迎える「過疎地域自立促進特別措置法」に関し、今国会に、人材の確保・育成などの目標を掲げた新たな過疎対策法案が提出されたところであるが、県内市町における地域づくりの核となる人材の、地域内外からの発掘や育成などに向けて、県としてどのように取り組んでいこうと考えているのかとの質問に対し、市町に対しては、市町の自主性や自立性を尊重しながら、専門的な人材など、確保が難しい分野の人的支援を行うことが重要と考えている。

また、地域社会の担い手となる人材の確保・育成については、移住者の地域定着などに取り組むことで、外部人材も活用するとともに、集落対策における人材育成なども組み合わせながら、人材の確保・育成に取り組んでいきたい。

今後、県として、人材面を含め地域が抱える課題を各市町と共有し、協議を重ねていくことにより、持続可能な地域づくりにつながるよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、総務部関係の所管事項について、地方機関の再編に関し、再編の対象地域となる自治体や地元住民からは、県の財政状況などから一定の理解もあるが、地域を見守る振興局が整理縮小されることに不安の声が挙がっている。

今後、より慎重に、スケジュールありきではなく、意見交換の回数を重ねながら、関係自治体等の声に対応できるようにすべきだと考えるが、県としての見解はどうかとの質問に対し、地元自治体を含めた関係者の声に対し、何ができるか、できないか、その両面を含めて意見交換を重ねながら、皆様に理解をいただけるよう、しっかり検討していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、人身安全関連事業への取組について、一、離島の夜間緊急搬送ヘリについて、一、長崎県行財政運営プラン2025（案）についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」、及び第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、文教厚生委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり、可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

浦川委員長―10番。

○文教厚生委員長（浦川基継君）（拍手）**〔登壇〕**　おはようございます。

文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第17号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外13件であります。

慎重に審査いたしました結果、第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、及び第25号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案については、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第47号議案乃至第50号議案「財産の取得について」に関し、県立高等学校におけるタブレットパソコン等の導入について、入札結果

は、4件中3件を同一業者が落札している。落札結果に対しての県の見解はどうか。また、今後、生徒がタブレットを持ち帰ることが想定されるが、故障や破損、盗難等の保険の問題と市町が独自に行っていた自宅での学習に備えた環境整備の動向についてはどのようになっているのかとの質問に対し、タブレットパソコン同一業者による落札については、落札率が、教師用約90％、生徒用約85％と企業努力を反映したものであり、適正な入札であったと考える。タブレットパソコンの保険については、責任の所在等の問題もあり、詳細な内容については、今後早急に検討していきたい。

また、市町が独自で行っている家庭での環境整備については、それぞれの市町が現在協議を行っているところであり、これから検討がなされていくものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係の県立大学の県内就職率向上について、コロナ禍において、県内企業からの求人が減っていると推測するが、県立大学の現状と今後の求人企業の開拓について、どのように取り組んでいるのか。

また、就職内定率向上のため、学生への個別支援やさらなる県内就職促進のため、個別指導を強化する必要があるのではないかとの質問に対し、県内求人数は、令和元年度が272件に対して、令和2年度が189件、全国からの求人数は、令和元年度が1,445件、令和2年度が1,139件と、いずれも減少している。

求人企業の開拓については、昨年度から県立大学ＯＢ等が就職した企業を中心に企業訪問を実施し、状況の把握やインターンシップ受入れの聞き取りなどの取組を行っている。

学生への個別支援等については、基本的には、学生からの相談があった場合に、就職活動や企業研究の方法に加え、学生の能力を活かせる県内企業の情報等を提供している。

これまで県内企業の細かな情報が学生に伝わっていない面もあったと思われるので、今後、大学側とも協議しながら、より多くの学生に県内の企業情報を提供していきたいとの答弁がありました。

次に、コロナ禍での学生・生徒の支援について、県立大学において、コロナに関連する学生からの相談件数とその内容はどのようなものかとの質問に対し、アルバイトができなくて収入が減り、生活が厳しいなど、アルバイトに関する相談16件の報告があっている。また、家計急変を理由に退学した学生はいないが、現在、休学中の学生が2名いるとのことであるとの答弁がありました。

これに対し、アルバイトは、飲食店などを中心に減少していると思われ、困窮している学生が多いと思うが、県としてはどのような対応が考えられるかとの質問に対し、年収380万円未満世帯の学生に対しては、修学支援新制度として、授業料の全額免除や段階に応じた減免措置を行っており、今年度については、県独自の支援も行っている。また、日本学生支援機構の貸与型の奨学金制度など、家計急変に対応した様々な支援制度の活用を促していきたいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係の「長崎県再犯防止推進計画案」について、保護司については、定数890人に対し797人と89.6％の充足状況であるが、長崎県職員の保護司の人数はどのようになっているのかとの質問に対し、教員を含む現職の長

崎県職員の保護司の人数については、8人となっている。確保がなかなか難しい状況で、今年度は、退職者団体に周知チラシを配布いただいたが、若手や女性の保護司の確保が課題であり、今後も、関係機関と連携し取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、ワクチンの優先接種と情報発信等について、医療従事者の優先接種や高齢者などの接種後については、市町の判断に任されるとのことであるが、緊急を要する医療従事者や警察、消防、救急などに従事している方々の子どもを預かる保育園やこども園従事者の優先接種の順位を上げる必要性があるのではないか。また、ワクチン接種相談窓口の検討状況はどうなっているのかとの質問に対し、市町が、それぞれの地域の実情に応じた接種を行えるようになるのが望ましいと考えており、国と協議するとともに、統一した考え方については、市町の意見を伺いながら検討していきたい。また、相談窓口については、民間業者に委託を行い、コールセンターとして、今月15日から運用を開始する。ワクチンの接種状況に関しては、県民の関心が非常に高くなっており、今後、ホームページ等で定期的に情報を発信していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の取組について、一、少人数学級について、一、教員の適正な配置について、一、ふるさと教育、キャリア教育について、一、県立中学校の成果について、一、コロナ禍の孤独、孤立問題について、一、第8期長崎県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（案）について、一、ＤＶ対策基本計画について、一、ヤングケアラー実態調査についてなど、教育及び福祉・保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　この際、念のため申し上げます。

本委員会と環境生活建設委員会に分割して付託いたしておりました第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、環境生活建設委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしておりました第17号議案及び第18号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第18号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」につきまして、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第25号議案は、原案のとおり、可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり、可決されました。

次に、環境生活建設委員長の報告を求めます。

中村一三委員長―13番。

○環境生活建設委員長（中村一三君）（拍手）

〔登壇〕　皆さん、おはようございます。

環境生活建設委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外25件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第53号議案「契約の締結について」及び第55号議案「契約の締結の一部変更について」に関し、郡川河川改修事業に関して、この地区では、新幹線関係を含めた工事の集中により、工事車両の通行が多く、付近には小中学校もあることから、地元から安全面について不安の声が挙がっているが、安全対策についてどのように考えているのかとの質問に対し、ＪＲへの安全対策強化の申し入れと併せ、関係事業者などで安全対策協議会を設置し、地元自治会等と意見交換を行いながら、地元の安全を第一に工事を進めていくことを徹底していきたいとの答弁がありました。

次に、第68号議案「長崎県観光振興基本計画について」に関し、九州平均、全国平均より低い本県のリピーター率を向上させるため、今後、どのような取組を行っていくのかとの質問に対し、長崎でしかできない体験や食・歴史・文化を体感していただくため、市町と連携した観光まちづくりを推進するとともに、情報発信をしっかりと行っていきたいとの答弁がありました。

さらに、新型コロナウイルス感染症を踏まえたニーズへの対応として、ワーケーションをどのようにして本県に誘導していくのかとの質問に対し、現在、受け入れる宿泊施設がワーケーション対応のための施設改修を行う場合、整備に係る支援を行っているが、今後、誘致等を行う他の部局と連携しながら、各地域での実施について取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、第61号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、対象施設である金泉寺山小屋については、利用者が多い中、築50年近くが経過し、各所に不具合も生じていることから、建て替え等を含めた抜本的な計画が必要ではないかとの質問に対し、今後も定期的に建築基準法の法定点検等を行い、利用者の安全を第一に計画的な改修を進めるが、建て替え等については、今後の施設の在り方を含め、諫早市や関係者と慎重に検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありま

した主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部関係について、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長崎県計画（案）」に関し、工事現場で、作業員が事故に遭っていることから、安全対策に積極的に取り組む建設業者を高く評価する仕組みづくりが重要ではないかとの質問に対し、建設工事従事者の安全確保は基本であり、現場の安全教育、リスクの見える化等にしっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに対し、建設業では、週休二日制が進まず、労働環境が厳しいことが事故の要因と考えられるので、この計画でしっかりと問題提起をし、今後、労働環境改善に向け、業界へ働きかけていただきたいとの意見がありました。

次に、文化観光国際部関係について、東京2020オリンピック聖火リレーに関し、コロナ禍における実施の課題はどのようなものかとの質問に対し、ランナーが走る沿道やイベント会場など、人が密集することに対しての感染症対策が課題と認識しているとの答弁がありました。

さらに、著名人を含むランナーが走ることについて、どのような事業効果があるのかとの質問に対し、オリンピックの機運醸成や地域の賑わいに寄与するとともに、離島を含む県内各地が放映されることにより、多様な歴史・文化など本県の魅力を世界中に発信できる絶好の機会となる。市町と連携して、ＰＲ効果を最大限に発揮できるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、県民生活環境部関係について、人口移動に関し、昨年7月から市町と連携して、転入・転出に係る調査を試行しているとのことだが、県外転出の主な理由は何かとの質問に対し、この移動理由アンケートにより、客観的事実に基づいて分析することが可能となっており、8月からの4カ月分の集計では、転勤が23%、家族の都合が20%、転職が17%などとなっているとの答弁がありました。

これに対し、本県の人口流出の一番の問題は、高校生が進学、就職で県外に出て行き、戻って来ないことである。

今後、本格実施される調査結果に基づき、その理由をしっかり分析のうえ、関係部局と十分議論しながら、県ができることをしっかりやっていただきたいとの意見がありました。

次に、交通局関係について、高速シャトルバスの利用状況に関し、経営が厳しい中、高速シャトルバス大村～長崎線は、平成22年の開始時と比較すると、10年間で便数は9便から65便と7倍に増え、利用者数は、4万2,000人から34万人で8倍と顕著な実績を上げているが、その要因は何か。また、利用者層はどういう方が多いのかとの質問に対し、住宅地を通ること、2つの高速インターが市街地に非常に近いことなど、利便性が高い路線であることが主な要因であり、利用者層は、通勤・通学・商業施設利用者が多いとの答弁がありました。

さらに、新年度に向け、通勤・通学等に係る新たな利用者を獲得するため、大村市と連携してメリットをアピールしていくべきではないかとの質問に対し、広報誌への掲載、学校や企業への周知など大村市と連携しながら、できることに取り組みたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、和解及び損害賠償の額の決定について、一、第4次長崎県男女共同参画基本計画について、一、ペット同行避難についてなど、環境生活建設行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第22号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第51号議案「契約の締結について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第51号議案は、原案のとおり、可決されました。

次に、第68号議案「長崎県観光振興基本計画について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第68号議案は、原案のとおり、可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

久保田委員長―11番。

○農水経済委員長（久保田将誠君）（拍手）

〔登壇〕 おはようございます。

農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第37号議案「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」外8件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第40号議案「長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」に関し、今回の漁港管理条例を改正する背景はどのようなものかとの質問に対し、この条例の改正については、昨年4月に長崎港に停泊していた「コスタ・アトランチカ号」での新型コロナウイルス感染のクラスター発生事例を受け、令和2年11月定例会において、港湾課所管の「長崎県港湾管理条例」が改正されたことから、今後、漁港においても、このような問題が発生する可能性を考慮して、今回、同様の改正を行うものであるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、産業労働部の所管事項について、「Ｎぴか」の実績と効果に関し、「Ｎぴか」は、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内の企業を県が認証する制度である。認証数と効果についてはどのようになっているのかとの質問に対し、この制度は、平成28年11月に

創設し、現在91社を認証している。大学生等の企業への応募理由のうち3割が、「『Ｎぴか』企業であるため」という声もあるなど、認証企業にとっては、採用面で一定の効果があると認識しているとの答弁がありました。

これに対し、「Ｎぴか」認証企業からは、「高校・大学の教職員や就職担当者との接触機会が増えてきた」との声もあっている。企業側としては、働きやすさの目安となる非常にメリットのある制度であるため、今後とも、活用に力を入れてもらいたいとの意見がありました。

次に、水産部の所管事項について、漁協組合の合併の必要性に関し、長崎県の漁協組合数は64組合であるが、組合員数も減少し、漁協組織の弱体化が見られていることから、漁協の合併が必要だと考えるが、進捗状況はどのようになっているのかとの質問に対し、現在、10地区において協議が進められているところであるが、経営状況が異なるなど様々な課題があり、合併が進まない状況であるとの答弁がありました。

これに対し、複雑な地域課題等があり合併が進まないということだが、今後どのように進めていくのかとの質問に対し、合併の優良事例に関する情報を発信するなどの取組に加え、ソフト・ハードの支援も活用しつつ、合併の検討について、漁協への働きかけを強化してまいりたいとの答弁がありました。

次に、農林部の所管事項について、「ながさき森林環境税」に関し、第3期ながさき森林環境税の期間が次年度で満了となるが、これまでの成果はどうだったのか。また、継続についてはどのように考えているのかとの質問に対し、間伐や作業道整備の推進により、令和2年度末までの累計で約1万7,000ヘクタールの荒廃した森林の機能回復が図られる見込みであり、また、令和元年度の木材生産量は、ながさき森林環境税導入前の3.3倍となる年間16万8,000立方メートルとなっている。さらに、森林ボランティアの参加者が延べ16万6,000人、ボランティア団体の登録数が43団体まで増加するなど、森林の整備保全に対する県民の意識が醸成されてきている。

また、森林環境税の継続については、税を導入している37府県が全て継続しており、その状況なども踏まえ、今後、県議会や県民の皆様の意見などを伺いながら方針を固めていきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、事業承継の推進について、一、県内企業のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）について、一、新たな資源管理について、一、水産加工品の販売拡大について、一、有害鳥獣対策について、一、耕作放棄地の現状と活用についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり、可

決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長―27番。

○予算決算委員長（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕　おはようございます。

予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」外29件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第2号議案、第14号議案、第15号議案、第78号議案及び第90号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、3月8日に行いました総括質疑においては、新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防対策について、ワクチン接種の取組について、中小企業者への支援対策について、県内観光業界の回復に向けた対策についてなどの質疑が行われたほか、県民所得向上対策について、デジタルトランスフォーメーションの推進について、新幹線開業に向けた取組について、佐世保重工業等の離職者対策についてなど、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、県政150周年記念事業費に関し、大きな節目に当たり、さらなる事業展開を図り、記念すべき県政の節目を県民の皆様と共有すべきと考えるが、どうかとの質問に対し、本県では、これまで取り組んできた新幹線のプロジェクトや民間における様々な取組が動き出しており、来年度においては、新幹線開業に向けた事業や、Society5.0の推進についてもＩＣＴフェアの開催など、各部局で様々な事業を展開することから、こうした取組と連携させながら、全体として、県政150周年事業を盛り上げていきたい。

また、民間で進行している様々なプロジェクトにあわせてソフト面での新たな取組を進め、総合計画の5年間の中で交流人口の拡大を図りたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、ながさき少子化対策強化事業費に関し、厚生労働省が発表した令和2年の人口動態統計の速報値によると、全国の出生数は、過去最少、婚姻減少率も70年ぶりの大きさであったが、長崎県の状況はどのようになっているか。また、コロナ禍の中、結婚支援事業はどう進めるのかとの質問に対し、速報値での長崎県の出生数は9,906人、前年比5％の減であり、婚姻件数は4,988件、前年比11％の減であった。

県の結婚支援事業としては、来年度は、17市町に設置している婚活サポートセンター窓口の運営やセミナーの開催など、市町との連携を進めるとともに、「お見合いシステム」についても、新しい生活様式等に対応できるよう自宅での写真閲覧機能を設け、申し込みも自宅から簡易にできるようシステムを改良するなど、さらに利便性を高め、多くの方に出会いの機会を提供していきたいとの答弁がありました。

次に、環境生活建設分科会では、大型客船誘致促進プロジェクト推進事業費に関し、コロナ禍で厳しい状況の中、令和3年のクルーズ船の予約はどのような状況か。また、国際クルーズや国際航空路線が再開した際は、どのような水際対策と受入体制の整備を考えているのかとの

質問に対し、国際クルーズは再開していないため、予約は再開している国内クルーズの2回のみである。

また、現在、県内の空港・港湾は、新型コロナウイルスに対応できる検疫体制が整備されていないため、国に要望することとしている。

国内クルーズは、船社及び港湾管理者が、それぞれ国のガイドラインに基づき、感染防止対策を講じているが、国際クルーズについては、現在、国において、ガイドラインを策定中であるとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、スマート農業推進費に関し、農林業の各分野で、ＡＩ・ＩＣＴ等、スマート農林技術導入による主な取組はどのようなものがあるのか。

また、農林業の効率化において、ドローンの活用は大変有効であり、今後、ドローン操作オペレーターの育成が必要となってくるが、現在の状況はどのようになっているのかとの質問に対し、水稲においては、直進アシスト付のトラクターや田植え機、ラジコンの草刈り機、露地野菜においては、生産出荷予測システムやＡＩを利用した自動選果システム、施設園芸においては、環境制御技術による単収向上に取り組んでいく。

また、ドローンを活用した水稲・露地野菜の防除や整備した森林区域の測量作業を省力化する実証を進めていくこととしており、令和2年度は、4地区で、18名のドローンオペレーターの育成を支援しているとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略をさせていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　これより、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）〔登壇〕　日本共産党の堀江ひとみです。

新型コロナウイルス感染症で、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。

感染症防止、人命を守るために、医療の最前線で頑張っておられる医療従事者、関係者、ご家族の皆様に心から感謝申し上げます。

ただいま議題となりました第2号議案「令和3度長崎県一般会計予算」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業など、県民の願いに応えた予算は、当然のこととして賛成です。しかし、以下の理由を申し上げ、反対いたします。

1、石木ダム事業河川総合開発費8億7,300万円のうちの石木ダム事業分。

知事、ご存じですか、付替え県道工事は、これまでは平日だけでしたが、今は、土曜日も休日も工事です。住民は朝8時から夜9時まで、知事、夜9時までの工事はやめさせてください。3交代で座り込みを続け、食事も、座り込みの場所で弁当にして食べています。

工事妨害ですか。違います。半世紀以上、「石木ダムは要らない」と主張しています。今、工事を止めるには、重機の前に座り込む以外に手だてがないではありませんか。

知事は、今議会、「反対地権者方々との話し合いについては、具体的な真意を確認して、検討を進めていかなければならない」と答弁しています。

知事、「工事を中断して、話し合いを」と求

める住民の思いにどうか応えてください。

2、長崎新幹線事業関連174億4,928万円。

長崎から特急「かもめ」で乗り換えることなく博多まで行けるものを、2022年暫定開業予定の長崎新幹線は、武雄温泉で必ず乗り換えなければなりません。特急「かもめ」もなくなります。

長崎から武雄温泉間は、フル規格のため料金が上がります。必ず乗り換えなくてはならず、料金も上がる、長崎だけ新幹線、県民にとって、いいことはありません。

リモートワークやテレワークが普及し、出張がＷｅｂ会議に置き換えられることが予測される中、長崎新幹線で交流人口が増えるとは思えません。

武雄温泉～新鳥栖間のフル規格化は、合意の見通しも、実現の見通しもありません。一旦、立ち止まって、県民の声をよく聞くこと、長崎新幹線計画は、凍結するよう求めます。

3、特定複合観光施設（ＩＲ）導入推進事業1億9,007万円。

「刑法が禁じた賭博を特別に認める地域として、長崎県を認めてください」と、区域認定申請の諸準備に一層拍車をかけます。

長崎県佐世保市・ハウステンボスに賭博場をつくることは反対です。

新幹線や石木ダム、本明川ダムより、暮らしと福祉の充実を求めます。

新幹線に頼らない交通網の整備を、県内どこに住んでも確保される地域公共交通体系のさらなる充実を、高過ぎる国保税を引き下げるため、長崎県独自の支援策を、乳幼児医療費助成事業は、長崎県の補助対象年齢を引き上げること等を求め、反対討論といたします。

○議長（瀬川光之君）　前田議員―26番。

○２６番（前田哲也君）（拍手）**〔登壇〕**　自由民主党、前田哲也でございます。

会派を代表いたしまして、第2号議案「令和3度長崎県一般会計予算」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

来年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」のスタートの年度であり、令和3年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止と社会経済活動の回復・拡大に力を注ぐとともに、ポストコロナを見据えた産業振興や交流拡大並びに人口減少対策の強化や、Society5.0の推進等を基本として編成されております。

また、国の経済対策に対応した令和2年度2月補正予算と一体的な予算とし、編成され、県民生活の安全・安心の確保と地域経済の下支えの観点から、切れ目なく対策を講じる姿勢は評価するものであります。

県議会でも、経済対策予算について、ほかの議案に先行して可決したところであり、県におかれては、早期の予算執行に努め、少しでも早く、その効果を県民の皆様にお届けいただきたいと思います。

さて、当初予算の内容を見ますと、感染症対策に全力を注ぐとともに、長崎県総合計画の基本理念の実現に向けて、地域で活躍する人材や力強い産業の育成、持続可能な地域づくりを推進し、人口減少や2040年問題など、本県が抱える課題の克服に向けた対策を強化するとされており、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策、社会経済活動の回復・拡大とポストコロナを見据えた産業振興や交流対策をはじめ、行き届いた着眼の下、各種施策が打ち出されております。

さらに、地方創生推進交付金や有人国境離島法関係交付金などの国庫補助制度の積極的な活用に加え、緊急自然災害防止対策事業債など、交付税措置率が非常に高い県債の活用により、地方創生の推進や県民の生命、財産を守る防災・減災対策等を推進することとされております。

このほかにも、教育、医療、福祉、子ども関連施策の充実や、さらにその推進のための人材確保・育成対策など、本県が抱える課題解決に必要な施策が計上されるとともに、九州新幹線西九州ルートの整備及び新幹線開業対策をはじめ、特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進等の重要プロジェクトについても、確実に予算化されているところであります。

一方、「長崎県行財政運営プラン2025」を取りまとめ、引き続き、財政健全化に向けた取組も積極的に展開する姿勢も見られます。

このように今回の当初予算は、県勢の発展に向けて、これまで以上に、幅広い県民の参画により、困難な課題にチャレンジし、力強い県政の実現を目指そうとする知事の強い指導力の下での積極的、かつ、きめ細かな予算であると評価しており、私は賛意を表明するものであります。

知事におかれましては、難局にある今こそ、あらゆる力の結集の下、施策を断行し、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を進められることを期待いたします。

最後に、今年度は、コロナ禍の中で新型コロナウイルス関連対策については、感染状況や経済雇用情勢など、各分野で生じている影響を踏まえ、16回の補正予算を編成し、2,300億円を超える関係予算が計上されました。

新年度についても、社会経済情勢の把握に努め、市町とのさらなる連携の下、予算の組替えも含めて、迅速かつ効果的な施策を随時予算化するよう求めておきます。

以上、第2号議案について賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第2号議案は、原案のとおり、可決されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第14号議案「令和3年度長崎県国民健康保険特別会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第14号議案は、原案のとおり、可決されました。

次に、第15号議案「令和3年度長崎県交通事業会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第15号議案は、原案のとおり、可決されました。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第78号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第3号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第90号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり、可決されました。

次に、議会運営委員会より、発議第201号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第201号につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第201号は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、発議第201号は、原案のとおり、可決されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり、決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります―知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　2月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る2月24日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び各委員会を通して、終始熱心にご審議いただきますとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、県議会におかれましては、議会運営等について格別のご高配を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告

申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策。

本県における、新型コロナウイルス感染症の発生状況については、2月に入ってから低調に推移しており、去る2月24日には、病床の逼迫が続いていた佐世保市を含む県全体の新規感染者や、病床占有率等の全ての指標がステージ１の水準まで改善したことから、県では、2月26日、有識者のご意見等も踏まえ、県全体の感染段階を2月27日からステージ１に切り替えたところであります。

この間、県民の皆様や事業者の方々には、県からの様々な要請やお願いにご理解とご協力を賜り、改めて感謝を申し上げますとともに、大変厳しい環境の中で、県民の皆様方の命と健康を守るために多大なるご尽力をいただいております医療関係者や福祉関係者の皆様に、心から敬意を表し、お礼を申し上げます。

今後、人の移動が多くなる年度末、年度初めの時期を迎えることから、感染の再拡大を招かないよう、引き続き、感染防止対策に全力を注いでまいります。

一方、新型コロナウイルスワクチンについては、去る2月22日、長崎医療センターをはじめ県内3カ所の病院において、医療従事者に対する先行接種が開始されました。

また、3月8日以降、長崎大学病院等においても、医療従事者への優先接種が実施されるなど、本県におけるワクチン接種が本格的にスタートしたところであります。

こうした中、県では、去る3月15日、ワクチン接種後に副反応を疑う症状がある場合の専門的な相談窓口として、長崎県コロナワクチンコールセンターを新たに設置したところであります。

今後とも、国からのワクチンの配分状況等を踏まえながら、医療従事者への接種を着実に実施するとともに、4月以降、県内市町において順次開始される高齢者への接種が円滑に進むよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

新たな過疎対策法の制定。

現行の過疎対策法については、本年3月末で期限を迎えることから、新法の制定に向けて、これまで関係市町とも連携しながら、国等に対する積極的な要望活動を重ねてまいりました。こうした中、去る3月9日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案が、議員立法として国会に提出されたところであります。

この法案においては、過疎地域の持続的発展という新たな理念が掲げられ、そのために必要な過疎対策事業債等の支援措置が継続されるとともに、地域要件についても、みなし過疎、一部過疎制度の継続や地域の実情を踏まえた要件設定など、おおむね本県の要望に沿った内容が盛り込まれております。

これまで、多大なるご尽力とご支援を賜りました本県選出国会議員の皆様や、県議会をはじめ、関係皆様方に対して心からお礼を申し上げます。

県としては、今後とも関係市町と連携を図りながら、過疎地域の一層の振興に力を注いでまいります。

特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進。

ＩＲ区域の整備に向けた設置運営事業者の公募選定については、国内外から5事業者の応募があり、審査委員会の専門的知見も活用しながら一次審査を進めてまいりました。

本委員会では、事業者の実績や財務能力、事業コンセプト等の基礎的な内容について書類審

査を行い、このたび二次審査に進む事業者として、50音順で申し上げますと、「オシドリ・コンソーシアム」、「カジノオーストリアインターナショナルジャパン」、並びに「ニキ　チャウフー（パークビュー）グループ」の3事業者を選定したところであります。

今後、当該3事業者に対し、より具体的な提案者の提出を求めたうえで、事業者によるプレゼンテーションを実施し、本年夏頃までには、パートナーとなる事業者を決定することとしております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州各県や経済界との連携を深め、九州長崎ＩＲの実現を目指してまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、年度変わりの時期を迎え、皆様方には何かとご多様のことと存じます。どうかご健康には一段とご留意をいただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（瀬川光之君）　令和3年2月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月24日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日、閉会の運びとなりました。

この定例会中は、令和3年度当初予算の審議をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策、特定複合観光施設（ＩＲ）の区域整備促進、石木ダムの整備、九州新幹線西九州ルートの整備促進、人口減少対策、県庁舎跡地活用、農林水産業振興対策、観光振興対策、土木行政、教育行政、福祉行政等、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員の皆様のご努力と、知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、依然として、国内外で新型コロナウイルスの厳しい感染状況が続く中、県内においても、本年1月には、新規感染者数の高止まりの状況から、県独自の特別警戒警報が発令されましたが、県民の皆様方のご努力とご協力により、県内の感染状況は、現在、落ち着きを見せております。

しかしながら、この間も、首都圏における緊急事態宣言は解除されるものの、全国的な変異株の広がりや新規感染者数の下げ止まりなど、予断を許さない状況が続いております。

県議会といたしましては、本県の厳しい経済・雇用情勢や、各分野で生じている県民生活への影響を踏まえ、理事者と一体となって、市町や関係団体ともしっかりと連携、協力を図りながら、感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保及び社会経済活動の維持・回復や雇用の確保に向けた切れ目ない対策に引き続き取り組んでまいります。

次に、近年、地方議会においては、投票率の低下に見られるように住民の議会に対する関心の低下や、議員のなり手不足等が問題となっていることから、本県議会では、魅力ある地域づくりや若者の政治への関心の醸成等に資することを目的として、「長崎県立大学との包括連携

協定」を来週23日に締結することといたしております。

この協定に基づき、県議会としては、政策形成及び調査・研究面において、県立大学にご協力いただく一方、県立大学としては、人材育成及び教育・研究の充実に向け、学生による議会事務局でのインターンシップや議会傍聴、議員との意見交換など、相互に連携し、協力していくことを考えており、県民に身近な県議会として、地域の多様な声に耳を傾け、魅力ある地域づくりを目指して、県立大学と議員各位のご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと存じます。

さて、いよいよ新年度も目前に迫り、皆様には、公私ともにご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために一層のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これをもちまして、令和3年2月定例会を閉会いたします。

― 午前１１時１８分　閉会 ―

議　　長	瀬　川　光　之
副　議　長	松　本　洋　介
署名議員	中　島　廣　義
署名議員	麻　生　　隆

（速記者）

（有）長 崎 速 記 セ ン タ ー

配　付　資　料

動議	
提出者	離島・半島地域振興特別委員会
提出年月日	令和３年２月２４日
種類	意見書
件名	離島・半島地域の振興対策について
要旨	離島・半島地域は、豊かな自然や独自の歴史・文化を有し、自然環境の保全や食料の安定的な供給などで我が国にとって重要な役割を担っており、県民のみならず国民共通の財産である。 本県の離島・半島地域では、これまで県、関係市町においても様々な振興施策を実施し、着実な振興が推進されてきた。 しかし、離島・半島地域を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少・少子高齢化の進行、航路・航空路の維持、医療や福祉などの生活インフラ整備の遅れなどの課題を有している。 そのような中、特定有人国境離島地域においては有人国境離島法に基づく施策を有効に活用し、県市町が一体となって、雇用機会拡充や滞在型観光の促進などに取り組み、これまでに人口の社会減が大きく改善するなどの効果が現れているが、これを継続し、人口減少に歯止めをかけていくことが必要である。 また、半島地域においても住民が住み続け安定した暮らしを送るため、半島振興計画などに基づき、地域が有する豊かな地域資源を活かしつつ、地域の創意工夫を凝らした取組への支援の充実などが必要である。 さらに、昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、離島・半島地域においても、観光関連産業を中心に深刻な打撃を受けているため、各地域の状況を十分に把握し、国・関係市町などと連携した対策が必要である。 よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。 記 １　離島・半島地域振興対策について （１）農業・水産業を始めとする一次産業におけるＩＴ化は、生産性向上のために重要であり、各事業者への導入支援の取組を推進すること。 （２）本県水産物の輸出拡大及びブランド化に向け、産地における流通・加工機能の強化に取り組むこと。 （３）本県を代表する農業地帯である島原半島では、農業生産基盤の整備などによって人口減少・少子化の改善に繋がる事例もみられることから、今後も農業関係予算の確保・充実に努めること。

	（４）営農条件が厳しい県北地区の半島において、農業の担い手確保や所得向上を図るため、地域に合った農地の基盤整備や水田の畑地化などを推進すること。 （５）半島振興法に基づく国税の割増償却制度の活用を促進させるなど、半島地域の振興施策に積極的に取り組むこと。 （６）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策及び支援を強化すること。 ア　離島及び本土医療機関の患者受入体制の整備及び関係自治体との連携強化 イ　離島での患者発生時における救急搬送体制の強化 ウ　港湾での検疫体制を始めとする水際対策の強化 エ　帰省シーズンなどの広域的な移動に対する感染拡大防止対策の強化 オ　離島・半島航路など、地域の公共交通の確保・維持に向けた取組の強化 カ　金融機関に対する円滑な県制度融資の実行要請 ２　有人国境離島法対策について （１）特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、国へ予算規模の維持を求めるとともに、地元の要望や意見に沿った提案を行うなど、交付金対象事業の拡充を図ること。 （２）社会減の改善に特に重要な雇用機会拡充事業については、今後も多くの雇用の場が創出されるよう、課題の分析や優良事例の他市町への横展開などに努めること。 （３）本県漁業者の操業が、外国貨物船の航行や漂泊の影響を受け、制約されている事例があるため、これまで以上に漁業者の安全と操業の安定に向け、国への働きかけに努めること。 ３　離島地域航路・航空路対策について （１）離島地域航路・航空路は、新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員及び運送収入が減少しており、事業者は今後も厳しい経営状況が見込まれるため、これまで以上に事業者及び関係市町と積極的に連携し、離島地域航路・航空路の維持に向けた支援・取組を行うこと。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	知　事

動　　議	
提　出　者 提 出 年 月 日	観光振興・交通対策特別委員会 令和３年２月２４日
種　類	意　見　書
件　名	観光振興及び交通対策について
要　旨	特定複合観光施設（ＩＲ）については、民間、行政、議会が一体となって「オール九州」による誘致活動を展開してきた。こうした中、去る１２月１８日に、政府において「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」が策定され、区域整備計画の認定申請期間が本年１０月から来年４月までと示されたところである。よって、本年は、ＩＲ事業者を選定し、区域整備計画案を作成していくというまさに正念場である。 また、長年の悲願であった九州新幹線西九州ルートは、いよいよ令和４年秋に武雄温泉～長崎間が開業する。西九州地域の発展のためには、全線フル規格で整備して新大阪への直通運行を実現し、全国の新幹線ネットワークに接続することが必要不可欠であるが、新鳥栖～武雄温泉間の整備方式が決まっておらず、このままでは武雄温泉駅での対面乗換が長期化、さらには固定化するおそれがある。 さらに、近年好調に推移してきた観光関連産業は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けており、コロナ禍の中、旅行形態も変化してきている。当面は、厳しい状況にある観光関連産業を下支えする取組を継続することが不可欠であるが、併せて、コロナ収束後を見据え、「観光立県長崎」の回復とさらなる発展のための対策も着実に進めなければならない。 加えて、インバウンドをはじめとする国際関係施策についても同様に、コロナ収束後を見据えて戦略的に取り組むことが重要であり、また、その交通対策としても、本県への人の往来の要となる長崎空港のさらなる利活用を図ることが必要である。 よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう強く要望するものである。 記 １　ＩＲ対策について （１）上限３箇所とされる区域認定に向け、県内及び九州内の連携を強化するとともに、県庁全部局を挙げて諸準備に取り組み、公平性、公正性及び透明性を確保しながらＩＲ事業者を選定した上で、区域認定を獲得することができる区域整備計画を作成すること。 （２）交通アクセスの強化は区域認定の獲得に向けた重要な要素であることから、公共交通や道路、海路等の整備を促進するとともに、長崎空港の施設整備や機能拡充を図ること。 （３）九州・長崎ＩＲに対する県民のさらなる理解促進に取り組むとともに、ギャンブル依存症や治安維持などの懸念される事項について、国や関係団体等と連携し十分な対策を講じること。 ２　新幹線対策について （１）武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消するため、一刻も早く新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備を実現すること。 （２）北陸新幹線との一体的な財源確保や、地方負担、並行在来線等の諸課題の解決に向けて、関係者への働きかけを強化すること。 （３）令和４年秋の武雄温泉～長崎間の開業に向けて、新幹線駅周辺のまちづくりを促進するとともに、その開業効果を高め、県内各地に波及拡大させる取組を市町等とともに進めること。 ３　観光振興対策について （１）コロナ禍を経た旅行ニーズの変化への対応や、国の事業との連携など、これまでのコロナ禍における取組の経験を踏まえて、観光振興施策を推進すること。 （２）コロナ対策において明らかとなった県内や近隣県からの観光需要を引き続き掘り起こし、取り込むとともに、本県観光の強みであり需要の高い教育旅行の誘致についても継続的に取り組むこと。 （３）国内外の観光客を惹きつける観光コンテンツの造成・充実のほか、ユニバーサルツーリズムの推進や観光に携わる人材の育成などの受入環境の整備について、国の事業も活用しながら市町や民間事業者とともに進めること。 ４　国際戦略について （１）国際友好交流、県産品輸出、外国人材受入等を促進するため、コロナ収束後を見据え、戦略的かつ計画的に取り組むこと。 （２）コロナ収束後のインバウンドの受入拡大に向けて、本県の多様な魅力や安全・安心への取組に関する情報の発信を強化すること。 ５　交通対策について （１）長崎空港の２４時間化の実現に向け、リモート化の整備を推進し、交通アクセスの確保等について関係者との協議を進めること。 （２）国際定期航空路線の再開に向けて、航空会社と連携を図り利用促進対策を実施するとともに、新規国際定期航空路線・国際チャーター便の誘致に向けて、戦略的な取組を推進すること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	知　事

動　　議	
提　出　者 提 出 年 月 日	人口減少・雇用対策特別委員会 令和３年２月２４日
種　類	意　見　書
件　名	人口減少・雇用対策について
要　旨	総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると、令和元年において、国全体の日本人人口は対前年比で△50万5,046人であり、調査開始以降では最大の減少幅とされている。一方、本県の日本人人口は対前年比で△1万5,197人であり、そのうち社会増減数は△7,130人となっており、いずれも全国水準を大きく上回る状況にある。 本県では、平成27年に、県民をはじめとして県内の様々な関係者と共に、人口減少問題を克服し取り組むための指針として「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第１期総合戦略」という。）を策定し様々な施策を講じてきた。その結果、雇用創出や移住促進については効果が上がったものの、大学生の県内就職率の悪化や基幹産業の低迷等による従業員数の減少等も重なり、全体としての人口減少に改善の兆しが見られない状況が続いている。 こうした中、令和２年に策定された「第２期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、第１期総合戦略で一定の成果が得られた分野については現在の取組を継続し、施策の充実・深化や量的確保を行い、十分な成果が得られていない分野については、その要因分析を深め、足らざる取組の追加・拡充に努めることを基本とし、各種施策に取り組まれているところであり、これまで以上の具体的な成果が求められる。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県経済は大幅に下押しされ、解雇等の増加や求人が低調に推移するなど雇用環境にも大きな影響を及ぼしている一方、感染症の拡大に伴いテレワーク等の働き方が急速に普及し、地方への関心が一層高まるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じており、これらの環境変化に対応する的確な施策を講じることも求められている。 よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう強く要望するものである。 記 １　社会減対策について （１）海洋エネルギー関連産業、航空機関連産業、ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット関連産業の振興については、新たな基幹産業の創出に向けて引き続き推進し、良質な雇用の場の創出、ひいては経済の好循環を実現できるよう努めること。特に、海洋エネルギー関連産業については、国の「グリーン成長戦略」において、洋上風力をはじめとした再生可能エネルギーについて最大限の導入を図ると明記されていることを踏まえ、今後の脱炭素社会の実現に向けた動向等をしっかりと注視し、取り組むこと。 （２）新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワーク等の場所に捉われない働き方が普及するなど、新たな地方回帰の流れが生まれていることを踏まえ、地域間競争を勝ち抜き、首都圏等の人や企業を本県に呼び込むため、市町及び関係機関等と目標を共有するなど緊密に連携するとともに、通信環境の整備や就職・転職支援等の環境整備及び態勢整備を積極的に図ること。 （３）集落維持における買物弱者対策については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、移動販売等に係る取組が増加している状況を踏まえ、民間事業者やＮＰＯ等との連携による移動サービス等への支援を行うこと。 （４）県内市町における移住支援の取組については、支援制度をはじめとして相談窓口の環境や啓発パンフレットの内容等に様々な工夫が施されるなど、相談件数や移住件数も年々増加し着実に成果を挙げている事例がある。このような優良事例については、県が率先して各市町と情報共有等を行い、県下一体で移住支援施策のさらなる充実を図ること。 （５）事業承継については、長崎県事業承継ネットワークによる支援対象事業者の掘り起こしを推進するとともに、他の関係機関等とも連携したうえで、優遇税制等の関係施策について、着実な周知を図ること。 （６）藻場の再生にあたっては、ハード面及びソフト面での取組を着実に進めるとともに、離島漁業再生支援事業等の各種施策を活用し、地元漁民による取組についても、積極的な支援を図ること。 （７）中山間地域等直接支払事業については、担い手の高齢化等の状況を踏まえると、今後の農地保全活動の継続が困難となることが懸念されるため、市町等との連携を強化し適切な対策を図ること。また、支援の実施にあたっては、県職員が積極的に地域へ入り込むとともに、関係団体等とも十分に連携したうえで、それぞれの実情に応じた措置を図ること。 （８）本県の人口減少に歯止めをかけるため、統計データの利活用による要因分析を通じて、ターゲットとニーズに合わせた実効性の高い施策を講じるとともに、各種施策にかかるターゲットに届くように効果的な周知活動に努めること。 ２　人材確保対策について （１）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用環境等の悪化に対しては、国の制度をはじめとして様々な施策を適切に活用するとともに、十分な庁内連携体制を構築し、施策の方向性を見定めたうえで全庁を挙げた対策を講じること。また、今後の新型コロナウイルス感染症の見通しを予見することは極めて困難であるため、県におかれては、本県経済等に与える影響等をしっかりと注視するとともに、必要と認められる場合は、

	適時適切な支援措置を図ること。 （２）ＡＩやＩｏＴなどの情報関連産業を本県の成長産業とするにあたり、情報系人材の育成及び確保は極めて重要であることから、近年の長崎大学や長崎県立大学における情報系学部の創設を捉え、大学をはじめとした産学官金連携による取組を一層推進するとともに、資格取得支援やリカレント教育等の充実に係る検討を図ること。 （３）漁業就業前の技術習得研修に係る研修期間は原則で最長２年間とされているが、本研修期間では十分な技術習得が適わず、就業後の操業に支障をきたすおそれがあるため、研修期間を延長するなど研修制度の充実を図ること。 （４）看護職員の修学資金貸与制度については、県内就職率の向上に効果的な施策であるが、より多くの学生を県内就業に誘導できる実効性の高い制度になるよう充実を図ること。 （５）介護分野に係る外国人材の受入れを求める事業所に対しては、ベトナムのドンア大学との「介護分野における協力に関する覚書」における連携体制を活用するなど積極的なマッチング支援を図ること。 （６）本県農業における労力の確保については、農繁期と農閑期の混在に起因する外国人材の周年派遣が課題となっていることから、外国人材の安定的な派遣、ひいては農家の規模拡大につなげるため、株式会社エヌにおいて、ＪＡ等との産地間連携による周年派遣の実現を図ること。 （７）県内企業の魅力発信を目的としたフリーペーパーや保護者向け映像の作成等にあたっては、内容の充実はもちろんのこと、ターゲットに当該情報が届いて初めて期待する効果を得られることから、情報発信の手法についても検討や改善を重ねるよう努めること。 ３　若者・女性対策について （１）本県の社会動態においては、若者や女性の転出超過が特徴として挙げられるため、人口減少に歯止めをかけるためには、重点的かつ効果的な対策を講じる必要がある。中でも、若者や女性の県内定着及びＵターンの促進等を図るため、若者や女性に選ばれ、活躍や自己実現等ができる魅力的な働く場の創出に取り組むとともに、職場環境の整備や業務分担の工夫等により女性が働きやすい環境を整えている企業の見える化・情報発信等の推進を図ること。 （２）キャリア教育及びふるさと教育については、地元企業や地元自治体等との連携を強化し、教員の産業界等に係る知見の一層の深化や生徒と地元企業等が直接触れ合う場を設けるなどして、さらなる充実を図ること。 （３）長崎県立大学への設置が予定されている情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）においては、学生、県内企業及び県外企業との交流を促進する効果的な仕組みを構築するなど、魅力的な企業の誘致や学生の県内定着等の好循環の創出を図るよう、様々な検討を行うこと。 （４）１（２）記載の新たな地方回帰の流れを踏まえ、離島半島地域等を含めた企業誘致の推進を図ること。また、今般の医療ビジネスの拡大の流れを捉え、豊富な感染症研究の蓄積を有する長崎大学の優位性を生かし、同大学と連携した新たな分野の企業誘致の推進も図ること。 （５）本県における高卒者及び大卒者の３年以内の離職率は、全国水準を上回る状況にあるため、特に入社３年以内の若手社員の離職防止を図ること。一方、働き方への意識の変化に伴い離職事由も多様化していることから、離職者の多様なニーズに応じた再就職を応援するなど、離職者の県外流出防止のための支援策の構築を図ること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	知　事

発議第１９８号

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和３年２月２４日

議会運営委員会委員長　　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長崎県議会会議規則（昭和38年長崎県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（欠席の届出） 第２条　略 ２　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	（欠席の届出） 第２条　略
（起立表決等） 第57条　略 ２　前項本文の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。 ３　前項の規定により表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。	（起立表決） 第57条　略
（異議の有無） 第63条　議長は、問題について異議の有無をはかることができる。異議がないと認めたときは、議長は、直ちに可否を宣告する。ただし、出席議員から異議の申立てがあったときは、議長は、第57条の規定により表決をとらなければならない。	（異議の有無） 第63条　議長は、問題について異議の有無をはかることができる。異議がないと認めたときは、議長は、直ちに可否を宣告する。ただし、出席議員から異議の申立てがあったときは、議長は、起立により表決をとらなければならない。
第12章　補則 （配布に代わる措置） 第117条　議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議案その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって議長が定めるものを講じたときは、当該配布を行った	第12章　補則

ものとみなす。 第118条及び第119条　略	 第117条及び第118条　略

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（提案理由）

会議の欠席理由、電子表決の導入及び議員に配布すべき議案その他の文書のペーパーレス化に伴い、所要の改正をしようとするものである。これがこの規則案を提出する理由である。

発議第１９９号

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和３年２月２４日

議会運営委員会委員長　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長崎県議会委員会条例（昭和38年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（委員会の開催方法の特例） 第10条の２　委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要がある場合又はその他の事情がある場合において、委員会の招集場所への招集が困難であると認めるときは、第32条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。 ２　前項の場合において、オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 ３　前項の許可を得て、委員が、オンラインにより委員会に参加したときは、第13条及び第14条第１項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。 ４　オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により委員会の開催に必要な定足数を満たさなくなる場合が生じることが想定される中、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点等から、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により委員会を開催することができることとなったことに鑑み、当該方法による委員会を開催できるようにするため、委員会の開催方法の特例に関し必要な事項を定める必要がある。この条例案を提出する理由である。

発議第２００号

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和３年２月２４日

議会運営委員会委員長　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

長崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（議長の調査） 第 11 条　議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。 ２　議長は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、会派又は議員に対し是正等の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。 ３　前項の規定による勧告を受けた会派又は議員が正当な理由なく当該勧告に応じない場合は、議長は、理由を付した文書によって前項の措置を命ずることができる。 ４　議長は、前項の規定による命令を行う場合には、当該会派又は議員に対して十分な弁明の機会を与えなければならない。 ５　第３項の規定による命令があった場合には、当該収支報告書は、当該命令に従って修正されたものとみなす。 第 12 条～第 13 条　略	第 11 条～第 12 条　略
（透明性の確保） 第 14 条　議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。	（透明性の確保） 第 13 条　議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
（委任） 第 15 条　略	（委任） 第 14 条　略

様式第１号中「㊞」を削る。

様式第２号中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（提案理由）

政務活動費にかかる議長の調査権限の強化等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

◎常任委員会・議会運営委員会委員選任名簿（案）

委員会	委員長	副委員長	委員
総務委員会（１１名）	浅田ますみ	下条　博文	田中　愛国　山本　啓介　近藤　智昭　坂本　浩 宮島　大典　大場　博文　宮本　法広　石本　政弘 饗庭　敦子
文教厚生委員会（１１名）	浦川　基継	中島　浩介	中山　功　徳永　達也　堀江ひとみ　山田　朋子 ごう　まなみ　宅島　寿一　麻生　隆　山下　博史 中村　泰輔
環境生活建設委員会（１０名）	中村　一三	北村　貴寿	八江　利春　小林　克敏　中島　廣義　山田　博司 前田　哲也　深堀ひろし　松本　洋介　赤木　幸仁
農水経済委員会（１１名）	久保田将誠	山口　経正	溝口芙美雄　坂本　智徳　外間　雅広　西川　克己 山口　初實　川崎　祥司　吉村　洋　山本　由夫 堤　典子
予算決算委員会（４３名）	山本　由夫	ごう　まなみ	議長、正副委員長を除く全議員
議会運営委員会（１３名）	外間　雅広	大場　博文	中山　功　徳永　達也　山田　朋子　浅田ますみ 西川　克己　前田　哲也　中島　浩介　山本　啓介 宮本　法広　堤　典子　北村　貴寿

特別委員会の付議事件等一覧表（案）

名称	付議事件	設置期限
離島・半島地域振興特別委員会	・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策 ・再生可能エネルギー振興対策	調査終了時まで
観光・ＩＲ・新幹線対策特別委員会	・ＩＲ対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略	調査終了時まで
新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会	・感染防止対策 ・医療体制維持対策 ・経済活性化対策 ・生活安全対策	調査終了時まで

◎特別委員会委員選任名簿（案）

委　員　会	委 員 長	副委員長	委　　員
離島・半島地域振興特別委員会（１０名）	下条　博文	山本　由夫	田中　愛国　堀江ひとみ　宅島　寿一　麻生　　隆 山口　経正　近藤　智昭　宮島　大典　中村　泰輔
観光・ＩＲ・新幹線対策特別委員会（９名）	石本　政弘	饗庭　敦子	八江　利春　小林　克敏　坂本　智徳　山口　初實 川崎　祥司　久保田将誠　浦川　基継
新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会（９名）	深堀ひろし	山下　博史	溝口芙美雄　中島　廣義　山田　博司　ごう　まなみ 松本　洋介　中村　一三　赤木　幸仁

令和3年2月定例会

上　程　議　案　件　名　表

議案番号	件　　名
第2号議案	令和3年度長崎県一般会計予算
第3号議案	令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第4号議案	令和3年度長崎県農業改良資金特別会計予算
第5号議案	令和3年度長崎県林業改善資金特別会計予算
第6号議案	令和3年度長崎県県営林特別会計予算
第7号議案	令和3年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第8号議案	令和3年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
第9号議案	令和3年度長崎県用地特別会計予算
第10号議案	令和3年度長崎県庁用管理特別会計予算
第11号議案	令和3年度長崎県長崎魚市場特別会計予算
第12号議案	令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
第13号議案	令和3年度長崎県公債管理特別会計予算
第14号議案	令和3年度長崎県国民健康保険特別会計予算
第15号議案	令和3年度長崎県交通事業会計予算
第16号議案	令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算
第17号議案	知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
第18号議案	職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
第19号議案	長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例
第20号議案	長崎県薬事審議会条例の一部を改正する条例
第21号議案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例
第22号議案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第23号議案	長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第24号議案	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
第25号議案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

議案番号	件名
第26号議案	長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
第27号議案	長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
第28号議案	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
第29号議案	長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例
第30号議案	長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
第31号議案	長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例
第32号議案	長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
第33号議案	長崎県特別会計条例の一部を改正する条例
第34号議案	長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例
第35号議案	長崎県港湾整備事業財産管理基金条例
第36号議案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
第37号議案	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例
第38号議案	長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例
第39号議案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例
第40号議案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
第41号議案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例
第42号議案	権利の放棄について
第43号議案	権利の放棄について
第44号議案	権利の放棄について
第45号議案	権利の放棄について
第46号議案	包括外部監査契約の締結について
第47号議案	財産の取得について
第48号議案	財産の取得について
第49号議案	財産の取得について
第50号議案	財産の取得について
第51号議案	契約の締結について

議案番号	件名
第52号議案	契約の締結について
第53号議案	契約の締結について
第54号議案	契約の締結の一部変更について
第55号議案	契約の締結の一部変更について
第56号議案	財産の取得について
第57号議案	訴えの提起について
第58号議案	訴えの提起について
第59号議案	訴えの提起について
第60号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第61号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第62号議案	令和2年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について
第63号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第64号議案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について
第65号議案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について
第66号議案	長崎県福祉保健総合計画について
第67号議案	長崎県子育て条例行動計画の変更について
第68号議案	長崎県観光振興基本計画について
第69号議案	第4次長崎県環境基本計画について
第70号議案	第4次長崎県男女共同参画基本計画について
第71号議案	ながさき産業振興プラン2025について
第72号議案	長崎県水産業振興基本計画について
第73号議案	長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第74号議案	海区漁業調整委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第75号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）
第76号議案	令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）
第77号議案	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

議案番号	件名
第78号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第14号)
第79号議案	令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)
第80号議案	令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
第81号議案	令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算(第3号)
第82号議案	令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
第83号議案	令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
第84号議案	令和2年度長崎県用地特別会計補正予算(第1号)
第85号議案	令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第1号)
第86号議案	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第3号)
第87号議案	令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
第88号議案	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
第88号議案	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
第89号議案	令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第3号)
第90号議案	令和2年度長崎県交通事業会計補正予算(第3号)
第91号議案	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第4号)
第92号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第15号)
第93号議案	長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて
第94号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第16号)
第95号議案	長崎県教育委員会教育長の任命について議会の同意を求めることについて
発議第198号	長崎県議会会議規則の一部を改正する規則
発議第199号	長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例
発議第200号	長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
発議第201号	長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

委　員　会　開　催　日　程　表

月　日	曜日	開会時刻	委員会名	場所
3月8日	月	１０：００	予算決算委員会 （総括質疑）	議場
3月9日	火	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活建設委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月10日	水	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活建設委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月11日	木	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活建設委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月12日	金	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活建設委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月15日 （予備日）	月	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活建設委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月17日	水	１１：００	予算決算委員会 （分科会長報告、採決）	議場

令和３年２月定例会

審　査　報　告　書

総 務 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和３年３月１２日

総務委員会委員長　　浅田　ますみ

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 17 号 議 案	知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 18 号 議 案	職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 19 号 議 案	長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例	原案可決
第 42 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 43 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 44 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 45 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 46 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	原案可決

計　８件（原案可決　８件）

文 教 厚 生 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和３年３月１２日

文教厚生委員会委員長　　浦川　基継

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 17 号 議 案	知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 18 号 議 案	職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 20 号 議 案	長崎県薬事審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 21 号 議 案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 22 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 23 号 議 案	長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 24 号 議 案	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 25 号 議 案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 47 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 48 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 49 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 50 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 66 号 議 案	長崎県福祉保健総合計画について	原案可決
第 67 号 議 案	長崎県子育て条例行動計画の変更について	原案可決

計　１４件（原案可決　１４件）

環境生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和３年３月１５日

環境生活建設委員会委員長　　中村　一三

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 22 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 27 号 議 案	長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 28 号 議 案	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 29 号 議 案	長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 30 号 議 案	長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 31 号 議 案	長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 32 号 議 案	長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 33 号 議 案	長崎県特別会計条例の一部を改正する条例	原案可決
第 34 号 議 案	長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例	原案可決
第 35 号 議 案	長崎県港湾整備事業財産管理基金条例	原案可決
第 36 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 51 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 52 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 53 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 54 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 55 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 56 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 57 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 58 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 59 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 60 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 61 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 62 号 議 案	令和２年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について	原案可決
第 68 号 議 案	長崎県観光振興基本計画について	原案可決
第 69 号 議 案	第４次長崎県環境基本計画について	原案可決
第 70 号 議 案	第４次長崎県男女共同参画基本計画について	原案可決

計　　２６件（原案可決　２６件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和３年３月１１日

農水経済委員会委員長　　久保田　将誠

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 37 号 議 案	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 38 号 議 案	長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例	原案可決
第 39 号 議 案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例	原案可決
第 40 号 議 案	長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 41 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 63 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 65 号 議 案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について	原案可決
第 71 号 議 案	ながさき産業振興プラン２０２５について	原案可決
第 72 号 議 案	長崎県水産業振興基本計画について	原案可決

計　９件（原案可決　９件）

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和３年３月１７日

予算決算委員会委員長　　山本　由夫

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 2 号 議 案	令和３年度長崎県一般会計予算	原案可決
第 3 号 議 案	令和３年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第 4 号 議 案	令和３年度長崎県農業改良資金特別会計予算	原案可決
第 5 号 議 案	令和３年度長崎県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第 6 号 議 案	令和３年度長崎県県営林特別会計予算	原案可決
第 7 号 議 案	令和３年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
第 8 号 議 案	令和３年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	原案可決
第 9 号 議 案	令和３年度長崎県用地特別会計予算	原案可決
第 10 号 議 案	令和３年度長崎県庁用管理特別会計予算	原案可決
第 11 号 議 案	令和３年度長崎県長崎魚市場特別会計予算	原案可決
第 12 号 議 案	令和３年度長崎県港湾施設整備特別会計予算	原案可決
第 13 号 議 案	令和３年度長崎県公債管理特別会計予算	原案可決
第 14 号 議 案	令和３年度長崎県国民健康保険特別会計予算	原案可決
第 15 号 議 案	令和３年度長崎県交通事業会計予算	原案可決
第 16 号 議 案	令和３年度長崎県流域下水道事業会計予算	原案可決
第 78 号 議 案	令和２年度長崎県一般会計補正予算（第１４号）	原案可決

番　　号	件　　名	審査結果
第 79 号 議 案	令和２年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 80 号 議 案	令和２年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 81 号 議 案	令和２年度長崎県県営林特別会計補正予算（第３号）	原案可決
第 82 号 議 案	令和２年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 83 号 議 案	令和２年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 84 号 議 案	令和２年度長崎県用地特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 85 号 議 案	令和２年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 86 号 議 案	令和２年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第３号）	原案可決
第 87 号 議 案	令和２年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 88 号 議 案	令和２年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決
第 89 号 議 案	令和２年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第３号）	原案可決
第 90 号 議 案	令和２年度長崎県交通事業会計補正予算（第３号）	原案可決
第 91 号 議 案	令和２年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第４号）	原案可決
第 94 号 議 案	令和２年度長崎県一般会計補正予算（第１６号）	原案可決

計　３０件（原案可決　３０件）

動　議　件　名　一　覧　表（参考掲載）

1　委員会等提出

区　分	提出先	件　　名	委 員 会 名	可否	掲　載 ページ
意見書	知　事	離島・半島地域の振興対策について	離島・半島地域振興特別委員会	可決	付録 1ページ
意見書	知　事	観光振興及び交通対策について	観光振興・交通対策特別委員会	可決	付録 2ページ
意見書	知　事	人口減少・雇用対策について	人口減少・雇用対策特別委員会	可決	付録 3ページ

2　その他

区　分	件　　名	可否	掲　載 ページ
発議第198号	長崎県議会会議規則の一部を改正する規則	可決	付録 5ページ
発議第199号	長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	可決	付録 6ページ
発議第200号	長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	可決	付録 7ページ
発議第201号	長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	可決	付録 17ページ

発議第２０１号

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和３年３月１９日

議会運営委員会委員長　外間　雅広

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長崎県議会委員会条例（昭和38年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（常任委員会の設置） 第１条　議会に次の常任委員会を置く。 (1)及び(2)　略 (3) 観光生活建設委員会 (4)及び(5)　略 ２及び３ 略	（常任委員会の設置） 第１条　議会に次の常任委員会を置く。 (1)及び(2)　略 (3) 環境生活建設委員会 (4)及び(5)　略 ２及び３ 略
（常任委員会の委員の定数及び所管） 第２条　常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。 (1)及び(2)　略 (3) 観光生活建設委員会　略 (4)及び(5)　略	（常任委員会の委員の定数及び所管） 第２条　常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。 (1)及び(2)　略 (3) 環境生活建設委員会　略 (4)及び(5)　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の長崎県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員で次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の長崎県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定による委員会の委員長、副委員長及び委員のそれぞれの残任期間とする。

環境生活建設委員会	観光生活建設委員会

３　この条例の施行の際、現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

（提案理由）

常任委員会の名称変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

令和３年２月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

委員会名	付託事件
総務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・特定複合観光施設（ＩＲ）に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文教厚生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

No.2

委員会名	付託事件
環境生活建設	○委員会、現地調査及び要望活動 ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農水経済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予算決算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに決算について
議会運営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策 ・再生可能エネルギー振興対策
観光・ＩＲ・新幹線対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・ＩＲ対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略
新型コロナウイルス感染症・経済対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・感染防止対策 ・医療体制維持対策 ・経済活性化対策 ・生活安全対策